

平成 23 年 3 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成23年 3月 4日 開会

平成23年 3月16日 閉会

飯 島 町 議 会

平成23年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年3月4日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 飯島町農業委員会委員の推薦について

日程第 6 第 2号議案 飯島町生涯学習センター条例

日程第 7 第 3号議案 課設置条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 4号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 5号議案 飯島町文化館条例の一部を改正する条例

日程第10 第 6号議案 飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第11 第 7号議案 平成22年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第12 第 8号議案 平成22年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第13 第 9号議案 平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第14 第10号議案 平成22年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

日程第15 第11号議案 平成22年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第16 第19号議案 飯島町道路線の変更について

日程第17 第20号議案 飯島町天竜川地域伝承施設自修館の指定管理者の指定について

日程第18 第21号議案 飯島町地域交流センター追引公会所の指定管理者の指定について

日程第19 第22号議案 飯島町地域交流センター新屋敷地域交流センターの指定管理者の指定について

日程第20 第23号議案 飯島町地域交流センター赤坂グリーンヒル集会所の指定管理者の指定について

日程第21 第24号議案 南街道地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第22 第25号議案 南割地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第23 第26号議案 柏木地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第24 第27号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第25 第28号議案 荒田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第26 第29号議案 本郷第六地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第27 第30号議案 山久地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第28 第31号議案 豊岡地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第29 第32号議案 本郷第一地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第30 第33号議案 北村地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第31 第34号議案 高遠原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第32 第35号議案 針ヶ平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第33 第36号議案 中町地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第34 第37号議案 北町地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第35 第38号議案 石曾根地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第36 第39号議案 鳥居原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第37 第40号議案 春日平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第38 第41号議案 本郷第五地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第39 第42号議案 町道堂前線赤坂第一踏切拡幅工事の施行に関する変更協定の締結について

日程第40 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

日程第41 議会閉会中の継続審査事項等委員会報告

○出席議員（１２名）

1番 久保島 巖

3番 坂本紀子

5番 堀内克美

7番 三浦寿美子

9番 竹沢秀幸

11番 平沢 晃

2番 中村明美

4番 浜田 稔

6番 倉田晋司

8番 北沢正文

10番 宮下 寿

12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 中村澄雄 住 民 福 祉 課 長 折山 誠 産 業 振 興 課 長 鎌倉清治 建 設 水 道 課 長 塩沢兵衛 会計管理者（会計課長兼） 豊口敏弘 総務課財政係長 久保田浩克
飯 島 町 農 業 委 員 会 会 長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 市村幸一	教 育 長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会議務局長

米田章一郎

議会事務局書記

千村 弥紀

本会議開会

開 議
議 長

平成２３年３月４日 午前９時１０分

おはようございます。ただいまの出席議員数は１２人です。定足数に達していますので、これより平成２３年３月飯島町議会定例会を開会します。

この定例会においては、平成２３年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されております。議員各位、理事者並びに説明員には会期中を通じて慎重な審議と円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。開会にあたり町長からご挨拶をいただきます。

町 長

おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成２３年２月１５日付飯島町告示第７号をもって、平成２３年３月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中の中を、全員の皆様のご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。また林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、杉原農業委員長さんには、お忙しい中ご出席を賜りこれまた厚くお礼を申し上げます。

さて今年の冬は１月中は非常に好天に恵まれましたが、寒さが厳しく乾燥した日が続き、２月に入っては大雪が２回ほど降りましたが、地元の皆様のご協力をいただき除雪作業が迅速に行われ、大きな混乱もなく対応できましたことは大変ありがたく感謝を申し上げる次第であります。また心配をされましたインフルエンザなども大きな流行もなく、３月を迎え一日と温かさが感じられ、南の方からは梅や桜の便りも聞こえる季節となりました。今後安定した気象が続き春の農作業が順調に進み豊作の秋を迎えることを切に願っているところでございます。

さて先日２月１８日には飯島町新町発足５５周年記念事業の１つとして、長編トラベルミステリー十津川警部赤と白のメロディー出版記念、西村京太郎、津田礼子トークショーを開催をいたしましたところ、町内外から大勢の皆様がご来場をいただきまして誠にありがとうございました。飯島町を舞台としたミステリー小説でありまして、第１章は「君は飯島町を知っているか」で始まり、非常にインパクトのあるタイトルでありますので是非テレビ化をしていただくよう働きかけをしているところであります。この飯島町の素晴らしい自然環境や農産物、風土などの紹介により、多くの観光客に訪れていただき、町の活性化や定住促進につなげていくことができたかと考えているところであります。町民の皆様も是非ご協力をお願いしたいと思っております。

さて飯島町では昨年の１２月の議会定例会におきまして、本年４月から始まる１０カ年計画である第５次総合計画などを定めたところであります。新年度からはこの基本構想や前期５カ年計画であります基本計画に基づく初年度としてのスタートが切られるよう様々な検討をしてまいりました。折しも昨年１０月１日は５年に１度の国勢調査の年でありました。その結果の速報値が過日公表されましたが、飯島町の人口は９，９０４人と前回の調査に比べて６６６人、率で６．３％の大幅減でありました。当町におきましては新町発足以来、初めて人口が１０，０００人を切ってしまったことは誠に残念であります。これまで５０年以上に渡って企業誘致や住宅団地の造成など様々な施策を講じてまいりました

ので、これまでは人口が１０，５００人前後を維持し続けてまいりましたが、残念ながら今回９，９００人台となってしまったわけでございます。この原因については様々な要因があると思われますが、現在担当において分析中でありますけれども、直接的には町内企業における外国籍派遣従業員の解雇、帰国が大きく影響をしたものと考えております。１年半余にわたって基本構想や基本計画を検討いただく中で、多くの委員や町民の皆様から飯島町をもっと良くしたい、もっと元気にしたいとの意見が多く出され、その結果、町の将来像とともに今構想には「勇気・挑戦・感動」という行動指針が定められたところであります。また８つの進むべき方向と４８施策の他、今後５年間の重点施策といたしまして４つのプロジェクトを定めました。まさにその１つであります定住促進プロジェクトを最重要課題として、新年度から庁内の産業振興課内に新たな定住促進室を設けて、定住促進、人口増・活性化対策等を総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

さて今議会には飯島町の新年度予算を上程いたしますが、予算編成にあたりましては今申し上げました第５次総合計画のスタートでありますので、新総合計画を基本として８つの進むべき方向と４８施策により予算を組み立てるとともに、特に当面重点課題に対応するために４つのプロジェクトに力を入れ予算編成を行ったところであります。また様々な社会情勢や国の施策を踏まえるとともに、従来の経常経費を更に厳しい視点で検証をし削減を図りながら、新たな行政需要に対応する財源を生み出すこととして編成をいたしました。新年度予算はもう１つの見方からすれば、町が自立し持続発展可能なまちづくりを目指した７年目の予算となります。町では第５次総合計画と同時に、向こう５年間の行財政改革プランを策定をいたしておりますので、あれもこれもという時代からあれかこれかという集中と選択を旨とした予算としたところであります。更に、何でも行政ではなく住民自らがやる力をつけることが町の活性化や発展、さらに行政のスリム化にとって重要でありますので、行政もそうした住民の皆様の方の姿勢や行動を補完をしてまいりたいと考えております。予算の概要につきましては後日、新年度予算の提案の折りに詳しく申し上げてまいりたいと思います。一方、国政も混沌としてまいりまして国の新年度予算について予算執行関連法案との成立の如何の中で大変まあ極めて不透明な状況になっておることはご承知のとおりでございます。過日、新年度予算案につきましては衆議院を可決し参議院に送付され審議が始まり、最終的には年度内に成立の運びとなると思われますが、この予算関連法案の成立などの行方が極めて不透明な状態でありますので、大変危惧をいたしておるところであります。飯島町といたしましては昨年の１２月の公表されました地方財政計画により予算編成を行っておりますので、地方自治体の財源確保や補助事業などに影響が出ますと飯島町の行政サービスの財源確保できず、住民生活にも大きな影響が出るものと心配をいたしておるところであります。政府は国民が安心して安定した生活のできるよう責任を持って対処していただきたいと切に願っております、地方６団体とともにこのことを強く現在要請をいたしておるところであります。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件１件、条例案件５件、補正予算案件か５件、新年度予算案件７件、その他案件２４件の計４２件であります。いずれも重要な案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただき適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会招集のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、9番 竹沢秀幸 議員、10番 宮下 寿 議員を指名します。
議 長	日程第2 会期の決定を議題とします。 本定例会の会期は議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。 堀内議会運営委員長。
議会運営 委員長	会期につきましてご報告を申し上げます。去る2月22日午前10時30分から議会運営委員会を開催をいたしまして本定例会の会期について審議を行いました。案件の内容からいたしまして本定例会の会期は本日3月4日から3月16日までの13日間と決定をいたしましたのでご報告を申し上げます。
議 長	お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月16日までの13日間としたいと思います。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声多数)
議 長	異議なしと認めます。従って会期は本日から3月16日までの13日間とすることに決定しました。堀内委員長自席へお戻りください。
事務局長	会期の日程については事務局長から申し上げます。 (会期日程説明)
議 長 町 長	日程第3 諸般の報告を行います。初めに町当局からの報告を求めます。 それでは私からは3点についてご報告をさせていただきたいと思います。先ず最初に、飯島町土地開発公社の事業計画並びに予算についてご報告を申し上げます。飯島町土地開発公社の平成23年度事業計画及び予算につきましては、去る2月23日開催の飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いし、議決をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定に基づいてご報告を申し上げます。初めに、平成17年度から始まりました国道153号伊南バイパス改築工事に伴う用地の先行取得業務は平成21年度をもって公社の代行買収が終了をし、23年度及び24年度の2ヶ年間の再取得事務を残すのみとなっております。また東小段の共同墓地につきましては21から22年度の間に残っていましたが39区画すべてを町への売却が完了をしております。土地造成事業関連では課題としてきました未販売分譲住宅地につきまして平成22年度には1区画の分譲を実現しており、今後は更に紹介者謝礼金制度の活用などより積極的なセールスを展開をしてまいります。もう一方の土地造成事業であります工業団地造成事業につきましては、工場用地売却の成否はその時の経済情勢とは切り離せない一面があるわけではありますが、現在の情勢としましては企業収益は改善をしてくているものの為替レートやデフレの影響に対する懸念から、企業の景況感には慎重さがみられまして、企業誘致をめぐる環境としてはいまだ厳しさが残ったものとなっております。しかしながら今後は経済情勢や企業動向を注視しな

がら、残っております陣馬工業団地への企業誘致を積極的に進める他、柏木工業団地につきましても町と連携しながら国・県との調整を完了し具体的な取り組みに着手をしてまいります。

予算概要について申し上げますが、主な収入見込みといたしましては平成19年度から20年度に取得をした伊南バイパス用地を、国に302,000,000円で売却をする他、工業団地及び住宅分譲宅地の売却による土地造成事業収益を171,000,000円など、収入合計で479,000,000円余りを予定いたしております。これに対し支出見込みとして、土地造成事業原価468,000,000円など事業支出を477,000,000円余りを予定をいたしております、その結果、単年度収支では2,000,000円ほどの黒字となる予算であります。詳しくはお手元の事業計画書並びに予算書のとおりでございますので、後刻ご覧をいただきたいと思います。

次に、財団法人飯島町振興公社の事業計画及び予算についてご報告を申し上げます。平成20年12月公益法人に関する制度改革がございました。これにより当飯島町振興公社は現在、特例民法法人としての位置付けとなっております、平成25年11月までに新たな方向性も見出し、今後について結論付けることが必要となっております。そこで飯島町振興公社は住民を顧客とする位置付けとするとともに、行政コストの削減と多様化するニーズに対応し総合計画に掲げる将来像の実現など、行政組織と一丸となって取り組むための組織の構築を理事会において基本方針をご審議をいただいた結果、平成23年度において収益事業、受託事業内容を検討し、公益法人から一般財団法人として新たに組織をしまして、平成24年4月1日から運用開始に向けた議決をいただきました。以上のことを踏まえまして平成23年度財団法人飯島町振興公社予算につきましては、去る2月23日の振興公社理事会において審議をお願いし議決をいただきましたので、その概要のご報告を申し上げます。飯島町振興公社が指定管理制度から5年が経過をし、町より受託をしております各施設、各公園の維持管理業務はコストの削減を図る中で適正に管理をされておりますが、この中で図書館指定管理業務が平成22年度をもって5年間の指定管理が終了となりまして、管理業務のコストの削減、管理運営の最適化に貢献をしてまいりました。平成23年度の振興公社事業は本郷道の駅の産地形成促進施設の指定管理業務、千人塚公園の指定管理業務、与田切公園の指定管理業務の3業務と、山岳施設管理業務、道の駅本郷の管理業務、観光業務、観光協会の事務局の業務、信州飯島桜守の事務局業務を実施をしつつ、収益事業として千人塚公園のマレットゴルフや釣り、オートキャンプ事業などを行ってまいります。主な収入は基本財産の運用収入、千人塚公園事業収入、受託事業収入など総額で34,920,000円余りとなっております。また支出につきましては、受託事業支出が21,640,000円余り、これに一般管理費及び収益事業支出等13,280,000円余りを加えて、収入予算と同額としてございます。各種管理業務の履行はもとより今後も更なるサービスの向上を図り、飯島町振興公社の目的達成のために努力をしてまいりたいと思います。詳細につきましてはお手元の予算書のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思います。

最後に株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成23年度事業計画及び予算計画についてのご報告でございます。23年度の事業計画及び予算につきましては、去る2月15日開催の同社取締役会において議決をされておりますので、地方自治法の規定に基づきその概要を

	ご報告を申し上げます。最初に平成２２年度の事業及び決算見込みであります。事業につきましてはほぼ計画通りに進んでおります。特にデジタルチューナーの無料配布も今年度中にはほぼ終了する見込みとなっております。決算見込みにつきましてはデジタルチューナーの無料配布を損金計上する計画であったため、当初は約 75,000,000 円の赤字決算を見込んでおりましたが、チューナーの仕入れ価格の減額や諸経費の削減等の努力の結果、赤字額は約 10,000,000 円ほど程度に縮小をされる見込みとなっております。 次にお手元に配布してございます事業計画及び予算計画でございますが、平成２３年度の基本方針及び運営方針といたしましては、地域の情報機関として地域に信頼される会社を目指すとともに、地域産業の振興や教育文化の発展に寄与し、住民に親しまれる番組制作に努めていくとしております。また主たる事業計画の中では、デジタル放送の普及とアナログ放送の終了に向けた準備を進めてまいります。その他、通常業務の他に今後の自主番組のハイビジョン化や伝送路の更新に向けた検討をしてまいります。予算計画といたしましては収入として利用料及び通信料収入が中心でございます。売上高は 609,500,000 円を見込んでおり、様々な諸経費を差し引いた後の損益は 31,900,000 円を見込んでいるところでございます。詳しくはお手元の資料を後刻ご覧をいただきたいと思います。以上３点ご報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 ただ今報告のありました件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を行います。 次に議長から申し上げます。初めに、請願・陳情等の受理について報告します。本日まで受理した請願・陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第 89 条及び第 92 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。 次に、例月出納検査の結果について報告いたします。平成２２年 12 月から平成２３年 2 月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第 4 第 1 号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第 1 号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、又は固定資産の評価について学識経験を有する者の内から、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任をされることとされております。任期は 3 年であることが地方税法第 423 条第 3 項、第 6 項に規定をされております。現在飯島町では宮脇幸男さん、堀越壽一さん、上原靖一さんの 3 名が在任中ですが、堀越壽一さんが平成 23 年 3 月 31 日に任期満了となります。任期満了後の委員として引き続き適任者として堀越壽一さんを選任するにあたり議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長	(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を省略し第 1 号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立願います。
議 長	[賛成者起立] お座りください。起立全員です。よって第 1 号議案は原案のとおり同意することに決定されました。
議 長	日程第 5 飯島町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。お諮りします。農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 項の規定に基づく議会推薦の農業委員は 3 名とし、お手元に配布の名簿のとおり、飯島佳稲さん、森本令子さん、宮脇明子さんを推薦いたしたいと思います。ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。よって議会推薦の農業委員は 3 名とし、お手元に配布の名簿のとおり、飯島佳稲さん、森本令子さん、宮脇明子さんを推薦することに決定しました。 ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。
議 長	[飯島佳稲さん、森本令子さん入場] 再開いたします。ここで只今推薦されました皆さんからご挨拶をいただきます。なお宮脇明子さんは本日都合により欠席の連絡をいただいておりますのでご承知ください。それでは初めに飯島佳稲さんからお願いいたします。
飯島佳稲氏	[飯島佳稲さん登壇・挨拶] ただ今紹介をいただきました本郷耕地の飯島佳稲です。名前は「稲」米作りの名前です。ありますけれども、本来、花の専業農家であります。農業に関してはいろいろとわからない点が多々あります。皆さん方のご指導のもとよろしくお願い申し上げます。
議 長	ありがとうございます。次に森本令子さんからお願いいたします。
森本令子氏	[森本令子さん登壇・挨拶] おはようございます。皆様方の推薦をいただきまして自分の力も顧みずに再び引き受けることにいたしました上の原耕地の森本令子でございます。他の委員の足手まといにならないよう微力ではございますが元気に一生懸命努めてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。
議 長	ありがとうございます。 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
議 長	[飯島佳稲さん、森本令子さん退場]
議 長	再開いたします。 日程第 6 第 2 号議案飯島町生涯学習センター条例を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第 2 号議案飯島町生涯学習センター条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。この条例につきましては平成 20 年に策定をいたしました生涯学習まちづくり計画パートⅢ、この計画に基づきまして中央公民館を整備統合をし、生涯学習の推進・支

	援の拠点となる生涯学習センターを本年４月１日に設置するため本条例を制定するものでございます。第５次総合計画の中にも位置付けられております考え方でございます。生涯学習センターは生涯学習社会の実現に向けて全町的な推進体制を整備し、町民の生涯にわたる学習活動の総合的な推進・支援を図るため設置されるものであります。またそれに伴い飯島町公民館設置条例の条文整備を行うとともに、公民館に地域づくり公民館活動を支援する地域づくり支援員を配置するために、飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正を行うものでございます。細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 （補足説明） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
教育次長 議 長 ３番 坂本議員	３条のところにあります第４条の中で、その他必要な職員を置くということになっておりますが、現状の２２年度の段階とこの新しい生涯学習センターになる段階での職員の異動関係とかそういうのはどのような形になるんでしょうか。
８番 北沢議員	私の質問も同じ内容でございますけれども、第４条関係の職員の配置の部分であります。生涯学習センターにセンター長その他必要な職員を置くという規定されておまして、報酬のところで非常勤の特別職に生涯学習センターの長を置くというふうに規定されております。従って解釈するとここの生涯学習センターには非常勤の特別職を配置するとこんなように解釈できるかと思いますが、その他必要な職員を置くまあこういった部分を見ましてその細部は教育委員会の規則で定められるという内容でございますので、それを待つわけでございますけれども、条例のこの審議にあたってこの必要な職員この部分については、いわゆる職員の配置があるのか、従来の兼務のような形で職員を置くのか、それとこの地番が文化館に置くということになっておりますので、その文化館の管理の職員との関係についてどのようなお考えをお持ちになっているかお聞きをしたいと思います。（関連質問）
１１番 平沢議員	もう１点関連でお願いいたします。この新設条例でありますので後でもう少し綿密に審査をすることだと思いますが、私も第４条でございますが今、北沢議員の申したとおりこれは私はちょっとお聞きしたいのは、この先ほど振興公社のあれにもありましたけれど、図書館長、指定管理者がぬけてくるわけでありましたが、文化館の文化館長ですね、それと図書館長、それから地域づくり支援員、ここの整合性をどのように考えているかちょっと付け加えてお願いします。（関連質問）
町 長	ご質問の私の方からは第４条に関わる生涯学習センター長、その人選と申しますか位置付けについてお答えしたいと思います。当分あのスタートにあたってはこのセンター長は教育次長の兼務でまいりたいと、その下にまた必要な職員を配置して、文化館長、図書館長共に当面はスタートすると、その後またあのいろんな状況を判断の中でできればプロパー化をしていきたいなというふうに考えております。その他につきましては教育長のの方からお答えいたします。
教育長	それではあの生涯学習センターの位置、それから及び職員に関わることを一括してお

議 長 １番 久保島議員	答えをしたいというふうに思っておりますが、当面は教育委員会内部の兼務という形で移行段階でありますので、とりあえずは教育委員会の職員兼務という体制で進めていきたいというふうに考えておりますし、またあの教育委員会が将来的に移転をするという構想がありますので、実務的な面については当然地番も移動する、またその時点でお示ししご協議いただくというふうに当面は考えております。以上です。 他に質疑ありますか。
教育長 議 長 ３番 坂本議員	そうしますとですね、生涯学習係がなくなるというわけではなくて、生涯学習係がそこで兼務をするということによろしいでしょうか。 そのとおりであります。 他にありませんか。
教育長	今の久保島議員の発言の中とつながりますけれども、当面はその移行段階があるのでこれが教育委員会が移動した時点で、この条例そのものは変わらないけれども多少変わっていく可能性はあるということなんでしょうか。 運営については生涯学習の推進については当然生涯学習係がこれまでやってきた事業もありますので、当然引き継いでいくというふうに考えております。
１１番 平沢議員	先ほど私はその文化館長、図書館長ですかこの関係図書館長はおそらく指定管理者になっておると思いますが、先程の説明でいくと教育次長が兼務するっていうようなご答弁ですが、そのように判断してよろしいでしょうか。
教育長	現在も文化館長は教育次長が兼務となっておりますので、引き続き文化館長の管理については教育次長が行うというふうに考えております。
議 長 ３番 坂本議員	他にありませんか。 坂本議員最後です。
教育長	図書館長の件なんですけれども現在は振興公社なんですそれが外れて教育委員会の下になるわけですがけれども、その段階で館長そのものが新しくなるということですか。 専属に図書館の運営に関わっていただく図書館長を選任したいというふうに現在進めております。
議 長	他にありませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ただいま議題となっております第２号議案飯島町生涯学習センター条例は社会文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。よって第２号議案は社会文教委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第７ 第３号議案課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案につい

町 長	て提案理由の説明を求めます。
	それでは第3号議案課設置条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。平成23年度を初年度とする飯島町第5次総合計画に掲げる4つの重点プロジェクトの1つである定住促進を図るため、産業振興課の分掌事務に定住促進に関する事項を追加し、事務の分掌を明確にするものであります。細部につきましては総務課長よりご説明補足を申し上げますのでよろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	ありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	第3号議案課設置条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第8 第4号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議合とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第4号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は長野県の福祉医療制度の改正によりまして、68、69歳老人の医療費の一部負担金について県補助対象外となった平成20年度以降、町の単独で支援してまいりましたが、医療保険制度の改正に伴い老人保健医療適用前年齢について支援するという制度創設当初の意義も薄れてまいりまして、高齢化に伴う福祉医療費全体の伸びも今後予測されることから、68、69歳老人については経過措置を設けて廃止をし、福祉医療制度の安定的な維持継続運営に期する考え方でございます。細部につきましては担当課長から説明させますのでよろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
住民福祉課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9番	
竹沢議員	2点お伺いいたします。本条例案は委員会付託になると思いますのでそちらで十分審議していただければいいですが、まず冒頭ただいま説明もございましたが、1つは我が町と南箕輪が継続してやっているということですが南箕輪の動向は如何かということが1つ、2つ目、この3ヶ年からやってきたわけですが、この2世代か、68、69の方々の医療費負担をするのに予算がどのくらいかかっているのか以上2点。
住民福祉課長	まず最初に南箕輪の例でございますが、町長の方で申し上げました当初老人保健医療

	適用前年齢に、二年齢について扶助していくという対象という考え方は南箕輪は持っておらずに、ご承知の通り南箕輪は長野県で一番年齢の若い村でございます。で高齢者も少ないということの中で世代間負担というような考え方の中で、もう68・69歳以降ずっと支援をしていくというそういうような考え方で、基本的な考え方がまず違うということであります。それからどのくらいかかるかということなんですが、20年度は対象年齢28人、ちょっと古く申し上げますと、20年度28人に対しまして、28人ですね、で、大変恐縮ですが資料21年度から用意してまいりましたが、21年度の対象者は38人に加え、支給額924,000円、支給件数686件、23年にまいりますと2月にまいりますとこの時点で42人増えておりまして、今現在で1,000,000を超えております。あと3月支給が待っているということで、対象者、それで福祉医療費全体の伸びなんですが18年から3年を経過した21年度実績までを捉えますと、単純に16％増、各年度概ね平均で5％の伸びを示してきているという、あの福祉医療に対するこれから負担増はかなり予測されるのかなという現状でございます。以上です。
議 長	他にありませんか。
7番	
三浦議員	ただいまあの今までの経過という、どのくらいのあれかという実績をお聞きしたわけですがけれども、まあ廃止になるという前提としての根拠があると思いますのでその点についてもお聞きをしたいと思います。
住民福祉課長	前提の根拠といいますか、今申し上げましたとおり、これからあの団塊の世代が到達していくことに順次まして、対象者は増えていく、それから福祉医療費全体の支給額も伸びていくという状況の中からの判断ということと、もう1つはあのこの制度の意味合いがですね、いわゆる旧老人医療制度70歳到達前の二年齢を限定して支援をしていく、医療費の一部負担について支援をしていくという大きな要因を持っていたわけなんです、簡単に言うと低所得のが支援ということなんですが、今あの状況がですねこの2対象年齢に限った状況からかなり拡大しておりまして、低所得対策あるいは生活弱者対策というものについてはもうちょっと対象を広げて検討していく必要があるんじゃないかというような背景も1つございますので申し添えます。
議 長	他にありませんか。
4番	
浜田議員	私はあの医療費の伸びが16％だというお話でしたけれども、今回の該当、先ほど1,000,000前後ですか、この伸びはその中でどのくらいの比率なのかというのが第1点ですね、それから町長の説明の中でこの制度の意義が薄れたというお話がありましたけれども、発言がありましたけれども、今の数字の説明からすると意義が薄れたのではなくてですね、逆に必要とする対象者が増えているように見受けられますけれども、この辺りの整合性についてご説明いただきたいと思います。
町 長	まあこのあの考え方につきましてはあの説明も触れましたけれども、平成20年度時点で高齢者医療制度が生まれ変わった、これに合わせてまあ県・国の考え方が70歳以上ということをして1つの捉え方として高齢者医療制度がまあできて、で、従来の考え方がその直前であるこの68歳、69歳、いわゆる70歳未満の方々が、いわゆる当時の考え方とは少し現在変わってきたように思います。町もあのせつかくまあ継続して踏ん張ってきた

	制度でありますので、何とかまあ維持をしたいということの中で続けてきたわけでありま すけれども、今あのこう考えてみますと 6 8 歳、6 9 歳という方々のこの年齢のまあイメ ージといいますか、それがやはり少しあの現役世代的なもう一つの、6 0 代というのはあ るのではないかというふうにも思っております。それからまたあのその方も住民税の非課 税世帯に限ってというような形でございますので、<u>一家</u>全体の中でのまあそのことを捉え ていく 1 つの考え方もあるわけでございます。従ってあの 7 0 を 1 つに区切った形で、そ の後と前後ということで全体の保健医療制度と、それから福祉医療制度というものをもう 一辺考え直した形で今回こうしたご提案を申し上げたと、そういう考え方でございませ うで、当然あの高齢化が進んでまいりますから従来の 6 8 歳 6 9 歳というような位置付けは 増えていくことは当然でありますけれども、その年齢層としての捉え方をまあ少しまあ時 代が変わったというふうに認識を致したところでございます。
住民福祉課長	医療費がどのくらい伸びるかという実績につきましてはですね、かなりあのばらつき がございます。あの一部負担ですのかかった医療費の 1 割相当額をこう支給していく という考え方の中では、特定の大きい病気にかかれば当然あの限度額も上がって支給額が変 動するということで、一概にはこれ申し上げられませんが、2 1 年、2 2 年の対象者比較 では 3 5 % 増えてっていうようなことで、これはあの対象が住民税非課税世帯を対象とす るものではございますので、そういったまあ世帯も増えたということと、その年代が増加 しているということ、両方が相まっていると思います。それでちょっとあのくどく申し上 げて恐縮でございますが、住民税の非課税世帯の特定二年齢だけについて支援をしていく という考え方がそろそろ通用しなくなってきて、全体をこう眺めた低所得者対策というも のをもう一度見直したいと、こういったことも背景にございますので申し添えます。
議 長 7 番 三浦議員	他にありませんか。
住民福祉課長	ただいま課長から低所得者対策が必要というふうに考えている中での廃止というふう にお聞きしましたが、この低所得者対策というのはいつごろ確立できるのでしょうか。お 考えがありましたらお答ください。
住民福祉課長	これはもう現在も取り組んでおるところでございますが、例えばあの当課におきまし ては主に包括支援センターで高齢者、それから障がい者、こういった部分を対象にやって おりますが、いろんな事情でお困りの方がいらっしゃいます。医療費の一部負担のことで はなくてお悩みの方が増加してきておりますので、財源をできるだけそこへ集中をして人 的な対応の中で個々のケースに置いた対策、こういったものに重点を置いて、今後もより 重点を置いてまいりたいとこういったように考えておりますのでお願いをいたします。
議 長	他にありませんか。
議 長	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議 長	ただいま議題となっております第 4 号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を 改正する条例は社会文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第 4 号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正 する条例は社会文教委員会に付託することに決定しました。

議 長	日程第 9 第 5 号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例を議題とします。本案 について提案理由の説明を求めます。
副町長	第 5 号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申 し上げます。文化館は平成 5 年開設以来多くの町民の皆様に生涯学習、社会教育、文化活 動等の活動の場として提供してまいりました。今回これらの使用料について相談室、和室、 楽屋の利用形態に合わせた使用料の改定と、小ホール、調理室を除いた各部屋の超過時間 の見直し改定をするのに伴いまして条例の一部を改正するものでございます。細部につ きましては教育次長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますよう お願い申し上げます。
教育次長 議 長 3 番 坂本議員	(補足説明) これから質疑を行います。質疑はありますか。
教育次長	そのあの今言われました懇談会についての反対というか、上がっては困るわという意 見はなかったでしょうか。それと共にホールの温度管理なんですけれども、温度管理の状 態が非常にあの良くないというか、いう状態なんですけれども、例えば小ホールとか大ホ ールなんかは確か整備が入ったと思いますけれども、そういう点で使い勝手、要するに料 金に見合った形の使い勝手がいい状況になってきているんでしょうか。
教育次長	懇談会の中ではこのご時世でありますので、ほとんどの皆さんが仕方ないだろうとい うようなことで理解はいただいております。ただあの今質問のありました暖房等につきま しては前回の補正予算で光ですか、によりまして整備をするようにしておりまして、今あ の入札等の準備に入っておりますので、以前よりは使い勝手が良くなるというように解釈 をしております。
議 長 7 番 三浦議員	他にありませんか。
教育次長	今回の主な料金の変更の中では超過時間についての変更が大きいと思うんですけれど、 この超過時間という利用の中での使い方については、実際には大きな超過時間ということ で今までに利用はどのくらいあったのかということについてお聞きをしたいと思います。
教育次長	この額は把握しておりませんが、今までの中には何件かは超過が出ております ので、そういった部分について使う中での、例えば午前中使って午後入るというようなこ の場合に支障が出たりする場合もございますし、午前中使って例えば午後空いていれば そのまま使いたいというな部分がありますけれども、そういう部分については午前、午後 というような格好の中でいわゆる本当の超過というような部分で今回見直しをかけており ますのでお願いしたいと思います。
議 長	他にありませんか。
議 長	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議 長	ただいま議題となっております第 5 号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例は社 会文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。よって第5号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例は社会文教委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第10 第6号議案飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第6号議案飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例の改正は前回平成18年度改正から5年が経過し、見直しを行う中で町民体育館4施設、学校屋内運動場3施設、屋外運動場7施設、計14施設の使用料の増額改定を行うものであります。体育施設につきましては使用料の収入に対しまして光熱費、修繕費等、維持管理経費の町からの支出割合が高くなっております。利用者におきましてもご協力をいただきご負担をお願いするものでございます。細部につきましては教育次長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
教育次長	(補足説明)
議 長 8番 北沢議員	これから質疑を行います。質疑はありますか。
	今回あの生涯学習センターというセンターが設置されるんですが、これは教育委員会の1機関として位置付けられると思いますが、従来の中央公民館はこの中に規定があったわけですが、生涯学習センターは教育委員会という括りの中でこの条例上は判断されるのかどうかについて伺います。
教育次長	先程のあの生涯学習センターの部分で学習センター生涯学習係の中へ事務分掌等置くような格好の中になっておりますので、こういった条例関係につきましては教育委員会の中で管理というか掌握をしていくということで解釈をしておりますのでお願いいたします。
議 長 9番 竹沢議員	他に質疑はありますか。
	教育長にお尋ねいたします。この条例もそうですが、先程の文化館条例もそうですが、この度その一応公民館を廃止してまあ生涯学習センターにすること、その施設の料金について関係者といま説明して了解を求めたということなんですけれども、一方でその生涯学習をね推進していこうということでまあ設置をしながら料金の方は上げますよというそういう考え方ね、そのものがその生涯学習を推進していくという立場でどういう思いがあるのかについてお答えください。
教育長	あの誤解のないようにお願いしたいと思いますが、生涯学習センターの事業はあくまでも教育機関でやるものでありますから、生涯学習センターで行う事業については当然無料というか厩記慮していくということになりますし、別途料金を徴収することは考えてはおりません。
議 長	他にありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	ただいま議題となっています第6号議案飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例は社会文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第6号議案飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例は社会文教委員会に付託することに決定しました。
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻を午前10時55分と致します。休憩。
	午前10時36分 休憩 午前10時55分 再開
議 長	休憩を会議を再開します。
	日程第11 第7号議案平成22年度飯島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第7号議案平成22年度一般会計の補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ59,877,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,887,150,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては平成22年度の当初予算及び補正予算により各種の事務事業を進めてまいりましたが、決算を迎えるにあたりまして必要な補正を行うものであります。なお現時点で国・県関連事業などを中心に未確定な要素がありますので今年度の最終調整は3月31日付の補正予算で最終調整をお願いしたいと思っておりますので、あらかじめお含み置きをいただきたいと思います。
	歳入の主な内容でございますが、法人町民税が景気の緩やかな回復などを受けまして増額となりましたので補正をいたします。地方交付税は10月までに交付決定のありました特別地方交付税分を計上いたしました。国庫支出金の住民生活に光を注ぐ交付金につきましては、第二次配分の額の確定により増額補正を行うものであります。その他老人保健医療特別会計を今年度をもって廃止をすることといたしますので、その清算として一般会計へ繰入れるとともに、普通財産の売払収入のほか、それぞれの事業の見通しにより必要な補正を行うものでございます。
	次に歳出の主な内容でございますが、今年度末に退職する職員に関する退職手当組合の特別負担金や、住民生活に光を注ぐ交付金対象事業について増額補正を行うものでございます。町道堂前線赤坂踏切の改良工事につきまして事業費の確定による減額を、また伊南行政組合への負担金や、塵芥収集運搬委託料などにつきましては事業の清算等によりましてそれぞれ減額の補正を行うことといたしております。
	以上のとおり歳入の増や歳出の減などを見込んだ結果、今年度予定してきた事務事業はほぼ計画通り執行する見込みとなりましたことから、次年度以降の財政状況等を勘案し、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金へ積み立てを行おうとするものでございます。併せまして歳入歳出予算のほか債務負担行為の補正4件、地方債の補正1件を予算計上いたしました。細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
住民福祉課長	(補足説明)

産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
7 番	
三浦議員	2 4 ページのあの就学援助費についてなんですけれども、現在、就学援助を受けている方がどのくらいいるのかということと、新しい項目が増えたということですのでその内容についてお聞かせください。それからもう 1 つ、あの住民生活に光を注ぐ交付金など新たな項目が入ったわけなんですけれども、これに対して新たな雇用が生まれるかどうかについてもお聞きをしたいと思います。
教育次長	就学援助費につきましては小学校関係では現在 2 4 名でございます。それから中学校関係につきましては現在 1 0 名でございます。制度改革の関係につきましてでございますが、今回あの新たにクラブ活動費、それから生徒会費、P T A 会費、この 3 項目が追加となりまして、制度改革に伴います増額につきましては、小学校の関係つきましてはこの制度改革による増額につきまして約 180, 000 円、それから中学校の方の関係につきましては 319, 000 ですか、これが制度改革に伴います増額ということになります。
議 長	答弁漏れ。
教育次長	申し訳ございません。「光」について新たな雇用をするかどうかということでございますか？それにつきましては工事の関係になりますので雇用関係については予定をしております。すいません。
9 番	
竹沢議員	1 点だけお伺いいたします。2 2 ページ、地方特定道路の関係で J R 関係の堂前線ですが、結構なことなんですけれど一般財源で 15, 000, 000 の減額で、地方債 1, 000, 000、一部 3, 200, 000 繰越しになるんですが、J R の委託費ですが 13, 268, 000 円も減額になりましてこれは大変に結構なことなんです、理由があると思うんですね、これだけの多額の金額が減額っていうその理由についてお答えください。
建設水道課長	J R との協定、これ昨年 1 1 月に臨時議会で協定をお願いしたわけですが、この時点ではあの J R 踏切まあ高架橋等も全て含めてですが、あの若干余裕を持った協定をするのがまああの今までの例でございます。で、最終的に精算段階でそれを精算するという形になるわけなんです、今回主な理由につきましては契約差金、それからまあ他事業との調整の中でまあひとつのケーブルの張替えをしなくて済んだというような部分等、まあ主には契約差金等が主な理由でございます。以上です。
議 長	他に。
8 番	
北沢議員	1 8 ページの関係でございます。認可保育園の関係費でございますけれども、新年度予算もそうでありますけれども、今回から保育料の関係の充当先がですね 2 6 4 0 の人件費の方に振替わっているわけであります。2 2 年度の当初予算では 2 6 4 1 の運営費の方にこの費用が充当されていたわけなんですけれども、この変更については何か意味があるんでしょうか。
総務課長	この保育料につきましてはあのまあ言ってみれば物件費に使う部分と人件費と、まあ

	いろんな要素がその入っていますので、特にどこへいくらってというのがありませんが、決算統計の方ではある程度目安が示されておりますのでまあその趣旨に沿って充当しておりますので、特にあの今回そのことを調整したことによってそのバランスが崩れるということとはございませんが、人件費の方だけに全額とかそういうことではありませんので、バランスよく今入れたつもりでございますが、特に今回の調整については理由はございません。
議 長	他にありませんか。
3 番	
坂本議員	1 4 ページの 1 1 1 0 の一般管理事務費の退職 10,627,000 円ですね、退職勧奨分ということなんですけれども、これの人数は何名分ぐらいになるんでしょうか。それとその下の一般管理費なんですけれども、ここら辺も一応新規のこの新規入社分ということでおっしゃったんですけれども、人数のことは特におっしゃってなかったんですけれども何人分という形で見ているんでしょうか。
総務課長	今回勧奨退職で辞める正規職員は 1 4 人でございます。正規職員は 1 1 人を予定しております。
議 長	他にありませんか。
4 番	
浜田議員	2 5 ページの文化館費、大ホールの舞台の設備修繕ですけれども、吊り物ワイヤーと照明器具ということでしたけれども、これはあの純粋に修繕という内容なんでしょうか。ということですね。特に照明等は必要だったのでしょうか。ご説明ください。
教育次長	文化館費の今回の修繕につきましては点検等入れております。点検を入れております器具等の。その中でワイヤー等につきましてはかなり磨り減ってきまして危険があるということでの取替修繕になります。それからあの照明等につきましても、中に取替えるものと修繕で行うものが出ておりますので、そこら辺のところをやっていききたいというふうに思っております。
議 長	他にありませんか。
1 番	
久保島議員	町長にお伺いいたします。退職勧奨でですね 10, 000, 000 円以上のお金が出るわけです。この退職勧奨をですねやめて、しっかりやってもらうということだとこれがなくなるのではないかと思います、その辺のご見解はいかがでしょうか。
町 長	この当町の退職勧奨制度、これにつきましてはあのかねてからずっと長い歴史の中でまあ運用してまいりました。勧奨要綱に基づいて実施をしてまいりまして、これまで概ねこの要綱に沿って該当者の理解と協力を求めて今日までに至っているのが事実であります。今後もまあそうした運用の中でというふうに思っておりますが、これからのことにつきましてはまたあのこうした町の職員の年齢構成、あるいはこうした組織の一部の見直し等も総合的に判断し、それから国のいわゆるこの定年制延長といったような考え方も出ております。一方ではまた公務員制度の改革によって定数削減という公務員全体の、あるいは給与の削減というようなものも 1 つの大きな政策政治課題にもなって、そのことをまた将来を見通しを見極めながら今後の課題として捉えていかなきゃならん問題であろうということでございますが、当面のところはこの町の実綱、今までずっと継続しておりますので今後もそうした線に沿って考えていきたいと考えております。

議長
4番
浜田議員

他にありませんか。

15ページの防犯対策費、6,000,000の減額ということでまあそれ自体たいへん望ましいわけですけども、あのこの事業は私の認識では多少元の計画より遅れたんではなかったかと思うんですけども、そういう実施の遅れがあったのかどうかということですね、それから総額の中で原材料費の占める割合がわかりましたら教えていただきたいと思いま

総務課長

まず、施行ですけども前年度の補正でやりましたので繰越明許になっておりましたが、できるだけ早くしたかったわけですが、このLED化にしますと電気料金が1年間で70幾万安くなるということで、中部電力の台帳とそれから料金を納めてもらっている実態と現場と合わない、今回LEDにしてその契約を変更して契約料金を下げるというその手続き受け付けてくれないということになりまして、4月から中部電力と町の職員が全部出て1,100カ所チェックをしました。それで不突合の箇所が何箇所もありまして地元の耕地総代や管理している区とも、これはホントに台帳にあるかないか、お金を納めていないかとそれを全部照合しました。その手間がかなりかかってしまいまして10月末11月の頭くらいまでその最終的な事務があったと思います。で、そういうようなことがありまして発注が遅れてしまいました。それで当初あのLEDの器具につきましては前年度に補正をする時点で何社から見積りを取りまして、器具の単価を決定しておりました。で今年今回その去年の秋頃になりまして5社による指名競争入札をしたらだんだん価格も下がってきまして、5社の内、2月とか1月頃見積りをまあだいたい目安をつけるため取った見積りと同じくらいの数字を入れてきた業者も3社ほどありましたけれども、会社によってはかなり安くなってまいりました。それで30,000,000円の予算でございましたが、その内のこのLEDの原材料費の部分は15,900,000円の予算でございました。ですから15,900,000円の中が6,000,000円減額になったということで、手間代についてはだいたいこちらで当初予定していたとおりでございます。それから、それで取り替えた蛍光灯を処分しなければならぬので、それが300,000円か400,000円かかっていたと思います。そういった予算内訳の中で執行をしまいいりました。以上です。

3番
坂本議員

今のLEDのことで追加なんですけれども、あの安く原材料費のそのLEDが安くなったことは良いと思うんですけども、その形がですね固定式とこういうふうに少し移動できるタイプとあってということで、少し地元の方からまああの要望もありまして、実態としてその現場の部分をちゃんとその道を示していないで水路を示していて、そういう意見もありまして、その首振りタイプのと固定式のっていうののそのところで、あの値段的にはまあ安かったんですが、ちゃんとその位置に接したっていうか、場所に合ったものを選んだがどうかっていうところはどうかだったんでしょうか。

総務課長

会社によってですねLEDの形とかその仕様が全部異なっております。それで12社だかなんか営業活動が来ましたので全部製品を見て、総務課でその製品の選定委員会みたいなものを作りまして数を絞ってまいりました。で、最終的には5つのこの内からどれでもいいということで競争入札をして今の形になりました。それで今の形のやつは確かに雪が上へ積もらないとか、小型ですので明るさ自体は拡散はしませんけれども、ある5メー

議長

ターくらいの範囲はかなり前よりも明るくなっているんですが、たまたまそれがあの電柱とか引き込みの支柱に着けているんですけども、道路のだいたい1メートルくらいのところにうまく電柱が入っているとちょうどよく当たるんですけども、電柱がその道路の路肩からかなり離れているようなところは角度の調整ができない器具でありましたので、土手の方を集中的に照らしてしまっ肝心なところを照らしてないという部分がありまして、今現在、耕地総代さんから角度を直してもらえないかというのが5箇所ほどきております。それであのメーカーとも交渉しまして、その取り付け金具をちょっと換えることによって修正できる部分については修正をしていきたいなというふうに考えておりますが、まあ言ってみれば大部分のところはうまくいっていると思うんですが、そういったあの最初に設置してあった蛍光灯の位置がですね道路から離れているようなところはちょっとそういう現象が起きておりますので、ちょっと今地元の要望も聞きながらちょっと対応しているところでございます。以上です。

議長

他にありませんか。
(なしの声)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

4番
浜田議員

本補正予算に賛成する立場から討論を行いたいと思います。ただし1つコメントがありましてですね、今質問した防犯対策灯、これは実は事業の遅れでずいぶん町は得をしたのではないかと私は思っております。以前この席で申し上げましたように、LEDの技術はまだ開発が始まったばかりでもっと待てば持つほど価格が下がっていくと思います。そういう意味ではあの全体に拙速といいますかですね、もっとストレートに申し上げると無駄な出費をしたんじゃないかというふうに私は感じております。で、この6,000,000円があれば先ほどあの医療の問題が出てましたけれどもですね、これをあと5年分ぐらいは延長できるぐらいの予算がですね既にこの中からだけでもはじき出されるというふうに思いますので、今後も慎重にですね事務事業の展開を図っていただくということを要望しながら賛成としたいと思います。

議長

他にありませんか。
(なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長

第7号議案平成22年度飯島町一般会計補正予算（第5号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻を1時30分と致します。休憩。

午前11時54分 休憩
午後 1時30分 再開

議 長	休憩を解き会議を再開いたします。
町 長	日程第１２ 第８号議案平成２２年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 それでは第８号議案平成２２年度国民健康保険特別会計の補正予算（第４号）について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,345,000円を追加し、歳入歳出それぞれ958,383,000円とするものでございます。今回の補正は情報センターの負担金、保健基盤安定繰入金、介護納付金額の確定によるもの、及び高齢者医療制度円滑運営事業費、退職被保険者医療費の増額と出産育児一時金の減額につきまして補正するものであります。歳入では介護納付金分国県負担金1,067,000円を減額補正し、療養給付費交付金4,572,000円、一般会計繰入金3,940,000円の増額が主な内容であります。歳出では退職者医療費6,120,000円を増額し、情報センター負担金1,186,000円、出産育児一時金を5,040,000円、介護納付金2,270,000円を減額し、歳入歳出差額9,684,000円については予備費を増額する主な内容であります。細部につきましてはご質問によって担当課長の方からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 （なしの声） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第８号議案平成２２年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。よって第８号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第１３ 第９号議案平成２２年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 第９号議案平成２２年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第３号）について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ24,000円を追加し、歳入歳出それぞれ108,258,000円とするものでございます。今回の補正は県の後期高齢者医療広域連合に納める事務費分、及び滞納保険料分の確定、及び情報センター負担金の確定により歳入の一般会計繰入金及び歳出の広域連合納付金をそれぞれ増額をし、情報センター負担分を減額補正するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ６ページの滞納繰越分保険料というこの内容についてもう少し詳しくお聞きをしたいと思います。お願いします。
議 長 ７番 三浦議員	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ６ページの滞納繰越分保険料というこの内容についてもう少し詳しくお聞きをしたいと思います。お願いします。

住民福祉課長	後期高齢者医療保険につきましてはほぼ全額収納率全額に近いものなのですが、滞納繰越分について50,000円のいわゆる更正がありまして減額するものでございます。 他にありませんか。 （なしの声） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第９号議案平成２２年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。よって第９号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第１４ 第１０号議案平成２２年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 それでは第１０号議案平成２２年度老人保健医療特別会計の補正予算（第２号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,769,000円とするものでございます。老人保健医療特別会計は平成２２年度をもって終わり、２３年度からは一般会計にて対応することといたしました。２２年度末の残額は一般会計へ繰入れ処分を行います。今回の補正により一般会計繰出金を新設をし、同額について予備費を減額するものでございます。歳入では諸収入の内、過年度分の診療報酬返納金が生じたために1,000円を計上し、歳出では一般会計繰出金を8,970,000円増額補正し、予備費を8,969,000円減額補正するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長 ８番 北沢議員	老人医療特別会計につきましてはそれなりの役割を果たし、今回で特別会計が廃止されるわけでございます。いま提案理由の説明がございましたが、この予算に最後1,000円が残るわけでございますが、この最終的な処理は流用でいくのか専決補正でいくのかというようなことが考えられますが、どういう処置をされるかお伺いします。 あの総額では9,768,000円、1,000円の追加補正の後9,769,000円になるわけでありまして、現在、未執行であります。先程申し上げた数百円の過年度のいわゆる更正があって返納が入ってきている分の受けでちょっと1,000円大きくしましたが、これ未執行のままであれば最終専決で全額動かして一般会計へ繰入れる処分を行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。 他にありませんか。 （なしの声） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
議 長	他にありませんか。 （なしの声） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
議 長	他にありませんか。 （なしの声） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第10号議案平成22年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第15 第11号議案平成22年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第11号議案平成22年度介護保険特別会計の補正予算(第3号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額に933,000円を追加し、歳入歳出それぞれ876,072,000円とするものでございます。今回の補正は介護保険の介護認定者の高額介護サービス費の伸びによりまして保険給付費を増額するものであります。また地域包括支援センターの業務で使用しております業務支援システムの変更が必要になったことから、これにかかる費用について地域支援事業費を増額補正するものでございます。なおこれらの事業にかかる一般財源の手当てのために予備費を217,000円減額補正をいたします。歳入は保険給付費及び地域支援事業費の増に伴い国県支出金、支払い基金交付金、及び一般会計繰入金をそれぞれ負担割合によりまして増額をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答えを申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第11号議案平成22年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第16 第19号議案飯島町道路線の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第19号議案町道路線の変更について提案理由のご説明を申し上げます。この町道路線の変更につきましては道路法第10条第3項の規定に基づきまして、町道松窪線以下10路線の変更行うものでございます。詳細につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いいたします。
議 長 5番 堀内議員	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ちょっと単純なことで大変恐縮ですが、例えば松窪線のこの変更調書の中で松窪線の

建設水道課長	新のところに変化なしと書いてあって、変更調書っていうのはどういう理由なんだかその点をお伺いします。 幅員・延長等についてはこれ変化なしという形で書いてあると思うんですが、あの実際には路肩整備ということでブロック積工等の整備をしておりますので、そういった形の中でまあ他の路線もそうなんですが、側溝整備した理想言ったものがされれば全て変更路線という形でその都度変更をしておりますのでそのようにご理解をいただければというふうに思います。
議 長	他に質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第19号議案飯島町道路線の認定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第19号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	ここで議事進行についてお諮りいたします。これから提案になります第20号議案から第41号議案までの22議案についてはいずれも公の施設の指定管理者の指定についての議案でありますので、これを一括議題として一括質疑・討論・採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第20号議案から第41号議案までの22議案を一括議題とすることに決定しました。
議 長	日程第17 第20号議案から日程第38第41号議案までの22議案について提案理由の説明を求めます。
副町長	それでは只今一括上程されました第20号議案から第41号議案まで22件の議案につきまして一括して提案理由の説明をさせていただきます。これらの公共施設につきましてはいずれも国県補助金等によりまして飯島町が事業主体となって整備をいたしました各地区の集会施設等でございます。これらの施設の維持管理及び施設の運営につきましては、住民サービスの向上及び行政コストの削減等の観点から、その効果を上げるため地方自治法の定めるところによりまして最寄りの耕地または自治会を指定管理者として指定しようとするものでございます。なお指定管理者の指定期間はいずれも平成23年4月1日から5年間とするものでございます。指定の内容につきまして説明をさせていただきます。先ず第20号議案から第23号議案までの4件の議案につきましては現在も指定管理者の指定を行っている施設でありまして、本年3月31日をもって指定期間が満了するため改めて指定をしようとするものでございます。次に第24号議案から41号議案までの18件の施設につきましては、いずれも地域介護福祉空間整備事業により整備した施設でありま

す。これらの施設につきましては竣工と同時に指定管理者の指定を行ってまいりましたが、事務の合理化を図るため本年３月３１日をもって一斉に指定期限が終了するように期間を定めてまいりました。この内第２４号議案から第３５号議案までの１２件につきましては現在も指定管理者の指定を行っている施設でありますので、実質的に４月１日から５年間を継続して指定しようとするものでございます。次に第３６号議案から第４１号議案までの６件につきましては４月１日から新たに５年間の指定管理者の指定を行おうとするものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長　これから２２議案一括質疑を行います。質疑はありませんか。
（なしの声）

議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから２２議案一括討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声）

議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第２０号議案から第４１号議案まで２２議案を一括して採決します。お諮りします。各案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長　異議なしと認めます。よって第２０号議案から第４１号議案は原案のとおり可決されました。

議長　日程第３９　第４２号議案町道堂前線赤坂第一踏切拡幅工事の施行に関する変更協定の締結についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長　第４２号議案町道堂前線赤坂第一踏切拡幅工事の施行に関する変更協定の締結について提案理由の説明を申し上げます。町道堂前線の拡幅改良に伴うＪＲ飯田線赤坂第一踏切の拡幅工事につきましては、ＪＲ東海との協定締結を昨年１月の臨時議会におきまして議決いただき、工事も順調に進み年末には無事開通の運びとなりました。その後町道赤坂停車場線の赤坂第三踏切の撤去工事等も完了し、別紙参考資料のとおり全体工事費が確定してまいりましたので、当初の協定金額 113,500,000 円から 13,261,007 円を減額した 100,238,993 円に改める変更協定を締結するものでございます。よって法に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。まして提案理由の説明とさせていただきます。

議長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。
ありませんか。
（なしの声）

議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声）

議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

事務局長

議長

第４２号議案町道堂前線赤坂第一踏切拡幅工事の施行に関する変更協定の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
異議なしと認めます。よって第４２号議案は原案のとおり可決されました。

日程第４０　これより長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。長野県地方税滞納整理機構議会議員につきましては、長野県地方税滞納整理機構規約第８条の規定により町村議会議員から２名を選出することになっておりますが、候補者が３名となったため今回選挙が行われるものです。
この選挙は長野県地方税滞納整理機構規約第８条の規定により、すべての町村議会の選挙の得票総数により当選人を決定することとなりますので、会議規則第３１条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人への告知は行なえません。
そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については会議規則第３１条の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますがご異議ありませんか。
（異議なしの声）
異議なしと認めます。よって選挙結果の報告については会議規則第３１条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。
選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。しばらくお待ちください。
〔議所を閉める〕
ただいまの出席議員数は１２人です。次に立会人を指名します。会議規則第３０条第２項の規定により立会人に１番 久保島 巖 議員、２番 中村明美 議員を指名します。
候補者名簿並びに投票用紙を配ります。
〔候補者名簿・投票用紙の配布〕
配布漏れはありませんか。
（なしの声）
漢字に不明瞭な点がございましたのでひらがなでも結構でございます。
配布漏れなしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
投票箱を点検します。
〔投票箱の点検〕
異常なしと認めます。
ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。
（議席順に番号・指名呼び上げ）
投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。
１番 久保島 巖 議員、２番 中村明美 議員、開票の立ち会いをお願いします。
〔開票〕

議 長

選挙の結果を報告します。投票総数１２票、有効投票１２票、無効投票０票、有効投票のうち関島伸葦１０票、久保田三代２票、山本陽一０票、以上のとおりです。
議場の閉鎖を解きます。

議 長

日程第４１ 議会閉会中の継続審査事項等委員会報告を議題といたします。
議会閉会中に議会報編集特別委員会での視察研修が実施されておりますので委員長から報告をいただきます。なお報告にいては簡潔にお願いいたします。

三浦委員長

三浦議会報編集特別委員長
議会報編集特別委員会の研修について報告をいたします。２月７日に群馬県吉岡町議会の議会広報特別委員会との研修を行いました。平成２１年度第２４回全国議会広報コンクール優秀賞受賞の群馬県の吉岡町議会の議会だよりの編集体制、編集構成などを学び、見易く読みやすい飯島町の議会だよりを作るために、編集委員６名と千村事務局書記と７名で研修をしてまいりました。吉岡町は人口およそ１９，０００人の町で前橋市と渋川市に挟まれており、人口が年間２００人以上増えたとお話でした。近隣のベッドタウン化しているためではないかと思われます。迎えてくれましたのは岩崎町長、編集委員６人、事務局２名の皆さんでした。役場玄関には「長野県飯島町議会様ようこそ吉岡町へ」と歓迎の張り紙があり心遣いを感じました。研修には町長も同席をし、あいさつをいただきました。研修の内容としては吉岡町議会だよりの編集活動について活発に質疑応答をいたしました。吉岡町議会だよりは昭和６３年１１月単独発行を始め現在９０号となります。議会定例会閉会後年４回１カ月以内に発行をしているとのことでした。編集委員は６人、任期は２年、編集委員は委員経験のある者が１人ということでした。一般質問中の写真撮影のみを事務局にお手伝いをいただき、編集は議員のみで行っているとのことでした。一般質問は担当を決めて６０行以内で編集委員が原稿を書いているとのことでした。また表紙の写真、一般質問や記事の写真はほとんどが編集委員の手によるものであると言われておりました。定例会開会前に１回目の編集委員会を開催をし、事前に委員会の日程や担当の分担などを行っており、最終の委員会で次号の素案を検討しているとお話でした。研修の感想といたしましては、広報コンサルタントの深沢氏や城市氏のクリニックを受けて改善を図ってきたことや、５段組みから６段組への変更、表紙の写真や２段抜きの写真と記事の字数へのこだわりを強く感じる研修でした。私たちも同じような研修をし改善の努力をしているところです。私達は次号からは表紙を１枚写真に一新することを決めた上での研修を行って来ましたので、大変得るものが多かったというふうに思います。吉岡町の編集委員の皆さん全員が自信を持って応答をしてくださいまして、年月を重ねて議会報を変化させてきたというそうした熱意を大変感じるものがありました。また皆さん素人という写真の技術に議会報にかける吉岡町の意気込みを感じる研修だったというふうに感じました。今後は私共も住民の皆さんに読みやすく見易い議会報の編集に誠意努力をしていきたいと思ひます。以上報告を終わります。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。

午後 ２時１０分 散会

平成23年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年3月7日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 第12号議案 平成23年度飯島町一般会計予算

日程第2 第13号議案 平成23年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第3 第14号議案 平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第4 第15号議案 平成23年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第5 第16号議案 平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第6 第17号議案 平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 第18号議案 平成23年度飯島町水道事業会計予算

○出席議員（12名）

- 1番 久保島 巖

3番 坂本紀子

5番 堀内克美

7番 三浦寿美子

9番 竹沢秀幸

11番 平沢 晃
- 2番 中村明美

4番 浜田 稔

6番 倉田晋司

8番 北沢正文

10番 宮下 寿

12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計管理者（会計課長兼） 豊口敏弘 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町農業委員会 会長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 （産業振興課長兼）
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長兼）

○本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 米田章一郎
- 議会事務局書記 千村 弥紀

本会議再開

開 儀

平成23年3月7日 午前9時10分

議 長

おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
なお市村教育委員長から欠席の旨通告されております。
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。ここで議事進行についてお諮りします。これから提案になります第12号議案から第18号議案までの7議案については、いずれも平成23年度予算に関わる議案でありますので、これを一括議題として総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）

議 長

異議なしと認めます。従って第12号議案から第18号議案までの7議案については、これを一括議題として総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託することに決定しました。

議 長

日程第1 第12号議案平成23年度飯島町一般会計予算。
日程第2 第13号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計予算。
日程第3 第14号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。
日程第4 第15号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計予算。
日程第5 第16号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。
日程第6 第17号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。
日程第7 第18号議案平成23年度飯島町水道事業会計予算。
以上平成23年度予算7議案を一括議題とします。町長の施政方針並びに本7議案にかかる提案理由の説明を求めます。

町 長

おはようございます。それではしばらく時間をいただきまして順次申し上げてまいりたいと思います。平成23年議会定例会を招集し、平成23年度の一般会計予算案をはじめ特別会計及び事業会計予算を含めた7議案を提案するにあたり、新年度の施策に関する私の所信の一端とこれに基づく予算案の大綱について説明を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。
先ず国政についてであります。昨年7月の参議院議員通常選挙の結果、民主党と国民新党の連立与党が過半数割れとなり、衆議院では与党が、参議院では野党が過半数となるいわゆるねじれ国会となりました。また与党内の混迷も国政の停滞や日本経済に大きな影響を与えておりまして、平成23年度予算関係法案などの年度内成立も危ぶまれている状況となっております。政府は新成長戦略の中で国の将来を考え改革を進める政治的なリーダーシップに欠けていた。日本の将来ビジョンを明確にしリーダーシップを持って目標に向けての政策を推し進めるとしております。今後の成長戦略実現と財政再建への取り組みに期待をするところであります。経済に目を転じますと昨年前半は自動車、薄型テレビ等の販売好調や輸出が順調であったことなどから景気の回復を思わせましたが、その後ギリシャの経済危機に影響された円高傾向やエコカー補助金制度の終了などにより景気は停滞傾向となっております。平成23年の展望といたしましては各産業の在庫調整が終了し生産や輸出に持ち直しが期待できることや、米国の景気が上向き傾向にあることなどから円

高圧力も弱まり、年の後半にかけて明るい兆しが現れるとみられており、景気の回復に期待をするところであります。このような状況の中、政府は高校授業料の無償化、子ども手当での支給、高速道路の一部無料化、農業者への個別所得補償制度など新しい施策に取り組んできましたが、民主党のマニフェストに基づいた政策展開も財政難などから行き詰まりを見せております。このように社会の情勢は目まぐるしく変化しようとしておりますが、私は常に申し上げておりますように、飯島町に暮らす全ての町民の皆様が安心して日々の生活を営み幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、また子ども達が夢や希望を感じられるまちづくりを行うことが使命であると日々思い取り組んでおります。平成23年度は第5次総合計画の初年度となります。町の将来像である「人と緑輝くふれあいのまち」を目指し、諸施策に的確に講じるとともに、勇気・挑戦・感動を念頭に置き、全力を傾注してまいる所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様に格段のご理解とご協力を賜りますよう先ずもってお願いを申し上げる次第であります。

次に経済情勢と国の予算編成につきまして、わが国の景気は持ち直しに向けた動きがみられ足踏み状態を脱しつつあるものの、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるとみられております。今後の先行きについても海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に景気が持ち直していくことが期待される一方で、中東地域の政治情勢の混乱などによる海外景気の下ブレへの懸念や為替レートの変動、原油価格の動向等によっては景気が更に下押しされるリスクが存在しているため、更なるデフレの影響や雇用情勢の悪化が懸念をされております。

一方、国の平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によれば、わが国の経済について政府は前年秋から足踏み状態にあるが今後は足踏み状態から脱する動きが進むと見込んでおります。物価の動向では緩やかなデフレ状況が続いており、消費者物価は2年連続の下落になるものの供給超過の縮小などにより下落幅は縮小するとみております。また平成22年度の国内総生産の実質成長率は3.1%程度と3年ぶりのプラス成長を見込んでおり、国民の景気実感に近い名目成長率についても1.1%程度と見込んでいます。また昨年秋に閣議決定された新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策に基づき、ステップ1とされた円高・デフレ状況に対する緊急的な対応、ステップ2とされた今後の動向を踏まえた機動的対応に取り組み、今後はステップ3とされた平成23年度予算における新成長戦略の本格実施に切れ目なく繋いでいくとしています。こうした考え方の下、平成23年度の国家予算は成長と雇用を重視し、新成長戦略を確実に実施すること、国民の生活を第一にマニフェストを着実に実行すること、財政規律を堅持をすること、この3つを重点に編成をされています。その結果一般会計予算規模では約92兆4,000億円となり、子ども手当での増額や個別所得補償制度の充実、一括交付金の創設、雇用対策と民主党の政権公約による施策が盛り込まれたため、前年度比約1,000億円、0.1%の増とほぼ前年並みの予算規模となっております。元気な日本復活特別枠の配分や事業仕分けの適切な反映など徹底した予算の組み替えと無駄の削減を実施するとしていますが、財源不足額を新規国債発行で賄う構図に変わりはなく、当初予算としては初めて40兆円を超えた昨年度予算額と同等の約44兆円を発行する形となっており、長期債務残高はますます深刻な状況となっています。この点につきましては今後の地方財政にも影響を及ぼすことが予想されますので特に留意する必要があると考えております。現在、国政が混迷を深めており

予算関連法案等の成立の目途が立たない状況ではありますが、町は町としてできることを
行い町内の産業が元気になるよう取り組んでいかなければならないと考えております。

次に地方財政についてであります。平成23年度における国の地方財政対策では企業
収益の回復等により地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会
保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、定員順減や人事委員
会勧告等の反映に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお依然として大幅な財源不足が
生じるものと見込んでおります。このため社会保障関係費の自然増に対する地方財源の確
保を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については実質的に
平成22年度を下回らないよう確保するとしております。これらにより平成23年度の地
方財政計画の規模は総額約82兆5,200億円で、前年度比3,900億円、0.5%程度の増
となっております。このうち地方交付税総額を見ますと約17兆4,000億円となり、
前年度に比べて約5,000億円、率にして2.8%の増額となっております。しかし関連する
臨時財政対策債については財政力の弱い地方公共団体への配慮から発行可能額を見直すこ
ととされ、前年度に比べ約1兆5,000億円の減額となる6兆2,000億円としたことで、
この2つを合わせた実質的な地方交付税総額は約23兆6,000億円となり、前年度に対し
まして約1兆円の減額となっております。現段階では国家予算関連法案などの成立が不透
明でありますので、その動向に注視をしてみたいと考えております。

次に県の平成23年度当初予算案はともに支える確かな暮らしを実現するため、教育、
子育て先進県の実現、産業力・地域力の強化、暮らしの安心確保、県民主役の自立した県
政の実現、この4つを柱に編成をされました。その額は総額で8,464億円となり、前年度
に比べ1.8%の減額予算となっております。歳入面では県税収入を企業の業績の緩やかな
回復を見込み微増とし、地方交付税も増額を見込んだものの臨時財政対策債を減額とみた
ため主要一般財源総額は平成22年度とほぼ同額としております。歳出面では公共事業費
を前年度に比べて約130億円1.5%ほど減額とした他、社会保障関係費の自然増により
義務的経費が増加をしております。財政構造の硬直化が懸念される状況から県債の発行額
を前年度当初予算額の範囲とするなど県債残高の縮減を進めるとともに、財源確保に向け
た取り組みとして様々な広告収入の確保や県有財産の有効活用、独自の政策税制等の検討、
企業・団体・NPOとの共同による事業の実施などに取り組むとしております。

続いて町の財政見通しについてであります。当町の財政状況は極めて厳しい状況が続
いております。平成21年度決算数値を見ますと経常収支比率は平成20年度の法人
町民税の減収分が基準財政収入額から控除されたことによる地方交付税の増などにより8.
9%好転し81.1%となりました。また基金の残高については平成20年度に
300,000,000円ほど取り崩しましたので、できる限り積み立てを行い前年度より
165,000,000円ほど増の約1,280,000,000円としたところであります。また地方債に関係
する指標である実質公債費比率については計画的に実施しております起債の繰り上げ償還
の効果もあって15%に抑えることができました。将来負担比率についても98.6%と
100%を下回る数値となり、健全化判断比率の4つの指標から見れば当町は健全なレベ
ルであると判断をされております。しかし今後の見通しとしましては、下水道事業などの
据え置き期間の満了による元金の返済開始などによりまして実質公債費比率は上昇をする
見込みであります。将来負担比率についても毎年改善はされていますが、県下でも数値の

高い方であり更なる改善が求められている状況であります。財源の確保については平成2
0年度からの急激な景気悪化の影響による法人町民税の落ち込みに回復傾向が見られます
が、個人町民税にあっては依然として厳しい状況が続いています。また昨年秋に行われた
国勢調査の人口速報値では前回調査に比べまして6.3%減少となり、地方交付税の算定
に大きな影響があるものと推測をしております。合わせて地方債の償還額の一部が後年度
の地方交付税で措置される事業費補正が原則廃止となることから、地方債の新規発行は
慎重な判断が必要であり、今まで以上に厳しい財政運営を強いられる見込みです。歳出面
でも少子高齢化や社会保障費の自然増などは抑えられない状況にあり、町が増加する一方
の財政需要や現在の行政サービスの水準を如何にして維持し、どのようにしていくかが最
大の課題であり慎重に見極めていかなければなりません。また上伊那広域連合によるごみ
処理施設の建設など、広域的な事業への新たな負担も発生してまいりますので、町の内部
の状況と他の団体の状況とを見せた財政県営を行う必要があります。このように当町の行
財政運営につきましては経済情勢は元より国の地方財政対策に大きく左右されるところも
あり、その見通しには不透明な部分もあるわけですが、今後も引き続き情報収集と分析を
行い行財政改革を進めるとともに堅実な行財政運営に努めてまいります。

それでは予算編成の考え方とまちづくりの重点施策について申し上げます。平成23年
度は第5次総合計画の新たな基本構想及び前期基本計画の初年度となり、また飯島町発足
55周年の節目の年となります。町民の皆様と作り上げました基本構想にあります町の将
来像「人と緑輝くふれあいのまち」を目指して8つの進むべき方向と48の基本施策をも
とに事業を進めるとともに、飯島町行財政改革プランによる行政改革を着実に推進をして
いかなければなりません。昨年に実施された国勢調査において町の人口は前回調査に比べ
て人口で666人、率にして6.3%減少となりました。これは今議会の冒頭のあいさつ
でも申し上げましたが、町内企業の特に外国籍の方の雇用契約解除に伴う帰国によるこ
ろが多いわけではありますが、このことはこれからの町の行政経営に大きな影響を与え
ることが予想されます。商業振興、地域医療の確保、企業立地促進など課題は山積して
おりますが、まずは前期基本計画に掲げた4つの重点プロジェクトを始動させるため、これらに
関連する事業を優先的に取り組むことといたしました。

1つ目に町を担う人づくりを推進をいたします。町民一人ひとりがそれぞれの役割を担
い生きがいをもって心豊かに暮らす町は活気をもたらします。人づくりはまちづくりの原
点という考え方の下にまちづくりを担う人づくりを推進をします。また地域全体で子ども
を育てる環境づくりや町民一人ひとりが生涯を通じて学べる環境作りなどを進め、豊かな
心と郷土愛を育む教育の充実を目指します。

2つ目に定住を促進します。飯島町の豊かな自然や2つのアルプスの見える景観を生か
して暮らしやすく魅力ある町づくりを進めるとともに、新しく飯島町に転入をされる方々
を歓迎し支援することで信頼関係を築きながら定住を促進をしてみたいです。また国勢調
査人口が減少したことや平成22年度中の出生見込みが50人程度と予想されるなど、人
口の減少問題は町にとって大きな課題であります。当町は今までも子育て支援に力を注い
でまいりましたが、今後も引き続き子育て支援、医療・福祉の充実を図り、安心して子ど
もを産み育て、その子ども達が元気で明るく成長していくことができるまちづくりを進め
てまいります。また就労の場の確保などの人口増活性化対策にも取り組むとともに、高齢

者障がい者をはじめを福祉水準の維持・充実に意を注いでまいります。

3つ目に情報発信・魅力向上を推進します。我が町は豊かな自然や伝統文化などの魅力が数多くあります。その魅力や個性、可能性を積極的に内外に向けて情報発信することで、まちの認知度の向上とイメージアップを図ります。また、飯島ファンづくりや飯島ブランドの開発を進め、地域の特性を生かした情報発信を目指します。これにより、町外からの活力を取り込み経済活動を活性化し産業振興や定住促進につなげてまいります。

4つ目に協働のまちづくりを推進をします。地域主権改革の流れの中でこれまで以上に町民参加によるまちづくりが必要とされております。協働のまちづくりは、町民の意思に基づき進められるべきものであり、これは住民自治のそのものであると言えます。自分たちの住むまちをこんなまちにしたいという思いを、町民の皆様が自らつくっていくことこそが大切となりますが、行政も町民の皆さんと共にその役割を果たしてまいります。特に平成23年度には4地区に地域づくり支援員を配置し、地域づくりのコーディネーターとして、地域の主体的な地域づくりを支援することにより、住民自治の発展と協働のまちづくりを推進をしてまいります。

5つ目に安全・安心なまちづくりを推進します。昨年も全国各地では地震や豪雨などによる自然災害が発生をしており、当町においても災害対策は大変重要な課題となっています。道路交通網の整備や消防・防災・救急体制の充実、また、交通安全や防犯対策を推進するなど、安全・安心で暮らせるまちづくりのために諸施策を講じてまいります。特に、今年は大災害が発生した36災害から50年の年となりますので、当時の教訓を生かし防災に対する意識の高揚を図るよう取り組んでまいります。

6つ目、最後になりますが国・県事業の促進であります。伊南バイパス及び竜東線の建設、与田切川、中田切川の砂防の延伸、国直轄・県営治山、本郷ため池整備、七久保・片桐中山間農地防災をはじめ土地改良事業など、国や県の事業推進を強力に働きかけてまいります。

以上が本予算での重点項目であります。

それでは、提案をいたしました平成23年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。各会計の予算規模であります。一般会計は42億8,500万円で、前年度対比1.7%の減、国民健康保険特別会計は約8億9,200万円で1.9%の減、後期高齢者医療特別会計は約1億600万円で0.6%の減、介護保険特別会計は約8億9,600万円で2.4%の増、となっております。また、公共下水道事業特別会計は、約3億7,000万円で、21.5%の減、農業集落排水事業特別会計は、約2億2,800万円で、1.3%の減・水道事業会計は、約4億200万円で、12.6%の増であります。これら7会計の合計予算規模は、約72億円で、全体としては1.9%の減として編成をいたしました。一般会計の当初予算が前年度に比べて減少したのは、町税や地方交付税などの歳入減と普通建設事業や人件費などの歳出減によるものであります。国民健康保険特別会計は、前年度の実績を勘案した予算編成を行った結果、減額となっております。介護保険特別会計は、保険給付費の増額により予算規模も増加をいたしました。公共下水道事業特別会計につきましては、管渠工事等の事業費の減少から、予算規模が減少しております。農業集落排水事業特別会計は、管理維持経費が主な内容となっておりますので、大きな変動はありません。また、水道事業会計につきましては、石綿セメント管の更新事業に国庫補助金を活用

して取り組むこととしたため、予算規模が増加をいたしております。なお、老人保健医療特別会計は、平成22年度にて終了となりますので、平成23年度から会計は廃止となります。

それでは最初に、一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。

町税は、前年度に比べ2.8%の減額を見込みました。内訳としましては、個人町民税は、厳しい経済情勢の影響により、個人所得の増は見込めないことから前年度に比べて減額としました。法人町民税については、企業業績の緩やかな回復を見込んで、増額としたところであります。固定資産税と軽自動車税は、ほぼ前年並みを、町たばこ税は税率の改正や健康志向により若干の減額を見込んだところであります。また、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金にあつては、国の地方財政計画や前年度までの交付実績などにより、それぞれ増減を見込みました。次に、地方交付税であります。普通交付税にあつては、その算定において平成22年の国勢調査の人口の速報値が用いられる項目がいくつかあります。この速報値が、前回調査より6.3%の減少となっておりますので、普通交付税額は、前年度に比べ減額を見込んでおります。国の地方財政計画では増額となる要素も含まれておりますが、実際に当町に交付される額は未だ不透明な点もあり、様々な要件により左右されますので、予算編成時の情報を分析しながら見積りを行ったところであります。特別交付税については、例年の予算額に有害鳥獣駆除に要する経費の特別交付税算入分をプラスして予算を計上をいたしました。また、地方交付税に関連する臨時財政対策債につきましては、国において地方財政の健全化を目指して、算出方法の見直しが行われることから、大きく減額を見込んだところであります。国庫支出金につきましては、地域住宅交付金事業等の終了により大幅な減額となっており、県支出金については、緊急雇用創出事業など雇用対策事業へ積極的に取り組むこととし、前年度より増額を計上をいたしました。また、繰入金につきましては、減債基金の繰り入れにより起債の繰上償還を実施すること、また、電源立地地域対策交付金事業基金からの繰り入れで中町コミュニティ消防センターを建設することとしたため前年度より大幅に増額となっております。最後に、町債ですが、約4億3,300万円とし、前年度に比べて約1億1,300万円、20.7%の大幅な減少となりました。主な内容は、臨時財政対策債の減額と、飯島体育館耐震補強工事の完了による起債の減少によるものです。以上、歳入について申し上げましたが、制度改正や景気の動向などにより、不確定要素を含んでおります。現時点で得た情報を基に慎重に精査のうえそれぞれの予算額を計上をいたしましたところであります。

次に歳出予算の概要について、基本構想に掲げております、町の将来像実現のために進むべき方向に沿って説明を申し上げます。

第1『ふれあいときずなを広げるまちづくり』について、当町では、人口減少・少子高齢化、商業の低迷など多くの課題を抱えておりますが、これらの課題をみんなで乗り越え、豊かで活力がある地域社会の創造と持続し発展するまちづくりを進めなければなりません。そのためには、町民の皆様や地域、企業、そして行政が、対等な立場で良きパートナーとして協力し、自助、共助、公助により補完しながら、まちづくりの担い手として主体的に行動をしていかなければなりません。現在、各地区では、地域づくり委員会を中心とした活動を行っていただいておりますが、平成23年度には、4地区全てに地域づくりのコー

ディネーターとして、地域づくりや公民館活動を支援する地域づくり支援員を配置し、住民自治や協働のまちづくりを支援をしてまいります。また、多くの皆様が安心して地域活動に取り組むことができますよう、地域づくり委員会や区、耕地、自治会が行う年間活動に伴う損害補償保険などの保険料の一部を補助することといたしましたので、万が一の場合に備えてご活用をいただき、それぞれの地域の独自性を発揮していただきながら、地域活動が活発に行われるよう願うところであります。

第2 『誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくり』であります。生涯を通して健康で生き生きと暮らせることは、子どもから高齢者まで、性別や年齢にかかわらず誰もが願うところであります。共に支えあい、やすらぎと潤いのある生活を送ることができますよう、保健・医療・福祉の連携のもとに各事業を推進をしてまいります。まず、予防事業に関する取り組みとしまして、子宮頸がんワクチンの接種に対する費用を、町が全額負担をすることといたしました。この事業は、平成22年11月26日の接種より対象として実施をしてまいりましたが、今後も予防接種の効果など、対象者やそのご家族の方々にもよく理解をしていただく中で、推進をしてまいりたいと考えております。また、昨年に引き続き小児予防接種事業として、細菌性髄膜炎等を予防するヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの予防接種費用を町が全額を負担いたしますので、接種について検討いただければというふうに思います。中学校3年生までの医療費につきましても、入院・通院を問わず町の全額負担を継続して実施してまいります。次に、母子保健に関する取り組みであります。不妊治療に対する補助につきまして、昨年の2回分の助成を行ってまいりましたが、平成23年度には、3回分を助成することといたしました。治療には精神的な負担も多かろうと思います。経済的な面で少しでも負担軽減につながればというふうに思います。健康増進に関する取り組みとしましては、社会問題となっております自殺対策について、緊急強化事業として取り組みます。自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する生活相談や、心の健康等の健康要因に関する相談を併せて行うカウンセリングなどにより、早期に対応するよう進めてまいります。また、75歳以上の方々が人間ドックを受けられる場合に、その費用の一部を新たに補助することといたしましたので、多くの方に自ら進んで受診をいただき、健康管理に役立てていただきたいと思います。

第3 『みんなが支えあう福祉のまちづくり』でございます。高齢者や障がい者の方々に対する理解を深め、町民の皆様一人ひとりが温かい心を持って接し、地域全体で支えあい、助け合うことのできる福祉のまちづくりを進めます。

先ず、福祉に関する取り組みであります。平成23年度から新たに成年後見制度への対応を行うこととし、上伊那成年後見センターに対する運営負担金などを予算計上をいたしました。成年後見制度につきましては、病気や障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方を法律的に支援する制度であります。町といたしましても、制度が十分活用されるよう取り組んでまいります。多くの皆様にご利用をいただいております、地域福祉センター石楠花苑につきまして、建設から15年以上が経過し、施設の一部について修繕等が必要となってきておりますので、その費用を計上をいたしました。利用者の皆様が安心して利用できますよう努めてまいります。障がい者自立支援関係につきましては、障害者福祉サービスをはじめ年々大きな予算が必要となってきておりますが、地域社会で自立した生活を営めるよう支援することは欠かせませんので、各制度に従いまして、町の負担

する部分について、予算を確保し対応してまいります。高齢者や障がい者の福祉施策として給付を行っております、介護慰労金や障害福祉金等につきましては、行政改革の一環として、平成18年度から段階的に削減をお願いしてまいりましたが、平成23年度においても前年度と同額を維持し給付をすることといたしました。この他、町民の皆様が、いつまでも健康で暮らせるための各種検診の実施や、保健指導にも力を注いでまいります。特に、老朽化が激しい保健センターにつきましては、平成22年度の繰越事業として、保健センターの機能を有した高齢者ふれあいセンターを、農村環境改善センターに増築する形で建設をいたします。役場庁舎と同じ敷地内に移転することで、利用者の方々の利便性も高まるのではないかとというふうに考えております。更に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計などにおける医療費や保険給付費等に対応する繰出金の予算措置も講じたところであります。今後も、それぞれの特別会計の目的に沿った事業の推進に努めてまいります。

第4 『人を育むまちづくり』についてであります。次の世代を担う子ども達が、確かな学力と豊かな人間性、柔軟な創造性を身に付け、生きる力を育む学校教育を推進をするとともに、家庭、企業、地域が一体となって子どもを育てる環境づくりを進めます。また、町民の皆様の自主的な学習活動や文化・スポーツ・芸術活動などへの支援も行っております。子育て支援への取り組みとして、昨年度より行ってまいりました療育支援ですが、ここ数年、支援を必要とする園児が増加傾向にあります。発達に特徴のある子どもが、元気に明るく社会的自立生活が送られるようになるためには、療育支援は大きな役割を果たすこととなりますので、継続して実施をしていくことといたしました。また、介助が必要な児童に対しまして、補助支援員を新たに配置をすることといたしました。保育料につきましても、昨年同様、2名同時入園の場合は、2人目の保育料は1/2を軽減、同時入園の場合の3人目は無料、同時入園でない場合でも、2子以降の入園は1/3を軽減とするといった措置を継続をして行います。また、子ども手当関係の支給につきましては、町が負担する部分についての予算措置を行いましたので、国の動向に合わせて支給をしてまいりたいと考えております。子どもの放課後の居場所づくりと、豊かな心を育み、地域の教育力を高めることを目的に始めました子ども広場推進事業ですが、平成23年度も4地区において実施される予定であり、多くのボランティアの方々の参加により順調に運営がされていることに対し感謝を申し上げる次第であります。学校関係においては、生徒の実態に合った個別指導のための教科支援教員を配置をするとともに、発達に特徴のある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、引き続き小中学校へ特別支援教育支援員を配置をしてまいります。また、小学校1年生の学習習慣形成に関しても引き続き配慮することといたしました。生涯学習に関する取り組みとしましては、平成22年度をもって中央公民館を閉館することとし、平成23年度からは生涯学習センターを設置して、各地区の公民館活動の支援・充実を図ることといたしました。各地区の独自性を発揮をしていただき、特徴ある活発な活動が行われるよう期待するところであります。また、教育委員会関係を現在の農村環境改善センターへ移転し、役場関係機関と一体的なサービスの提供を行ってまいります。地域文化面では、「いいじま文化サロン」の取り組みを継続いたします。その取り組みにより、さまざまな分野の文化芸術に触れていただければと考えております。社会体育関係への取り組みとしまして、大変多くの方々に利用いただいております飯島町B

&G海洋センターの体育館と艇庫の大規模修繕を、一部B&G財団から助成を受けて実施をいたします。工事期間中はご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

第5は『地域の特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり』についてであります。

豊かな自然や農村環境などの地域特性と、多様な地域資源を生かした産業の振興を図ります。また、社会のニーズに合わせた対応を図るとともに、第1次産業と第2次産業、第3次産業とを融合・連携させる第6次産業化による地域の振興を目指し、誰もが住みたくなる活力に満ちた魅力あるまちづくりにつなげてまいります。

農政関係に関する取り組みとしましては、平成22年度の国の補助が見込めず実施できなかった有害鳥獣被害防護柵の設置事業につきまして、平成23年度では、国の予算枠が大幅に確保される見込でありますので、農作物有害鳥獣駆除推進協議会が行う防護柵設置などの被害対策事業へ補助をすることとし予算計上をいたしました。当初5年をかけて防護柵を設置する計画でありましたが、国の補助制度の動向や、年々被害が深刻化してきている現状から、平成23年度において完成するよう計画を変更したところであります。農地・水・環境保全管理支援事業につきましては、当初計画から5年目の最終年となるとともに、新しい計画の初年度となりますので、本事業が円滑に行われますよう予算措置をいたしました。また、農業経営体への支援といたしまして、国の補助事業により機械等の導入補助を行うことといたしました。農業を取り巻く情勢は、TPP問題も含め大変厳しい状況となっておりますが、営農センターを中心とする集落営農の取り組みをさらに活発化させ、担い手法人も個々の経営体も元気を出して乗り越えていけるよう取り組んでいかなければならないと考えております。なお、TPP問題に関し、私としては飯島町を含め日本の農業農村の振興が、国家の食料安全保障、かけがえのない環境維持や農業経営にいそしむ人々はもとより、そこに住む人々の生活、生存の基盤であり土台であるだけに、これが安易な形で加盟に進むことになれば、これから全てが崩壊の危機をはらんでいるだけに、その確立のビジョンが示されない段階での議論や、合意形成のない加盟推進は、断じて許されないと考えております。

次に、林業関係におきましては、林道横根山線の改良工事を平成23年度からの5カ年計画で実施をすることといたしました。この林道横根山線は、シオジ平や越百山への登山道に通じる林道であり、崩壊が絶えない状況となっております。根本的な解決には多額の経費と長い年月が必要となりますが、最低限の工事を行うことで、何とか維持をしてまいりたいと考えております。

次に、商工業関係におきましては、依然として厳しい状況が続いていると感じております。町の商工業の発展は、町に元気と活力を与えます。商工会へは、会館の耐震化や指導事業に対する補助を、商工業者の皆様には、資金融資や資金に対する利子補給など継続して実施いたしますので、みんなで知恵を出し合い、この難局を乗り切っていただくことを期待するところであります。町としましては、各事業を執行する際には、できる限り町内業者へ受注機会を確保するよう配慮をしてまいりたいと考えております。また、雇用対策として、平成23年度においても、緊急雇用対策などに取り組み、臨時職員を採用してさまざまな仕事をしていただくよう予算を措置したところであります。企業誘致策としましては、その計画策定を円滑かつ迅速に行い、企業誘致について積極的に進めて参りたいと

考えております。この取り組みが効果をなし、地域経済の好転につながることを切に願うものであります。

第6『新たな時代の生活基盤と安全安心のまちづくり』についてであります。

生活の基盤を整備することは、快適で活力のあるまちづくりを進めるために必要不可欠な要件となります。平成23年度におきましても、道路改良、住宅、環境衛生、交通安全から防災に至るまで、生活基盤の整備を進めるための諸施策を講じました。また、地域全体で支えあいながら、災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

先ず、道路・交通に関する取り組みとしまして、町内にあります128の道路橋について、点検と長寿命化修繕計画の策定を行う費用を計上をいたしました。建設から相当の年月を経過している橋梁もありますので、点検結果を見まして対応をしてまいりたいと思います。伊南バイパスに関連します町道の整備につきましては、飯島地籍については、ほぼ完了をしましたので、事業費は大幅に減額となっておりますが、田切地籍において、伊南バイパスと新しく建設をされます県道竜東線との交差点から現国道までの間の町道を改良することとし、町の負担分を新たに計上をいたしました。この路線の完了により町が行います伊南バイパス関連の事業は完了となります。巨額の経費を費やして整備してまいりましたが、伊南バイパスへのアクセス道路を整備したことで、町の活性化が図られ、新たなまちづくりに発展していくものと考えております。

消防・防災関係につきましては、第1分団の詰所の老朽化が激しく立地的にも消防活動に支障をきたしていることなどから、電源立地地域の対策交付金を活用しまして、飯島グラウンド東側の駐車場に中町コミュニティ消防センターとして建設をすることといたしました。その他、交通安全・防犯対策につきましても、町民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

第7『生活を豊かにする快適環境と循環型のまちづくり』についてであります。

飯島町に住みたくなる住宅環境の整備や、自然と共生する社会の実現により、快適で心豊かな暮らしのできる循環型社会の実現を目指します。町の重要課題であります定住促進への取り組みとしまして、産業振興課内に定住促進室を新設することといたしました。現在、定住促進に関連する事務等は、分野ごとそれぞれの部署に散在する形となっております。これらの業務を定住促進室に集約させることで、飯島町への定住を希望される方々などへの総合窓口としてワンストップサービスを提供をしてまいります。また、資金を借入れ、町内に住宅を新築または取得された方などへの利子補給制度を新設をいたしました。Iターン者に対する定住奨励事業につきましても、引き続き実施をしてまいります。いろいろなケースが想定をされますので、町内に住宅を新築又は取得される場合は、まず、定住促進室へお問い合わせいただければというふうに思います。これらの施策により、町外から一人でも多くの方々が、自然豊かなわが町に定住していただくことを切に願っているところであります。公共下水道工事につきましては、平成5年度より実施してまいりました町にとっては大型事業でありましたが、多くの皆様のご協力により、計画した管渠工事は平成23年度で完了となりますので、予算額は大幅に減額となりました。当面は、農業集落排水事業と共に、維持管理業務が中心となってまいります。下水道施設の有効利用のためにも、つなぎ込み率の向上は重要となってまいりますので、まだ接続されていないご家庭にありましては、一日も早く接続していただくようお願い申し上げます次第でありま

	す。上水道事業につきましては、石綿セメント管の更新事業に積極的に取り組むこととし、事業費を大幅に増額をいたしました。ライフラインの安全対策ともなりますので、できる限り早い時期に全ての石綿セメント管の敷設替えを完了するよう計画的に進めてまいります。また、安心安全な飲料水の供給と健全な経営にも努めてまいります。住宅対策としましては、老朽化した町営住宅の環境改善のため、下水道の接続や屋根・外壁の改修を行います。 次に、環境衛生への取り組みですが、地球温暖化対策は今や地球規模で考えていかなければならない大きな課題となっており、温室効果ガス削減に向けた取り組みは、地方自治体においても避けて通れない課題となっております。また、自然再生可能なエネルギー活用のため、小水力発電の導入についての検討や、太陽光発電施設の設置費用の一部補助を継続するなど、今後も環境対策について、重要課題の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。 第8『みんなで進める健全で開かれた行政経営によるまちづくり』についてであります。少子高齢化の進展、住民ニーズの多様化・高度化、地域主権改革の進展など、町行政をとりまく情勢の変化に対応するためには、簡素で効率的な行政経営の確立が求められています。住民満足度や質の高い行政サービスを提供するとともに、財政の健全化と行政経営の確立に取り組みます。財政の健全化への取り組みでは、平成19年度より実施をしております起債の繰上償還を、平成23年度は減債基金を繰り入れて実施をいたします。繰上償還計画の最終年度となりますが、減債基金の状況により今後も繰上償還を実施する予定であります。町税の賦課徴収への取り組みとしまして、平成23年度に新設されます長野県地方税滞納整理機構の負担金等を新たに計上をいたしました。町税等の未収金は年々増えてきており、その中には、納税の義務を軽視した事例も発生をしておりますので、滞納整理機構を活用した徴収対策の強化を図ってまいります。また、平成23年度当初予算では、財政調整基金からの繰入を行わず、起債の新規発行額は、定期償還額を下回るなど健全財政を念頭に置いた予算といたしました。最後になりますが、先に申し上げましたとおり、国の直轄事業及び県単事業につきましても、関係諸機関との連携を図りながら、更に事業促進が図れるよう要請等努力をしてまいります。 以上、新年度の施策に関する所信の一端と、新年度予算案の大綱について申し上げます。冒頭でも申し上げましたが、平成23年度は、新しいまちづくりの目標である第5次総合計画のスタートの年であります。人と緑輝くふれあいのまちを目指して、勇気を持って挑戦し、町民の皆様と共に感動と喜びを分かち合えるよう取り組んでまいる所存であります。また、町長として町民の皆様の先頭に立ち、「安全安心で住みよい町」、「暮らしやすい町」、「活力のある町」このまちづくりに全力を傾注してまいる覚悟であります。そのためにも、町長以下職員が一丸となって、厳しい現状を認識し、更なる意識改革を進め、常に町民の皆様との気持ちの融合を図るべく、今後の行財政運営にあたってまいります。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なるご理解とご協力を切にお願い申し上げます。平成23年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要の説明とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。 ここで休憩をとります。再開時刻を10時30分といたします。休憩。
議 長	

	午前10時10分 休憩 午前10時30分 再開
議 長	休憩を解き会議を再開します。 引き続き提案理由に対する補足説明を求めます。
総務課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
議 長	以上で平成23年度予算7議案に係る提案説明を終わります。 これから7議案について一括して総括質疑を行います。なお先に決定のとおり、この後、各常任委員会へ審査を付託することになっておりますので、本日は総括的な事項について質疑されるようご協力をお願いいたします。 それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
9番 竹沢議員	ちょっと威勢よくやりましたが、先ほど高坂町長より23年度の施政方針の演説を拝聴いたしました。平成23年度はご提案のとおり第5次総合計画また新たな基本構想及び前期5カ年間の基本計画の初年度でありまして、重点プロジェクトであります4つのプロジェクトを中心にしての予算でありまして、また新町発足55周年の節目であると同時に、高坂町長2期目総仕上げの予算であるというふうに受け止めておるわけでございます。さてそこで、ご提案がありましたように7会計7,200,000,000円、一般会計4,285,000,000の予算が提案されたわけでございます。しかしながら昨日も前原外務大臣が辞任したわけでございまして、施政方針の中でも2カ所ばかり延べられておりましたが、わが国の国家予算、これがですなただいま予算については衆議院を通過して参議院に行っておりますけれども、関連法案については棚上げとこういう状況でございまして、我が町のこの予算についても国家予算が通らないとできない部分があるわけで、そういう注釈も先ほどありましたけれどもですね、そこでお伺いいたしますが、関連法案通らなんだ場合に及ぼすこの町の、例えば子ども手当ですとか、その予算に影響があると思いますが、これが通らなんだ場合、事務処理をどうされるのかについてまず1点お伺いします。 2つ目、例えば子ども手当でもそうですけれども、国はですね市町村負担なしでこの制度をやるというふうに明言してきたわけでありまして、現実には市町村負担を伴うものであります。で、全国的にはある市長も市町村負担がある部分は負担しないということとで先日報道でもあったところありますが、ということですね、この自治体が子ども手当負担分をですね負担することが本来国の言っていることとは違っているのかおかしいわけでありまして。従って首長として国に対してこうしたことについてですね全額国がやるべきだということを主張すべきだと思います。以上2点について町長の所信をお伺いします。
8番 北沢議員	(関連質問) 子ども手当の話が出ましたのでちょっと関連してお願いしたいと思います。具体的に今、話のありました子ども手当の自治体に求められている地方負担額の飯島分はどのぐらいの額になるのか。それとこの子ども手当がですね国の制度とした場合には当然事務委託金等が支給されてその範囲で事務が行われるべきものというふうに考えるわけですが、その事務費というのは実際に国の手立ての中に処置されているのか、その額は

町 長

どのぐらいで、現行の制度の中での超過負担はあるのかないのか。それからもう1つ子ども手当に関連して子ども手当から保育料、学校給食の引き落とし、これが可能になるという話を聞いておりますが、これは実際に町では行うのかどうか、その点について伺います。

それぞれの2人の議員から関連した総括的なご質問をいただきました。まああの今度の予算編成の一番の大きなまあ前提としておるこの方向付けが新5次総合計画、これのまあ8つの方向性とそれから48の施策、そしてその中身は4つのまあ重点施策をプロジェクトをもってやっていくと、そうしたことを今あの補足説明も含めて縷々申し上げた内容でございます。メリハリをつけてというふうにも思っておりますけれども、かなりまあ広範囲にわたってまあその手立てもしていきたいというような両方を併せ持つておるにまあしてまいりました。そこでまあこうしたあの現在の国家財政と申しますか、新年度の予算が国で今審議中ではありますが、これの国の予算編成それから地方財政対策というものが昨年の暮れまでに打ち出されておりますので、その政治情勢は別にいたしましても、その時点で可能な限りこの考えをうるぎりぎりのところで議論をしながらまた情報を得ながら予算編成をして、特にあの財源手立ての問題についてはそういう考え方で進んでまいりました。おっしゃる通りまあここへきて非常にあの特に予算審議も参議院に移り、それから予算はまあ自然成立ということが見えておるようですが関連するその法案、特にあの財源対策の国債の借入れに対する法案でありますとか、それからその他子ども手当てや高速道路やまあいろいろあるわけでございますが、今あのここで飯島町としてそのことを、影響がじゃあ個々の施策でどのくらいになるかということとはちょっと今掌握するには不可能な状況であるわけでございますけれども、いずれにしてもまあどういう形にしるまあ修正もあるのかどうなのかわかりません。予断を許さないわけでございますが注意深く見守りながら、これはあの一飯島だけの問題でなくて、全国また全市町村この対応をしていく問題でございますので、注意深く見守りながら当然何らかの方向が変更が出てくればまあつなぎ的な部分もあるでしょうし、それから暫定的な予算も出てくるでしょうし、それに対応して町も必要によってはまた4月早々から臨時議会にお願いして予算の組み替えということも大きく出てくる、まあ子ども手当にしる、その他の財源手当てにしても全くそういうことだというふうに思いますので、確たることは今日申し上げられませんが、そんなことでひとつご理解をして万全の対応をしていきたいというふうに思っております。

それからあの子ども手当てがまあグレードアップしてまあ一部また新年度からやるわけですが、あのまた細部、課長の方から申し上げますが、今の町の子ども手当に対する負担の総額というものは基本的には従来の児童手当の町のこの負担の範疇であるというふうに今考えております。あの当然事務費も含めてという形になろうかと思えます。であの竹沢委員の言われましたこのマニフェストあるいは、そして現実の姿比べたときにこの地元市町村負担を伴ってそのことが財政的に非常にあのおかしいではないかというようなことも当然私どもの全国町村会、県の町村会、それからもっと拡大して地方7団体の中で声を大にして予算編成の中で申し上げてまいりました。なかなか国も財源との問題でこういう結果になって、今予算審議が進んでおるわけでございますけれども、決してあのそのことについて国が言ってまいりました地方負担なしという基本的な考え方は是非踏襲してもらいたいということは現在もこれはあのそれぞれ報道関係でご承知だと思いますけれども強く要望しておるのが現状でございますのでご理解いただきたいと思います。

住民福祉課長

たくさんのご質問で落としましたらまた補足でお願いしたいと思いますが、先ず竹沢議員の方からこの関連法案通らなかった場合どういう対応をするかという点につきまして、これはあの現在考えておりません、が、当然児童手当の方へ戻るわけでございます、事務的な対応としては事務の皆さんに迷惑かけないように、できるだけ早期に支給できるように事務を進めるということであります。それから今度は北沢議員のご質問の中で事務費はどうかといったようなご質問がありましたが、事務費については児童手当の場合受けておりません。子ども手当の場合は新規の対象者これに対する、1人いくらといったようなことでまあ総額400,000くらいのものが見込まれるわけでございます。それから児童手当に戻れば今度はシステムの変更等が生じてまいりますので、それに関わる事務費がまた起きてくるのかなというこれは予想でございます。あとその町費がどのくらいいるかということなんですが、まあ予算書の部分で一般財源と国県をこう割り返してもらえれば、あのまあ1割ぐらいだということでご判断いただければいいわけなんです、今回の制度では子ども手当がこのままいきますと上乗せ部分については全額国というようなことで進んでおりますので、ただ児童手当に戻ればまあそれが今度は所得制限がかかってきたりいろんなまあ複雑なものが出てくるわけでございます。あと割り落としということについてはこちらでは想定せずに国の方針通りにまあ支給をそれぞれしていく子ども手当、通らなければ児童手当、こういったふうで基本的に考えてございますのでよろしくお願いいたします。

議 長
教育長

他にありませんか。

子ども手当ての給食費あるいは学校に係るその支弁という振り替えということにつきましては、まず保護者に払っていただくということを前提に、それが子ども手当てを即そのものに振り替えるということについては、やはりモラルハザードといいますか、そういう立場からいかなものかというふうに考えております。従いまして給食費等につきましては先ず払っていただくということを前提にした上で個々に検討していきたいというふうに考えております。

議 長
5番
堀内議員

他に。

今回から予算審議が分割付託ということですので若干細かいところへも入るかもしれませんがいくつか質問したいと思います。今年も平成23年度の予算編成は厳しい状況の中、どうも財政指標を睨みながらの予算編成かというふうに伺っております。それぞれの中でいくつかお願いしますが、まず地域支援員の関係でございます。生涯学習センター条例の中にも地域づくりの支援を書いておりますし、地域支援員の報酬は総務費の方から出ております。どういう任務が中心で行うのか、あるいはまたあの地域の区とかそういう団体とのその競合、競合ちゅうと変ですが、下手をするとうまく利用されるんじゃないかという心配もありますので、その辺についても伺いをしたいと思えます。

それから2つ目は農地・水・環境保全事業であります。昨年の12月に私も一般質問をしまして、その後農村保全協議会から町長に要請をして、町長からは平成23年・24年分については町で地元負担も一緒に検討しようということ、で今回の予算にもその分が計上されております。しかしその後の情勢の中で国の方で地元負担というものは無くて今までと同じだよというふうに話を伺っております。そういうことになると23年と2

4年度に 10,000,000 円ずつの事業費の割り当てということでお伺いしていますが、地域によってはもっと仕事が大変あって欲しいというところがあると思いますので、この点について是非、地域の実情の把握をしていただいて積み上げて対応していただけたらどうかなどそんなふうに思いますのでその点をお願いをしたいと思います。

それからあと町道整備で追引南田切幹1号線の改良経費が計上されております。以前の説明では国道バイパスの南割の交差点から与田切の県道飯島飯田線までの間を県道として将来的には考えているという話でございました。まあしかしいろいろ考えてみますと今度改良する追引南田切幹1号について竜東線に編入してもらって、あそこまで県道にしてもらって、それ以降は国道153として残せないのか、その点についてこれからの財政的な問題も考えますと国道として残しておいた方がいいように感じますのでよろしくご検討のほどをお願いしたいし、今までにそういう約束になっているかどうかについてをお伺いしたいと思います。

それから最後に上水道事業であります。石綿管の改良工事につきましてはそれぞれ飯島町の改良率は相当上の方に行っているというようにお伺いしていますが、まだまだ地域によっては末端の配水管の中にも石綿がありますので、是非今後も推進をしていただきたいと思います。併せて私有地の中に入っている配水管がまだ相当あるんじゃないかなと思います。まあ将来住宅等が建設されますとなかなか難しい問題になってきますので、まあそんな点についてもこれからは検討する必要があるんじゃないかなと思いますので、その辺についてもお考えがあるのならあったらお伺いしたいと思います。それからもう1つ、水道事業の中の基本指標の中に配水管という項目があるんですが給水管という項目がありません。配水量というのがあります。給水量というのがあります。配水量というのは浄水場を出るときの水のことを上水道事業上では言うと思います。給水量というのはそれぞれ家庭で使っていただいたものの積み上げだと思しますので、その数字が欠落しているんじゃないかなと思いますのでその点についてもお伺いしたいと思います。以上よろしくお願ひします。

堀内議員から何点かの質問をいただきましたが、総括的に触れて私の方から若干申し上げて、後あの個々の内容についてそれぞれ担当課長から申し上げたいと思いますけれども、先ずあの地域支援員の配置の問題であります。これはもうあの再三申し上げてまいりましたが、1つにはまあ生涯教育の更なる充実という意味から地区館を充実するその支援の1つの考え方としての部分もございます。それから地域づくり委員会これが取り組んでいただいておりますそれぞれの4地区に対してのいわゆるコーディネーター的な1つの役割を果たしていただくということで、全体的にはこれはあの地元との協定の中で確認をして締結をしてそのことをやって、あのそれぞれの地域の考え方でやっていただくことがいいと思いますけれども、ただ1つあの特殊な義務を例えば区なら区、この業務を専任的にそこでやっていただくということは、これはあのちょっと私どもの任命派遣をする立場としては困るという位置付けで考えてまいりたいと思いますので、若干あの情報提供でありますとか、これはあのなかなか境目が無いあの役割もあるかと思ひますが、いずれにしてもあの地域づくり委員会というのは区も入ったり、耕地も入ったり、公民館も入ったりという幅広い形で捉えておりますので、活用をいただくと同時に固定した義務だけはひとつあのその範疇に入れないような形で地元とは確認をしてまいりたいというふ

うに思っております。

それから農地・水・環境の問題でございますが、まああの堀内議員も責任者のお1人として取り組んどっていただくわけでありますけれども、最初の5年間のこの制度設計が1年余して変わるわけであります。その延長については私どもも再三声を高くして要望してまいりましたが、その部分についてはいいんですけれども、1年前倒して制度が改正して国や県の負担を縮減させて、それで地元負担を多く課すという方向に切り替わって、まあそのことに対応をまあ苦慮をしていろいろご相談しましたが、とりあえず最初提示された制度の内容で今回の予算は組まさせていただいておるということでご承知かと思ひますが、あの一部にちょっと私の方でまだ正式来ておらないようですが、当分今までのようなことをもうしばらく続けていくのではないかなというようなことがちらっと出たやに聞いてはおりますが、あのそれならそれで結構だと思います。またあの内容を組み替えて今までのそれぞれ地域や地域が取り組んできた事業量をできるだけ早く消化していくことがいいかと思ひますので、これはまたあの先ほどの国の新しいまた方針がどういうふうに出るかわかりませんが、またひとつ組み替え編成し直してまた地元の皆さんとの再協議をしていくという要素が多分にあるのではないかなというふうに思っております。後あの竜東線あるいは153に絡んでの田切地籍の工事の問題との関係でありますが、あの基本的には今の153号を県道にして、そしてバイパス全体は新たな153号としてまあ編成していくと、そしてその県道編入したこの県道飯島飯田については、あの田切の南割地籍で竜東線の同じ主要地方道としてまあ組み替えていくというような形で今までお話しをしてきて、そのことはあの地元にも説明してきておりますけれども、あのまだ正式にこれがあの書面でどうというようなことは確定はしていません。できるだけまあ将来あの町が維持管理をしていくにもなかなかこれはあの将来的にも大変でございますので、できるだけまあ町がそうしたことの負担ができるだけ軽減するような形で今後ともお願いして、今後詰めの中でまたその辺のところも検討させて課題とさせていただくようにしますけれども、基本的には今までそういう形でできております

それから水道のまあ老朽石綿管、これについてもあのほぼこの街中部分については下水道との絡みでだいぶ整備が進んでまいりましたが、浄水場から出る本管部分あるいは一部のまだ下水道関係以外の部分で残っておる部分もありますので、これはあの計画的に進めていきたいというふうに思っておりますのでございます。補足については若干それぞれ課長から申し上げたいと思ひます。

それではあの地域づくり支援員についてでございますけれども、ちょっと細かいところで今まで教育費に計上されていた支援員2名が今度は4地区一斉に4人分の計上を総務費にするというところで何故かというお話がございました。今まではあのちょっと試験的というようなこともありましたので公民館事業の支援に軸足を置いていろいろやってきたけれども、地域にはいろんな課題がありまして公民館事業だけではなくて、例えば福祉の問題それから環境の問題それから生活基盤の問題それから子育て支援の問題とか、地域の課題に合ったいろんな公民館事業よりもっと幅広い範囲で地域をどうしていくかという課題を分析して地域づくりを進めていくというようなことから総務費の方へ予算を編成し直したところでございまして、そういう形でまあ言ってみれば地域の全体の課題と公民館事業の支援とまあ大きくはこの2つで支援をしていくということです。具体的なあの各

総務課長

産業振興課長

地区によってそれぞれ事情も異なりますので覚書等で今年はこのところの業務を行うという具体的な業務はそれぞれに協定等で結んでいくということでございます。それからそれに関連して区の事業との仕分けというのはなかなか難しいわけですが、区の事業そのものについて支援をする支援員ではございませんので、しかし区の事業の中には例えば町の方へいろんなあの道路を直してくれとか、行政にかかわる陳情だとか、まあ補助事業があるかないかとか、そういったあの情報提供とかアドバイス、助言といったところは支援員の範疇かなというふうに思っておりますので、ついでにあの区の事務までやってしまうということではなくて、行政との関わりの部分の情報提供、助言等については支援員の範疇というふうに考えているところでございます。以上です。

それではあの農地・水・環境保全向上対策事業の関係でございますが、あの予算書に載っておりますように若干事業名も変わってきております。保全管理支払事業というような形になってきておりますが、今までお話がございましたように、5年目の中で最終年度を迎えるところでこういう形で事業内容等変わってきておりまして、今まで共同活動のみだったものが共同活動とそれから向上活動という2階建てになりました。共同活動というのは水路の見回り、草刈り等の関係でございます。向上活動というのは水路の補修・整備等に回る事業費でございますが、今回の制度改正はその向上活動分が今までまあ単年度20,000,000 ぐらいずつやってきたのが地元負担が出てきますよということで、当初そういう形で言われました。で、議員の方からもお話ございましたように過日の県の方の高騰でございますけれども、その3分の1の地元負担は地元の労力提供でいいよっていうことで口頭で言われました。ということは金額負担がないということで議員の方から話がありましたように地元負担が無くなったということで解釈しておりますけれども、これもまだ文書で受け取ったわけではございませんので、まだどういう形で自分たち動いていったらいいか迷っておるところでございますが、現段階では先ほど町長が申し上げましたように地元負担が出ている部分を予算上では支援をしていくんだという形の予算になっております。で、これからの形でございますが、先ほどお話がございましたように、現段階ではあの積み残しの分、聞いているところでは12,000,000 から13,000,000 ぐらい事業用が残っているというふうに聞いておりますけれど、これはあの年数が経てば当然老朽化してくるところも出てきて事業量も増えてまいりますので、また新年度になりましたら各地域の方と協力いただきながら調査をさせていただいて、事業量調査をしてそれでまた事業量的なものを地域の協議会と協議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

建設水道課長

それではあの堀内議員さんから何点かの質問、ただいま町長の方で総括的には答えていただきましたので私の方で補足をさせていただきます。まず主要地方道竜東線を現国道まで延長してみたらということでございますが、主要地方道竜東線につきましてはまあ今まで地元協議また県の方針として国道153伊南バイパスを併用すると、これが田切から本郷区間までという形でその路線になっております。それからもう1つ、主要地方道県道飯島飯田線これについても国道へ最終設定を求めるという形でどこかへくっ付けなきゃならないということがありますので、そういうことで今まで県との協議の中で、なるべく延長を今ある国道を県として管理してもらうような有利な方法が一番いい方法は追引・南田切幹線までもってくるというのが最大延長になりますので、まあそういったことで県と話を進めておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。それから石綿管の更

議長
8番
北沢議員

新につきましてはこれも町長の方で答えましたが、これも順次計画的に残りの石綿管についても計画的にまあ水道事業会計を圧迫しない範囲で、まあだいたい年間 50,000,000 を超えない範囲くらいで順次更新をしていくよう考えております。それから水道施設等まあ配水管とかそういったものの民地へ通っている部分ですが、これについては順次解消をしていくという形で、平成23年度も千人塚の付近ともう1箇所、減圧槽の関係とここらについて23年度に用地買収を進める予定でおります。そうしたことでもこれについても徐々に解消したいというふうに考えております。それから総則の中に給水量が載ってないということですが、これについてはちょっと過去ずっとこの配水量で目標値を計上してきております。でこれはあの水道事業会計のその規定というか準則というかそういうものの中でこういうものを載せなさいというものがあるのか、そこのところは私理解できませんけど、一応あのただいまの意見はご意見としてお聞きして、もしそういうものが載せれるということになればあの今後目標値として考えていきたいというふうに思います。他に。

何点かについてお願いをしたいと思います。1点は財政健全化の関係でございます。非常にあのご苦労されて今回も財政健全化に向けてご努力の跡が見えるわけでございますけれども、1点、今回の予算といいますかまあ従来からもそうなんです。経常経費の関係でございすけれども、人件費の総額が大幅に削減されておりますけれども、物件費や維持補修費、扶助費、補助費等が伸びておりまして、これらが相殺されて更に厳しい状況になるだろうという見方でございます。まあ従いまして普通建設事業の財源は勢い起債に頼らざるを得ないとこんな財政構造になっているかと思いますが、一方で公債費比率を18%以内に抑えるとかいう大前提の目標があるわけでございますけれども、今年度計上されました起債これについてはそういった将来の負担を考えたときに、限度額としては今回予算計上されているものは限度額であるかどうかそういった点についてお伺いしたいと思います。また関連で基金の繰入金計画が計画されております。それと同時に5カ年計画の中では財政調整基金への毎年度の積み立てが計画されております。当初予算ではやはり財政厳しき折そういったものは見込めないということで計上されておられませんけれども、今後そういった例えば交付税が増額になるかもしれない、もしくは経済の状況によって税収が伸びるかもしれない、そういった税収だとか交付税の伸びがあったときにこの基金の繰入金に対する考え方ですね、こういったものを減額して健全財政の方向に努めるのか、という点についてその基金の取り扱いの考え方をお伺いしたいと思います。それから国保財政の件でございすけれども、昨日可決されました国保の補正予算における予備費の計上額を23年度の国保会計の繰越金の下回っているわけでございまして、通常はまああの予備費が特別のことでない限りは翌年度の繰越金の財源になるわけでございます。それにプラス各款・項に残る若干の費用が繰越金として運用されていくというのが通例でございす。が、国保会計につきましてはそういったものの23年度の当初予算がその額を下回っていると、これは何か他に運用があるのかこんなことが考えられるわけでございますけれども、そのいわゆる繰越金の計上の考え方についてお伺いをいたしたいと思います。それからもう1点、まあ税転化方式といいますか各種ご家庭から負担いただく負担金、特に保育料等におきましては税金がまあ最も平等なそのお宅のいわゆる収入に対する負担区分だとか

1 番
久保島議員

　　（関連質問）ただいまお話の中にもございました繰入金に関してお訊ねをしておきたい
　　と思います。減債資金からですね 138,000,000 以上のものを繰入れたにもかかわらずです
　　ね、償還金の方はですね 8,900,000 ほどのプラスにしかなくなっているということでござい
　　ます。まああの内ですね含まれてはいるというものの、ということは多分他の所に回って
　　しまったんじゃないかなという懸念があるわけでございまして、何故ここを他のところに
　　回せなかったのか、この辺のところについて町長のお考えをちょっとお伺いしたいと思
　　います。

総務課長

　　まず財政健全化のところですが、あのまあ実質公債費比率 18 以内に抑えていきたい
　　ということで、今現在で試算していきますと 26・27 年、平成 26・27 ですね、そ
　　こらが 17% 台になってきてしまいます。これはあのいろんな歳入歳出の数字が狂ってき
　　ますので、まあ少し安全を見ていかなければいけないということで、現在考えているのは
　　来年度 23 年度基金から 108,000,000 円繰り入れてその額を繰上償還すると、それからそ
　　の次の年ももう 2 年ほどは継続していきたいなというふうに考えております。それでこの
　　間の議会で補正予算を上程しましたときにも減債基金の方もちょっと申し上げましたけれ
　　ども、今 180,000,000 くらい合ますけれども来年は 100,000,000 取り崩してしまいますが、
　　その次の年も 24 年も 100,000,000 円くらいを繰上償還できるような形で今考えておりま
　　す。それからあのこれからはあの交付税措置のある起債っていうのはもう原則廃止という
　　ことでございますが、できるだけ有利な起債を借りて 1 回借りて交付税措置でもらうん
　　ですけれども、繰上償還していった残高は少なくして交付税は多くなるというような形で
　　ちょっと今までもやっておりましたので、その辺はちょっと工夫していきたいと思いま
　　すけれども、ここ 2 年くらいは継続して繰上償還をしていった 18 にはならないような財政運
　　営をしていきたいというふうに考えております。それから基金の取り崩しの考え方ですけ
　　ども、議員、指摘のように人件費は減っても経常的な経費っていうのは非常に増えてき
　　まして、かなり高い水準で経常経費っていうのは推移していくものと思われま
　　す。これはいろんな制度がありまして扶助費だとかそういうもう決まり切った経費
　　っていうのがありますので、それであの財源がどうなってくるのかっていうのは
　　ちょっとまた年によって地方財政計画でこう左右されますので、経常的な経費が
　　まあこれからも伸びていった建設事業へ回る一般財源っていうのは少なくな
　　ると思います。それを起債で借りていくということでしたので先程の起債の処理は
　　そういうふうにしていきたいということと、経常経費がそう

　　いうふうに増えていっても当初予算で財政調整基金を例えば取り崩して予算編成を
　　したならば、その次の年もその次の年も財政調整基金を取り崩さないと、当初予
　　算ってだいたい経常的な経費でこう組立っていくとすれば成り立っていか
　　ないことになりますので、基本的には財政調整基金を当初予算では取り崩して編成
　　をしないという方針で今やっておりますので、今後もそういうふうにやっていくだ
　　ろうというふうに思っております。で、財政調整基金の目安は標準財政規模の 30%
　　と言われておりまして、だいたい 1,000,000,000 円なんですけれども、第 5 次総合計
　　画の中でさんざ議論したんですが 1,000,000,000 円を目指すのは無理であらうと
　　いうことで 5 年後に 700,000,000 円を目指すということで、現在 610,000,000
　　円ほどあると思いますのでこの間補正で 30,000,000 円を追加させていただきました。
　　それをそのくらい 20,000,000 か 30,000,000 くらいでいくと、だいたい 5 年後
　　に 700,000,000 円の規模となるということですが、これはあの財政調整基金はあの
　　税収だとか地方交付税だとかこう急激に減ったり増えたりする部分がありますので
　　そういったことや、災害とかここは特に地震の強化地域にもなっていますので臨時
　　的な経費で、前回私の経験からしても災害が 1 個起きると 200,000,000 円くらいにか
　　く現金がいるという時が出てきてしまいますので、700,000,000 円は目標にしてい
　　きたいなというふうに考えておりまして、今町としてはそういうような形で予算編成
　　をしたり 2・3 年先のことを見ながら基金の積み立てそれから起債の返済をして
　　おります。で、久保島議員の質問にありました来年 100,000,000 円取り崩す金額は、
　　減債基金を取り崩したらそれは元金の償還に充てるというふうになっていますので、
　　その額同等の額で繰上償還をするということで計画しております。以上です。

住民福祉課長

　　それではあの国民健康保険の 22 年の 3 月の補正でお願いした予備費、それから
　　23 年の新年度予算の繰入金、これとのまあ数字の不整合があるんじゃないかとい
　　うご指摘でございますが、このようにお考えいただければと思います。先ずあのこ
　　の新年度予算につきましては 11 月から策定に入っております。それで過去の医療費
　　その他の動向を見ながら編成をしてきておりまして、一方 22 年の補正予算につ
　　きましてはここ直近でやっておるわけなんです、今現在補正のこの積み上げを
　　する段階では 2 カ月ほどの給付、未払いの状況の中で想定をしているかと思いま
　　す。簡単に申し上げますと、まず時点の差があることというのと、補正につ
　　いては決算ベースでこれ組まなくて、簡単に言えば支出執行が 3 月までに耐えられ
　　ないようなものの増額、それから確定してしまったものの額の補正、ここら辺を中
　　心にやっておりますのでちょっと意味合いが若干違うということもあります。また
　　あの内の保険給付費みますと月平均 48,000,000 です。しますと 30,000,000 台
　　から 60,000,000 台でこう月の推移があるということで、1 カ月 10,000,000、
　　20,000,000 といったちょっとあの短期では予備的な財源を持っていなければならない
　　ということをご説明申し上げます、新年度に向けての決算見込みでは実はあの 3
　　月補正をいただいた予備費が約 35,000,000 ほどになっておるわけなんです
　　が、この倍くらい医療費の方で今申し上げました 10,000,000、20,000,000、
　　30,000,000 といったようなこの月ごとのこのベースで見ますと、決算では
　　70,000,000 台の単年度の剰余が見込まれるんじゃないかというふうに今見込
　　んでおります。で、その通りになれば、どうした処分をすればいいでしょう
　　かということで国保の運営協議会へ諮問をさせていただきまして、結果、将来
　　的に按分率を据え置いていくための財源として剰余については一定額基金へ積み
　　ますようにという

あの答申をいただきましたので、現段階では決算の状況に応じまして23年度の運営に必要な予備費相当額を上回るいわゆる剰余が出た場合には基金へ積みまして、それを財源にここ最低でも3年間、できれば5年間は医療費が上がってきても按分率は据え置いていくんだということの方向で処分をさせていただきたいというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。あと税制改正に関わるご質問については教育委員会関係に特定ということでよろしいでしょうか？

教育次長 それではあの扶養控除の廃止に伴います保育料の関係でございますけれども、現在のあの保育料の算定につきましては議員もご承知のように、原則的には父母等の所得税あるいは市町村民税と園児の年齢によって保育料の徴収基準額表に基づいて決定をしております。それであの保育料の額っていうのは4月から6月までは前・前年の所得税の額により算定をされておりまして、新年度分の税が確定する7月からは前年の所得税の額から算定しております。つまりあの23年度の場合でありますと4月から6月までは21年度の所得税等によって算定し、7月からは22年度の所得税等から算定をしておるわけです。本年度の場合はこれからいきますと扶養控除が廃止になりましても保育料等の算定については23年の部分については影響はないわけでありまして、議員さん申し上げられましたように、これが廃止になったときの影響というのは24年度の7月以降の保育料から影響が出るというふうに思っております。それであのこの扶養控除の廃止に伴いましての厚生労働省の動きがどういうふうになっていくのかっていうことがまだ見えてきませんので、もう少し状況を見ていきたいというふうに思っておりますのでお願いいたします。

9番
竹沢議員 それではあの続いて、今回そういうわけあの議会の方はですね常任委員会の活性化ということをテーマにして、特別委員会を排除して従来の各2つの常任委員会で予算をこれからですね分割付託で審査するということであるので、所管外のことについて質問します。国民健康保険ですけれどもまあ前年とほぼ同額の予算が計上されておりまして、来年を見ますと保険給付費などがまあ60,000,000ほど減額されておりまして、まあこれはあの被保険者の数がですねほぼ同じだとすれば、保健施設費といいますか町民の皆さんがドックだとかいろいろ検診に大勢参加していただいてその成果として医療費が少なくなっているんじゃないかというふうに分析をするわけであります。ところで将来的なことにしてお伺いいたしますが、現在の国保税の税率ですけれども、確か私2年ほど前に国保の運営協議会で審議しまして税率を上げました。確かあの当時4つの税率の引き上げ案がありまして、その中で議論をして一定の税収を確保することということと、もう1つは低所得者に配慮した形での税率を決めるんだということで、その中から選択をして現在の税率になっております。で、今後同僚議員において応能・応益割合の関連についての一般質問もございまして、国保税の減免の一般質問もあるところであります。そこで伺いますが近隣のまあ市町村で昨今の動向の中で税率を引き上げなければならないということで税率を上げた市町村が近隣にいくつかございまして、当町の場合、現行の税率ですと24年度以降もいけるかその見通しについて伺います。

住民福祉課長 北沢議員のあのご質問に対する答弁とあの説明と重複する部分があるかと思いますが、1人当たりの医療費については4%ほど前年対比でこう伸び率を見込んでありますが、これはまあ計算ベースでみないとわからないですが、今現在では対象者は横ばいもしくは

減少傾向にあるというふうに見込んでおります。で、ご質問のあの将来的に今の按分率据え置けるかということなんですが、実はあの飯島町はここ何年か医療費の伸びというものを予測して当年度予算を組んでまいりましたが、それでまた不足するものを適正にその時期時期に引き上げるような改正をしてまいりました。結果ですとねやっぱりあの保健事業これがあのかなり内は受診率が高いというようなこともありまして医療費の伸びが予測を超える時はなくて、単年度ごといわゆる利益を生んできておる経過がございます。それがあの累積しておる部分もございまして、先ほど申し上げました今までこう累積してきた益を含めて今年度末では70,000,000から80,000,000くらいの単年度の実質黒字を見込めるんじゃないかと、で、これを基金化をする中で医療費の伸びというのは大きい今、心臓の手術だとか1つのものが出ると数千万単位で動いてしまいますので、なかなか内を見ても35%1人当たり上がった年もあれば、前年対比で99.何%で落ちているものすごい波がございますので、まあそこら辺で予測不可能な財源不足が生じたらこれはもう基金を取り崩して厳しい時代でございますので按分率を据え置くんだと、こういったような姿勢で進んでまいりたいと思います。で、どのくらい耐えられるかと言いますと、今、90,000,000を超える基金ございまして、これにこの年度末で50,000,000円をもし積み増しできるとすれば140,000,000円を抱いて、どうしても医療費の不足に対応するためには少なくとも70,000,000・80,000,000持っていなければならないとするならば、残りの差額をですね毎年10,000,000・20,000,000取り崩していっても3年から5年何とかこれはもう上げないでいきたいという姿勢を明確に打ち出してまいりたいというふうに、またそれができるように保健事業を充実させながら1人当たりの医療費を下げてまいりたいとこんなように考えております。

議 長 他にありませんか。

3番
坂本議員 今あの福祉課の課長が言われたことの中で1つまああの関連することなんですけれども、今度新規事業として75歳以上人間ドックへの助成ということで、まあ金額としては少ないんですけれども、盛られているんですけれども、この75歳以上っていうことは既にそれまでの段階でいろいろな病気持っている方たちが多くてですね、検査はその中の段階でまあ糖尿病とかいろいろな検査をしているわけでございます。それでこの人間ドックへの助成ということで実態としては30人分ということで想定しているということなんですけれども、この人間ドックとして決めた根拠というかその考えの元はどこにあるのか、それについてお聞きしたいと思います。

住民福祉課長 先ずあの補助単価を決めた根拠なんです、今、坂本議員ご指摘の通りこれ後期高齢者の皆さんを対象とした新設制度であります。で、なぜ入れたかというご承知の通り一般質問での議員のご質問にお答えする形で町長がまあ対応するとお約束したこの予算でございます。で、やはりあの後期高齢になったから人間ドックの適用から外されてしまうという、やはりあの対象者の皆様の不安というものと不満というものがあつてのまあ制度新設であります。で、この補助単価の根拠につきましては議員ご指摘のように、いろんな今高齢者の皆様に特別の検診がありましてそれに補助をさせていただいております。そうすると人間ドック相当の受診、検診を積み上げていくとこのくらいだろうという単価でありまして、実際に人間ドックにかかる経費の概ね2分の1にそれが到達するというので、

	個々の検診を受けていただいてもいいし、ドックとしてトータルで受けていただいても、町で出すお金がそう大きくは変わらないといったようなことの中であります。で、できるだけ75歳以上の皆さんについても検診を受けていただいて、早期発見の中で重篤にならないような対応を進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。
議 長 7 番 三浦議員	他にありませんか。 私あの職員の体制についてお聞きをしたいなと思います。先日の本会議の中で勸奨による退職者が14人、それからあの新規には11人というようなことでお答えがありました。まあ職員の体制ということではその辺について年齢構成などいろいろあると思うんですけども、新規ではまあ23年度をどのような形で今後の職員体制を考えておられるのか。それからあの私以前に官製ワーキングプアということで臨職の皆さんの給与について問題があるのではないかというふうにお尋ねをしてあります。その点について23年度には反映をされているのかどうかお聞きをしたいなと思います。それから自殺対策なんですけれども、あの町長のあの施政方針の中にはカウンセリングなどの早期の対応をするように努めるということで、かなり力を入れた対応をされていくというふうに感じられるんですけども、この点についてどのような対応でやっていくのか、職員体制についてお聞きをしたいなと思います。
副町長	それでは私の方から職員体制について考え方だけ申し上げたいと思います。町の方ではあの行財政改革プランに基づきまして100人体制ということで既に方向付けがされておりますので、それに向かって職員体制を進めていくという大原則がございますので、その辺について目標としてやっていきたいということではありますが、ご存じのようにまあ仕事は減っても事務量は減らないというのが現状であります。従ってその分については補助的な事務の取り扱いをしていただけるように臨時の方をお願いしながら手当をして、全体としては住民サービスの低下につながらないような努力をしていきたいということでありまして、で、職員自身についてもそれぞれの力を強めていただきたいということで人材育成方針もございますので、その中で職員の研修等も深めながらそれぞれの力を強めていっていただきたいなという考え方で23年以降いきたいと思っております。なおあの臨時職員の賃金につきましては町の方で予算編成で示したのがございますので、今年もその範囲の中で予算手当をしていきたいというふうに考えて予算編成をしてございますのでよろしく願いいたします。
住民福祉課長	自殺対策についてでございますが、あの22年度においては国の助成制度、あのいわゆる経済対策で出てきているものをだいぶ活用して講演会その他進めてまいりました。ただあの内の方はそれとは別にもう従来から自殺対策はしっかり取り組んでまいっておりますし、ゲートキーパーの養成の講座に参加するなど進めてまいっておりますので、引き続き23年度においても国の助成あるなしにかかわらず所管課としては取り組んでまいる所存です。しかしながらその人的配置についてこれが増になるのかどうかということについてはこれはまああの理事者のお考えだと思いますので理事者の方へお伺いいただきたいなと思います。
町 長	まああの限られた職員体制の中でありまして、その専門的に1人窓口置くというカウンセリング担当を置くというわけにはまいらないかと思いますが、総合的な住

議 長 2 番 中村議員	民の本当に身近なその相談的な窓口の中の一貫として対応してまいりたいというふうに思っております。 他にありませんか。 2点程お伺いいたします。1点は情報発信と町の魅力を求める向上を進める予算の中の広報いいじまによる情報発信の推進に2,809,000円が盛り込まれております。広報いいじま、議会だより、CATVなど積極的な情報発信に努めるとありますが、情報発信は積極的に必要だと考えますが、視聴率、購読率がアップしなければ本来の充実にはならないと思いますが、その点も含んでいるのかということと、広報いいじまは本来住民の税金で作られているわけですから、全戸に配布されているものと思います。現在の配布状況とです、今後もし全戸に配布されていなければだとすれば全戸に配布する取り組みを考えるべきと思いますがその点を1つお伺いいたします。2点目といたしまして、安全・安心なまちづくりを進める予算の中ですけれども、昨年その中でです、22年度予算で上ノ原幹線の歩道設置工事が盛り込まれておりました。現在です、今年度の予算の中で「どーなつ庵」までが3月中にできる予定と認識しております。今後今年度の予算の中でサークルKまでが完成するものと地元住民等予想していたわけですが、安全・安心の面から考えてです、今年度予算に盛り込まれていないのは他に予定があるのか、またあのこの上ノ原幹線は30年近く前から住民また多くの皆さんも署名をしてようやく昨年実施されたわけでございます。ここで打ち切るのか今後の予定等をお聞かせください。 情報発信についてでございますけれども、先ずあの広報の関係につきましては耕地へ加入している皆さんについては耕地総代さんから配布をしておっていただきますし、耕地の中でも耕地に加入していないけれども耕地の中に住所があるという人達も耕地総代さんが配っている耕地もあります。基本的には耕地に入っている人だけが耕地総代、自治会長さんが配っているということで、その他の皆さんについてはPRしてありますけれどもいろんな施設へ広報を置いてありますので各自が取りに来ているということでございます。従いましてあの必要な方は全戸配布と同等な形で届いているものと理解しております。また情報発信につきましては今度4月から町のホームページをリニューアルします。で今度各係ごとにいろんな自分たちの仕事、それから町のPR等は自分のセクションのところは自分のところで更新していくというような形で、研修もして今リニューアルをする準備を進めているところでございます。その他にも観光パンフレットだとかいろんなことで総合的にこの町のPRをして定住促進につなげていくという取り組みをしているところでございます。 上ノ原幹線の歩道整備の関係でございますが、安全・安心のまちづくりの面から全線やることについては大変必要性を感じております。で平成22年度に第一横道から第二横道までの歩道整備をするということで現在工事が進められておりますが、それ以降につきましては一応あの測量設計、測量と設計についてはサークルKのところまで全線完了をしております。で後予算的な財源措置になりますので、また国のその有利な経済対策とかあるとかそういう臨時交付金等そういった事業等の状況を見ながら今後は進めていきたいということで、現在のところ23年度の事業の予定はありません。
総務課長	
建設水道課長	
2 番	

中村議員

そうなりますとあの町長が安全・安心なまちづくりということで掲げております。またあの子ども達に対するですね手当も厚くされているわけですが、あのここは通学路にですね大変あの大きく影響をしております、危険な道路を今も子ども達は歩いているわけです。そのことはまあ先程も申し上げましたが30年近く地域の皆さんが署名をして町に訴えてきたわけです。町長は総体的にですね考えていくということをよく言われます。その中で今回の定例会の当初にあれもこれもではなく、あれかこれかという方向で考えるということを言われておりました。そうなりますと上ノ原幹線の歩道・通学路、子ども達を守る道路です。あれもこれもの中で上ノ原幹線の歩道は必要ではないという、今はあれもということには入らないということの考えで、予算が入ったら国の動向を見たらという後回しの考え方を決められたのか町長にお伺いいたします。

町長

ずしりとこう感じるような感じでございますけれども、あの確かにこの上ノ原幹線に対する歩道の問題は大変必要不可欠な道路であるという認識はもう前々から持ってやってきておりますが、あの上ノ原幹線ばかりではなくて、子どもに対するあるいは高齢者・お年寄りに対するこの安全確保も町内あらゆるところにまあそうしたことがあり、また要望もあるわけとございます。であのやはりこれは財源問題が付いて回りますので、言葉としてはまああれもこれもというわけにはいかない、優先度の高いところからまあ順次着手をしてということであります。あのたまたま今年度22年度の場合は有利な国の補助金を得られましたのでスタートしたわけでありまして、まああの町ではこうしたハードな特に道路の部分については153の問題やそれから竜東線の問題、その他あのどうしても改修していかなきやならない地元要望の問題もありまして、そこらに集中して今計画的にやっておるわけとございますので、将来的にはこれは当然継続してやっていかなきやならないものでございますが、決してあの町長がこの上ノ原幹線の問題は必要ないということの中で予算に計上しなかったということではございませんけれども、そうした事情があるわけとございますので選択と集中の中で新年度の予算付けをしたということとあります。あの地域の説明の中にもそうしたことを申し上げておると思います。測量は全般に出来ておりますのでまた今後財源それから選択する中で検討していくということとございますので、23年度については是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長

他にありませんか。
はい、お諮りします。時間も参っておりますので。
はい、それでは浜田議員。

4番

浜田議員

手短にということのようですが、あのごく総括的質問させていただきたいと思ひます。予算編成の考え方とまちづくりの重点施策に対してはですね、多くの共感する点を感じながら方針を聞かせていただきました。で、それがどのように予算に反映されているかに関してはですね、委員会審議の中で具体的に精査の作業に参加してまいりたいというふうに思っています。ただいくつかあの疑問を感じた点とですね、それから改めて確認させていただきたい点がありますので、ごく大きな考え方だけでもお伺いしたいと思ひます。先ずあの重点施策はですね昨年度と随分様変わりをしたというふうに感じています。昨年は確か重点施策8項目ほどお話をしていたように思うんですが、今回は全部で6項目ですか、で、しかもそのトップの4つがああ4つのプロジェクトの大きな

町長

ご説明だったというふうに思っております。先ず1つは違和感を感じたのはですね、町を担う人づくりを推進しますという前段の部分で、町民一人ひとりがあのそれぞれの役割を担ってですね、まちづくりを担う人づくりを推進します、これはちょっと地方自治の考え方から見ると随分違うのではないかと、つまり町が町民に役割分担をさせてですねそういう人間を育てるというのは逆ではないかというふうに私は危惧するわけです。これはあの言葉尻を捉えるという意味で申し上げているのではなくて、あの現実ですねあのまちづくり委員会などでですね、ややもすれば割り当てるに役割を振っていったってですね、必ずしも自覚的な参加になっていないケースというのが往々に見受けられるので、こういった言い方をされると推進の方向が違ってしまふのではないかということに危惧する次第であります。まあこれが私の聞き間違いであればその点についてお考えを伺いたいということとあります。それからこの4つの重点プロジェクトをあの特に中心的に掲げたという前段のところ、商業振興、地域医療確保、企業立地推進などの課題が山積しているけれども、まず4つを先行させるというふうにご説明いただいているわけですのでですね、今後の施策の進め方というのはこういう順序でよろしいのかということとあります。もう少し具体的に言いますとですね昨年度、まだ本年度になりますけれども、ちょうど1年前の施政方針の中では企業導入が2番目、それから町内の産業振興が4番目とかですね、どちらかというと町内の細かい生活に気を配るよりは、まあ派手といつてはなんですけれども、あの積極的に外に打って出るというふうなニュアンスが多かったように見受けられるんですが、今回はどちらかと言えば、例えば定住促進の中でも福祉水準の維持ですとか高齢者・障がい者での優先ですとかですね、まあそういったところに重点が置かれているように思っています、私自身はこれを歓迎しているんですが、大きなニュアンスの変化があったのかどうかですね、つまり町の中を町の外から見て魅力のある町に仕上げるということはこの4つのプロジェクトの中で推進していくというのであれば私は大変歓迎するわけですが、まあそういう考え方が全体を貫いているのかどうかということをお伺いしたいと思います。特に私あのこの予算編成も通じて大事だと思ひていますのは、あの国や県の施策の影響でどうにもならないところもあるかもしれませんけれども、少なくとも町内に生じうる格差をですねどれだけ町の行政の役割の中で埋めていけるかということ、1つの基調にさせていただきたい。それからもう1つはあの一般質問等でも再三お願いしてありますが、あの町の施策がですね可能な限り町内の経済循環を豊かにする方向で遂行していただきたい、まあこんなふうに願うわけで、今回示された4つのプロジェクトの中身がですねそういう方向に沿うものであれば大歓迎ですし、そういう理解でよろしいのかどうか。以上お尋ねしたいと思ひます。

まああの今回は第5次総合計画の芽出し予算というような位置付けにもしてあるわけとございますので、そこにはあの重点的な戦略を描きながら幅広くまあやって、それからまた結果としてはまあ選択と集中というような言葉になろうかと思ひますが、それでまあ人づくりの問題でございます。これまああのここにはあの施策の方向性という順番の中でこういう序列にしてあるものですから、必ずしもこれがあの最初に掲げてあるから最優先でいくというようなことではございません。これはあの総合的にこう組みながら重点・重点の中でやっていくということとございます。そこであの人づくりにつきましてはこれはあの決して行政が役割分担の中で地元へ投げ出して、それからそこでやってくれ、

それが町の人材育成だ人づくりだということは毛頭考えておりません。これはあの生涯学習の場でありそれからいろんな今度の支援員の考え方もそういうことでありますので、自ら発想してやっぱりそこに参加していただくということと、こちらから投げかけてやっていただくその両方がないとやっぱり人づくりはできないという形でございますので、いろんなあらゆる機会を通していま浜田議員のおっしゃるような考え方がだいたいあのそれに合っているというふうに私も思っておりますけれども、そういうご理解でひとつお願いしてまいりたいと思います。

それからあのプロジェクトこれにつきましてもあの4つのプロジェクトがあるわけですが、これもあの順番によって最優先でそこからいくという1・2番目、3番目ということではございません。これもあの1つのこれからの町を作っていく活力のある町を作っていくには、その1つだけあってもだめでございますので、それぞれ4つまあプラスαもあるわけでございますけれども、それをやっぱりあの戦略的に組み合わせながらやっていって初めてその第5次総合計画の目指すものに徐々につながっていくという考え方でございますので、きめの細かい部分、それからハードな部分、重ね合わせながらですねやはり基本的には最終的には町の活力と住民のこの生活を守っていく、この施策というものを優先していきたいという考え方でございます。

それから後あの町のこの予算がどういうふうにまあ住民の皆さん方に理解をいただいて、そのことが自分達の生活の面にまあ繋がっていくかというようなことに関してかと思えますけれども、これはやはりあのなかなか町民の皆さん方はこれを一つひとつ碎いてですね、溶け込ました考え方ができるかどうかということとはちょっと疑問でございます。まあこれはあの説明の仕方、これからの浸透の仕方も大事であるわけでございますけれども、やはりそれにはあの前向きにひとつ住民の皆さん方が行政に自分も参画をしていくんだと、で、町はそれに対して情報提供をして開かれた行政をしていくんだというところに1つの一番のポイントがあるわけでございますので、それは今後ともまた精いっぱい努力をして住民の皆さん方にひとつ理解してもらうような努力をしていきたいということでもあります。それからあの当然のことながら税金を始めとするこの貴重な財源というものが、できるだけ町の中で還流して、そしてまたそのことが地域に潤っていくという考え方は当然でございますので、そんな努力も今後してまいりたいというふうに思っております。以上であります。

はい他に。

1つだけ町長にちょっとお伺いをしたいと思います。あの今回同僚議員で誘致企業に関する質問もございしますのであまり多くを聞くつもりはございませんが、1つだけちょっとお聞きをしたいわけであります。これはあの水道事業に関わりも出てくるわけでありまして、まあこの予算等々にしましても前年度並みということでもまあ頭打ちにきているのかなあと、あのまあ配水量を含めて、まあそれが今回も施政方針の中にもありますけれども、まだまだ企業誘致も進めていくんだということでもあります。当然あの柏木の件もございまして、まあそういった中でですね、あのやはりこのきれいな水、この水道というものをやはりより多くの町民の皆さんにも使っていただきたいというものもありますけれども、企業、もう扱う量が違うわけですね、そういった時にやはりそういったこれ

議長
10番
宮下議員

から来ていただく企業にもできるだけまあ多くこのきれいな水でいろんな事業に対しても使っていただきたいというふうに私は思うんです。そういった中でご存じの方はいらっしゃると思いますけれども、あのどんどん井戸を掘っているんですね、であの井戸水っていうもの自体は確かにその土地の下を掘っていきやあそれまでだって言いますけど、あれもやはり飯島の地下資源だと思うんですね、そういった時に今は確かそういったものの規制はないですかね、ないとするならばこれは何の規制もなく、まあ闇雲にやっていくっていうことはないと思いますけれども、どこかでそういうまあ規制といいますかね、話合いといいますか、これから来ていただく企業も含めて何かしらのことを考えていかないと、そういった資源が枯渇していくということも考えられるのではないかなという思いの中で、1つ町長にお聞きしたいのは今後あるいはもう今来ていただいている企業の方もそうすけれども、そういった部分でのまあ規制といいますか話合いみたいなものも含めてやっていこうというお考えはありますでしょうか。

まあこれはあのなかなか難しい問題かと思います。であのこの町の上水道、非常にあの水質的には優れた水ということであの評価もいただいておりますし、上伊那圏域の中で水質検査をやってみますと最も一番右翼での位置にランクする優れた水、いろんなあの大腸菌はじめ水質の問題検査しておりますけれども、そういう位置付けであるので是非この水を多くの企業も含めた方々にまあ活用いただいておりますということではあります、一方であの町のこの取水枠といいますか供給量の最大限は日産6,000トンという形があるわけございまして、今5,000ちょっと弱ぐらいの取水の段階になっておるんじゃないかと思います。であの最近誘致した金融の中ではあの町の上水道の水では、やはり製品としていくら優れておってもやっぱりあの添加しておるものですからそれにはそぐわないと、それであの試験堀をいたしましてこの水質ならこの製品に合うというようなことで、そのことが決め手になってまあ企業立地していただいた企業もあるという形でございまして、その取水枠全部それを上水で賄う仮にということになりますと当然これはあの生活用水の方に影響してしまうといういろんな問題があるわけでございますから、総合的に判断をしていかなきゃなりません、ただあの従って自前のその深井戸を掘ってやっていくというようなことについては今特別な規制はないと思いますけれども、そのことが周辺に影響するようなことがあっては困るということもありますので、ちょっと研究をしながらですね、これがあのじゃあ地下水が掘れないので企業ができないよということでもちょっとまた問題も出てくるかと思っておりますので、総合的に判断をしていきたいと思っております。

他にありませんか。

(なしの声)

これで質疑を終わります。

議案を付託するにあたり各常任委員会の審査区分については事務局長から申し上げます。

(審査区分説明)

お諮りします。予算7議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長から説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって第12号議案から第18号議案までの平成23年度予算

町長

議長

す。

事務局長
議長

議長

7 議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦勞様でした。

散会時刻 午後 0時26分

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

北 沢 正 文
竹 沢 秀 幸
平 沢 晃
久保島 巖
倉 田 晋 司
坂 本 紀 子

○出席議員（12名）

1 番 久保島 巖
3 番 坂 本 紀 子
5 番 堀 内 克 美
7 番 三浦寿美子
9 番 竹 沢 秀 幸
11 番 平 沢 晃

2 番 中 村 明 美
4 番 浜 田 稔
6 番 倉 田 晋 司
8 番 北 沢 正 文
10 番 宮 下 寿
12 番 松 下 寿 雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会 計 管 理 者 豊口敏弘
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 浜田幸雄
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 米田章一郎
議会事務局書記 千 村 弥 紀

本会議再開

開 儀
議 長

平成23年3月8日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 一般質問を行います。
なお質問者は通告範囲を超える質問は差し控えていただくとともに、発言は通告した趣旨の範囲で簡明に行っていただくようお願いをいたします。それでは通告順に質問を許します。
8番 北沢正文 議員

8番
北沢議員

それではあの今議会の最初の質問者として立ちました。前回は一番最後でしたので、まあ答弁される皆さんがお疲れにならないうちにと今回は思いまして一番を希望いたしました。今、議長の言われたとおり簡単に質問いたしますので簡便なご答弁をよろしくお願いいたします。まず最初でございますけれども、国においては平成23年度予算並びに関連法案が審議されておりまして、この内容は地方自治体の業務にも大きく影響することから大変注目しているところでございます。十分な審議の下に予算及び関連法案が成立し、今最大の課題である雇用・経済の回復を早期に願うものであります。私たち飯島町の予算案は今議会に提案をいただきました。予算事前議決の原則から議会としては3月31日までに議決しなければなりません。そこで今回の質問は先般示されました飯島町第5次総合計画、前期基本計画の内容を補完する意味において新年度予算を編成するにあたって検討されたであろう具体的な事項について4点を取り上げたいと思います。

まず1点目でございますけれども協働のまちづくりの推進についてであります。今回の5カ年計画でも協働のまちづくりは大きな柱であり、やはりこの推進にはリーダーといえますかまあ耕地総代さんをはじめとするそういった先に立つ方、こういった方々が必要でございます。そしてこのリーダーが事業の推進にあたって最も心を砕くのが、この仕事をしたことにより皆に喜んでもらえるか、そして事故等がなく無事に事が終わる、こういったことだと思います。そこで伺いたいと思いますが、この事業を実施するにあたりまして万が一の予防であります安全管理の徹底と、万が一の場合の補償について町はどのようにお考えになっているか伺います。

町 長

それでは今議会の最初の一般質問者であります北沢議員のご質問にお答えをしてまいりたいと思います。簡便なまあ質問と簡便な答えというふうに言われたわけでありまして、できるだけそのようにしたいと思いますが、中にはあの町民の皆さんも聞いていただけたらと思いますので、少しあの町の状況等も考え方も詳しく述べさせていただいて、議論を深めていただけたらということでございますので、また場合によっては課長の補足説明もさせていただきたいということでご了解をいただきたいと思います。
まず協働のまちづくりの推進ということでございまして、この上に立ってのいろんなまあ地域地域の取り組みの中で、この活動の中で安全管理それからまたその補償ということ

北沢議員

町 長

に捉えてのご質問でございます。協働のまちづくりにおきましてはそれぞれの組織や団体が対等の立場で信頼関係に基づいて連携協力して事業を進めていただくということになっておりますが、それぞれの組織や団体は自立をしたそれぞれの存在として自主性それから自己責任、この基で事業を実施をしていただいております。そこでまあ事業の実施にあたりましては、事業主体が自営工事にするのか、あるいは委託作業的なものにするのか、判断をそれぞれいただいております。ということで取り組んでいただいております。まあそこであのあまり大きなこの危険を伴うような内容の事業はあまりないというふうにまあ認識をいたしておりますけれども、ただあの現実的には車両や重機等を操作をする場合もかなりあるということから、当然これはあの法令等を遵守をしていただいております。まあそこであることは当然でありますけれども、この事業主体が十分に安全確保をした上でやはり自己責任において取り組んでいただくと、これが1つの基本的な原則でお願いをしております。またその事業の実施にあたりましては自治活動的な保険などもございまして、そのいくつかの保険制度もありますので万が一の場合に備えて保険の加入も推進をお願いしておりますという状況でございます。そこであの町では平成23年度から新年度からそうした自治組織の年間活動を補償する保険でありまして、第三者への賠償と自治活動の参加者へのこの損害賠償、これを備えたいいわゆる自治活動保険の保険料の一部を公費によって補助する制度を立ち上げてまいります。不測の事態に備えるとともに自治活動組織の活動に安心して参加いただけるような支援策を講じていく計画でありまして、今回必要な予算を計上をさせていただいたということでございます。昨日も説明を申し上げたとおりであります。なお当然ながら大きな危険が伴う事業や住民の皆さんの力では限界があるというような事業につきましては、こちらの行政と協議をしていただきながら対応をしていただくということで考えておりますので、そうした場合には是非また行政のこちらの方へもご相談をいただいてよろしく取り組んでいただきたいなあというふうに思います。以上でございます。

今回提案されました新年度予算におきまして自治会の保険に対する支援を行うとういうこともいただきました。この自治会保険っていうのは今あのインターネットを開きますといろんな情報がたくさん出ているわけでございます。まあそういった中であの役場の総務課においてはあの一応区長耕地総代会の取りまとめをしているというようなことがございます。でこの自治会保険につきましては十分検討する余地がありますし、またあのいわゆる皆んなが集まって大きな組織としてこの加入する、いわゆるわれわれで言う団体保険加入みたいなそういった形をとりますとですね、まあ保険料が安くなるっていうようなメリットもあるような話を聞いております。従ってあのせつかく新しい保険制度を取り上げていただけたらということでありますので、まあ是非そういった意味においてもそういった支援を町としても取り組んでいただけたらというふうに考えるところでありますが、そこら辺の所をもう一度伺いをいたしまして次の質問に移りたいと思いますのでご答弁をお願いします。

あの4月からまあ新しい補助制度をもってスタートしてまいりますので、4月早々にはまたあの区長さん耕地総代さんそれからの自治会長さんの会議を予定しております。この考え方を十分あの浸透をしていくような形の中で、今申し上げた取りまとめの中でできればあの大きくした方がスケールメリットが出てくるということであれば是非そのように

北沢議員

取り組んでまいりたいというふうに思っております。

あの自治会保険、全国の中では100%市町村が支援をしているというような市町村もございます。まああのこの内容については予算審議の中でまた十分討論をさせていただきたいと思いますが、是非こういった場合の補償、こういったものを付けることによって、いわゆるこういった協働のまちづくりが進展するこういったことの1つの大きな要素であると思いますので、是非充実した内容になるようにお願いをいたしたいと思います。関連しまして次に除雪の問題でございます。まあちょうど昨日から今日にかけて雪が降りまして、この除雪という問題について改めてシーズン中に考えるちょうど良い機会でございます。特に今シーズンは全国的にも大荒れの天候でございまして、当町でも先般また昨日も除雪作業が耕地・自治会において行われたところでございます。そんな中で群馬県ではトラクターによる除雪中、痛ましい死亡事故のニュースが飛び込んで参りました。この痛ましい事故こういったものをちょうどわが身に振り返る良い機会と言いましては語弊があるかもしれませんが、わが身を振り返ってみるということを考えますと、耕地等で行っております除雪こういったものにまあそういった危険がひとつは伴っているんじゃないかということでございます。耕地等で行っております除雪の方法は、トラクターを使う方法、またトラックでけん引する方法等、様々な方法で行っておりまして、こういった予想される事故の形態も様々な状況が考えられるところであります。またあのこういったものの補償に対する限界もあるところは承知しているわけでございますけれども、それでも想定される有事に対しまして最大の準備をしていくことが必要であるところとあります。この除雪について先程の自治会保険、まあこれとは別に町の方ではどんなようなお考えを持っているかお伺いをしたいと思います。

町長

続いてはあの協働作業、まあ地域の取り組んでいただいております作業の中で特に除雪の問題でございます。除雪の際に事故補償といったようなことが発生した場合にどのように対応していくかということでございます。ご承知のようにあの町では幹線道路以外、この町道等の地域の除雪につきましては耕地や自治会を中心にそれぞれまあお願いをして対応をしていただいておりますわけでございまして、生活道路確保のために地域を挙げて除雪にご協力をいただいておりますことに対しまして先ずもって感謝とお礼を申し上げる次第でございます。そこで町ではあの除雪機等の補助や除雪に対する補助をさせていただいておりますわけでございますけれども、その中であの取付け用の除雪器具、これにつきましては本体のトラクターや重機等はそれぞれの地域でまあ確保していただいて、そうしたものの除雪機能の艤装に対してはまあ一定の補助制度に基づいてあの補助を申し上げておるということでございます。それでまたあの一方で現在町ではこうした地域での雪かき、除雪作業に従事をしていただいております作業員、これはオペレーター、乗っていただいておりますオペレーターにつきましては雪かき作業の傷害補償保険に加入しております。補償内容につきましては死亡、後遺症障害の発生等の補償で2,000,000円、約2,000,000円、それから入院につきましては1日3,000円、通院1日2,000円というふうになっております。それであのオペレーター以外の補助員や機械類につきましては保険対象に入っていないというのが現実の姿でございます。なおあの公共施設に係る町全体の様々な傷害賠償につきましては、町のこれはあの全国町村会経由の保険になるわけでございますが、総合補償賠償保険というものがございまして、これにまあ一般的には加入しておりますけれども、雪かきの作

北沢議員

業に携わる方の補償はこちらの現在、賠償総合補償保険の中のボランティア保険という部分でまあ対応をしておるということでございます。それから機械類につきましては除雪機としてのまあ認可を受けているもの以外は保険の対象になりませんので、現在町の保険契約該当にするものはございません。雪かきに使用するトラクターや重機等にはそれぞれ保険を自主的に掛けていただいてということになっております。それから今申し上げましたこの4月1日から実施をしております町の自治活動の保険加入用の要綱、この補助交付要綱で各自治体組織が自治活動や雪かき等の作業に掛ける保険料につきまして、その保険料の一部を補助する制度これがあの1戸約まあ100円というまあひとつの考え方でございますけれども、その保険料の一部を補助する制度もまあ創設をいたしましたので、今後、先ほど申し上げましたようにあの地域、区長さん総代さん自治会長さんに十分このことを説明をして、できれば取りまとめの中で、こう大きなできるだけ掛金が安くて補償が得られるようなひとつの取り組みも今申し上げたようにしてまいりたいということでございます。まあいずれにいたしましてもこれはあの特に雪かき等につきましては昼夜を問わずに危険を伴う作業でございますので、まあ十分現場管理をしていただいて地域の方にご協力を今後ともお願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

除雪に対する町の今までの取り組み内容については確認をさせていただきました。飯島町内の国道は7.9キロ、県道が14.6キロ、町道が345.7キロ、全体で道路は368キロというふうに表示されております。この道路の改良率これにつきましては78.1%ということで、まあこの数字から見ると県下1番という数字でございます。まあこのことはまあ圃場整備等で行いました道路も全部町道という取り扱いになっておりまして、非常にあの幅広い延長のある道路が当町は整備をされております。この内、国・県道全線22.5キロ、町道48.5キロ、これを町が幹線道路として除雪をされているという内容でございまして、この%は道路全体の19.3%であります。従ってこの残りが全部自治会耕地等が担当している区域になるわけでございます。そういった広い場所を担当しているわけでございまして、また道路につきましてはその一部地域が活用するのみではなくて広く多くの人が活用する場所でございます。まあそういった公共的意味合いも含めまして除雪に対する支援、こういったものが町として取り組んでいただいているこういったことだろうと思います。その中で今お話のありましたご本人に対するまあそういった補償、まあそういったものはまあ少ないながらも町の方でそういった手当をしていただけるということでございますが、特にあの問題はトラクター等の農業用機械まあそういったものを使って除雪する場合に、まあそのいわゆる責任者としてはそのことによって何か第三者にいわゆる損害を与えたようなそういった事故が発生した場合を一番心配するわけでございます。是非町としてもですねそういった部分に対する支援といいますか、いわゆる町としての責任の範疇こういったものを明確にいただけることが必要かというふうに考えるわけでございますが、その点についてもう一度お伺いをさせていただきます。

総務課長

除雪に関する保険に関しましてはちょっと整理をしますと、まず町の方で掛けているのは除雪保険と総合賠償保険この2つでございます。で、除雪保険の方はオペレーターのみが対象ということで、総合賠償保険の全国町村会の方の保険はその中のボランティア保険というのを掛けておりますので、除雪作業だとかあるいは草刈りとかそういったあの公共的なものに付随する作業に対するまあ補償があるということでございます。この2つで

	ございまして、その他の任意でお願いしているのは除雪作業でありますと、まずあの軽トラックとかそういった車両を使うと思いますが、これはあの法律で自賠責に入らなければいけないし、任意で対人・対物の保険に入られていると思います。でまたトラクターで作業を行う場合も自動車保険とか傷害保険っていう制度がありまして、一般の農家でありましたらまあそういう保険に入っている方も大勢いると思います。ただその民間に入っている部分は任意でございまして、そういったあの車両関係の保険に入っていないくてまあ除雪作業をしている方もいると思いますが、まあ是非、保険に入る中で作業していただければというふうに思っております。で、それは対人・対物になりますが、その他に自治会保険っていうのがありまして、これは自治会保険の方はそのトラクターだとか軽トラックとかそういったものの車両関係による事故は対象外っていうのが何社かから出ているパンフレットにはそういうふうに表示されておりまして、ですから車両以外のまあ除雪作業を自分で雪をかいていて怪我をしたとかそういった場合には対象になりますし、草刈りだとかあの耕地林とかそういった自治会自体の保険が全部対象になります。でそういったところを全部ひっくるめて、今まではあのそういう保険制度はなくて近隣でもやっていないと思いますけれども、全国では大きい自治体を中心にそういった自治会保険に対する保険制度の支援をしているということから、今回5次総の初年度ということで住民との協働のまちづくりの中で、その一部を負担するということで算出根拠として保険に加入した世帯数でだいたい掛け金を収めている部分が多いので、1世帯当たり 100 円を根拠として算出した額を補助金として交付しようという制度を立ち上げますのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。 内容はわかりました。今までよりはその内容につきまして充実をしていけるという内容でございまして納得するわけでございますが、ここにあの平成22年度の12月20日付けで耕地総代・自治会長宛に宛てた除雪作業補償保険についてという通知があります。まあこの中で示されているのは先に話がありました死亡、後遺症障害、入院・通院まあこういったものの保険の内容は示されておりますが、ボランティア保険の内容は示されておりません。従ってまあこういった内容について町の方でそういったご配慮があるということであれば是非そういったものを是非お知らせをいただいて、共に進めることができるように今後の中の説明会等でご配慮をいただければと思います。 続いて2番目の質問に移ります。2番目の質問は循環バスの活用と買い物弱者対策についてであります。先日宮田村におきましてお年寄りの運転する車が事故に遭い、悲しいことに死亡事故になってしまいました。私たちは今、車なしではその行動範囲は非常に狭いものとなってしまいます。生活には車が必需品となっており、お年寄りになるほどその足としての頼り度は高いものと思います。それにつれて交通事故の件数も増加をしております。それを物語るのが損保の保険料の値上げでございます。この春、損保業界は大幅な値上げを予告しており年金暮らしには手痛い値上げとなるところであります。ある程度の年になったら運転免許証を返上したいと考えたときふと頭をよぎるのは「俺も買い物弱者の仲間入りか」といったことであります。公共交通機関循環バスの利便性が向上すればこうしたことも役割としてあるのではないかと考えるところであります。もともと民間資本が手を引いた赤字路線がまあこの地域のバス路線でありますから、費用効果は、はなっから無理だということは承知しているわけですが、苦しい財政事情の下、新年度に向け
北沢議員	

町長

で循環バスの利用実績と費用効果をどのように評価し予算に計上されたかその点についてお伺いいたします。

2つ目のご質問は循環バスの活用、これがまた買い物弱者とまあ結び付けて今後まあ利活用する中で、今までやってまいりましたは循環バスの利用実績あるいは費用対効果ということのご質問でございます。ご承知かと思いますが、循環バスの試行運転につきましては実証実験として本運行を想定したこの需要等の利用状況を把握する中で、バスの規模であるとか運行ダイヤ、停留所の位置等を決定するこの資料を得るために平成19年、20年の2か年間飯島地籍の中で試行運転を重ねてまいりました。そしてその結果に基づきまして平成21年の4月から七久保から本郷、飯島経由の昭和病院までの病院線、そして飯島、田切、上在を循環する西部線、それから飯島は、田切、下在を循環する東部線、この3路線の定時路線この本格運行を開始をして今日に至っておりますところでございます。そこで、ちょっとまだ平成22年度締めてございませんで、21年度の利用実績でございますけれども1日平均で31人、年間で7,428人でございました。まあ一番あの利用者のほとんどが昭和病院への病院線の利用者が多いと、そして東西線の乗車率が比較的低いということになっておりますが、そうしたことも踏まえて平成22年度からはこの名称も循環バスから「いいちゃんバス」というふうに名称変更いたしまして親しみやすくしたということでございます。同時にまた東西線は予約方式いわゆるまあデマンド方式というものを導入しまして、病院線のみこの定時路線、定路運行ということに変えたわけでございます。そして利用者の要望を踏まえまして停留所の増設も、現在2カ所ございますけれども、そうしたことを行ったり、それからコース内の自由なまあ降りる、まあいわゆる降車として取り組んでおるわけでございます。しかしながら現在までの1日の利用者数は29人ということでございまして、2月末現在の利用者も約6,400人、前年度に比べて若干あの1日当たり1人か2人平均ではまあ減少しておるというのが実態でございます。まあこれはあの原因いろいろあると思いますけれども、高齢者のドライバーがだんだん増えてきておるというようなこと。それから町内の商店の減少が1つの原因として考えられるとだというふうに思います。それから一方あのこの検証する中で費用対効果の面でございますけれども、委託料については東西線を平成22年度から予約方式に変更したことから、この委託経費全体としては節減をしておるということになりました。しかしながらまああの利用者数が比較的少ないために1人当たりの利用者1人当たりの経費に換算をいたしますと 2,400 円から 2,500 円ぐらいになると、まあ割高といってもまあよろしいかと思いますが、まあとてもこの費用を料金で賄うというようなこの費用対効果というものの物差しでこう判断するような考え方は成り立たないということでございまして、やはりこれはあの福祉施策、福祉対策のお年寄りの必要な方への足の確保ということが1つの原則でございますので、この限りにおいては費用対効果だけでは物差しで測れないとふうに私どもも認識をしておるわけでございますが、まあそれでもできるだけ効率の良い運行はしていかなきゃならないと、そしてまた利用者の要望にお応えをしていかなきゃならないとこういう姿勢で今取り組んでおりまして、そうした考え方の下にはば前年並みの予算計上をしておるということでございます。まあ今後あの153号やそれからあの竜東線等も改良されてまいります。それに合ったまたあの地域地域の実情を踏まえながらコースの変更も当然見直しをしながら効率よく運行してまいりたいというふうに考えてお

北沢議員

りますのでよろしくお願ひしたいと思います。

今、実態、予算計上の内容についてお聞きをいたしました。次の質問はそれに関連することの提案でございます。まあ買い物弱者の対策につきましては今回の一般質問の中でも何人かの議員が取り上げておりますので、ひとつ提案としてお聞きをいただき、今後の中で多くのいろんな提案の中からまた検討いただければよろしいかと思ひます。まああの今月の広報いいじまに中平のお年寄りの皆さんがこの循環バスを使つて町の中へ買い物に来るといふそういったことが載つております。多くの町民の皆さん読んでいただいておりますが、私も同じようなことを今回考へて提案をしたわけでございますが、やはり何人かのお年寄りがグループを作つていただひて、このいわゆるデマンド方式のバスの予約をいただき町の中に買い物ツアーに、ツアーつていいですか買い物に来ていただくと、まあそういったような仕組みをですね呼び掛けていただくことによりまして、町内のいわゆる商店の振興、それでお年寄りの買い物弱者対策、それから循環バスの高度利用、まあこういったことにつながるんじゃないかといふふうに提案申し上げるところであります。まあこのことについてはあのいろんな方策が考えられますし、買い物弱者対策を真剣に考える人があるとこういった時期にも来ておりますので、今後の中でご検討いただければといふふうに提案をして次の質問に移らさせていただきたいと思ひます。

3番目は小学校における外国語活動の推進についてでございます。前期5カ年計画では小・中学校の教育に触れた部分の記述があまり見えません。それでこれを補完する意味で1点その考へ方をお伺ひしたいと思ひます。この4月新学期から小学校5・6年生に対する外国語活動が完全実施されます。既に新学習指導要領も交付され準備が順調に進められていると思ひます。この外国語活動、飯島町では英語活動を取り上げられると思ひますが、新設されました背景については十分ご承知のとおりであります。わが国を取り巻く情勢や父母の思ひからすると積極的に取り組むべきものと思ひますが、この推進方針をどのように考へているかについて伺ひます。

教育長

質問事項が変わりましたのでこちらからお答えをしたいと思ひますが、その前にですね2週間ほど前でしょうかニュージーランドで大きな地震がありまして、語学研修に行った多くの若い学生がですね亡くなったといふ痛ましいことがありましたが、まあ非常に残念なことでありますし、その中にはですね62歳の現役を引退した方も語学研修に行つて犠牲になった、まさしく生涯学習を自ら取り組んでいこうとされた方、大変痛ましいことだなあとご冥福を初めに申し上げご質問に答えたいといふふうに思ひます。まあ今あのただいまご質問にありました来年度から本格実施になります小学校5・6年生の外国語活動ではあります、移行措置として飯島町では英語を取り上げ、飯島、七久保両小学校で先行的に取り組んでまいりました。なおあのこの外国語活動の目的がですね外国語を用ひてコミュニケーション能力を育てるというものでありますので、中学で学ぶ英語の授業とは基本的に異なることをなぜ先ずご理解いただきたいといふふうに思ひます。なぜならば語学として英語を教科として体系的に学ぶことはまあ発達段階、あるいはあの学習の習得能力からまあ中学の段階からが適当であらうといふふうに考えられておりますし、またあの中学へ入学した段階で改めて新鮮な思ひで英語に取り組ませたいとそんな意味でありますので、違ふ部分があるということをご理解いただきたいと思ひます。小学校での英語は日本語と異なる言葉の響きに親わせたり、まあ日本語と違ふ外国語の面白さ、あるいは外国

北沢議員

の文化に興味を持たせ英語を使つて人と話をしあひ、そういう力を育てていくということにあります。まあそこが一番の目的といふふうに私は理解しております。ただあの小学校の教員はですね英語を専門的に学んできたという教員が少ないものでありますので、まあ担任1人で英語、外国語を扱うということにはやはり教員としても抵抗感があるといふことは事実であります。まあ従ひまして飯島小学校ではネイティブな発音ができる専門の講師をお願いして、総合学習の時間に担任とパートナーを組んで簡単なあいさつをしたりゲームを取り入れたりしながら、周囲あるいは他の人とのコミュニケーション能力を育てるまあそんな活動をしてきましたし、七久保小学校でも中学校の外国語ALTのカトリナ先生にまあ同様な時間に来ていただひて授業をしてまいりました。まあその中で英語を使つてみたい、あるいはですね外国の方と町内で会つたら積極的に自信を持つて話しかけてみたいといふようなこう態度や能力を育てていきたい、まあそういうことで先行的に2年前からですね取り組んでまいりました。まあいずれにしましても来年度から本格実施になりますので、これまで試行してきた内容を振り返り見返しながらまあ必要に応じて職員の研修参加、まあ県の教育センターで行われる研修会が主体になるかと思ひますけれども、その参加を促したりですね、校内研修職員同士が互ひにまあ英語を使つてみるそんなことを通して指導力アップを図つていつたり、まあ全校体制で本格実施に入つていきたいなといふふうに現在のところ考へております。以上です。

この英語でございます、まああの私も経験があるんですが、いわゆる教科で英語といひますとまあ英語だけではなくて他の教科も同じですが、最初の出会ひが肝心でございます、その時点で嫌になつてしまひますともうずっと嫌だと、私の場合嫌だったもんですから未だに苦手でござひまして非常に反省しているところであります。是非私のような子どもを作らないように初っぱなの出足を良くしていただきたいと思ひます。それでですね先般3月1日付の信濃毎日新聞に掲載されておりましたのでご覧いただいたと思ひますが、小学校5・6年生の外国語活動における学習活動の格差が出ているというニュースでございました。で今、教育長の言われたとおり今回の小学校についてはいわゆるテストをするといふような評価の対象ではなくて、小学校で取り扱うのはあくまでも英語に親しみを持つ、それと中学へ行つたときに4つのいわゆる英語教育を同時に始めるということから非常に中学1年生にギャップがあるということから、その内のまあいわゆるまあ聞く話すまあそういったようなことを5・6年生に振り分けて、そういった簡単なことから入つていただひて中学へ行つて本格的に英語活動をやるといふそういったことが示されておひまして、今お話の中にありましたネイティブスピーカー、要するに英語を生の英語を聞くということが非常に重要な位置付けがされております。そういった意味において今専門の講師をお願いして学校で取り組みを準備段階で行つてきたといふことでございますが、まああの飯島みたいなどころではなかなか英語に接する機会が日常的には少ないと思ひます。まあそういった意味において是非その学校の中に常にその日常生活、例えば音楽等においてもですねまあそういった英語に親しむ、本格的な英語に親しむそういった環境が大切ではないかといふふうに考へるところであります。そのことがこのいわゆる格差という点で指摘されているところでありますが、この専門の講師が日常的に学校に配置できるこういった体制が必要ではないかといふふうに考へるところであります、次の質問の推進に対しては教材・教具の準備、まあこういった点において特にその日常的に英会話に接する機

教育長	会こういったものを作り出す方策をどのように考えておられるか伺います。 先程もお答えしましたようにですね、あの試行的に進めてきたわけではありますが、ただ英語の外国語活動の時間が週数時間と限られていますので、日常的に外国語補助員を常に常駐するということはかなり無駄な部分もあると思います。ただあの授業の進め方につきましては試行的に行ってきたこのやり方が実態に合っているというふうに評価しておりますし、取り組んだ内容に問題がないというふうに考えていますので、この2年間の方向で今後も進めたいというふうに思っております。まあ具体的にはこちらにもありますが文科省の方で英語ノートというサブテキストがありますし、まあ英語のCDの補助教材もいくつか出ておりますので、まあ必要に応じて関連書籍の購入あるいはまた先程申し上げたように職員研修を促したり、まあいずれにしても授業が充実するような方向で進めたいというふうに考えております。飯島小学校では更にそれを進めて空き教室でですねまあ体を動かしながら、あるいは体験的に英語を取り組むために専用の教室を用意したいというふうに環境整備を進めておりますし、教材の開発も必要に応じてやっていかななくてはならないというふうに考えております。またあのできたら町内にですね英語をネイティブの発音ができるような方をまあボランティア的といいますかまあ学習支援というような形でできるような方も発掘しながら環境整備を整えていきたいというふうに考えております。私も英語がいつのまにか嫌語になってしまった経験がありますので、そういう轍を踏まないように子ども達には英語の会話にできるような環境を整備したいというふうに考えております。
北沢議員	学校での今までのそういった推進の方策そういったものを評価しながら今後も進めていくというご答弁でございましたので、一応納得するわけでございます。町長に伺います。あのいわゆる信毎の記事につきましてはいわゆる小学校のALTこういったものの設置を言っているわけでございます。まあこれはいわゆる中学校のALTの総予算を見ますと300何万でございますので、まあそういった人件費がかかるわけでございます。ちなみにこの近隣では宮田村がこの4月から小学校のALTを配置したというニュースが流れております。教育委員会の方針でございますのでまだここまでは踏み込んでおりませんが、まあこういったものの教育委員からの要望がありましたらALTそういったものの予算付けを是非お願いしたいということで、町長のそのいわゆるこの小学校の英語教育に対する考え方をこのALT問題を含めましてちょっとお願いをしたいと思います。
町長	まああの英語の力をつけていくのが、まあ今現在の飯島町の場合は中学からそうしたALTの方を入れてやってきているわけですが、小学校からこのことに取り組んでいくということの議論はかつてから今までもあるわけでございますけれども、まあ先進地ではそうしたことも常に取り組んでいるっていうことでありますが、ちょっとあの教育委員会と私どもの方とまだそのことについては突っ込んだ議論をしておりませんので、またいずれそうしたことの対応については教育委員会と十分また意見交換しながら、そのことの道が是非必要であるというようなことになった場合にはまた十分検討してまいりたいというふうに思っております。
北沢議員	是非あの小学校段階における英語活動、こういったものが功を奏しまして中学へ行っ て子ども達が負担に感じない英語教育こういったものが進められるようにお願いしたいと思います。

町長	続いて次の質問でございます。職員管理と指定管理者制度の活用について伺います。最初にですね職員定数定員管理の見通し、当面する重点的な人事の方針について伺います。飯島町行政改革プランでは職員定員管理の適正化において23年度定年退職者が0、採用3人となっております。この見通しと当面する重点的な人事の考え方について伺いたいと思います。時間が迫っておりますので次の問題の職員研修の問題でございますけれども、まあそういった中でですね地域主権時代の飯島町の行政を担う10項目の職員像が示されておりますが、当面する具体的職員研修の方針まあこういったものについても合わせて伺いをしたいと思います。以上でございます。 それではあの職員研修を含めた基本的なまあ人事管理の内容でございますけれども、これまでもあの議会の方にも説明をして申し上げてまいりましたけれども、町ではあの人材育成の基本方針の「その2」というのを策定をいたしまして、これに基づいて人を育て組織を強化をして活性化できる人事管理を行うという基本方針のもとに、この人事異動につきましても第一に適材適所の配置によって職員本人の適性と能力の発揮によって組織力を高めていくと、こういう考え方の下に人事管理を基本として今取り組んでおるわけでございます。またあの担当部所にもよりますけれども過度のこの専門家ということを防ぎながら、幅広く様々な業務に携わることで住民との人材のネットワークなどの構築、そして経験豊富な人材育成を目指してまいりたいというふうに考えております。なおこうしたあの人材を育成するための人材育成基本方針その2に基づきまして、自らも学び考えて行動をする職員を育成をするために、職員一人ひとりの持てる能力を最大限に伸ばすような能力開発支援、そしてこの人事管理というものを連携しながら、自己啓発やそれから職場研修、職場外研修、この研修三本柱によって毎年研修計画を立ててそして人材育成、このことを通じてまた人事異動人事管理というものを今後ともしてまいりたいということでございますのでご理解をいただきたいと思います。
北沢議員	あの定員管理の問題でございますけれども、具体的にですね昨日の中でもいわゆる職員数の問題について説明がございました。それによりまして最終的にですね23年度当初ではですね職員の出発はこのいわゆる行政改革プランの定員管理の適正化の人数、これがほぼ達成できてしまうのではないかと考えるところであります。いわゆる111人の体制が整うということになるわけでございますが、まあそれは片方では大きな人件費の削減という面を伴っているわけでございます。ただしその弊害としてベテランの職員がいなくなってしまうのでその点が心配だという点が指摘されておるわけでございます。まああの大きな人件費の削減効果があるわけでございますので、その分の一部を削ってもやはり職員に自己研修なりまた職場研修まあそういったものを予算を使ってもですね行って、職員を育てていくとこういったことが必要ではないかと考えるところでありますが、その点についてもう一度伺いをしたいと思います。
町長	職員の定員管理につきましては従来この定員管理計画を見直しまして、今お話にございましたように、町長部局で100名体制、そしてその他の組織体制を含めた関係で11名、111名の定員に向って今後対処していくということでございます。既にあのこの計画につきましてはその定員管理目標とするところをほぼ達しつつあるという状況でございます。従ってその分あの職員には大変あの負担も強いておるという部分もござい ますので、十分その辺をまたあの職場の管理状況を見直しながら適正にまあ配置をしていかな

	やならないというふうに思っておりますが、必要な補充はどうしてもしていかなきゃならないし、そして住民サービスを低下することがあってはならないという、この両方のことを十分に胸に留めおきながら人事管理をしまいたいということでもよろしくご理解いただきたいと思います。
北沢議員	それでは最後にあの飯島町指定管理者制度のあり方と振興公社の運営方針についての考え方を伺います。今予算に提案されております指定管理者制度、特にあの振興公社における指定管理者制度、図書館という業務が今度外されるという内容でございますか、まあ従来の方針と若干違うような気がいたしますのでその点についてどういうお考えであるか、それを伺って一般質問を終わりたいと思います。
町 長	飯島町振興公社の業務の中で図書館管理というものを民間感覚を導入しながら、振興公社の中でまあ受託をしてやってまいりました。５年間まあやってまいりまして一定の経費削減、それからいろんな方にあの加わっていただく運営の中でひとつの方向は達成できたのではないかとこのように考えております。同時にまたあの公社の法改正がございまして、町の振興公社は今後平成２４年度から一般のこの財団法人化に切り替えていくということで、いわゆる収益的事業もできるだけまあ取り組みながら自立をしていくという形で今方向付けしてございますので、そうした考え方の中から新年度からは飯島町図書館はやはりあの図書教育というようなこともひとつ念頭に置きながら、教育委員会所管の１つの機関として今までの受託のひとつの成果の上に立って自立をしてやっていくとこのように考え方を切り替えましたので、ご理解をいただきたいと思います。
議 長 北沢議員	時間です。 終わります。
議 長 ９番 竹沢議員	９番 竹沢秀幸 議員。 通告に基づき具体的な質問に入ります。昨日３月７日高坂町長は平成２３年度飯島町当初予算案を提出いたし、施政方針を述べたところでございます。合併せず自立して７年目、高坂町長２期目総仕上げの予算であります。今後予算審議が従来の予算特別委員会から変更し、議会活性化を含めまして原則に戻って２つの常任委員会で細部が審議される予定になっておるわけであります。本予算は平成２３年度から始まる第５次総合計画の初年度でありまして、前期５カ年計画の基本計画の４つの重点プロジェクトに沿った予算案であるわけであります。そこで予算にも関連しますけれども、第５次総・重点プロジェクト、協働のまちづくりの推進についてについてまず質問をいたします。まず協働のまちづくりの基本指針をどう町民に徹底させるかについてでございます。この間各地区に地域づくり委員会を立ち上げ、ここを中心に協働のまちづくりを取り組んできたところであります。しかしまあ現状は一部の区会の役員の皆さんはじめ地域の各種役員の皆さんは理解をしつつも、総体的には町民全体の理解の下での協働のまちづくりとはまだ言えないという現状にあるかと思うわけであります。そういう意味で５次総の中でも協働のまちづくりの基本指針というものを明文化しておりますけれども、これについて町民の皆さんにどう徹底させるのかについて先ずお尋ねをいたします。
町 長	それでは竹沢議員から第５次総合計画のひとつの考え方であります重点プロジェクト、

	協働のまちづくりに向けてのプロジェクトのこの基本指針、これをまあどう町民の方に徹底をしていくかということでございます。協働によるまちづくりを進めていくにあたりましては、協働の考え方や基本的な原則そして役割の分担などについて広く町民の皆さんに理解を深めて、お互いに共通のこの認識の上に立って進めていくことがどうしても必要であるというお話のとおりでございまして、そこでまあ第５次総合計画の重点プロジェクトの基盤ともなりますこの協働の町のプロジェクト、この中で協働のまちづくりの基本的な事項を定めた基本指針を掲げておるわけでございます。この基本指針は町民の皆さんをはじめ自治組織それから団体、事業者など多様な主体の知恵や技術、専門性、主体性などを生かして協働のまちづくりを進めるための１つのガイドラインとしてまあその役割を果たしていくものであるという位置付けでございます。これまでの住民意識調査、あるいは住民とのいろんな懇談会を通じて協働の取り組みとしてはこの何をしたらいいのかわからないというようなこと、これ以上何をすればいいのかというようなこと、そして協働のこの名の下にこれ以上いろんなことを押しつけないでほしいといった、実際のこの意見も多く寄せられていることは事実でございます。そこでこの第５次総合計画の基本指針は骨格だけはひとつの固めてはあるわけでございますけれども、実際にその中身をどのようにして協働の姿を進める内容にするのかということには少しまあ乏しい訳でございますので、具体的に何をどう進めるのかと、そして役割分担をどうするかということを具体的に肉付けをいたしまして、５カ年の推進計画ということをもひとつ策定をして町民共通の具体的な行動計画というふうにしたいというふうに考えております。併せてまあ町内で行われている様々な協働のこの事例を中心に、あるいはまた他の自治体でも行われている協働の事例をまとめた事例集といったようなものも作成をしながら、町民の皆さんの協働に対するこの理解の促進に役立てていただくと、そういう意味からこの今準備をしておるわけございまして、その周知徹底につきましてはまたこの浸透を図るについては先程も申し上げたこの地域支援員もひとつのまあ活用、その浸透の役割を果たしていただく、そしてありとあらゆる機会をもって住民の皆さんに周知して、自らも協働のその取り組みに参加をいただくという意識というものがまず大事でございます。そうしたことを重ねながら浸透を図ってまいりたいとこのように考えております。
竹沢議員	ただいま答弁で先進的な事例集あるいは地域づくり支援員の活動を含めて浸透を図っていくという答弁でありました。そこであの地域づくり支援員ですけれども飯島と田切に既に配置をしてきましたがその成果と課題、またあの昨日の予算の総括質疑にもありましたが、区の業務などを率先して行うものはいかがかということで昨日も答弁ありましたが、これ今度含めて確認を含めてご答弁をお願いします。
町 長	４月から４地区に足並みをそろえて支援員配置というふうになるわけでございますが、先行して先ず飯島地区、それから田切地区というふうに配置が出来てまいりました。そこでまあそこら辺の成果等との考え方でございますけれども、地域づくり支援員の配置は平成２０年度にまあ策定をいたしました生涯学習のまちづくり計画パートⅢというのが元になって配置をしてきたところでございます。役割といたしましては地域の主体的な地域づくりの支援、それから地区の公民館活動の支援、それから行政と住民の皆さんの橋渡し役といったことを行いまして、協働のまちづくりの推進と住民自治の発展を図ることを目的として２３年度からは４地区すべてに配置となるということで現在進めております。その

	内、飯島地区につきましては地区の配置要請によりまして平成21年度から飯島公民館に配置をして、その成果はまた教育長の方から申し上げます。新年度から、今まで教育費の方へこの支援員の費用を計上してございましたけれども22年度までは、新年度からはこれを総務費の方へ計上することにいたしました。これはあの4月から4地区において全てこうした足並みがそろうというようなことと、それからこの支援員については今までは教育委員会辞令でございましたけれども、今度は町長自らが任命をするという考え方でその職責を是非果たしていただきたいということもございまして、地域全体の地域づくり全体の1つの問題として、是非、町の地域地域が活性化をしていただくということの観点の中からやはり総務費で所管をしてやっていくことがいいだろうと、こういう考え方の下に総務費計上をさせていただきましたのでよろしくをお願いします。
教育長	それでは私の方から地域づくり支援員、まあ先行的に2地区に配置しましたがその成果と課題についてお答えをしたいと思います。初めてのことでですので支援員になられた方、戸惑いやあるいは不明な点あるいは模索をしたり大変な苦労があっただろうというふうに思っております。大変ありがたいことでありました。その成果でございますけれども、まああの飯島地区では4地区の中で最後となりました子ども広場の解説が放課後の子どもの居場所づくりという観点から急務の課題であったわけでありまして、その問題に取り組んでいただいて広場開設につながっていただきました。その中で地域のサポーターの皆さんを発掘していただいたり、配置をしていただいたり、環境調整をしていただきました。またあの公民館活動の支援として具体的には高齢者クラブの事務局になっていたいたり、まあ公民館事業の企画提案、あるいはその実際の場面での応援、時には運営参画などしていただきました。田切地区ではあの区誌を作る編纂するということがありましたので、それに関わっていただきましたし、また飯島と同様放課後の子ども達の居場所づくりということで田切放課後クラブの事務局、それからサポーター役となって子どもの居場所づくりに取り組んでいただきました。まああの放課後の地域の子どもの達同士の関わりという場面では非常に成果があったのではないかなというふうに思っております。またあの支援員の幅広い趣味や豊富な経験を生かしていただきまして、水生生物の調査、野鳥観察会といった文化的な活動も主導的な役割を果たしていただいたり積極役に関っていただきました。まああの両地区ともそれぞれの支援員の個性あるいは特技あるいは幅広い知識経験を生かして、まあ地区の特色ある事業を展開するということを通してまあ地域課題に正面から取り組んでいただいたわけでありますけれども、まあ冒頭申し上げましたように、初めてのことで大変な模索苦労があったかというふうに思っております。まああのこの方向でまたあの様々な地区の特色といいますか地区の実情に合った取り組みをしていただくというふうに考えておりますし、まあいずれにしてもカギとなる立場でありますので、支援員の機能が十分発揮できるような体制を町としても支援していくことが今後の課題ではないかなというふうに思っております。以上です。
竹沢議員	地域づくり支援員の現状については各地区ともそれぞれ特色がありまして、それぞれの成果があるということで、今後また地区の実情に合った取り組みをするのが地域づくり支援員の課題だという答弁がありました。またあのこれから質問しようとしたことがあらかじめ通告してありますがご答弁いただきました、総務課の方へ何で予算付けしたとかいうことについては地域づくり全体の活性化という位置付けの中で総務部局で予算化し町長

	の辞令でやるということで答弁ありましたが、そのことについては結構であります。 さてそこである次の問題ですが、そういうわけである先進的な飯島、田切を受けてですね、まあ全町的に地域づくり支援員を新年度から配置をするということで、本郷、七久保に新たに配置されるわけですがけれども、これは私の個人的な意見でなくて町民の声としてお繋ぎするわけですがけれども、その選任方法に問題はないかということであります。これは実際は各区の方ですね推薦をしていただいて今回からまあ町長部局で辞令交付ということになると思うんですけれども、新たに選出される支援員の中で巷の情報ではあの町民の声として役場職員のOBの方がおなりになるというような情報がありまして、この天下りといいますか国で言いますとぶら下がりにならないかとかいうご意見がございます。それから同僚議員も町内のこの雇用問題についてよく一般質問されますけれども、町中の町民の皆さんの仕事の関係もですね必ずしも安定しておるわけではなくて雇用不安もあるという中で、まあ一定のこの収入が見込まれるこの仕事でありますので、町民から公募する必要あるんじゃないかとかいうご意見もございます。これらを含めまして町長として受けとめて今後改善すべきかどうか、区との関係を含めてですねお尋ねをいたします。 この地域づくり支援員のこの選任方法の問題でございますけれども、現在、地域づくり支援員は各地区の地域づくり委員長さん、そして地区の公民館長さん連名による推薦をもって教育委員会がこれまでは任命してまいり、そして4月からは町長が任命をしていくという予定でございますが、今までのこの現在の考え方につきましてはやはりこれは地域の実情にまあ精通をして、地域住民の信頼が厚いなどこの地域づくりのコーディネーターとしての適任者を地域から推薦をいただくということで、地域の人材の発掘や人材の活用、そして人づくりにつながるといこととともに、地域づくりが円滑に進むという考え方に基づくものでございます。まあ竹沢議員の町民の声としてご質問いただきましたこの公募による選考も、やはり公平性や透明性の観点からは1つの考え方ではあろうというふうに思いますけれども、やはりこれは地域の実情に精通をした、それに即したこの選考方法を地域ごとに考えていただく、その推薦をもってやはり町長の方から任命をするということがやはり一番ベターであろうというふうに思っておるわけでございます、決してそのこちらからある予断をもってのこの人選をお願いしたとかいうことは一切ございません。むしろ地元から囑望をされてですね是非にということで、これはあの地域づくり委員の会長さんや公民館長さんだけでなく、それぞれの地域の組織に図って総意の上で推薦をいただいたということでございますので、ご心配はご無用というふうに私は思っております。それからあの待遇につきましてもこれは非常にあの低い待遇で大変恐縮であるわけでございますけれども、若干まあ非常勤というようなこともございますので、ぎりぎりの低い線をお願いをしていくということで恐縮でございますけれども是非と、その中でひとつ活動をいただくようお願いをしたいと期待をしておる次第でございます。 ただいまの件について私べつにその心配しておるわけではないので申し添えておきます。次にですが、協働のまちづくりの中で自治組織の未加入対策についてまあどう実行するかについてであります。町のあのホームページがございましてですね、町長ご覧になっているかわかりませんが、この自治組織の未加入についてホームページでこれ3ページにわたってこういう資料がありますけれどもご覧になったことございますか。 あまり見てなくて恐縮でございます。
町長	

お忙しいもんであの別にその見なければいけないというそういうことを申しとおるわけではありませんが、この中でですねあのデータが古いかもしれませんが、ホームページによれば3, 1 4 5 世帯町内の中で未加入世帯は3 2 5 世帯、1 0. 3 %ということでございまして、この未加入の世帯に対して意識調査を町が行っております。そのことがホームページに載っておるわけですが、耕地等に加入しない理由ということで、1 つは加入金や耕地費が高額であること、それから勧誘の際の説明・対応が悪かったということで感情的になっている部分、それから高齢者であるからとか、仕事が休日勤務のためなどの理由で入らないというのが載っておりました。それから耕地等が実施している日常的に行っているゴミの収集やその管理、それから防犯灯の設置、維持管理、ガードレールの設置だとか町道の雪かき、水路の河川清掃、あるいは高齢者安否確認など災害発生時における助け合いの自主防災など、については7 1 %の方がそういう活動をやっているということは承知しておるようであります。また自治組織へ未加入である方についての懇談会を町が開催しております。それもあのホームページに載っておりますけれども、この中でもですね加入金や自治会費が高いこととその使途がよく分からないと、それから耕地という名称これがその都会から来るとですねなじみが薄くて農地みたいなイメージが強いということで転入者によく理解されないということなど出されております。また町として耕地などの運営の実態を把握し自治組織加入のメリットをきちんと説明してほしいとの意見もございまして。「郷に入ったら郷に従え」などという古い諺もありますけれども、耕地未加入者のこの理念をですね是非理解してほしいものだと思うわけですが、私が過去に七久保地区で耕地加入のマニュアルを作りまして、役場へも当時お渡ししたような気がしますが、区長に取り扱っていただきまして、七久保地区の各総代さんにコピーさせていただいて今現在活用されております。で、中に述べられているのは耕地費の支出方法ですとか区の費用、公民館費などの税外負担の内容や行事、それから事業内容、それから加入の必要性などを書いてあるわけですが、耕地によってあのいろいろ違いますけれども、未加入対策委員ということで加入対策の委員を耕地で作りましてですね勧誘を進めているところ、これは荒田です。それから加入月間を設定して耕地担当職員ですねこの方も一緒になって加入促進をしている新田とか、いうふうにございます。先日、荒田の耕地の未加入対策委員ですが未加入者を説得した過程の中で、その町民の方と口論になっちゃったということで切なかったという話が私にもありました。私もあの過去に自分の耕地の未加入者を説得したわけですが、その時に耕地の役員の人は区会議員も一緒に行きましたが、ある方と口論になりまして未だその方とは絶縁関係になっておりますけれども、まあそれはやむを得ないことでありますが、結構現場ではですね結構嫌な思いをしながら加入促進をやっているということをまあご認識をいただきたいというふうに思うわけでありまして。そこでですね、あの都会から来るとね確かにその都会とは住民税を払うことによりましてゴミの処理からですね道路の清掃まで全部自治体がやってくれるわけでありまして、田舎の場合はあの田舎の領土面積も広いですし、住宅も点在しておりますのでまあいろいろと費用がかかるということで、この中山間の町では町で賄いきれないものがあるわけでありまして。それをまあ住民協働で費用や労力を提供してですね、自然豊かなこの飯島町の地域を守り、また伝統を守り、住民の命や財産を守り、またそこに住む人々がですね心を通わせて自らの地域は自らで治めるという自治を行っているところであります。そこで第5

次総・重点プロジェクトの中でもこの耕地未加入対策についても重要な課題として述べられておるわけでありまして、町としてその住民窓口の中で転入時にですね通り一遍のその説明をただけではですねダメでありまして、あと区長耕地総代会とかそういう時にお願いますと言っただけでも果たしてよいのかということでもあります。冒頭申し上げたこの協働のまちづくりの基本指針といいますかそういうことを理解していただくということを含めましてですね、耕地加入するためにはまあいろんな方策が考えられるわけですが、現状その先ほど新田の例を申し上げましたが、効果が現状薄いと思われるこの耕地担当職員制ですね、これの見直しを含めまして耕地未加入対策の職員プロジェクトチームなどを立ち上げてやっていく必要があるのではないかなと、ですから未加入対策を耕地の総代さんでもですけども、耕地担当の職員も一緒になって未加入の世帯のところへお話に行って、是非共に協働のまちづくり自治活動を一緒にやろうではないかとそういう取り組みをする必要があるのではないかとということで提案を申し上げるわけでありまして。それが1 つ、でもう1 つは先程その町が主催した未加入者を対象にした懇談会の中で未加入の方がおっしゃっているように、町として耕地等の運営の実態をですね、ですから耕地費をいくら集めておるとか、どういうふうに使っておるとかね、そういうことを含めて町としてそういう実態を把握してその上で自治加入組織のメリットというものをですね、新しく来られる町民に訴えて説明していくそういうことも必要じゃないかということで、これらの取り組みについて町長の見解を求めます。度々まあこの課題になりますまたご質問出ます、各自治組織、耕地等への未加入の問題でございます。大変なかなか難しい現実的には問題があるわけでございますけれども、やはりこれはあの耕地やあるいは自治会、区といったこの自治組織は住民の皆さんが安心して暮らしていただく最も基礎的な組織であると、これと一緒に地域づくりをしてまた責任と義務を果たしていただくということはもう当然一番何よりも大切なことでありますが、現実にはなかなか難しいというおっしゃるとおりでございます。で、あの今、お話にございましたこの町のホームページ、これがあのかつてまあアンケート調査を実施をいたしましたし、それから私も自らあの未加入者の方をお願いをして懇談会を開催したその経過等が載っておるホームページということであれば、十分これは承知しておる内容でございますがなかなか現実厳しいものがあるわけでございますが、で、何故あのこうしたいいろいろをお願いをしておるんですけども入っていただけないかということにつきましては、あのいろいろと申し上げたいと思いましたが、今、竹沢議員の方からいくつか例を挙げられましたので重複いたしますので多くは申しませんが、やはりあの懇談会をいたしましても基本的なところでもう考え方がちょっと乖離をしておるのが現実の姿であります。税金を払っておるその他にまあ税外負担も区や耕地費や加入金やというものを払ってまでなぜ我々がそのことをあれしなきゃいけないのかと、で、やはりこの環境が良くてそして老後を余生を良い環境の中で住みたいんだというようなことが中心であります。なかなかあのこちらの協働の考え方とは少しまあ大きくかけ離れておるというのをまあ痛感しております。で、なんとか少しでもこのことをひとつ進めていきたいという気持ちもう当然のことでありまして、それぞれ地域としてもいろんなあの取り組みの中でやっとなんかいただくことを感謝しておりますけれども、やはりまたこれも行政も一緒になって進めていく必要もあるというようなことで、基本的にはあの今度創設いたしま

す定住促進室これが1つの窓口になります。今まではあの住民福祉課を窓口にしてそうしたチラシ啓発チラシも用意をしながら、まあお願いというふうな形でやっておりましたけれども、言葉としてはあの「郷に入れば郷に従え」というようなことのあれもあるわけでございますけれども、なかなかこの強制的に義務化をするというようなことができませんので、ひたすらお願いをするしかないということと理解をしていただくしかないということでございます。で、今度のそうした組織が中心になりまして、そしていろいろとまた考え方を変えて粘り強くお願いしていくという形で一丸となってやってまいりたいと思います。その中のところにある協働促進のプロジェクトがあるわけでございますので、当然、定住促進室と連携をして、そして各プロジェクトには職員がいろんな形で参画をしてまいります。その中に当然それぞれの全職員が担当制度の中でやっておりますので、その辺の連携も含めてできるだけまあ地域の皆さんとも相談をしながら、できるだけまあ効率よくまあお願いしてまいりたいというふうに思っております。

対応については定住促進室またそのためのプロジェクトで対応していくということ答弁ありましたが、あの私の提案のですねそれらと関連しますがこの耕地担当制というかこれを見直しをして、その衆も大いに使うということについて新田の事例を申し上げましたがこの扱いについてはいかがされますか。

あの定住促進のプロジェクトと別に耕地担当が別々に行動するという形でなくて、そのプロジェクトに当然耕地担当職員も全員入りますので、あのそれぞれの地域地域の考え方の中には全職員が入りますので連携をしてやっていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

続いて第5次総重点プロジェクト協働のまちづくりの中で、協働のまちづくり推進会議を立ち上げるということになっております。先に述べた地域づくり委員が4地区にいいよ配備されまして、地域づくり委員会の活動また公民館の活動も活発化されることが期待されるわけであります。協働のまちづくりは戦略的に推進するため町全体の組織として同推進会議を設立するという計画が前期基本計画に謳われているところであります。これは当初町が関与して立ち上げますけれども5年後にはまあ自立する組織として想定するというふうに計画で述べられておりますが、これについていつ着手するかお答えください。

お話のこの協働のまちづくり推進会議、まあこれはあの仮称でまだございますけれども、これにつきましてはあのご承知の通り第4次、現在って言いますかまあ前の4次計画の中に位置付けられた考え方でございまして、地域づくり委員会とともにその会議を設置をしてまあ取り組んでいきたいということで考えてまいりましたけれども、あの現実的にはあの地域の特にあの区長さん方からは地域づくり委員会の活動がある程度まあ軌道に乗ってからにしてほしいというようなことを再三お聞きしてまいりました。従ってあの第5次総合計画の中にもこのことは移して謳い込んで取り組んでまいりますけれども、そういう状況がございましたので現在まだ設置をされておられません。ただこうしてあの支援員も足並みがそろってスタートをしてまいりますので、今年度中にその方向付けをして、また区長さんも一部代わられるやにお聞きしておりますので、新しいまた、今までもあの地域づくり委員会の会長さんとしての連携は会議等をお願いしてまいりましたけれども、一応この計画に基づく推進会議というものを根拠にてより一層充実したその推進ができるように立ち上げてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

竹沢議員

町 長

竹沢議員

町 長
竹沢議員

町 長

それではあの今年度中にということでありますので、各地域づくり委員会の代表の方また支援員等も含めましてよく連携をとって立ち上げを進めていただきたいというふうに思います。

次に2つ目の質問事項でありますけれども、税・料金の収納向上対策についてであります。この質問は同僚議員お二人から今後ありますので申し添えておきますが、先ず平成22年度において住民福祉課の収納対策に臨時的要員を雇用いたしました。税の徴収はまあ地味な仕事でありまして、相手が様々な方がおりますので画一的な対応では無理なところもあると思いますけれども、私も昔、職員時代に滞納整理経験したことがあります、顔見知りの町民の皆さんに接するときほど辛いものはなかったということを思っております。そこでこの幾人の要員を雇用して、費用が幾らかかって、幾らの税・料金を収納する効果があったのかについて先ずお答えをいただきたいと思います。

次のご質問は税や料金の収納向上対策でございまして、収納対策員を配置したその効果でございます。町では緊急雇用事業を活用してでの昨年7月よりこの収納専門員を雇用をいたしまして、主に訪問による納税依頼を実施をしてまいりました。その目的は特にまあ小口の滞納者をいずれ大口にしないために、あるいはまた滞納者には少額でも毎月ずつでも少しずつでも納めていただくというような、この納税意識というものを常に持っていていただくような努力をしながら、こまめにこの収納を努めてまいりました。今までの実績から月に約一月に300件、300戸のお宅を訪問しながら実施をしてまいりました。月の平均のまあ数字を申し上げますと平均で 300,000 円ぐらいこの収納実績を見ております。非常にあの相当精力的に動いていただいております、それなりの成果が上がっておるといふふうに理解をいたしております。

ただいまそれなりの実績があるということで報告がありましたが、あの税等の収納、大変まあ精神的にも苦勞する地味な仕事だというふうに私も思うわけでありますけれども、この制度について引き続きおやりになるかどうかについてお伺いします。

新年度も引き続いて対応をしてまいります。

先程あの成果のとおりまあ月に300件、金額 300,000 くらいかですか、小口の方々の分、また滞納者の額が増えないようにという方法を含めて取り組みだということでありますので、引き続き効果が上がるようにご努力をいただきたいというふうに思います。

次に平成22年度から開始しましたコンビニ収納につきまして、この全体の収納の件数の中でもコンビニ収納はどのくらいのウエートを占めているのか、またコンビニですのでまあ納税者にとって利便があったんじゃないかと思いますが、利便の向上ですとかあるいは収納率向上に、一部分ですので率としては低いかもしれませんがどの程度寄与されているのかについて、今後の同僚議員からも同じような質問がありますけれどもお答えをいただきたいと思います。

公共料金のコンビニ収納の効果の問題でございしますが、昨年4月から税と一部の公共料金につきましてコンビニ収納制度を導入をいたしました。利用状況につきましては昨年の11月19日に行った中間集計でございますけれども、これはあの口座振替を除く税全体でのコンビニ収納の利用率は件数で15%を超えております。利用率の一番低い住民税これも10%のご利用をいただいて、軽自動車につきましては30%強を超える利用をいただいた中間実績でございますけれども状況でございます。それから料金関係につきまし

	ては住宅料で２０％、上下水道については３０％を超える利用をいただいております。これらの状況から納税者等の利便性、それから納税機会を増やすというこういう所期の目的につきましては、導入効果がだいぶ上がっておるというふうに認識をいたしております、費用対効果全体についてはまた年度末を締めてみて判断をしてまいりたいと思いますけれども、現在の状況から引き続いてこれはあの検証をしながら継続をしていくことがよろしいんではないかというふうに考えております。 ただいまの答弁ありまして、例えば軽自動車税３０％、住宅料で２０％、水道料で３０％ということで、あの納める側にとっては大変良い制度であるなということをこの実績も含めて感じたわけでありまして、引き続き納税者、料金を収める方の利便を図れるように普及推進をお願いしたいと思います。 次にあの生活困窮者以外の滞納者への収納向上対策をどう構築するかということであります。後刻、同僚議員から国保税減免提案などもあるわけでありましたが、飯島町の平成２１年度決算時点でもですね、100,000,000 円余の税・料金の滞納があるということでございまして、仮にこの３，１４５世帯で割りますと１世帯当たり 31,796 円、国勢調査で６６６人減ったということで９，９０４人で割りますと１人当たり 10,096 円、これだけのものが滞納であることによって架空の数字でありまして住民サービスが受けられないと、こういう事態であります。で、今後２２年度決算もこれから出るようになりますとまた更に増えるということかと思うわけですが、今後において少しでもこの滞納額を減らしてですね現金化して町の事務事業が執行されるということが求められるところでございます。そこで長野県では長野県地方税滞納整理機構が近く発足するということで、長野県と市町村が一体となつての滞納整理が行われるところでありましたが、施政方針でも確か述べていたと思いますが、この制度について町長期待するかどうかについて見解をお願いしたい。併せてですね、この制度は要するに県と市町村と一体となってやる制度でありますけれども、私は思うに、それはそれで必要なことなんですけれども、それとは別に町内にあゝる、言葉は適切かどうか悪質な滞納者がいた場合にですね、これは町単独でもですねどんどん財産を差し押さえをするなどの処分をしていくことが必要じゃないかと思うわけであります。なぜかといいますと国税それから県税、市町村税とありますけれども、競売に付してもそうですね優先度がございまして、国税それから県税が優先して換金されまして残りが飯島へ入ってくると、ましてや借金等ありますと金融機関が先に差し押さえをしますので飯島へ入ってくる額が少なくなっちゃうとこういう後追い方式になるわけです。従いまして私が申し上げたいのは、例えばその悪質な方でですね実際は自動車にも乗っているという方がおった場合は、これは早速自動車をですね差し押さえして高額な換金ができるものを<u>管轄する</u>という手続きを含めてやるようなそういう積極的な取り組みも、長野県全体で合同でやる滞納整理も大事ですけども町独自の取り組みも必要じゃないかということで、今度出来ます県の制度に対する見解と、町独自で積極的な滞納整理、処分を行って現金化するという取り組みをおやりになったらどうかということを申し上げますがお答えをいただきたい。 町税に関しましてこの生活困窮者以外の方の収納向上対策の問題かと思いますが、収入や財産があるにもかかわらずこの税を納付していただけない、これにつきましては当然のことながら督促やそれから催告それから訪問徴収、これはあのずっとまあ恒常的に続け
竹沢議員	
町長	

竹沢議員

ておるわけでございますけれども、今お話のあったようなケースも含めて、そのうえで財産調査をして差し押さえを行って税の納付に結び付けておるということは現在も今やっておるわけでございます。であの、言葉はということではありますが、この悪質な事例につきましては現在もやはりこれはあの県との共同歩調、県税等も関わっておるケースも多いわけでございますので、県の収納対策室というのがございます、これと合同で差し押さえをしたり滞納整理を行っているという例もございます。で、今お話の新年度からはこのいわゆる悪質な事例を中心にした長野県の滞納整理機構が発足をいたしまして、これへまあかなりの部分も移行してやっていくということではありますが、考え方としましてはあの町独自で先ほどもお話し上げた収納職員ですね、これを並行して、税に対するまあ滞納に対するその考え方としてはいつも申し上げておりますように、本当にあの生活に困窮をしてやむを得ない事情のある方、それから極端に言えばこの悪質なこの方、そしてまたそのちょっと都合でなかなかあの一気に納税できないということの、まあ３つのケース等に分けてましていろんなそれぞれに対応する形をとっておりますけれども、今度の整理機構の問題につきましてはその一番この極端な方のケースを中心にしてやっていくと、であの町独自でもこの身近に差し押さえをすることも必要ではないかということで、あのこれも現在までもやってまいりましたので、その併用する形でやってまいると、ただあの滞納整理機構が県全体の組織ではありますけれども個々の問題の対応についてはその市町村独自のこととして捉えてまいりますので、言ってみれば同じような考え方であろうというふうに考えております。

それぞれご答弁いただきました。まあ新しい制度また町としての収納対策の要員を含めましてですね、滞納額を減らして有効に現金化して住民サービスに使えるようにまたご努力をいただきたいと思いますので強調をしておきたいと思います。

それではあの３つ目の質問項目でございますが教育長にお尋ねをいたしたいと思います。県歌「信濃の国」ですけれどもまあ町内の３校で歌われているかどうかということであります。小学校の私の孫にも聞きましたけれども、千葉市の６年生はきちんと歌えますと答えていますが、飯島はどうだと言ったら明快な答弁がありませんでしたが、あの確かにですね毎年私もそうですが、千葉から小学校６年生の方々が飯島町内の農家にですねホームステイで来ておりまして、まあ期間中に受け入れ農家との交流会があるんですけれども、そこであの「信濃の国」を子ども達はきちんと歌います。また加えてですね飯島町でその農家の人といろいろ体験したことを寸劇みたいなものをやりまして、「信濃の国」のメロディーを使いましてね替歌にして披露してくれたりしておるわけでありまして、この長野県民として私そういう光景を見たときに大変こう寂しく思うわけであります。ご承知のようにですね４７都道府県の中で県の歌があるのはまあ本県長野県だけであります。で、よく聞きますけれども都会で宴会なんかありまして長野県出身の方が集まりますと必ず歌うということであります。それから話はあれですが、まあ町ではあの西村京太郎先生ともいろいろ縁がありますけれど、軽井沢にお住まいの内田康夫さんも私ファンでありまして、あの方の小説の中にも長野県の舞台がいろいろ出てくるんですけれども、過去にですね長野県議会において議会と紛糾した折にですね議場で「信濃の国」を全員で歌いまして乗り切ったということがあります。これもあのこの小説の中にも出てきておると思うわけであります。で、皆さんもご承知かと思いますが、現在の「信濃の国」ですけれども調

教育長

べたところによりますと明治32年に浅井さんという方が作詞をいたしまして明治33年に北村さんという方が曲を付けましてですね、当時の師範学校の行事のときに歌われまして、その時の学生の方がまああの先生、教師になりまして県下へ散らばって「信濃の国」を各小学校で教えて、親から子、子から孫へということで事実上拡大されまして県歌として歌い継がれてきた歌であります。昭和41年に長野県の憲章それからシンボルが決定になりましたときに県民意識の高揚のためにも「信濃の国」を県歌に制定してはどうかという気運が盛り上がりまして、昭和43年5月20日県歌として制定されて今日に至っておりますわけであります。

話はちょっと変わりますけれども、先日、七久保小学校のPTA会誌をちょっと拝聴いたしました、七久保小学校も平成23年度にはですね創立139周年、来年24年には140周年を迎えるわけであります。この学校のルーツを調べますと明治5年であります、七久保尋常高等小学校と名乗るようになったのが明治31年でございます。この数年後に先ほどの県下の各小学校で「信濃の国」が広がったということになるかと思うわけであります。まあそこであのお伺いしたいのは飯島町の3校の実態はどうか、また今後どうするかということであります。私たちは長野県民として親から子、子から孫へという形でまあ「信濃の国」を伝えていく必要があるのではないかということで、教育現場でですねこれを広めるということは当然のことじゃないかというふうに思うわけであります。

話はちょっと変わりますけれど、昨年ヒットした歌に「トイレの神様」という歌がございます。教育長ご存じかどうか。この詩の中ではですねトイレに女神さんがおりましてトイレをきれいにすると別嬪さんになれるという詩から始まる歌でありまして、延々と9分ほどの大作でありますけれども、この歌は紅白でも歌いましたけれども、私もそうですけどもこの歌を聞くと涙が出てきます。で、私の身近な女性ですけども、その人に聞いたらやっぱし昔同じようなことをおばあちゃんから教わったということを知っています。その人が今別嬪になったかどうかは別の話ですけども、そういうわけであの要するにおばあちゃん、それから母、子というふうにこの人として生きることを教えてくれる大切なことだというふうに感銘をしたわけであります。そういう意味で「信濃の国」に限らずですね親から子、子から孫へという形でいろんなことを伝えていくそういうことがこの歌を通して大事なことでないかなということを感じるわけであります。そういう意味で教育現場でこうしたことを教えてほしいと思って質問した次第でありますので、教育長の想いをですね大いに語っていただいてご答弁をいただきたい。以上です。

千葉市の6年生はきちんと歌えるかというご質問ですが、まあきちんと歌うというのはどういうことを指すのかちょっと私にはあれですが、まあ最後まで歌詞を見ながら暗唱して歌うまあそういうことが望ましいというならばきちんと歌えるかどうかは今のところはちょっと疑問であります、長野県民としてのアイデンティティーを形成する上でこの「信濃の国」が非常に重要な役割を果たしているなということは私は経験的に思っております。県を出たときに、県外でしばらく生活をしていた時にですね、君は長野県出身なら「信濃の国」は当然歌えるだろうというふうな質問がありまして、改めてそのことを思いをしたわけですが、子ども達がですね学校で初めて「信濃の国」に接するのは4年生の段階です。まあ従ってあのお孫さんはまだ小さいようでありますのでまだ歌うことは無理かなというふうに思っております。4年生で扱う社会科の中に身近な地域の学

議長

議長

11番
平沢議員

町長

習の上に立って県全体の産業あるいは概要などを調べたり、資料を活用して地図にまとめていって、まあそれぞれの県の特徴を考えるとということが学習指導要領に示されておりますし、このことはずっとあの取り扱ってきたところであります。まあその学習の発展として4年生になりますと長野県庁の見学に行っているわけでありましたが、まあその機会に合わせて音楽科からテープを提供していただきまして「信濃の国」を全員で覚えるというその段階であります。ですからあの4年生以上は「信濃の国」を歌えるということでもあります。また同時に中に出てくるあの河川や地域の名前、人物、産業なども調べ学習と合わせて子ども達に取り組んで、まあ総合的な学習の中で複数の教科を組み合わせたり、活動を通して「信濃の国」は扱っています。またあの改めて「信濃の国」に対する歴史的な経過、先程お話ありましたけれども、われわれの県民としてのですね県民性をずっと揺るぎないものになっている歌であるということは私は認識しておりますし、子ども達にも様々な機会には歌っていただきたいというふうに思っております。併せて町歌、空の青さに未来という、すいません題名が正確に出てきませんが、町歌もですね併せて歌えるようなそういう教育をしていくことも大事ではないかなというふうに考えております。以上です。

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分とします。休憩。

午前10時56分 休憩
午前11時10分 再開

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。
11番 平沢 晃 議員

それでは通告に従いまして以下大きく2点について質問を行います。1つ目としてこれからの飯島町を見据えて、第5次総合計画の初年度に当たり町の将来を展望した最優先課題について、2つ目として超少子高齢化社会を迎えて重要な課題として取り組まなければならない増える買い物難民対策をどう考えているかについて、提案を申し上げながら順次質問を進めてまいりますので、町長の率直な所信をお伺いしたいと思います。前段で同僚議員からもまあ類似した質問がなされておりますので、できるだけ重複は避けたいと思いますが、私のストーリーの都合上ダブるところもありますが人それぞれ見る視点が違いますのでその点をご理解をいただき適切な答弁をお願いをしておきます。

さて本町では平成13年度に策定した第4次総合計画で、「みんなでつくる自然豊かなふれあいのまち飯島町」を将来像と掲げ、将来像実現に向けた6つの基本目標を定めて協働のまちづくり、人口増活性などに最重点課題として推進してきましたが、この平成22年をもって計画期間が満了となります。まあちょうど折しも町長2期目の最終年度となるわけですが、第4次総合計画の集大成としてこれをどう評価され、また残された課題について町長の見解をお伺いいたします。

それでは平沢議員から第5次総合計画の初年度にあたりまして、町の将来を展望した課題についてのお尋ねでございます。最終に今年度でもって終了をいたします第4次総合計画をどう評価されて残された課題は何かということでございます。第4次の総合計画が終了

をし、5次の策定にあたっては平沢議員も基本構想審議会この部会長という大変まあ重責な立場で4次を検証しながら、そしてまた新しいそのことを踏まえて第5次に取り組んでいただいたお一人ということでご協力をいただきました。十分ご承知かと思いますけれども整理して申し上げてまいりたいと思います。

第4次総合計画の計画期間10年間あったわけですが、この内その多くを町民の皆さんと、ご理解とご協力をいただいて町長として務めさせていただいてきたわけですが、この間、合併問題を経てそして町独自の自立に向けた筋道を付けるべく策定をいたしましたふるさとづくり計画、これが第4次総合計画と相まって持続可能な自立しうるこのまちづくりを進めてまいったつもりでございます。この間に上下水道の整備は大幅に進みましてほぼ終了に近づいておりますし、特に下水道の整備につきましてはそういうことでございます。また中でも保育園そして学校などの公共施設ほぼこれも終了を終えた状況でございます。また道路の整備につきましては財源との兼ね合いもございまして、現在まだ十分とはいえない状況にはあるわけですがございますけれども、国の直轄である153の伊南バイパスやそれからそのアクセス道路等が整備されつつありまして、更にまあ竜東線などの主要幹線の道路整備も急速に進んでおる現状でございます。ただその一方で第4次、これはまあ4次以前の構想もそうでもございましたけれども、飯島町の人口目標12,000人これを掲げてそれぞれの時代で取り組んできたわけですがございますけれども、昨今のいろんなこの社会情勢の中で到底この目標は達し得ずに、むしろ減少傾向に至ったということは返す返すも残念であり、その辺のところをまた5次に向けてどう取り組んでいくかというような大きな課題も生まれてまいりました。またあの商業振興、特にの産業振興の面で商業振興の部分でございしますが、これもまあ駅前・広小路街路の整備これはあの地域の商店街の活性化という大きな目標の中で進めてきた事業でありましただけに、ああした今のこのなかなか廃業も含めて、街路整備はできたわけでありますがけれども、ああした状態になっている一抹の寂しさもある状況であるということは本当に儀にたえないところであるわけでございます。それからまたその集合組織としてのコスモ21等もやむなくこの経営中止に至ったというようなことも含めて、この町の商業とのイメージの問題が非常に大きくまあ胸に落ちておるという状況でございます。それからまた地域医療の問題等につきましても何とかまあ開業医の町内の先生方頑張っと思っていただくわけでありますがけれども、基幹病院であります共同経営の昭和病院の問題これもまあいろいろの流れの中で医師が減少してきて、産婦人科をはじめとする一部の診療科目についても中止をせざるを得ないというようなことに至ったこともなかなかこれはあの地域的に社会的に非常に深刻な問題であるわけですが、ただ病院につきましてはあのご報告を申し上げておりますように逐次まあ黒字体質に今向いてきておると、当然まああの各町村の財政支援もいたしておりますけれども、加えてあのそうした診療科目につきましても復活ないしはまた個人的にも開院をしていただいて、何とかまあ対応できているということで感謝をしておるところでございます。同時にまたあのこの10年間の4次の中で合併問題の経営も踏まえてその自立をしていく上の一番前提になる協働のまちづくり、みんなで地域づくりをしていくというようなことにつきましてはまだまだこれは道半ばということではありますけれども、少しずつその芽が芽生えて、いろいろとただいまも質問にもお答えしておりますけれども、取り組みが始まっておるというようなことで一步一步進んでおるのではない

平沢議員

町長

平沢議員

かというふうに思っております。まあその他あの今申し上げたようなインフラ整備も予定通り進めさせていただいておるということでございます。まあそうしたあの課題も多くあるわけですがございますけれども、第5次にあたってはやはりそうした4次の総括というものが中心になって、平沢議員もご承知のとおりでございます。一応インフラ整備的には現在進行しております状況も含めてほぼ目的に近付きつつあるのではないかというふうに思っておりますので、今後大类型的な特にあの公共施設、箱物を中心にしたものは一段落ということであります。これからは住民の皆さんの安心・安全これをどう確保して福祉や教育やそうしたひとつのソフト的なインフラ整備というものが求められるという時代になっていくというふうに認識をいたしておるわけですがでございます。公共的なサービスの提供というものを施策の中心にしているという考え方でございます。様々な課題があるわけですがございますけれども一応4次の総括を十分やっていただきまして、これは住民の皆さん方のアンケートも含めて、そうした上に立って第5次総合計画が策定をされたということをご理解をいただきたいと思います。

ありがとうございました。本当にこの4次総のこの10年はバイパスそれから下水道、まあインフラ整備ですね、これとまあ本当にあの昭和病院問題など医療がまあ主体的に努めてきたとそういうご答弁でございますが、図らずもこの人口12,000人を目標に進めてきましたが、まあこの近年わが国は想定よりも早く人口減少時代に突入して今おるわけでございます。本町もかつて経験したことのない超少子高齢化社会を迎えようとしております。人口減少、少子高齢化、商業の低迷やこの雇用不安、地域医療確保などの課題に加えて、この地域環境問題の顕在化、地域主権への対応などこの新たな時代に向けての取り組んでいかなければならない諸問題に現在当面しているわけですが、これらの課題を乗り越えて豊かで活力ある地域社会を創造していかなければなりません。まあ従って最優先課題これに向けて、5次総の最優先課題に向けてですね、どのような予算編成をなさっているのか、なさったのか町長の所信をお伺いしたいと思います。

5次総のスタートにあたっての優先課題、またその予算化でございますけれども、今度の5次総の策定にあたりましては多くの皆さん方のご意見をいただきまして、みんなで作り上げてまいりましたこの基本構想でございます。その将来像は「人と緑輝くふれあいのまち」でございます。この将来像の実現のために具体的には8つのこの進むべき方向というものが定められたわけですが。そしてその前半の5年間、前期基本計画ではこの進むべき方向を受けまして分野別に48の施策、これを基本施策として定めまして、更にまあ喫緊の課題に横断的に対応するために4つの重点プロジェクトに取り組むということでございます。それぞれの考え方に基づいて一部組織の充足も含めまして予算編成をしたところでございます。従いまして平成23年度の当初予算の編成にあたっては町を担う人づくり、それから定住促進、情報発信の町の魅力の向上、協働のまちづくり、この4つの重点プロジェクトに関連した事業を優先的に予算措置を致したところでございまして、昨日の概要説明でご説明した通りでございます。

基本構想に基づいたこの町の将来像実現のためにこの進むべき方向の8つの施策、それから48の基本施策、4つの重点プロジェクト、これに基づいた施政方針は先日もお伺いいたしました。総合計画においてもこうした内外の様々な変化・課題に的確に対応し、町民の知恵と力を結集しながら未来に向かって持続的で活力あるまちづくりを計画的・総

	合的に推進していくためにも、その方向性や方策は町民に明らかにしなければなりません。従ってこの6年間の自立に向けての行政を行ってきたわけではありますが、地域の住民の利益を守るためにも従来からの施策の継続とか、あるいは独自の新たな取り組みが町民にもわかるような方策を考える時期にきていると思いますが、この点町長はどうお考えでしょうか。
町 長	町を持続発展可能なまちづくりにしていくための取り組みでございます。そのためには1つの自治体として総合的に見て一定のまあいろんな面での水準を保っていかなければならないと、これはあの絶対条件というふうに考えるところでございますけれども、この一方でこの点だけはどこにも負けないといった特徴のある町、あるいは活力のある町、そして何よりもこの魅力のあるまちづくりをすることが何としても必要であるというふうに考えております。町には規模は小さくても全国に向けて誇りうる多くの資源もございます。こうした資源をつなぎ合わせて2つのアルプスの見える景観とセットにしたことでより大きな財産になるというふうに考えておるところでございます。再三申し上げておりますように、少子高齢化、特に人口減少して町の現在の商業の低迷といったような現実の姿を見ますと、いまひとつこの町全体に活気が欠けておるということは十分認識をしておるわけでございます。何としてもこうした点の打開に向けて今町全体で必要なものはやはり全ての町民の皆さんが行政はもちろんでありますけれども、全ての町民の皆さんがこの勇気を持って挑戦をする、失敗してもその挑戦を繰り返して、その勇気そして成功したときの感動をみんなで分かち合うような気持ちを先ず持つことが何より必要だというふうに思っております。従いましてこの勇気・挑戦・感動、これは第5次総合計画の行動指針として掲げられたわけでございます。行政とともに町民の皆さんの熱い思いがこの言葉として表現をされたというふうになるわけでございます。是非ひとつこのお互いにこの気持ちを大切にしましてまちづくりにひとつ取り組んでいこうではありませんか。そうした気持ちを持って町に暮らすみんなが一丸となって様々なこの条件整備に全力で取り組まなければ、そうしたことをしていけば更に町の魅力を高め、飯島町に暮らすメリットが実感できるまちづくりが必ずできるというふうに確信をいたしております。以上であります。
平沢議員	「人と緑輝くふれあいのまち」まあこれを目標に本町を持続発展可能な町にするための取り組みについてちょっと伺いをいたします。先ず初めに住民の協働参加、これが謳われております。まあ基本的にはどのように考えているか、これは端的に町長一言で答え願いたいと思います。
町 長	まああの一番基本的なことはやはりこれはあの行政が、なんでもひとつ行政任せでしていけば何とかなるものだということの気持ちを先ずあの捨てていただくことだろうというふうに思います。行政と地域住民の皆さんが一体となってそのまちづくりに向けたその知恵と汗を出すその考え方を共有することによって成り立つというふうに思うわけございまして、そしてそれぞれの役割分担の中でその責務を果たしていく、そのことが協働のまちづくり地域づくりに必ずつながるとこういうふうに確信をいたしております。
平沢議員	基本的にはまあ行政と協働で行うとまあこれに尽きることだと思っております。現在は国・県・市町村ともに財政が非常にひっ迫しております。新規の事業を始めることは極めて困難な状態にあることは認識をしておりますが、財政が好転するまでまちづくりを停滞しておくわけにはまいりません。そこで仮称でございますが「住民アイデアまちづくり

	事業」を始め、住民参加型のまちづくりを提案するがこれはどうでしょうか。例えばこの事業は住民の提案した事業や活動に町が資金を援助して、住民が自主的主体的に進めます。地域づくり委員会とは別組織として、対象を環境、産業振興、福祉、教育など公共性の高い施策で、応募者は申請書、事業計画、収支報告書を提出して、あまり面倒な書類はなしということで事業審査会を立ち上げ、歳費や補助金を決定し活動終了後には報告書を提出すると、先ほど町長申したこの行政が計画し行政の手によって推進できないならば、住民のアイデアによって住民の手によるまちづくりを提案し住民の意欲を更にかきたてる、こうした住民によるまちづくりの推進について町長は如何お考えか所信をお伺いいたします。
町 長	まあ1つのご提案であるわけでございますけれども、そのことが正に今町が進めております地域づくり委員会が中心となって取り組んでいただく内容であろうというふうに思います。特別大きなあのハードの大型なものについてはこれはまた行政責任でやっていかなきゃならないわけでございますが、その他の様々なあのボランティアも含めて地域づくり委員会の中で、また推進会議も立ち上げていくようにまた更に充実をしままいりますけれども、今そのことが進めることが今ご提案のあったことに必ず結びつく内容だろうというふうに思います。またあの財政支援の問題につきましても地域づくり支援金、2通りの考え方で今使いやすい使い勝手の良いようなできるだけ簡便な方法で今工夫してやっておりますので、今進めておるこの考え方はまさに平沢議員さんのおっしゃる内容と必ず合致するものだろうというふうに理解をいたします。
平沢議員	まさに地域づくり委員会と似たような形にはなりますけれど、やはり1つの町興しの1つの形、仕掛け人がいる今の人材的な要素の中ではこういうようなものも求められているんじゃないだろうかと一応提案申し上げておきます。第5次総合計画の中にはこの協働のまちづくり推進事業、これはまあ重点プロジェクトとして謳われております。平成23年度予算計上もしてありますから協働のまちづくりというこの言語だけが独り歩きをしないように慎重な対策を講じていただきたいことを要望しておきます。
	次に地域づくり支援員の共助体制について伺いいたします。この問題につきましては先ほど前任の同僚議員が質問がありましたので、私からはこの支援員の配置要綱について伺いをいたします。前段でも申し上げた通り、去る2月26日に飯島町中央公民館が54年の歴史に幕を閉じ閉館記念式典が行われました。今後は生涯学習センターに整備統合することとなりますが、平成23年4月1日から4地区に地域づくり支援員を配置する構想ですが、既にまあ昨年から実施している飯島、田切は教育委員会部門でした。それが今度は4月1日からは支援員は総務課まちづくり推進室に直属とお聞きしておりますが、この組織的な変更のお考えについて先程の前段の同僚議員とのあれとはダブりますが、この点について町長の所信をもう一度伺いをしたいと思います。
町 長	新たにまあ4地区で足並みをそろえていただいてスタートする支援員制度でございますこの共助体制でございますが、この地域づくり支援員がそれぞれの地域づくりにおいてどういうまあ役割を果たすのかということでございます。竹沢議員の質問にも若干重複をいたす部分もあろうかと思っておりますけれども、この地域づくり支援員を配置する目的、改めて申し上げますが、地域づくりの1つのコーディネーターの役という位置付けでございます。地域の主体的な地域づくりを独自の地域づくりを創意を凝らしてまあ支援することに尽きるわけでございますけれども、そしてこの住民自治の地域の発展の協働のまちづくり

総務課長	の1つの役割を担って推進していただくという位置付けでございます。で、更にまあ細かく具体的にじゃあどうということかということは再三も申し上げておりますけれども、大きく分けては2つあるわけございまして、地域づくり委員会の方の支援活動と地区の公民館の活動のまあ支援、そしてそれぞれには当然行政とのパイプ役、情報の提供、情報の取得といったようなことも含まれるわけでございます。若干詳しく具体的にそれぞれの課長と次長の方からご説明をさせていただきたいと思います。 まあ2つ要素があると思いますが、1つは地域づくり委員会の支援という中では、地域にはいろんなあの課題があると思います。福祉だとかそれから子育てだとか、社会資本のこと、環境の問題とかまあ様々な課題が山積していると思いますし、またいろんな組織が地域のため地域の住民の福祉のために活動しておりますのでそういった支援をする部分が1つあると思います。もう1つはあの飯島と田切の公民館に支援員を置いてやってきたようにあの公民館活動、今度中央公民館が廃止されましてそれぞれ4つの公民館となりますのでそういったところの今までの活動、それから新たな活動等の支援を行っていくということで、地域づくりの面と公民館活動の2つの面があると思います。それで今回総務課の方へきますのでその設置要綱を定めまして、支援員の勤務場所だとかそれからいろんな条件それから費用負担の問題等を要綱で大きく定めまして、その中には今言ったような趣旨が含まれております。で具体的にはそれぞれ地域で特製のある地域づくりが行われていくということになりますので、町と地域づくり委員会あるいは区との協定を結びまして、本年度はこの地区のこの支援員は主にどんなような業務を行うのかという事務分掌を明確にして、それぞれ1年ごとの活動を進めていくということになります。 まあ今後は配置要領については定められるということでございますが、まあこの細かな協定書が交わされると思いますが、ちょっと私見しましたこの要綱によりますと、この地域づくり委員会に地域づくり支援員を配置すると第1条に謳われております。この配置の目的、職務は地域づくりの活動の支援をすることにより協働のまちづくりの推進と住民自治の発展を図ることが目的とされておりますが、これでいきますと地区公民館とのこの整合性をどうにとっていくのかこの点についてお聞きしたいと思います。 先程あの2つの要素と言いましたけれど、ちょっと分かりやすくするためにそういうふうに2つに説明しましたが、大きくは地域全体の公民館活動も含めた課題でございますので、協定書の中に公民館とかいろんなその活動団体の支援だとかそういったことが全て入ってきますので、この今の定めようとしている要綱の部分っていうのは全体を含めたその公民館活動も含めた包括的なちょっと言いまわしになっておりますので、具体的に公民館活動のどういうことをするかっていうようなことにつきましては協定書の方で明確にして、支援員の方が活動しやすくそしてまた地域の人たちもどういうことを支援をしてもらえるんだということが明確に分かるような形で協定書を締結してまいりたいと思います。 この問題、私ちょっと懸念していることはこの従来のこの耕地担当制度、これを実施してまあ初めの建前は顔の見える行政というか、住民と職員が気軽に話合え行政を推進するうえで、まあ発足時は行政連絡には大変まあ好都合だと思われました。今の現状はこれでしょうか。これに対する評価または問題点についてまあ検証をなされていると思いますが、まあ各地には課長級の職員も配置されているわけですが、この効果があまり見え
平沢議員	
総務課長	
平沢議員	

町 長	ていないのが今の現状ではないでしょうか。支援員は地域づくり委員会及び公民館と連携して業務を行うというような抽象的なものではなくして明確に示すことが大切だと思います。今回の地域づくり支援員の業務内容についても各地区と地域づくり委員会の立場とともに、公民館に関する業務とのこの棲分けについてこれははっきりと明記をするべきだと思います。従って区との関係がございますのでこの支援員に過大な責務を課せるものでないような施策を講ずるべきだと私は考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。所信をお伺いいたします。 あの誤解があっては困るんですけども、あくまでもその地域づくりの主体は地域づくり委員会と地区公民館であります。それぞれの会長さんなり館長さんなりがおられてそれでまあ主事もおられる、それをコーディネイトいわゆるサポートする役というふうにひとつご理解をいただきたいというふうに思います。支援員が中心となってその音頭をとって推進役となって地域づくりをしていくということではございません。それぞれの地域の考え方特性に基づいてそのことのお手伝いをするという役でございますので、是非そのようにあくまでも主体は地域地元そのものだというふうにお考えをいただきたいと思います。その上に立ってやはり職務の内容というものはある程度明らかにしていかなきゃなりませんので、お話のあったようなことも含めてまあひとつ要望等には十分整備をしてまいりたいというふうに思っております。 まあ各区との協定書はしっかりとさせていただいて、今のいう地域づくり委員会に支障のないような方策をお願いをしておきます。 次に町の将来像をどのように描いているかについて質問を行います。第5次総合計画中には国道153の伊南バイパスの開通が見込まれることから町が大きく可能性を持った時期でもあります。従ってこの町の将来像を基本的になどのように描いているのかこの点についてお伺いしたいと思います。 町の将来像でございます。これはあの第5次総合計画の一番鏡になっておる部分でもあるわけございまして、自然が豊かで水が美味しくて、それから景観が素晴らしく、このある程度のインフラ整備がされていて、そして働く場や雇用が確保される、そしてそこに暮らす住民の皆さんが豊かと幸せを実感できる、そして自分らしく生きられる、場合場面場面によっては皆で意思の疎通を図りながら協力しながら行動をする、そしてまた訪れる人には住民が優しく受け入れてくださる、そしてそのことをもってまあ全国的に飯島ファンがいっぱいできると、そして更にそのことを通じて町全体に活力がみなぎり、究極はそこに暮らす住民の皆さんが町に誇りと自信を持って「良い町ですよ」とこう言えるそんな町にしたいというふうに考えておるところでございまして、第5次総合計画の一番の中心はそこに目を向けた計画であるということを是非ひとつご理解をいただきまして、非常に理想は高いわけですが、やはり夢を持って理想に向かってみんなで努力していくことこそが進歩・発展の道であることを確信して取り組んでまいりたいというふうに思うわけでございます。 まあ本町の展望は地域活性化とともに地域経済の振興をいかに進めていくべきであるかと思っております。まあしかしながら本町では外からの産業や工場を誘致することは今の状態では多難だと思います。まあ従って自らの知恵の力でその地域に自分なりの産業を持ち、その地域の魅力づくりを行い自らの地域の内から創造していく方向、これに導く政
平沢議員	

策手法を考えてもよいのではないか、豊かな自然と素朴な人情を生かして地域住民の発想による地域活性化こそが本物の活性化であるとともに、町の将来の姿と信じるものでありますが、この点は町長はいかがお考えでしょうか。

町 長 お話のとおりであるからこそ今度の５次総合計画の取り組みにあたっては重点的にそれぞれの施策を通じて４つの重点プロジェクトというものを定めて、一丸となってそれに取り組んで、当然のことながらこのプロジェクトのひとつの試みていく段階では住民の皆さん方もいろいろ、議会はもちろんであります、ご報告をしながらまたご意見を聞きながらまとめて取り組んでいくという考え方でございますのでそのようにひとつご理解いただきたいというふうに思います。

平沢議員 第５次総合計画に基づく施政方針の中には町長の想いや希望的観測の部分がまあ随所に表れております。まあ町長２期目の集大成の年でございます。次期町長選に向けての意思表示をすべきだと思いますがどうでしょうか。飯島の将来を考えた町長の率直な答えをお伺いしたいと思います。

議 長 それでは通告にございませんので答弁は差し控えさせていただきます。

平沢議員 将来のご同意が得られたという形の中ではこれも含まれると思いますが、いかがでございましょうか。

町 長 今は任期いっぱい精いっぱい第５次総合計画がスタートいたしますので１１月までは責任がでございます。精いっぱい取り組んでまいります。

平沢議員 時期尚早とは思いましたがあえて質問をさせていただきました。それでは次に話題を変えて、増える買い物難民対策について本町の高齢者難民の実態について、独り暮らしした足の確保のできない高齢者対策について質問を行います。わが国は少子化によって人口が減少する中で超高齢化社会を迎えるというかつてない事態に直面しております。６５歳以上の老年人口が総人口の７％を超えた社会を高齢化社会、更に１４％を超えると高齢社会と呼ぶことがこれは国連で決められているそうでございます。買い物難民という言葉は最近マスコミまた新聞紙上でよく見聞きいたします。日常の買い物に困る高齢者などを買い物弱者といい、全国では推計で約６００万人と言われております。ちなみに県内高齢買い物難民は５２，０００から８０，０００人ともいわれております。本町の高齢者難民の実態と足の確保のできない高齢者対策についていかがお考えか町長の所信をお伺いいたします。

町 長 ２つ目のご質問でございます。増えていく買い物難民という言葉が使われ始めてまいりましたが、これに対してどう考え対応していくかということでございます。まず町の実態でございますが、北沢議員にも一部お答えした内容でございますけれども、今町で交通手段の無い７５歳以上の高齢者あるいは障がいの有する皆様を対象にして町が交付しております福祉タクシー券がございます。この交付実績は平成２１年度では約１８０名、平成２２年度では１６４名の方に交付しております。新年度では１８０人ほどまあ対象となると推測をして予算計上をしておるところでございます。その利用実績等につきましては次のご質問もありますのでそれぞれ担当課長からお答えをいたしますけれども、その一方で当町における昨年末の現在の６５歳以上の高齢者のみの世帯、これは約６８０世帯あるわけでございます。そのうちの独り暮らしの暮らしておられる世帯は約３００世帯に上ります。今後高齢化とともに買い物弱者というふうに称される皆さんも当然のことながら増

加してくるというふうに推測をしております。これらの皆様の中で親族や知人、友人、ご近所の支援が受けられない皆さんはいわゆるこの買い物弱者ではないかというふうに思います。新年度においてはまたいろいろと後ほど出てこようかと思いますが、全国統一の手法対策マニュアルと申しますかこれがまた出されることになると思いますし、それから長野県ではこの実証実験等の取り組みもやってまいるというふうになっておりますので、それらとも連携して対応しながら今後対策対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

平沢議員 今お聞きしたとおり本町における高齢者のみの世帯は６８０世帯、本町の２月１日現在の世帯数は３，４３４世帯でありますからまあ約２％を占めている状況にあります。本年予算では高齢者福祉を実施するための体制整備の経費として約 7,000,000 円計上してあります。この実態の詳細に把握して新年度の取り組みをどのように考えているかお伺いいたします。

町 長 ちょっと確認させていただきたいと思いますがタクシー券の問題。

平沢議員 タクシー券はもうちょっと後でやります。

町 長 もう一度すいませんがどういうことか。

平沢議員 先程申したとおり今の報告通り約２％の高齢者の状態にありますんで、今年度予算でこの高齢者福祉に実施するもの、体制整備の経費として 7,000,000 円計上してあります。この実態を詳細に把握してこの新年度の予算にどのように取り組んでいくか、これは詳細でわかりませんか？細かく。

住民福祉課長 予算の詳細につきましてはまたあの別途審査いただく場面がございますのでそちらで審議いただければと思いますが、高齢者福祉に関わる問題これはあのこの大きいテーマが買い物難民、これを抱えてのご質問だかと思しますのでそこに絞って申し上げますと、当課ではあの買い物弱者対策を含めて高齢者についてはご承知の通り包括支援センター、ここでもまあ職員がいろんな課題について対応しておるところでございます、係わる経費を計上し万全な態勢で新年度取り組んでまいる所存でございますのでよろしくお願いいたします。

平沢議員 調べによりますと経済産業省、買い物弱者対策支援事業として買物が不便な地域で生鮮食品の販売事業に取り組むＪＡや特定非営利活動法人などを対象に、空き店舗の賃貸料や移動店舗に使う車両購入費として最大で 100,000,000 円の助成をし、地域商業活性化事業を行っております。この目的は近所で生鮮食品を買えない地域に買物の拠点を確保するのが狙いで、助成対象は空き店舗賃貸料や内外装費、移動店舗に使う車両購入費、住民を商店街に運ぶための車両購入費や予約システムの開発費などが対象で、農産物の直売に取り組むのも対象となっておりますが、これは町長昨年まあ同僚議員からの一般質問でこのコスモ２１の跡地利用について１２月いっぱいにはまあ方向を出すところのように答弁したと記憶をしております。だが未だにこの方針は明らかにされておられません。今の本町の状況を考え買い物弱者対策支援事業を検討するお考えはないのか、また町民が一番心配しているこのコスモ２１の跡の進展についてどのようになっているかちょっとお伺いしたいと思いますが。

町 長 昨年のもう１２月までになんとか１つの方向のメドをというふうに申し上げてまいりましたが、その後においてなかなかあの情勢が進展しない部分がございます、新

	たなまた方向をしていかなきゃというふうに今取り組んでおりますが、１つにはあの店舗閉鎖に伴いましてこの負債関係があるわけでございます。ひとつのこれはあの公的機関からの負債関係があるわけでございまして、そのところが１つの解決と申しますか見通しが処理できないと次に進めれないという１つの現実の姿がございまして、今これはあの県が中心でございますけれども、昨年からそれに取り組んでもう間もなく一整理できるというところまで来ておるやにお聞きしておりますので、まあ並行してあのいろんな考え方の中であの当たっておりますが、今これに関してこの買い物弱者の１つの利便性のためにもそうしたことを制度を用いて考えてみたらというご提案のようになるわけでございますが、やはりその買い物のこの弱者と申しますか進出をいただけるという１つのまた考え方があるわけでございまして、今までも何年となくいろんな形の中でそのまあ融資といいますか、そのことについてそれぞれの人を介しながらまた直接間接にやってまいりましたけれども、この今のご時世の中で大変まあ難しいハードルであるというふうになっておりまして、そうしたあの事業者が出ていただけないことにはやはりそれがつながっていかないということでジレンマがあるわけでございます。今の現実の姿はそういうことでございますが、１つにはあの内々的にはあのこの処理の方向が見えた段階でというような取り組みも検討いただいておりますので、今の段階ではそのことのお答えでひとつ差し控えてさせていただきたいと思います。以上です。 前向きな姿勢でより良い成果が出るようにお願いをしてもらいたいと思います。次に循環バスの現状と福祉タクシー券の利用状況をお伺いする予定ですが、循環バスについては先ほど同僚議員から縷々質問がございましたので、私はこの福祉タクシー券についてちょっとお聞きをしたいと思いますが、非常にまあ福祉タクシー券の利用状況は年々まあ増加しているというようにお聞きをしております。高齢者の足を確保するにはなくてはならない存在にあると認識しておりますが、この財政が厳しい中で高齢者また身体障がい者などの社会的弱者にとって買い物などはますます厳しくなるとともに、郊外の大型店に押されて町内の小売店はかなり圧迫を受けるなど、社会的環境も悪化しているように感じられて仕方がありません。循環バスのこのデマンド方式へ取り入れ努力をすることはわかりますが、まあこれは毎年 20,000,000 円余、それから外出支援事業のタクシー経費は約 2,000,000 余と、やはり弱者に優しい町政を目指すこの町長の政治姿勢があるならば、この循環バス運行事業と福祉タクシー事業の再検証が必要な時期に来ているんじゃないかと思います。この買い物弱者対策として新たな方向を積極的に取り組むプロジェクトを構築したらいかがでしょうか。この点について町長の所信をお伺いいたします。 この今町が運行しております循環バスそれから福祉タクシー券、まあその他あのボランティアで輸送をいただいております分野も社会福祉協議会の中にもあるわけでございます。これらを総合していわゆる買い物弱者の方に１つの考え方を結び付けていくと、これを活用していくということも１つの大切な考え方であろうかと思っておりますので、是非あのそうしたことを真剣にまあ取り組んでいきたいというふうに思っております。それぞれの利活用についての実態もいただいておりますけれどもそのことについてはよろしいでしょうか。よろしいですか。 それはいいです。 はいわかりました。以上です。
平沢議員	
町 長	
平沢議員	

平沢議員	前段でまああの同僚議員が提案のあった買い物ツアーとか循環バスの活用、商店の活性化というようなことがございましたが、私のこのプロジェクトの提案はこの今の循環バスを買い物弱者用に開放して曜日を決めて運行し、町内の店巡りをしたらどうでしょうか。高齢者は自分の目で買い物をしたいという気持ちとみんなで話し合うという喜びを望んでおります。それをするにはこの利用者のニーズの把握を行い、買い物弱者マップを作成して地域ごとの課題として対応を行う、住民の声を行政に反映するこの手法こそがこの協働のまちづくりの高齢者版としてこれを位置づけたらどうでしょうか。この点について町長の所信をお伺いいたします。 あのなんとかひとつこの課題に対して対応していかなきゃと思っております。国がマニュアルも示されそれから県が今あのテレビ等にも出てご覧になった方多いかと思っておりますけれども、実証実験を始めようとしてその公募体制にも入ったという形でございますので、是非そのことに参加をできればして、そして今おっしゃったようなこともひとつ、あの今内部的なプロジェクトというようなご提案もありましたけれども、そうしたことを総合的に取り組んだひとつの姿というものを求めながら当然これは対応してまいりたいというふうに考えております。 時間です。 質問を終わります。
町 長	
議 長	
平沢議員	
議 長	ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後１時３０分とします。休憩。 午前１２時００分 休憩 午後 １時３０分 再開
議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 １番 久保島 巖 議員
１番	
久保島議員	それでは通告に従いまして質問を進めてまいりたいと思います。いつも私は１番か２番でございますので、先輩同僚議員の質問の後ということになりますと非常に聞かれてしまいまして歯抜けになるところがあるかもしれませんけれども、４番バッターでホームランを狙っていくわけじゃございませんので短打を狙っていきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。 さて最初に第５次総合計画の初年度、今年平成２３年度の予算の取り組みについてということで人口増対策を中心にお伺いをしてまいりたいというふうに思います。平沢議員からもお話がございましたように、第４次総合計画は平成１３年から平成２２年今年の１０年間の計画でございました。その間、合併問題など大きな変動のある時でございまして、それまでの間はずね平成１３年前はずねわずかではありますけれども人口は増加傾向にあったというところでございます。そこで目標として人口目標１２、０００という大きなものを謳ったわけでございます。しかしその後人口の減少傾向の方に転じてまいりまして、自立の道の選択によってですなふるさとづくり計画が平成１６年に、また第４次総合計画中期計画がですな後期の計画２００６年から２０１０年が平成１８年に策定されたわ

けでございますけれども、その時点でもですね人口目標の修正というのはありませんでした。人口目標12,000というのは既にですねその時に絵に描いた餅になってたんじゃあないかなというふうに思うところでございます。大幅な修正やてこ入れが必要だったんじゃないかなというふうに思うところでございます。この中期計画を立てるときに既にですね人口が増えていないという現象について問題提起がされて、対策を講じてきたということになります。しかしながらですね町長のお話にもありましたように昨年10月の国勢調査におきまして9,904人というですね10,000人を大きく割るという現象になってしまいました。これはですね平成20年に策定された人口問題研究所の人口推計値でございますけれども、2010年の目標推計はですね10,161人ということでございました。その推計を最後にですね257人を下回ってしまったということでございます。なお2月1日付のですね新聞報道によりますと、長野県の県内人口動向というのが発表されて、人口移動調査に基づく本年1月1日現在の飯島町の人口、推計ですね、は9,857ということで更に減っていると、ちなみにですね2月1日現在は9,831ということでございます。このまま推移していきますとですね、2035年私が生きていれば90歳ですが、その時にはこういくとですね、6,700ぐらいになっちゃうんじゃないかなというふうにちょっと心配をしているところでございます。この状況を町長はどう分析されて、またこの状況を見てですね目標値の修正もしくは対策の強化などお考えがとおりかどうか先ずお聞きしたいと思います。

それでは久保島議員の質問にお答えをしまいたしますが、第5次総合計画初年度の2011年度予算の取り組み、そして第4次総合計画の反省総括に係をいたしまして、まずこの人口動態の問題でございます。どう分析をしておるのかということでありますが、お話がございましたように昨年の10月1日現在、国勢調査が実施をされてその速報値によります飯島町の人口は9,904人で、その後の人口移動を加味して長野県が公表した推計でいきますと1月1日では見通しでは9,857人というふうにまあ公表をされたところでございます。そこでまあ第5次総合計画では平成22年10月の国勢調査時点での人口推計を10,161人、まあそれぞれ人口動態研究所等々の将来見通しの中で推計をしながら出した数字でございますけれども、10,161人と推計をされました。で、この時点で既にあの想定を236人下回っているということでございました。そしてまたお話がございましたように前回の国勢調査、これはあの平成17年でありますが、10,570人という数字が出ておまして、国勢調査同士の5年間の乖離につきましては666名というふうに大幅に減少したところでございます。そこでこの人口減少をどう分析するかということでございますが、振り返ってやはり2つほど要因があるかというふうに思っております。1点目はまあ大幅な社会減による人口減少でございます。これはあのどこの町村もまあ同じような傾向にあるわけでございますけれども、特に外国籍の住民の方の転出による町の人口の減少が大幅に減少し原因をいたしておると思います。平成2年の入国管理法の改正によりまして若干のまあ規制緩和等もございまして、町内企業で働く外国籍住民が増加をいたしまして、町の人口に占める外国籍の住民の比率は約6%でございます。この比率はここ数年県内の町村ではトップの位置を占めてきたということになるかと思ひます。町の人口は外国籍住民によってまあ維持されてきたという、まあ言ってみればそういう見方も実態としてはあるわけでありす。それがまあ再三申し上げてお

りますが世界的な金融危機に直面して以来、企業の人員削減の影響、まずはこれ契約上の外国籍社員に町内でもいくつかの企業に及んだということでございまして、平成20年の6月時点での人口登録でございますが780人の外国籍のまあ従業員を中心にした町民がおられたということでございますが、本年の2月時点では336人ということでまあ約半減でございます。で、国勢調査人口では更にこれを下回ったという形になります。一方で日本人の状況について分析をしてみますと、若い世代で結婚を機に近隣市町村へ提出しアパート暮らしを始めて、やがてその実在で住居を構えるというケースが頻繁に見られるところでございます。他の市町村から当町へまあ事業所等へ勤務する方は比較的少ない半面で、駒ヶ根市や伊那市あたりにまあ勤務する町民も多くおります。長い目で見た場合はこのことが人口の流出の大きな要因の1つであるというふうに考えておるところであります。

それから2点目でございますが、まあ長らくこの続く自然減による人口減少がどうしても歯止めがかからないという状況にあるかと思ひます。町では現在死亡する、まあ死亡と出生の比率で対比をいたしますと概ねまあ2対1という状況にあるわけでありまして、特に平成22年昨年は出生が極端に少ない年であったとこいうまあサイクルがここ10年、7年ぐらいに1回ずつやってくる現象があるわけでございますけれども、その年がたまたま平成22年であったというふうに思っておりますが、そしてまあ国勢調査において当町の人口が初めて10,000人を割込んだということにつきましては大変まあ重く受け止めておる次第でございます。人口の大幅減少をもって対応の変化はあるかというご質問でございますけれども、平成32年の人口の枠組みとして掲げた10年後10,500人というまあこの度の第5次総合計画の将来人口目標を据えたわけでございますが、先ほどお話のありましたように、国の人口動態研究所ではもう10年の先の町の人口予測は10,000人を割っておるということが言われておりましたけれども、そこは前4次の時にも同じことでございましたけれども、そういう状況を推測しつつもやはりそこは踏ん張ってひとつ高めの少し10,000を超える町としてのひとつのこの体裁といひますか、規模を維持していきたいというその願望といひますか希望といひますか、を掲げて、それに向かって様々な施策をしていくという1つの5次総の表れ気持ちでありますので、そのところはひとつ人口動態の推計だけに合わせていくんでなくて、そうした目標を掲げてのまちづくり総合計画であるということとをひとつご理解いただきたいということと同時に、それに向けてはこれは並々ならぬ努力も必要であろうというふうに思っております。再三申し上げますように48の基本政策を掲げながら重点プロジェクトの4つを掲げながら、第5次総合計画に沿って様々なまた知恵を出し合って取り組んでいくということになって他ならないわけでございますのでどうぞご理解をいただきたいと思ひます。

目標数値についてはそのままいくということでございます。さて先ほどもですね平沢議員のお話の中で、第4次総合計画の検証ということで今回検証されてですね第5次総合計画が出来たんだということにお答えがございました。ここにですね当時加わられました第4次総合計画の検証資料というのがございます。これはですねあくまで検証資料であって検証結果ではありません。いわゆるですね反省と総括っていうことでいきますとちょっと不足しているのではないかなと私の感覚としてはそう思っているわけでございます。よくですね、マネージメント研修にいきますとPDCAいわゆるプラン・ドゥ・チェック・アクションとこの4つのサイクルをですね耳にタコができるくらい聞かされます。最

近ではあの急激な変化に対応していくための計画がつきにくくなったということもござい
ましようが、まあイノベーションとかブレイクするとか予期せぬ発見とかということで柔
軟に変化に対応していくようにというようなことが言われているようですけども、PD
CAがですねもう時代遅れになってしまったかという私はそうではないというふうに思
っています。計画を立てて実行して検証する、その検証結果に基づいて改善を踏まえて新
たな計画を立てていくということが基本中の基本だろうというふうに思います。検証結果
は作りました、でもですねこの検証結果に対して総括して、ここのところはまずかったん
だと、ここのところはこうした方がよかったんだっていう総括っていうのはお聞きしたこ
とがございません。で、PDCAをサイクルによってですね計画が実行可能なものにして
いくと、要するに見直すことによってですねしていくということが計画の立て方だと
いうふうに思うんです。町長おっしゃるように確かにそれは夢は良いです。10,500
にしたいです。面目も保ちたい。それはわかりますが、単なる夢物語ではどうしようもな
いと、策定作業にですね住民の皆さんのご参加をいただいた、これは大変にご苦労いた
だいたということに関しては敬意を表しています。ただ私も何回も言いましたが住民の皆さ
んに反省を求めることはできませんし、改善を立てる計画を立てるそんな責任を負わせる
ことはできないと、この計画を実行していくのは行政であってですね強い意識と大きな責
任を担っているわけでございます。第5次総合計画の初年度にあたってですね第4次の総
括反省が本当に十分であったのかと、目標達成できなかったのはなぜなのか、どうしてい
れば出来たのか、ボトルネックは何だったのかと、目標も達成できない、反省の資料は作
ったけれども十分な反省とは言えないんじゃないかと、責任も誰も取らないですし、とい
うことでは本当に反省改善が見えていないというふうに思います。こんな計画だったらで
すね私の出すメタボ計画と一緒にすよ、ダイエット計画が全然実行されていない、反省は
するけれどそれがぜんぜん生かされていないとこういうことです。まあ3月31日までご
ざいますので第4次がそれであれば23年度当初にそういう反省がされるということなん
だというふうに私は理解したんですが、まあ先ほど平沢議員のご質問で総括されて第5次
総合計画が立てて、そういう予算が立てられたということでございますけれども、もう一
度その辺の所信をお伺いしたいと思います。

第4次従来のまあ総合計画の総括反省の上に立ってまあ第5次が計画がなされたかど
うかということであります。もう再三申し上げておりますように当然のことながらこれは
もう2年ほど前からの作業になりますけれども、住民の皆さんには先ず住民満足度調査ア
ンケート等を実施し、それから基本構想の前段であるこの素案策定委員会にそれらを集約
して、それぞれのまた住民の代表、代表といいますか選任をされた方々からの意見集約、
そして分析資料、今お手元にお持ちのかかなり分厚い検証結果もあるわけでございますけ
れども、そうしたものを十分にまあひとつ対しながらですね、それに基づいて第5次総合計
画の策定作業に入ったということは是非ご理解いただきたいと思いますし、で、当時第4
次が人口推計の減少方向も見えておるにもかかわらず12,000にしたという経過もあ
るわけでありまして、それはやはりあの1つの努力目標としてそこに引き続いて据
えたというひとつの経過もあるわけでございますが、あの責任がどうであったかどうかとい
うようなお話も言葉として出ましたけれども、決して第4次総合計画に基づいてその計画
もそれからその実施をしてきた内容も全然方向の違う町のひとつの逆方向に住民の皆さん

を導いていったというようなことは決してないわけでございますから、その辺はひとつお
間違えのないようにひとつご理解をいただきたいと思っております。でまああの今いろい
ろとお話がありましたけれども、十分であったかどうかまあ何をもって十分だというような
こともなるわけでありまして、今度の編成作業にあたってはそれぞれの地域の皆さん
方それから策定委員会、基本構想審議会の意見を駆使して、まあ私どもとしては1つの
考え方としては十分な検証をもって臨んだと、で、人口につきましてもやはりこれはあの
現実的な1つの考え方の下で町として10,000人台は是非維持したいと10,500
人という数字に定めて、それに向かって様々な取り組み努力をしていくとこういう考え方
でございますのでひとつご理解をいただきたいと思います。

まあ第4次総合計画ではですね12,000となっておりますけれども、何度も申
し上げていますが、10月1日には9,904と、今年の1月はなんと9,857とい
うことでございます。そうしますとですねこれは明らかに目標達成できなかったとい
うことでございます。どこかに原因があったと、人口増対策にですね町長は誤りはなかったんだ
とおっしゃいましたけれども、本当にそうなのかということでございます。これまでと同
じことをやっていたんではですね効果は表れないと、これ強い言い方をさせていただけれ
ばですね明らかに第4次総合計画の人口増対策は失敗であったと、もしくはですね足りな
かったと、不足していたということになるかと思います。確かにですねリーマンショッ
ク不況で影響あったと思います。しかしそれは労働条件の不確かな外国人労働者の流入に
よって人口増を保ってきたということですので、本当の意味でのですね人口増対策にはな
っていなかったということでございます。要するに基本的に人口増対策になっていなかつ
たということを反省する検証する、それを生かす必要があったんではないかというふう
に思うところでございます。まあ景気に左右されるようではいけないということござい
ます。まあいろいろな施策を打ってまいりました。子育て支援上乘せしました。中学生ま
での医療費無料化も打ち出しました。企業誘致も行ってまいりました。町営アパートもりっ
ぱなのが2つ建ちました。でも人口は減りました。これ何故ですか。簡単なんです。生
活していくにこの町は不便だから、日々の日用品の食料品等を買うにしてもですね大型店
の品揃えというのを体験している若年層はもちろん、子育て世代、我々のような中高年も
人間もですね、ある程度の規模のそういう品揃えのところがないと満足できないというふ
うになっています。ショッピングセンターだけでなくウインドウショッピングをする
ような商店街っていうのも必要だというふうに感ずるわけです。で、楽しくないとこの町
は、まあ買い物弱者の問題も先ほど出ておりましたけれども、それらと同様にですねも
はや個々の商店の、個々の企業の努力とか業務問題といったところの次元ではないと、もう
人口問題として行政の課題として積極的に行政が関与して取り組んでいく必要があるん
ではないかと、商業環境の整備というのが必要だとしかも最も効果がある施策だと言わざ
るを得ないと、この点をですね今までは個別の事業所の業務については行政の関与はできな
いということでまあ論外と議論の外に追いやられておったわけですけども、それは本当
にそれで正しかったのかと、先日、三浦広報委員長から報告がありましたように、議会報
の編集委員会ですね群馬県の吉岡町に行ってまいりました。まあここの議会報はコンク
ールで昨年優秀賞をとった非常に優秀なところなんです、大変勉強をさせていただいて
今後私どもも活かしていきたいというふうに思っているんですが、この町のすごいところ

町長

はですねその議会報だけじゃあないんですね、昭和45年に9, 200人余りという小さな町だったんですね、それが現在昨年の国勢調査でなんと19, 500人を上回っている、倍以上に増えたということでございます。まあこれは立地的にですね渋川と高崎の間にあって利根川を挟んで、まあ坂東太郎というんですか、を挟んで前橋市というところであま立地は非常に良いというところはありますけれども、しかし同じような群馬県の県内の市町村にもない特異な伸び率を示したと、で、ここは何をしたかって言いますと子育て支援は別にしていません。医療費の無料化やワクチンの無料化もしていません。住宅建設助成金も固定資産の減免もやっていません。利根川に二本の橋ができてそのバイパスに大型ショッピングセンター、ホームセンター、専門店、ファミリーレストランから郊外パチンコまで出来てきました。この町の方針として住んでみたい町、住んでよかった町というのを目指して、自立と活力ある町を目指してきました。生活の拠点として暮らしやすい町として注目を浴びてですね、住みやすさを第一に考えてこられたと、それが今日にあると、その結果商業集積が形成されてマンションが建って宅地造成が進んで毎年200人余りの人口が増えている。昨年は250人増えたそうです。この結果がすべてを物語っていませんか。つまりいろんな政策をですねやってくるよりも生活満足度を上げていくということ、要するに商業環境の整備っていうことがですね大事じゃないかなというふうに感じるころです。この時点からですねこの点から我が町の第4次総合計画については本当に適切だったのか町長ご所感をお伺いいたします。

まああの全国的な傾向とはいえ個々のこうした人口が減少していくということについては大変まあ憂慮をして、また残念でもありこの重く受け止めていかなければならないというふうに考えて、そのためにまた次の計画でも様々なひとつの施策を立ち上げてですね、なんとかひとつ回復を図っていこうというそういう気持ちでいっぱいでございます。で、今までもあのこの商業集積等につきましてもいろいろと町もあの補助も投入をいたしましたし、それから今までの一番の中心商店街でやってまいりましたあの駅前から広小路にかけての莫大なまあ投資をして、そしてそこに携わった関係の皆さん方も非常に意欲に燃えてですね、なんとかこの中心商店街の盛り上がりに取り組んでいこうということであったわけですが、ご承知のとおりな状況でございます。まあ何がどうであったかというようなことであるわけでございますけれども、行政がそのことについて個々の商店の皆さん方に対してのこの直接の経営的指導というものは、これは本来到底できるものではございません。そのために商工会等もあり、それからまたそこには経営指導員があり、それぞれの個々のお店についてもいろんな相談するコンサルタントも抱えておられる、計理士もおられるというようなことでございますけれども、結果はそういうふうになっておるわけでございます。やはりこれはあのこの地域を盛り上げていこうというそれぞれ取り組んでいたく個々の皆さん方の意欲、そして新しい時代に沿ったそのニーズにこう答えていただくような取り組みをしていただかないことには、行政がいくらその基盤の部分だけサポートしてもこれはできないということのひとつの実感として持っております。それからコスモ21の件についても全く同様であります。まあ久保島議員もスタート時からそのことに関わられて、20年が経過した後には今はこういう状況になっておるということでございますので、その辺はまあ痛切にいろいろ分析もされておろうかと思っておりますけれども、非常にイメージとしては町としてもマイナスであるということでございます。今後、今あの群馬

久保島議員

町長

久保島議員

県先進例もして非常にあのまあ場所柄等も私もまだわかりませんが、やれ駒ヶ根市や伊那市、それから下伊那地域のこの中間地帯にあるこの飯島がやはりこの住環境というものも併せて、その相乗効果の中でやっぱり人口を増やしていくっていうことが必要かと思えます。その戦略をどう考えていくかっていうことをもう一辺構築し直してですね、なんとか努力をして回復に向けて頑張っていきたいということでございますので、またいろんなご提案をいただきながらですね商工会その他も含めてひとつ今後の具体的な1つの戦略を練っていきたいとこういうふうに考えておるところでございます

そうしますとですね、今年2011年度の一般会計の予算の取り組みで解してですね、全体的にはマイナス1.7%ということでございます。選択と集中ということが所信表明でもされたわけでございます。なにが選択されて何にどこに集中されたのかということなんでしょうが、特に人口増対策について選択と集中ってことでですねどの点に力を注いだのかその点について新たな展開等もございましたら併せてお答えをいただきたいと思えます。

まあそうしたことも踏まえて新たなスタートにあたっての予算へどう反映したかということでございますけれども、再三申し上げておりますこの4つのプロジェクトの中で定住促進プロジェクトというものをひとつの大きなウエートにおきまして、様々な対策を講じてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。で、これはあの申し上げておりますように、どういう任務を帯びてどう行動をしていくか、細部はまたこれから詰めてまいる部分が多いわけでございますけれども、今までもあの関係課それぞれにあの個々の対応の中で資金融資の面、それから子育て支援や住宅建設の面、いろいろあったわけでございますけれども、やはりここをひとつの定住促進室を新たに設けることによって集中的にこのワンストップサービスの窓口の中でこのことに対応していくということでございます。先程の地域への加入促進の問題も含めてはおるわけでございますけれども、空き家情報に始まりましてそれから様々な便をここで統括してやっていくという形でございます。それで予算上でのまあ1つの反映の考え方といたしましては、今までも新たにここへ入っていたいてIターンUターンそれぞれあるわけでございますけれども、その補助をもう一辺見直してですね、単なるその金銭的な部分だけでなく、いろいろとあの住むことによっての相談の要望にお答えをしながら、具体的にはここへ住んで家を建てていただく等につきましては新たにこの住宅建設の融資制度というものをできるだけ厚くまあ手だてをしたつもりでございまして、これら今年の新年度の予算の中に設けさせていただいた状況でございます。更にまたあの子育て支援それから様々なこの住むことに対するこの相談に乗るとか、空き家情報の問題だとかいうことも手広く総合的に判断をして取り組んでいくと、こういう予算になっておりますのでまた十分委員会審議の中でひとつご検討いただきたいというふうに思えます。

次の質問の話に少し入っていつてしまったわけですが、確かに4つのプロジェクトということでですね、定住促進に対して非常に力を注いでくるということで、この点私大変評価をして喜んでいるところでございます。でまあ同僚議員からもですね協働のまちづくりに関してはお話がありました。のでですね、定住促進に関して私の方は質問を進めてまいりたいというふうに思っております。今町長の方からお答えをいただきましたので2番目の、私は今回ですねその定住促進室が産業振興課に併設されてワンストップサ

町長	ービス化ということでお聞きしているものですから、いろんなところに課にですね業務が重複してくるぞということで混乱しないかなというところがちょっと心配しているわけなんです。で、窓口をどこに産業振興課のあそこに置かれるのか、それともどこが一番目立つところに置かれるのか、まあその辺も含めてですね具体的に業務としてどんなふうに進めていくのか、それからあの新たなハード政策というところですね、あるのかどうかその辺も含めてですね、庁内の位置付けっていうんですかねそれも含めて、人用等も含めて、定住促進室についてもうちちょっと詳しくお聞かせをいただきたいと思いますがいかがですか。 申し上げておりますように定住促進室を産業振興課内の中に置くと、これはまあワンストップ的な総合窓口に定住促進に関しては置くという位置付けでございます。個々のあのメニューっていいですか担当する部分については再度総務課長の方から申し上げますけれども、ただあのこの窓口の位置でございますけれども、これはあのやはり課全体の住民の窓口との関係もございますので、できれば一番その入った近辺がよろしいかとは思いますが、やっぱりあの産業振興政策全体をやっぱり司る課でございますので、一部分だけ取り出してその入り口に置くというわけにはまいりません。そこはひとつ連携をとって、当然あの定住促進プロジェクトにも窓口的な住民福祉の職員も入りますし、それからハードソフトそれぞれ場合によってはあの子育ての部分、それから教育委員会あたりのこの入学や入園といったようなことにもからんでくる部分があるかと思しますので、今度、教育委員会もこちらの方へ移ってまいります。その辺を連携をとってあの役場へこのことで見えた、あるいはまたいろんなあの施策についての説明があっちへ行け、こっちへ行けではないようにしてですね、そこを連携とってスムーズに一箇所でほしい、まああの掘り下げた部分的な専門的な部分はまた所管課へ行っていただく機会も多くなると思いますが、とりあえずのワンストップ的な考え方については今の産業振興課の中の一部をその窓口に当てていくということでご理解をいただきたいと思います。 具体的な内容につきましては初日に課の設置条例の一部改正の条例の時にもちょっと説明をしましたけれども、先ずあの産業振興課の中に定住促進室と室をおくということで、今、産業振興課は3係制になっておりますけれども室を設けまして4係制にしていくということでございます。それで組織として産業振興課に定住促進室をおくということとしたのは、まああの定住促進はいろんな課でいろんな施策を複合的にやっていかないとその効果が表れないわけでございますけれども、現在のところ産業振興課で一番その多く情報あるいは事務事業を取り扱っているということ、あるいは観光協会、振興公社との連携が取りやすいというようなことから産業振興課へ定住促進室を置くという形で検討をしてきた経過がございます。で、定住促進室の性格といたしましては、まあストップサービスを目指したいということでございます。あのお客様はそのいろんな情報知りたくて、あるいは相談をしたくて来るわけでございますので、あっちの課に行ってくれ、こっちの課に行ってくれではなくてですね、そこへ来てその係りで対応できない部分は担当の職員をそこへ呼んで、その場所でいろんな情報を提供したり相談にのれるという体制づくりをしていきたいということでございます。それからまあ各課との連携をとらなければなりませんので、定住促進室っていう係は出来ますけれどもそれとは別に定住促進プロジェクトチームっていうのを編成したいというふうに今考えております。それはあの定住促進に関
総務課長	

久保島議員	するいろんなあの取り組みをいろんな課でやっておりますので、それぞれ関係する部所の職員をチームとして1つの組織化をしまして、まあその調整役はその定住促進室でやるにしても全体をこうコーディネートしてその定住促進に結び付けるそういう事務事業をやっていきたいというふうに考えているところでございます。それからまあ具体的な事務分掌でございますけれども、規則やなんかではこう項目で書いてあるのでちょっとわかりにくいかもしれませんが、具体的に今想定しているのは、先ず飯島町の情報発信をしよう、あるいは交流だとかそれから体験、そういったことからこの飯島ファン作りを進めていって飯島に移住する定住するところへまあ結び付けていくような、そういう取り組みをしていこうということを考えておりまして、またこういうことに関するいろんなその情報提供と同時にその人たちの相談に乗ってあげれるというようなことをしていきたいと思えますし、またいろんな先程お話がありましたようにあの住宅を建てる時の実質的な利子補給だとかそういった支援をやっていく、それから今までの空き家情報とか、宅地を取得したいっていったときの相談にも乗ってあげられるそんなような仕組みづくり、それから今までやっておりました空き家情報の提供だとか民間アパートだとかいろんなこの情報を提供して、民間とも連携をとりながらその事務事業を進めて定住促進に結び付けていきたいというふうに今考えております。以上でございます。 是非効果が上がるものになっていけばいいというふうに思っておりますのでございます。さてですね、先ほどちょっと吉岡町の話をしてしましたが、町長からもお話がありましたようにですね、飯島町は153バイパスが開通するまでもなくですね飯田まで30分、伊那までも30分程度というですねまあ通勤圏内といってもいいと思います。で、現に私のとこの娘もですね飯田まで通っている状況ですので十分に通勤圏であると、で、ベッドタウンとしてですね交通の便としてはベッドタウンとして十分条件下にあるというふうに思います。企業誘致を図っていてもですねまあこの時代ですから進出してくるとはなかなか難しいと思います。また本社がですね他地区にあるとすればこれは非常にあのメリットはあまり少ないということでございますので、まあ商業環境を整備していただいてですね生活満足度を上げていくということで暮らしやすい町、住みたい町っていうことの施策ですね、それが私としては選択と集中させるべき最重要ポイントだと思いますけれども、この点をですね定住促進室の業務としてですね是非取り上げていただきたいと、まあ企業誘致に向いていたパワーをですねこの住宅誘致っていうことにシフトをしていった方がいんじゃないかというふうに思いますが、その点に関しては町長いかがですか。 ただ今の質問にも絡んでおるとは思いますが、この重点施策、重点プロジェクトを進める中で何としてもまあ商業振興をという、そこからまあひとつ定住促進を図っていくべきであるというまあお話でございます。まったくその通りというふうにも思いますが、今あのいろんな町民の皆さん方の声をお聞きしても、とにかくあの買い物が集中して1カ所のできるようなものを町内にほしいと、これはあの子ども議会をやってもそういう意見も多く出ますし、いろんなあの町の今度の5次総のアンケートを集約した中でもそうした意見が多いことは事実でございます。で現状はまあこういうことでございます。何としてもこれはあのもう一度商業の賑わいを取り戻したいというようなこともありまして、そこにまあ153のバイパスのまあ計画が進んできておるわけでございます。いろいろとまあ努力をしておりますけれどもやっぱり大型店までいかなくても中型スーパー店ぐらい
町長	

	のものは誘致という形でやっていくぐらいの1つの考えでこれからもやっていくつもりでございます。是非またそうした情報があったらそれぞれ皆さん方をお寄せをいただいて実現に向けていきたいというふうに思っております。であのちょっと確認をさせていただきますが、この定住促進、人口増を考えていく上で久保島議員の方は企業誘致なくしてこれを住宅対策だけで進めていくか、この人口増に対して企業誘致というものはあまり必要ないんだとそういう前提でのお考えでのご質問であるかどうかということを確認をしながらいかがなものでしょうかねそれは？
久保島議員	まあ必要ですが、できれば住宅誘致の方ということで。
町 長	できればということで、あのやはりこれはいろんな施策を組み合わせていかないと、地元へ働く場所がないというようなこともこのここに住むかどうかということについての1つの決め手になる、そうした声が多く出ているのはもう事実でありますから、子育て支援の面、それから結婚問題もそうだと思います。それから住宅の問題、それに対するいろんなあの資金の問題もあるかと思います。その中にひとつこのプロジェクトの中には企業誘致も含めてという考え方をしておりますので、このことだけ取り除いて人口増人口増といってもこれはなかなか実現にはならないというふうに私はそうに思っておりますので、総合的に取り組む中でこの人口増・定住促進を図っていききたいというふうに考えておる次第でございます。
久保島議員	まあ企業誘致もですね確かに効果はあるんですが、今申し上げましたように飯田や伊那に通勤可能な県内であると、ですから住宅とした方が私どもの飯島町はメリットがあるんじゃないでしょうかということでもございました。そこでですねまああの、ここでですね定住促進を進めていく上には収容施設というのが当然必要になってまいります。で、まあハードを作る余裕もございませんので民間アパートを活用していくことが必要だろうというふうに思っているわけですね。でまあ前回私も民間アパートの助成ということでお話を申し上げましたけれども、趣旨をですねご理解いただけませんでした。民間アパートの助成ってということはですね単に民間業者のそのいわゆる支援っていうことではなくてですね、人口問題、まあ住宅問題っていうことの派生だというふうにお考えをいただいてですね、これは商業環境の整備とよく似ているんですが、まああのいわゆる選択と集中と言っているわけですから従来の機会均等とかですね平等の原則とか非難されることに対する逃げの姿勢ですね、回避ってというようなことでは選択と集中とは言えませんので、町長もおっしゃっているようにあれもこれもこの時代ではなくて、おっしゃっていますから、これが出来ないとすればこれはあれもこれと同じだというふうに私は思っているわけです。で、町外からの民間アパートに入ってくる方々にですね家賃補正を出すとかですね、民間アパートの住宅をですね促進させるための何か施策はないのかと、前はあの民間のことに対しては助成はしかねるというお話でもございましたけれども、例えばここをうまくリニューアルして障がい者や高齢者のグループホームにしようとかっていうとこの借り上げてですね町がやろうとか、またその民間アパートの経営者がですねそういった資金を使って何かしようとかっていうところに補正とか助成っていうのは考えられないかどうか。もう一度ですね人口促進プロジェクトの一環として人口問題対策として前向きな再考っていうのを求めますけれどもいかがでしょうか。
町 長	町のまあ住宅定住を考える中でこのアパートの経営をしていただく、そしてまた入居

をいただくという役割は大変大きなものがあるということでございます。町もまああの低家賃に対応する公営住宅いくつかやってまいりましたけれども、次なる計画は具体的には今持っておりません。というのもこれはあの民間のアパート活用、民間資金、民間の1つの事業の取り組みの中で是非期待をしていくということになるわけでもございまして、であの今までこうしたまああの不況の状況もあってアパートもだいぶ空き家も増えてきたということで、議会の方にもいろいろと請願も出された経過もございます。その後私もあの各それぞれの事業所を回ってアパートもそのひとつに入っているいろいろお聞きをしてみりましたが、ただあの直接的にこのアパート経営に対してあるいは入居者に対してこの町が補助をするということは、少しこれはいかなものかなあというふうに思っております。その事業としてのまあ立ち上げの資金融資等についてはそれは可能であるわけでもございますけれども、やはりあの事業として取り組んでいただくにはそれなりきのまあひとつ見通しと経営努力をお願いすると、これはあの他の事業者についても全く同じ考え方であるわけでもございます。ただあのそうしたアパートの皆さん方の希望や空き家情報やそうしたことを今までもやっておりますけれども、町のホームページの中に入れ込んだり、それから現にあの道の駅あたりもその表示板によってそのことを紹介して、来る人に目につくような形で空き家情報を提供しております。そんなことのまあ情報交換の中でアパート経営者と共々にあの1つの町の定住構想につなげていきたいということでございますので、むしろこちらからもご協力をお願いしたいということでもあります、それぞれの入居者に対する直接的な補助というものは現在のところは今考えておりません。

まあ考えておられないということでございます。これは何度言っても同じことかと思いますので、是非ですねその視点を変えていただければこの出金する意図がですねはっきりするというふうに思いますので、是非、町の人口増対策には効果があるんだろうというふうに思っておりますのでよろしくご検討をいただきたいと思います。

さてですね次の問題に行きたいと思います。いわゆるですね今まで地優賃なんかですね50％の補助をとということでやってまいりましたけれども、これが本当に有利だったかということになりますとですね私はちょっと疑問だなというふうに思うんですね。必要以上に重装備なものになっていたりすることはなかったらうかということでもございます。補助金とかですね交付金とか使うとどうしてもその条件・制限がございますので、まあ軽いものにはできないということもございましょう。その辺が起債が増えていった原因じゃないかなというふうにまあ素人考えするわけでもございます。補助金に頼らないで自主財源でやっていくということが大事なわけでもございますけれども、そんな余裕も基金も今のところございません。そこでですね自主財源を少しでも作って行くということを考えていかなければならないというふうに思っているわけです。で、ちょっと古いデータになりますけれども、住民1,000人当たりの職員数っていいますと平成17年ですが飯島町は全国425位、で、10.95人でございます。ちなみに長野県1位はですね全国41位の高森町で6.04人でございます。先程ちょっとお話ししました群馬県の吉岡町はですね全国8位で4.78人ということでございます。少なけりゃいいっていうもんじゃございませんけれども、人口が減ってきた今少しですねもう少し効率を上げるということも必要じゃないかと、今年度からですね100人体制ということになっておりますけれども、その辺も見直しが必要じゃないかと、それからですね退職勧奨の話もしました。なにも来年ま

町 長

で待っていただければ 10,000,000 円払わなくてもすむんですが、この辺も住民にはちょっと理解ができないと、このようなことですねしていって自主財源を確保していくということがすね是非必要なんじゃないかなというふうに思いますけども、この辺の所についてはひも付き補助金の見直し、また自主財源の拡充ということに関して町長はどのようにお考えか、その辺をお聞きして質問を終わりたいと思います。

まああの自主財源の確保ということについてはこれはもう何をおいても町の財政の基盤でございますので、税の面、その他の自主財源というものを確保して取り組んでおるわけでございます。それであの今職員が勧奨しないと 10,000,000 が残るといようなお話もありましたけれども、これはあの財政のトータルで考えていただかないとならないわけでありまして、一概にそういうことではございません。そこであの自主財源という考え方の中に今までひも付きというようなお話もあるわけでありますけれども、町村に対してのこの使い勝手の良いひも付きの交付金の一般財源的な交付金になるのは実は 24 年度、ご承知かなと思いますが、県を先行して 23 年度に約 1 兆円ぐらいの規模でございますけれども、そのうちの約 50,000,000 を県に先行して取り組んでいくと、市町村につきましては平成 24 年度からという形になりますので従来通りの補助事業対応の中でやっていかざるを得ないという形になります。で、24 年になりましてどういうまあ蓋を開けてみての内容になるかはわかりませんが、一部にはやっぱりあのその人適用が条件が付くというようなことも言われておりますが、今年の県の状況を見ればまた分かってくるかと思えますけれども、そういうものを活用しながら一般財源として確保をしたうえで必要な施策にそれを有効にまあ充当をしていくとこういうことで今後考えてまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

久保島議員

終わります。

議 長
6 番
倉田議員

6 番 倉田晋司 議員

それでは国民健康保険財政の安定的運営に向けた経営努力につきまして通告に従い質問をしてまいります。国民健康保険は国民皆保険の最後の砦であるといわれます。で、この国民健康保険の財源は主として国、県、保険者の負担金と被保険者の保険料から成り立っております。ところが市町村の国保は高齢化の進展や医療の高度化により医療費が増大する一方で、従来自営業者が多くを占めていた加入者が今日では年金受給者や失業者など無職の方が多くなり、全国的に保険料収入の確保が困難な状況になってきております。国保会計を安定的に運営するためには保険料の収納率の向上や一般会計からの繰入金の確保、また特定原資の実施による予防対策によって医療費の適正化を図るなど国保財政の健全化を目指す必要があります。またそのための経営努力が求められるのであります。さて飯島町国保の被保険者数は時期的な変動はありますがけれども、一般、退職合わせて約 2,700 人、町民の 27% が加入する医療保険であります。町は 21 年度に国保税の按分率を変更しまして国保税を引き上げております。その結果 21 年度県内市町村比較で高い方から 3 番目と、つまりトップクラスになっております。で、一方で 1 人当たりの医療費は 256,004 円ということで 77 県下市町村の中で高い方から 49 位というところに位置しております。もちろん医療費が増加すると保険料にはね返るということでありまして、しか

町 長

しこの医療費は中位かむしろ少ない方と、しかし保険料はトップクラスというこの実態は気になるところであります。まあ平均 26% という引き上げが大きすぎたかどうかということ、それから同時に経営努力の余地というものはまだまだあるというふうに考えるものであります。そこで初めに特定検診についてお尋ねをします。町では国の特定検診、特定健康診査等基本指針に基づき飯島町国民健康保険特定検診実施計画を策定しました。現在平成 20 から 24 年度までの第 1 期 5 カ年計画の 3 年目が終わろうとしております。この計画は健康と長寿を確保しつつ医療費適正化の一環として計画実施によりメタボリックシンドロームの該当者予備軍を平成 27 年度までに 25% 減少することを目標としております。そして検診の数値目標を掲げております。実施率につきまして計画最終年度 24 年度における国が示す目標値の三尺標準、この三尺標準が 65% とされております。で、町の計画も当然国の基本指針に則して決定がされております。で、最終年度の実績によって後期高齢者への支援金が 10% の範囲内で加算または減算が行われることになっております。つまり目標達成すれば減算される、達成できなければペナルティーで加算されるということであります。で、20 年度からの町の実施率を見てみますと 20 年度目標 35% に対し実施率 50.2%、それから 21 年度は目標 40% に対し 49.3% の実施、それから 22 年度 48% の目標に対しまして現時点で見込みであります 48.4% という状況になっております。このように目標値はクリアしておりますけれども、実施率が低下をしてきております。今後 23 年度 56%、24 年度 65%、この目標達成に向けて今後どのようにこの取り組みを強化していく考えであるか先ずお尋ねいたします。

それでは倉田議員のご質問にお答えをしまいたしますが、この国民健康保険の経営運営問題でございます。倉田議員にはこの国民健康保険の運営に関する国保運営協議会という形の中でその委員の 1 人としていろいろとご意見をいただいてまいりました。まああの十分精通をしておられる立場でのご質問でございますので、重複して内容がちょっとくくなる部分があるかと思えますけれども、そこはひとつ意見の疎通を図りながらお聞きをいただきたいというふうに思います。いろいろまあ国保というのは課題、それから特にあの保険給付費・医療費の見通しというものが採り方によっては大変多くこの財政運営に国保の経営運営に左右をしまいたします。これはなかなかあの決め手になる指標というものはないわけでありますけれども、一度流行的な病気あるいは高額医療が何件も一度に出るといったような場合にはもうケタ違いにその数字が変わってまいりますので、その辺のところをどう読むかということがなかなか難しいわけでございます。十分ご承知のことかと思えますが。で、個々の問題としてまあ 1 つにはこの特定検診があるわけでございます。これも取りも直さず言い換えれば国保の保険給付費をできるだけ抑えていくための予防医療、保健予防の一環であるというふうにまあ受けとめておるわけでございますが、お話ございましたようにこの特定検診は後期高齢者医療制度ではこの特定検診等の 24 年度の達成状況に応じて各保健者に対する後期高齢者支援金を 10% 加算もしくは減算するという仕組みになっておるわけございまして、現在の飯島町の 23 年度の支援金の見込額は 117,000,000 ほどと見込んでおりますので、この 10% でいきますと 11,700,000 円程度これが増えるか減るか目標が達成できない場合にはそういう形になってくるわけでございます。で、この制度は平成 25 年度には一応まあ廃止をされるという見通しの考え方の中でこれまでまいりましたけれども、この支援金の加算あるいは減算の仕組みというものは

倉田議員

新制度でも２５年以降もどうも続けて設けていくというようなことも今のところでは言われておりますので、どうしてもこれは目標は達成していかなければならないという数値でございます。で、この検診のまあ特定検診の受診率、今それぞれお話がございましたけれども、町は飯島町の場合は国や県それから郡内の平均に比べても非常に高い方に位置をして、皆さん方のご理解をいただいておりますのでございます。５０％ぐらいにまあなっておりますわけでございますけれども、この目標数値６５％国の掲げる目標に向けて具体的にはまあ特にあの現場でご活躍をいただいております健康推進員の皆さんのご協力をいただきながら、耕地での健康教室のＰＲを実施をしております、これがまああの特定検診のみならず保健予防全体に大変大きな役割を果たしていただいておりますということで、まあ感謝をしておるわけでございますが、で、その他にもまたあの国保証を更新をする時々には再度検診希望調査などを取りまして進めて、進んでこの検診を受けていただくというような取り組みもしておるわけでございます。で特にあの特定検診の結果ではこのメタボが圧倒的に多いという形になろうかと思います。保健指導率はこの中で２０年度では３３％、２１年度では２０．２％でありました。２４年度の指導目標数値４５％でありますので今年度は一層この取り組みを強化して、教室形式のみの方法に加えて個別指導や個別の家庭訪問等も実施を今始めております。国保被保険者の皆様が健康で充実をした毎日が送れることを願って今後とも是非率先をして自らの健康は自分で守ると、そしてそのためには率先して検診を受けていただく、そのための啓発また取り組みについて行政は精いっぱい対応していくとこういうことで進めてまいりますのでご理解いただきたいと思います。

今答弁をいただきました。あの後期高齢者支援金、お話ありましたように１０,０００,０００台の大きな金額ということでこれがまあプラスになるかマイナスになるかということでありまして、まあ国保会計が厳しい状況下でありまして、新たな負担が生じないという対策は特に求められるわけであります。で、目標を達成できないということはまあこれはあってはなりません。ご答弁があったようにこの目標を達成するべくしっかりとした取り組みをお願いをしておきます。

次に国保の保険料、国保税であります、これは医療費の動向に大きく左右されると答弁にもありました。まあこういうことから医療費の伸びを如何にして抑えていくか縮減していくか、これが大きなカギになっているということであります。そこで医療費適正化の観点から３点ほど事例をお示しし町の対応をお尋ねをしたいと思います。初めにジェネリック医薬品の利用促進についてであります。ジェネリック医薬品いわゆる後発品でありまして、先発品に比べ価格がかなり安いものでこれにより医療費削減効果が大きいとしてその利用促進が推奨をされております。国が積極的にこれを進めておりまして、多くの健保組合や自治体、国保組合等でその取り組みに力を入れております。広島県呉市の先駆的な取り組みをお示しをしたいと思います。ここではあの医療費削減効果の大きい国保被保険者に対しましてジェネリック医薬品使用促進通知サービスというものを発送し、ジェネリックに切り替えた場合に窓口負担額がいくらか削減されるかというものを通知する事業であります。つまり、あなたの何月分の医療費は薬代で何円、例えば１,１００円削減可能ですとまあこういう通知を個々に送るという取り組みであります。平成２０年７月に開始をしまして２２年３月までに１１、６１３人がこれに切り替えたということであります。毎月のデータも公表されておりました、例えば２１年４月１２、５６４件の通知を発送し、

町長

住民福祉課長

倉田議員

６２０件が切り替え。切替率６１％、それから１０月には１５、９２６件の通知を発送し１０、０１３件が切り替えて切替率６３％、それから２２年３月には１７、９４０件に対し１２、０１５件で切替率６７％、このように数値はどんどん上昇をしてきておりまして、結果２１年４月から２２年３月の１年間で８８,７１０,０００円の削減効果があったとされております。で、ジェネリックに替えますとその効果は続くということになっておりまして、この８８,０００,０００の削減効果というものは額を増やしながら毎年続いていくということにつながるわけであります。さて飯島町でこのような取り組みができないか、実施するお考えはないかお尋ねをしたいと思います。

ジェネリック医薬品、後発医薬品と言われている関してのご質問でございます。今後ともまああのこれの利用については前向きにまあ検討していかなきゃならないわけでございます。そのことが個々の皆さんの医療費の削減になっていくという形にもありますので、今あの担当の方でいろいろとあの国保運営協議会の中でもそうしたご意見もあったようにお聞きしておりますけれども、具体的が考え方として所管課長の方から今現在の考え方についてご報告を申し上げたいと思います。

あのご提案をいただいたわけでございますが、ジェネリックに関係いたしましては町の取り組みも進めております。平成２１年度から国保証の更新時期に利用促進のパンフレットを同封してＰＲに努めてまいりました。それから合わせて相談カード依頼カードを付けていわゆる窓口でちょっと言いづらい方についても主治医や薬局に意思表示ができるというような工夫をしてまいりました。で、議員ご指摘のいわゆる医療費通知あたりへ、これだけの削減効果があるからというようなことを同封されるというまあ１つのステップアップだと思うんですが、あの一般的に考えますと自分で医療機関を自由に選択できて医師とのまあ関係よりもかなり選択できる環境にあれば、私これでという意思表示を患者さんできるわけなんです、ご承知の通りこの余り医療環境に恵まれていないところでありますと今の段階では相当カードを出して意思表示をするような、なかなかあの弱い立場で医師や薬局へ持っていって明確なことを意思表示できる方ばかりではないかと思っておりますので、しばらくこの方向で行きまして、またあの横並び近隣とやっぱり歩調を合わせながら、最終的には医療費通知へ削減効果をこう混入していくというようなところへも展望しなければならないのかなというふうに考えております。以上です。

まあ前向き検討といいますか、まあ横並びで他の様子を見ながらというようなご答弁でありましたけれども、まあ実際にこれをやるとですね具体的に数字で削減効果というものが出てまいります。で、ちなみに現在多くの自治体がこれを取り入れるべくですね２３年度から事業実施に向けて取り組みがあちこちで始まっておりますので、是非ともっと前向きといいますか、国保も経営努力でありますので具体的成果が上がるような取り組みに近づけていただきたいというふうに思っております。それからあの意思表示がまだ少しというようなお話ありましたけれども、これは処方箋のですね右下あたりにあると思いますけれども医師の変更不可という欄がありまして、ここに署名がない限りは自由に選択ができますので、そういったＰＲも更にやっていただきたいということと、それから生活習慣病などの慢性疾患の場合は長期服用者でありますので、こういったケースに非常に効果が大きいということがありますのでこの点も付け加えておきます。

２つ目の事例であります。重複受診者、頻回受診者に対する指導でありますけれども、

住民福祉課長

同一症病について同じ診療科目の複数の医療機関を同じ月に受診する重複受診者、それから同一症病について同じ診療科目を同じ月に多数回に受診する頻回受診者、まあこういった方々に対して訪問指導がですね医療費の適正化へ有効な手段になると、まあこういうことからレセプトの点検調査をしながらですね、重複、それから頻回受診者リストを抽出をしまして、適正化が見込まれるものを対象にして保健師と連携を図りながら訪問指導を実施していくというものであります。まあ多くの市町村が実施していると思います。比較的にまあ容易に取り組みができるかと思われませんが町でもですね取り組んでいるかどうか、そして取り組みをしていればその実態、効果的といったものはどうであるかお尋ねをします。

議員のご指摘の通り、いわゆる頻回受診等につきましてはレセプトの縦覧点検と申しまして、1人の方を複数月ずっと追うわけであります。で、その頻度その他をこう見ていくわけなんです、これはあの古い時代からやっております概ねもう今いせん。がそれが出てくればご指摘の通りあのいわゆる個々の看護師、保健師、訪問をしながら、かえって影響が出るよといったような指導、医療費ばっかではなくてその方の全体的なご指導をさしていただいておりますということでありまして。そのことの効果は大きく出てきているというふうに考えております。以上です。

倉田議員

3つ目の事例であります。三重県いなべ市の取り組みをお示ししますが、こちらではですね、市の健康増進介護予防事業を総合型地域スポーツクラブ社団法人元気クラブいなべというところに委託をして実施をしているということでありまして、この国保加入者についてこの運動教室に参加した588人とそれから参加しないで医療機関を受診したことのある4,956人のレセプトを詳しく調べた結果、参加しない人の年間医療費これは入院を除きますこれが291,000円、参加した人は213,000円ということで78,000円、率にして27%少ないということが分かったそうであります。で、定期的に運動する人122人に絞りますと198,000円ということで93,000円、32%少ないという結果であったということでありまして、国保医療費の削減効果は46,000,000であると、で、国保以外にも含めると55,000,000になるということで、市の健康増進事業の委託費40,000,000円を大きく超えたということでありまして。で、関心を寄せる自治体からの視察が絶えないということで新聞報道されておりますが、飯島町でこのような取り組みができないかお尋ねをいたします。

住民福祉課長

運動を通じての健康増進ということのご質問で、それはできないかということなんです、私ども国保の方では国保の被保険者だけでなく全住民を対象にした取り組みをいろいろ実施しております。でまた教育委員会の方ではスポーツ連絡協議会、ここへあのスポーツを生涯学習として捉える生涯体育として捉える皆さんが結集して日々体を動かされている、両方で力を合わせながら健康増進を図っているところであります。国保のサイドでは特に健康推進員さんこれが各地区におりまして、健康づくり推進会議ここであの主宰する補助事業がございまして、それを取り入れながらほぼ全地区で独自の事業、これは運動を取り入れたり講演会を導入したり様々な独自活動をしていただいております、そういうことでかなり効果が出ているんじゃないかというふうに考えております。また町全体では健康づくり大会を国保として支援をしている財政的な支援をしているというような状況があります。でまあ取り組みについては以上なんです、先程の議員のご質問の中

倉田議員

で1点、国保税は長野県で3番目に高いよ、医療費は議員は40数番目と言われましたのはこれ全体であります。あのここで今問題になっております国保財政へ影響してくるのは一般被保険者でありまして、これを捉えると51番目かそこらだったかと思います。であのちょっと一般の方お聞きされていると誤解を招きますんでその点ちょっとご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。これに至った経緯がですね平成20年度の医療費分析をしますと、1人当たりの医療費で2割強増加しております。この時代は8月にあの金融危機がございまして、一斉にこう首を切られたりといったような方々が国保の方へ入ってまいりました。人数は28%増えております。しますと4割を超える医療費の伸びがこの時点であったんじゃないかということが想像されます。従いまして4割の医療費を補てんすべく国保税の引き上げのご検討を運営協議会でなされ、その方向で引き上がったかなあというふうに思いますが、先程から申し上げてきている3つのこの取り組みを中心に医療費の適正化について進めてまいりました結果、この年度に21年度の決算では大きな黒字が今現在見込まれておりますことは先にご説明申し上げました。今3番目ではございますが他所は一斉に今基金を取り崩しながら運営してまいっておりますので引き上げに入っております。放っておいても順位はかなり下がると思いますが、なおやはり3番目と51番っていうのはこれはバランスが悪いもんですから政策として今後は据え置いていって医療費と相応する国保税の順位、こういったものを展望しながら進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

只今答弁がありましたけれども、確かに私もあの国保の運営協議会の委員としていろんな資料あるいは説明からそのような状況をお聞きしております。まああの質問では3点ほど例示を出して具体的な方策についてお聞きをしたわけですが、このやはり医療費適正化というものは現在も力を入れて取り組んでおりますが、まああらゆる努力と傾注するということが大事です、そのことをまた再度申し上げておきまして、ひとつこの数値として皆さんにご承知いただきたいのは、飯島町の国保1人当たりの医療費の動向であります、平成10年度これは県下120市町村中109位でありました。大変成績がよろしかったということだと思います。これが15年度になりますと118市町村中79位、それから20年度が77市町村中61番目、それから21年度が77市町村中49番目ということで、ちょっと順位が上がってきておりますので、再度まあ注意喚起といえますかこの医療費抑制といえますか適正化に向けてなお一層の努力をお願いをしたいと思います。

次に国保税の滞納の増加、あるいは納付率の低下といったことがいま問題になっております。生活困窮者以外の滞納に対しましては午前中同僚議員からの質問があり、またそれに対する答弁もありました。まああの肅々とまた厳しく対応するということは当然であります。で、この悪質事例を別にして考えたときにこのことの背景には低所得者あるいは非自発的失業者など恒常的な低所得に陥っている世帯もありまして、まあこういったところにも配慮した取り組みということが必要ではないかと考えるわけであります。この冒頭述べましたけれども飯島町国保税の状況、県下3番目ということでありまして、ちなみに申し上げますと最も高いところが109,000円の村、2番目が105,000円の村であります。飯島町が102,000円、最も低いところが43,000円の村、あるいは45,000台もいくつかあります。県内全市町村の平均が86,700円という状況になっておりまして、近隣でも国保税の引き上げの検討がなされているところがあるという状況も承知をしておりま

す。で、この状況を踏まえたうえで生活困難者にとって少しでも負担の軽減につながるものとして減免等の制度がありますがこのことについてお尋ねをします。先ず国保税には軽減制度と減免制度があります。軽減制度は国の制度でありまして国保税の応益割について従来4割・6割が軽減をされておりましたが、22年度からこれが5割軽減7割軽減になり新たに2割軽減が導入をされまして軽減措置が拡大をしております。22年度の状況では軽減対象が535世帯、被保険者の数が923人ということで、世帯数では37％被保険者では35％が軽減対象になっているとまあこういう状況であります。そしてこれと別に国保税の減免制度というものがありましてこれは条例で定めるということにされております。飯島町国民健康保険税条例で減額及び減免に関する規定がされているところであります。それからもう1つ、一部負担金の減免制度があります。後刻同僚議員からも同様の質問があると思いますけれども、この一部負担金これは医療機関で支払う3割、2割といった自己負担額であります。これを減額する、支払いを免除する、あるいは徴収を猶予するとかいう制度でありまして、国保税の減免制度とともに患者負担の軽減に資するものであります。で、飯島町健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取り扱い要綱というものにその規定がされております。さてこういった負担軽減のための制度があるわけですが、まあ被保険者には周知がされていないと思います。それで納付相談等においてです、ねこの制度を適用した事例これはまあどのくらいあるのか、まあ実態といいますかこの制度を導入した効果あるいは評価といったものについてお尋ねをいたします。

町長

次のご質問はあの国保税の軽減あるいは減免に関してのご質問でございまして、お話にございましたようにこの国保運営の中には軽減制度があるわけでございまして、従来は6割4割を今年度から7割5割2割を加えまして3段階で減免拡大を図ったという形になっております。それぞれあの活用、活用と言いますか対応をしてさせていただいておりますのでその状況につきましては担当課長の方から申し上げます。

住民福祉課長

ちょっとあの国保についていいいますのはあの議員も先程冒頭で言われました通りこの最後の保健医療の砦でございます。ちょっとあのご覧になっている被保険者の方、不安なったりすると困りますので、ちょっと一言だけちょっと補充をさせていただきますと、うちのあの被保険者の医療費の1人当たりの医療費の順位でございますが100番目のときもありました。60番目、70番目、現在50何番目、これあの市町村合併が進みましてこれ母体になる数も動いておりますので、現在は77市町村中の財政に影響ある一般被保険者は51位、この下には飯島よりも医療費の少ないところは16しかないということで、従って飯島町の被保険者の健康状態はすこぶるいいんだということでまあ皆さんにはご安心をいただきたい、そういうような健康づくり運動が効果が上がっているということをご安心をいただければと思います。

それではあの軽減の関係でございますが、いわゆるあの軽減措置についての部分につきましては今年度から6・4を7・5・2割軽減に創設をしたところであります。一定のこれの適用がありましてご報告が既にされているかと思えます。減免の部分について申し上げます。減免につきましてはあの徴収猶予、納期限の延長等それを行ってもなお納税が困難な場合に申請に基づきましていわゆる救済措置が執行されるという内容でございます。天災や所得が無くなってしまったそういった方が対象になるわけですが、現在、減免世帯についての適用はございません。で、相談には応じながら適用が出来るものについてはそ

れをお勧めしていくというふうにしてございます。またあの一方、国保の方が後期高齢者医療に移行するときにはもうその減免がそのまま適用されていくという制度もございます。また同一世帯の中でどなたかが後期高齢者医療に移った、それで残った方が世帯平等割みたいなものがそのまま係ると負担が大きくなるということの中での減免も、これは自動的にこちらで適用させていただいております。またあの今の制度では非自発的失業者、会社が倒産してしまったり会社の意思で首を切られてしまったりといったような場合には、いわゆる個々の課税対象所得については前年の所得を30％に見込むというような形の中での減免が進んでおります。先ほども申し上げました後期高齢者に関わる該当者は2月末現在で220世帯に上っております。また非自発的失業者については1月末で32世帯52人になってございます。法適用44条の一部負担金減免制度これについては該当がございません。で、医療費の一部負担をこう免除していくという考え方についてはやはりあのそれぞれの財政の圧迫がございますので、これは慎重にやっていかなければなりませんし、適正な事由があればこれはもう迷いなくそれを適用をしてまいるということでご理解をいただきたいと思います。

また70歳以上について入院費の支払いが自己負担限度までになるという制度がございましたが、これについては19年から70歳未満の方についても予め申請をしてもらうことにより限度額負担の適用になってございます。また外来の医療費の一部負担金これ高額医療費の受領委任払いっていうものを今は多くの市町村がやっているのかと思いますが、相談に応じながら適用しながら窓口で大きなお金が一時にいらぬようにといったような配慮も続けてございます。いずれにしましてもケースによってあの様々なものがございしますので、国保の担当者だけでなくあらゆる場面から相談に乗りながら適用できるものについては適用させていくというふうに、これからも相談者の負担軽減に努めてまいります。

倉田議員

もう1点お尋ねをします。滞納等によりまして短期被保険者証やあるいは資格証明書こういうものを交付した世帯数はどのようになっているでございましょうか。また無保険ということはあってはなりませんけれども、そのようなケースがないかどうか。それから短期証を発行した世帯等について今現在抱える課題をどのように分析をしているか。納税相談などの状況がどのようになっているか。そしてそれについて町としてはどのように対応をしているかお尋ねをいたします。

住民福祉課長

現在、短期証の発行は72世帯になっております。それぞれの方の毎月の収納状況を確認しながら随時相談に応じております。で、72世帯の多くの方は前月約束された金額について納めていただいております。しかしながら一方でまあいろんな社会的な経済的な不況の中で納付が出来ない方もいらっしゃると思いますが、これにつきましてはその都度相談をさせていただいて発行しているというふうになっております。特に学校に絡むものについては一切これはもう無条件で出しているといったようなことで配慮もさせていただいております。

倉田議員

実情をお聞きました。次に国庫負担の増額についてお尋ねをいたします。国保財政はどこの市町村も厳しいと危機的とも言われる一方で、また国保税が高すぎるというこいう住民の声から値下げを求める主張も出てきております。ここまで国保財政が困難になった原因としまして昭和59年の制度改正で国庫負担を医療費の45％から保険給付費の50％これは医療費換算で38.5％に減らしたことが大きいと言われております。で、

	医療保険の最終的な財政的な責任は国が持つべきであります。この観点から安定的な制度の構築とそれから必要な財源確保これを国に対して求めていくことが必要であります、町としてこの要望をされているかどうかお尋ねをいたします。
町 長	国保運営に対する国の負担分のまあ増額要望ということでございます。今お話にございましたように、ここしばらくのまあこの間に医療制度はまあめまぐるしくまあ変遷してまいりまして、国庫負担も大きく様変わりしている状況でございます。その中身を見ましても高額医療費の共同事業の部分、あるいは国保の基盤安定の部分、それから財政安定化の支援の部分、など国保自身、保健者自身の努力もありますけれども、国もまあそれに対応した形ではやっておりますけれども、今お話のように全体的な国庫負担につきましてはこれは非常に厳しい状況がありまして、先ほどの法律の改正以来、市町村国保は大変厳しい運営を余儀なくされておるという現実かと思えます。従ってあの私ども常にこれはあの1市町村だけで声を上げてもうにもなりません。県の町村会を通じて全国の町村会、それから市長会、知事会あたりで毎年のようにこの大会をいたしますとこれが大きく掲げて要請活動を行っておりますけれども、なかなか国庫の方も財政問題が絡んでおりますだけに実現ができないでおるということでございますが、何としても国庫負担の増額を求めて今後ともそれぞれの全国の首長さんと歩調を合わせながら対応していきたいというふうに考えております。
倉田議員	今ご答弁ありました。まあ今後更に機会をとらえて声を大にして要望を続けていっていただきたいと思います。次に国保税の資産割の廃止の件についてお尋ねをしたいと思います。現在国保税は応能割として所得割と資産割、それから応益割として均等割と平等割、この4方式で町は現在課税をしております。長野県内では3つの市と町が資産割を除いた3方式、それ以外は4方式としております。で、この資産割を廃止して3方式または2方式とする市町村が現在多くなってきております。で、以下の理由から資産割はまあ今後縮小・廃止すべきと思いますが見解をお尋ねします。先ず1つ目でございますが、町内の地域により固定資産税の評価額に差があるため同じ国保制度でありながら資産の場所により住んでいる場所により税額に差が生じるという矛盾、それから2つ目に相続未登記の資産には課税されないという問題、3つ目に町外に資産を持っている場合には課税対象にならないという矛盾、それから4つ目に資産には固定資産税が課税をされております。で、国保税にも課税を賦課してるために二重課税とのとらえ方が強いこと、5つ目に後期高齢者は医療制度は所得割と均等割の2方式でありまして資産割を採用しておりません。6つ目に所得が無い人でも資産があれば賦課されるため低所得者層の負担が重いということ、7つ目に他の医療保険制度には資産割はありません。等々この制度上の欠点がありまして、また不公平感が強いとこういうことから税負担の公平性という観点から資産割を廃止する市町村が増えております。そこで現行4方式を見直し、この資産割を今後縮小・廃止をしていくお考えがないかどうかお尋ねします。
町 長	国保税の占める構成要素の中で資産割について、できたらまあこれは廃止すべき方向を考えることが必要ではないかということでございますが、お話がございましたように、この国保税の総課税額の構成につきましては、当町では多くの市町村と同じようにこの所得割と資産割、そして均等割・平等割の4つの方式でなっておるわけでございます。今3方式で対応していく市町村が増えてきたというようなことのお話でしたが、長野

	県では3つの市、長野市と松本市それから軽井沢でございます。まだまだ主流は4方式というふうになっておるわけでございまして、この資産割というのはこの所得割の補完的なまあ役割を果たしておる部分というふうにまあ理解をしておりますが、非常にこの固定資産の所有が被保険者間に広く分散するという意味では農村部の課税方式としては敵するというふうにまあ認識をいたしておりますが、まあその一方で今もお話にございましたように、全国的には大きな流れの中ではこの資産そのもののこの収益との対応の関係で、これに税、国保の税を課するということが最近とみにまあ社会的な見地からいろんな議論が出てきておるところでございます。で、また最近においてもいくつかの新たに資産割を廃止するというような考えの市町村も出てきておるようでございますけれども、確かにあの部分的にはそうしたことを私も一部賛成できる部分もあるわけでありまして、やはりこれはあの飯島町の場合廃止という形になりますと、そのしわ寄せがどうしても総額の国保税というものは確保していかなきゃならない部分でございますので、しわ寄せはどうしても所得割の方へも如実にその影響が移るということはもう当然であるわけでございまして、従ってあの一概に今このことを廃止に向けてというわけにはなかなかまいりません。今後ともいろいろとまあ検討をしながら、特にまあ国保運営協議会の中で十分また検討をいただきながらしていかなければというふうに思っておりますけれども、まあ現状を鑑みの中では飯島町としては当分の間この資産割というものを外すわけにはいかないということで、4方式の中で進めてまいりたいというふうに思っております。
倉田議員	次にお聞きしますあの国保の広域化の中でですね、このことはあの取り上げられておりまして、標準的な保険料というものが定められると、その際は算定方法を統一する。所得割と均等割の2方式を国としては推奨をしているということでもありますので、あと2年くらいですかね、この広域化が実現すればまあそういうことにおのずとなっていくというものと考えております。最後に国保の広域化についてお尋ねをします。残り時間があと2分ということになりましたのでまとめてお尋ねをします。国保の広域化につきましてはいろんな議論がされておるわけでありまして、特に国において後期高齢者医療制度、これを廃止した後の高齢者医療をどうするかということから厚生労働省が昨年5月に国民健康保険法を改正して広域化についての道筋を付けたということであります。つまり現在市町村が運営主体となっている国民健康保険を都道府県単位の運営主体に移行するとするものであります。それで、この問題について現在の進ちょく状況これがどうなっているか。それから今後のスケジュールはどのように進んでいくか。そしてこの動きをですね町民に情報提供をどのようにされているかということ、それから合わせてですねこの広域化に対する町の基本的な考え方であります。県内市町村を見てもいろいろこの市町村格差というものがありまして、医療費が2.4倍、保険料が2.5倍とかですね、あるいは収納率100%から88%までバラバラであるとかいった課題がいろいろあります。でまあこの国の方針でありますからこういう方向で今後進むと思いますけれども、この広域化についての町の基本的な考え方をお尋ねして質問を終わります。
町 長	時間がまいりましたけれども、かいつまんで最後の質問にお答えいたしますけれども、この国保の広域化の問題、これはあの法律改正がございましてまだあの確たる年度目標は設定をされておられませんけれども、今全国の全ての都道府県の中でこの検討に入ったということで、アンケート等も市町村単位で出されておるわけでございまして、私どもの国保

の方もそれなりきのアンケートの回答をいたしておるわけですが、まだあのいろんな情報を取りまとめているという段階でございまして、とてもあの町民の皆さん方にその辺のところを細かく周知をするという段階ではございませんので、今後当然そうした取り組みは出てまいりますけれども、もうしばらくまあ時間がかかるだろうと、国の考え方は平成の30年ぐらいをひとつの目標に定めてその検討を開始していくということでございますので、少しまだ息の長いスパンの問題でございますからそうようにご理解をいただきたいというふうに思います。それとまあこのメリット・デメリットいろいろあるわけでございますけれども、特にあの国保の財政基盤というところから考えますと飯島町にそれを当てはめた場合には、1つのかなりのメリットはあるだろうというふうにまあ考えておりますけれども、ただこれがあの今お話のように資産割というようなものも含めて2段階3段階と行って一気にいくというようなことが果たしてどうなのかということもございす。従ってあのそうした方向を検討していくにしてもやはりこれはあの住民のコンセンサスといいますか合意を得て十分な議論を経て方向付けをしていくという大変まあ大きな問題でございますので、そんなことの動きをまた情報交換をしながら国保運営協議会あたりにもまた随時そのことをご提案申し上げながら、今後の検討課題という形でございます。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時35分といたします。休憩。

午後3時16分 休憩
午後3時35分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。
3番 坂本紀子 議員

3番
坂本議員

それでは通告に従い今日の最後の一般質問をいたします。第5次総合計画が出来上がり今年4月より前期基本計画が始まります。その中での障がい者福祉計画について順次質問をしながら、現在抱えている問題点を挙げ提案をしていきたいと思います。先ず第1問として「やすらぎ」の現状についてということでお尋ねしたいと思います。「やすらぎ」は平成15年10月にこまくさ園の分室のような形で「共同作業所やすらぎ」としてスタートしました。平成19年に私が伺ったときは主に精神障がいの方々の居場所のような活動内容で施設運営がされていました。その後平成21年4月から活動や支援の中身が変わりまして「障がい者地域活動支援センター」となり、既に2年になろうとしています。現在の運営主体は社協に委託されています。それでは現在の活動内容と利用率とまたどのような方々が利用されているのかをお尋ねしたいしたいと思います。

町 長

それでは坂本議員から障がい者福祉計画について多面に渡りましてご質問をいただいております。私の方で順次お答えしながら部分的には教育委員会に属する部分もあるかと思いますが、教育長の方からお答えをさせていただきたいと思います。先ずこの地域活動支援センターとしての「やすらぎ」でございますが、これを社協に運営委託をしている状況でございます。活動内容と利用率等と一部また補足して課長の方から申し上げますが、その創設以降、飯島町では平成20年度までに障がいをお持ちの皆さんの共同作業所

住民福祉課長

としての「やすらぎ」を町が設置をいたしまして、運営を飯島町社会福祉協議会へ委託をしてきております。平成18年に施行をされました障害者自立支援法によりまして、市町村において障がいをお持ちの皆さんに創作活動や生産活動の場として、あるいはまた社会との交流の場を提供をすることを目的とする地域活動支援センターこれがまあ義務付けられたわけでございます、当町では平成21年の4月からこの共同作業所「やすらぎ」を飯島町の地域活動支援センターやすらぎというふうに名称変更して位置付けを変えまして、その管理運営を社協に委託をして2年が過ぎようとしております。従いまして「やすらぎ」はこの共同作業所としての機能も持ち併せ持った地域活動支援センターであること、そしてまた同じ建物内で町の社協が直接運営をいたします地域自立支援事業所こまくさ園との違いが皆さん方やご家族にそれぞれまあ理解はいただいておりますけれども、一部なかなかそうした取り組みの考え方が浸透していないというようなご意見もあるようでございますけれども、そうしたことに触れて現在の利用状況等々につきまして担当課長の方から詳しくご説明を申し上げたいと思います。

坂本議員

利用状況でございますが、現在11名の方が利用者として登録されておりました、精神障がい、知的障がいをお持ちの方がほとんどでございます。開設初年度となりました平成21年度の実績は開設日はは241日、延べ利用者763人、1月あたりの利用者は約64人、1日あたりでは3.2人となっております。なお今年度におきましては昨年の同期と比べ1月あたりの利用者では11人多い75人、1日当たりの利用者では0.8人多い3.8人となっております。以上です。

今ご説明がありましたとおり、町長が申されたような地活ですね。略して地活と言われているセンターとしての役割だったんですけれども、障がいの種別や特性にとらわれずに、どなたにも対応し相談したり支援をしたりするという内容でありまして、また先程言われましたように自活した生活ができるように、また社会との交流に努めるようなことを支援していくという内容の役割を地活センターは果たすものですが、先ほど町長が言われたようにこの内容に対して4月から変わったわけなんですけれども、利用者の方々っていうのはこの会議を2月22日先月の22日にした「やすらぎ」の活動に対しての意見交換会っていうところでは多くの方々は理解されておりました。で、これはこの会議をしたことで分かってきたことなんですけれども、身体障がい者の方々にとってはあのこの「やすらぎ」というものが精神や知的の方々が利用するところだと思っていて、自分たちとはね関係がないと思っていたという意見が出ております。で、この4月から活動内容が変わるということを利用されるであろう方々にどういった方法で周知したのでしょうか。ということと、もう1つは運営規定の中に地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、と記されているのにまあこの中でなぜ利用者やその家族も含めた利用者会議というものを定期的に開いてこなかったんでしょうか。この2点についてお尋ねしたいと思います。

住民福祉課長

先ずあの「やすらぎ」の存在でちょっとあの認識の違いがお互いにあるかと思いますのでご理解をいただきたいと思うんですが、「やすらぎ」は字のごとく地域活動支援センター、なかなかあのお宅の方から外へ踏み出せない皆さんが「やすらぎ」へ通っていただく、中にはいろんな能力を持っていまして創作活動を通じて「やすらぎ」をご利用いただける、いろんなあのことをしながらご家庭から先ず外へ社会へ一歩踏み出してもらう、

	これが大きな目的でありまして、その目的に沿ってご利用をいただいている方が先ほど申し上げました人数でございます。で、なぜ今まで定期的に「やすらぎ」の運営について利用者との意見交換を持たなかったかということでございますが、その反省に基づいて第 1 回目を過日開催し、坂本議員も個人のお立場でそこへ同席いただいております。今後定期的に開催をしていくということをその場でも申し上げておりますし、今までしてこなかったことにつきましてはここで取り組み不足であったという点についてはお詫びを申し上げますが、第 1 回目を開きました。今後は定期的にその皆さんと意見交換をしてまいります。以上です。
坂本議員	今の言われたことは確かにそのように承りました。それでですね支援を受けたい方々や家族の方々あのもちろんその利用者の方っていうことなんですけれども、それや家族の方々とのこの変わってから 2 年たっているんですけれども、もっとその 2 年間の間にこういう話し合いという場がもたれているいればですね、その 2 年間でもっと前向きの活動や支援の方法ということで展開されたんではないかと、とても私は残念ですけれども、まあこれから先のことを考えればそれを定期的にやっていくということでそれを理解したいと思いますが、まあこのような会議が昨年 1 年前にもありまして、その場の中でもやはりこれとは違った意見なんですけれども、障がいにおける家族会を作ってほしいという要望も出ましたし、障がい者同士で情報を公開してもよいという方々においては連絡網をつくりたいので町も協力してほしいという意見がありました。しかしあの現在の状況としてはどれも進んでおりません。昨年の 3 月議会での一般質問での町長答弁は、プライバシーや他人情報の問題もあるけれどもそれを乗り越えて積極的に進めていきたいというお答えでしたが、一向に進まぬ現実があります。これらにおいても地活センターが支援する役割と私は思われますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。
町 長	あの、やっぱりプライバシーに関する部分もあるわけでございますので、今あの定期的に会議を持ち、また保護者の皆さんとも協議をしてということでございますので、今後、社協、現場とも十分また相談をしながら検討をしてみたいというふうに思っております。
坂本議員	是非、あの特に家族会においては手をつなぐ育成会とかそういういろんな名称があるんですけれども、新しい形での家族会というか、若いお母さんたちこれからまあ、あのこれ今後の質問の中で出てくるであろう情緒障がい児とか他動性の子ども達の親達とかそういう中での家族会という中の視点も含めた中で、やはり丁寧な支援をしていただきたいと思います。 それでは 2 番目の障がい児者は障がいの状態により個別の支援が必要であり、サポートする人に専門性を求められていることは十分ご存じだと思われすけれども、現在の委託先は社協であり、社協はそもそも老人福祉に力を入れて活動している福祉団体であります。こまくさ園ややすらぎの利用者の方々は障がいのある方々であります。これから利用されるであろう子ども達の家族にとっては心配な点は、知的障害者福祉司、精神保健師、教諭など専門的な知識を持った職員がいないことと、相談というか担当職員が数年で代わることが現在の段階ではあります。特にあの担当の職員が代わるということで精神や知的障がい者の方々は新しい職員になじめず、出て来なくなってしまう事例もあるということ聞いております。町長は社協に障がいに対しての専門的知識を持った職員がいないとい

町 長	うことと、数年で代わってしまうという職員体制に対してどのような考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。 まあこの障がい児あるいは障がい者の皆さん方に個別のまあ指導というものがあるにしても必要であるということは当然そのように思っております。であの現場のまあ専門的あるいはまた若干社協の内部での異動の中でどういう体制がということはちょっと十分承知しておりませんけれども、十分なその当然として必要な体制の中でまあやっておるというふうに思っておりますので、またその辺のところについてもしその問題・課題等があれば現場の問題として社協のまた組織の中で十分協議をしてみたいと思っておりますが、できるだけきめ細かくこのサポート体制がとれるような人事配置でいくべきであるというふうにまた意見交換の場でつなげてまいりたいと思っております。
坂本議員	今ご答弁されたことを是非あの社協に強く求めていっていただきたいと思います。あの非常にその人対人との関係が障がい者達にとっては大切なものでありまして、その中で障がいの程度によっては非常に大きく伸びていく子ども達もおりますし、逆に精神的な部分ではうまくいかなければあの引きこもりになってしまっただけでそのまま家から出られなくなってしまうという事例は現在もありますので、是非その点においては社協に求めていっていただきたいと思います。 次に今年 4 月から始まる前期 5 年間の障がい者福祉計画はどのように進めていかれるのか町長にお尋ねしたいと思います。
町 長	新年度からの第 5 次総合計画の中での特にあのその前半の部分であります前期 5 カ年に対する障がい者福祉計画の進め方でございます。4 月から新計画がまあスタートするわけでございますけれども、この計画の中で町の将来像実現のために進むべき方向として、みんなで今まではみんなが支え合う福祉のまちづくりを掲げてやってまいりましたけれども、特にまあ障がいをお持ちの皆さんに関わるものといしまして、障がい児あるいは障がい者のための環境整備の問題、そして障がい児あるいは障がい者の福祉の充実、この点を特にまあ基本施策として、当然これはあの 4 8 重点戦略施策の中にも含まれておるわけでございますけれども、そここのところにまあ視点を置いて進めていきたいというふうに考えておるところでございます。これまで町が行ってまいりました施策の継続に加えまして、障がい者あるいは障がい児が地域の支え合いの中で自立して暮らしていけるこの仕組みというもの、あるいは施設整備に力を注いでまいりたいというふうに思っております。具体的には障がい者の皆さんに日中活動の場を提供するサービスの事業所の開設、地域で自立して生活していくための共同生活の場を提供するあるいは支援するグループホームの設置、地域の皆さんと共にまあ暮らして支え合う環境の整備、等がまあ喫緊の課題として取り組んでいくわけでございますけれども、十分それに関連をする事業者の皆様方 N P O も含めてです。そうしたことで十分情報提供・情報交換をしながらこの施策の実現に努力をしてみたいというふうに考えております。で、そのためには障がいをお持ちの皆さんご本人やそれから家族の方、それから周囲でご支援をいただいておりますいろんな団体があるわけでございますけれども、そうした町内外でこの障がいを対象とするいろんなサービスに展開をされておる方々もおられるわけでございますから、そうした皆さん方のご意見を聞きながら新計画の構想に基づいて精いっぱい努力をしてみたいというふうに考えております。

坂本議員	今言われた中の日中活動の場を作るということと共同のできる生活現場についてということと、あとグループホームということが出ておりました。それで現在、養護学校を卒業した町内の若い方々はですね交通費を自己負担しても他の市町村の施設に通っております。こまくさ園の利用者の方々は現在は30代から50代の方が多く、若い方々はその状況になじみにくいようですし、また現在のこまくさ園の広さと利用人数では既に手狭の状態となっております。それで多様なニーズに応えるためにも、先ほど町長が言われました日中活動の場ということと、まあ居場所の場ということで旧保健センターの建物を改装しまして利活用することを提案したいと思います。先日ですね障がい児者の家族の方々が、障がい児者や軽度発達障がい児者等の日中活動の新しい場づくりのお願い、という要望書とですね70名近い署名を持って町長にお願い伺っております。それらの署名内容は障がい児者本人や家族や支援の方々の署名であります。この建物は昭和52年1月に建てられたもので築34年が過ぎ耐震はありませんけれどもがっちりしていて壊すにはもったいなく、中は意外と広く調理室もあります。そしてJR飯島駅に近い建物です。利用される方々が自分の力で歩いて電車に乗ってこられる点が障がい者施設としてはとても良いとある法人の方からお墨付きをもらっております。是非この提案を前期5年の計画の具体案として検討していただきたいと思います。これについての町長のお考えをお聞かせください。
町長	日中活動に対するまあ支援でありますとかそうした環境整備の問題に関して、今現実の姿としてはかなり町外にも施設でお世話になってご厄介になっておる方が多いわけでありまして、どうしてもまあ自前に町内にそうしたグループ的なこの施設がほしいということは前々からあのお話も聞いておりますし、また今度署名も集められたというようなことで要望もいただいておりますが、ひとつのまあ考え方といたしまして現在の保健センターですね、これがあの多分今年の9月ごろになるんじゃないかと思っておりますけれども、こちらの環境改善センターの方へ保健センターが移るという形になります。あの建物の後利用をどうするかというようなことで昨年あたりからまあ検討しておるわけですが、1つの考え方としては取り壊してというようなふうにも思っておりますが、こうしたことをやっぱりあの実現していくためには新しくまた建ててお金をかけてというわけにはなかなかまいりません。どなたが事業主体になろうとしても。従ってあのまだ使える一部改修をすれば使えるというようなこともございます。それからあの空き家情報ということも今まで得ながらそれらの活用も考えてまいりましたけれども、今後あの建物をそうした位置付けに一部改修をして使っていただくことがいいんじゃないかというふうに思っております。ただあの今スペース的にはかなりあるんですけれども、やっぱり内部構造がそうした向に出来ておりませんので当然これはあのある程度のお金をかけて改修をしたうえで、その目的に沿った環境整備をする必要があるというふうに思っておりますので、まあ1つの考え方としてはできるだけまあ町も財源手立てをいろんな面をお願いをしたりしてひとつ整備をして、その運営管理はやっぱり自主的に任せて向で当事者にやっていただくというような、まあ言ってみれば公設民営的な考え方もあるわけでありまして、それらのことを今年度中には1つの方向付けをして今ある分散してそれぞれ他の施設で町外にもお世話になっておる方たちを、町内の方はここへまとめていただいてですね、活用いただくことも1つの考え方であるかなというふうに思っておりますので、真剣にあの検討して方向を出してまいりたいというふうに思っております。

坂本議員	建設的な前向きのなご意見をいただいてうれしく思っております。今日、署名された方々が傍聴に来ておられまして今の意見を聞いていただいて明るくいい気持ちになったかと思いますが、その次の質問で5と6ですね、をちょっとまとめてしまいましたので、そのようなお答えを教育長からいただければと思います。全国的にこの10年間で発達障がいそれから情緒障がい児が増えてきたといわれております。環境省がエコチル調査として食物や空気中の物質が子どもの体に与える影響について調査するものですが、これが今年の8月から始まります。エコチルとはエコロジーとチルドレンを組み合わせた造語になります。でこれは全国15カ所公募制ということで長野県内ではこの上伊那郡地域の辰野町から中川村までの市町村が行われます。そしてそれはですね飯田中央病院と駒ヶ根高原レディースクリニックで出産予定のお母さんと生まれたお子さん、そしてお父さんにも協力してもらい、3年間で約2,700組に妊婦検診から始まりまして出産しそして子ども達が13歳になるまで定期的に調査に協力してもらうというものです。で、データですがデータに関しては3年ごとに集積して分析しながら情報は公開していくということでございます。そして最終的には平成39年の夏ごろに全体の集計を出しまして、病気や症状の原因を追及していくという長い取り組みとなっております。現在の保育園での発達障がい・情緒障がい児の数と保育士の対応についてを教育長にお尋ねしたいと思います。また保育士の保護者に対する個別の相談はできているのかという点と、これらの障がいの多様な情報を親同士の中で認識するような勉強会などを持っているのか、また障がい児に対する保育士の対応はどの様にしているのかという点、4点について教育長にお尋ねしたいと思います
教育長	それでは5と6まとめてのご質問でありますので、それに沿ってお答えをしたいと思います。冒頭お話にありましたあの発達障がいにつきましては環境説あるいは機能説いろいろあってまあ明確になっておりません。今お話にありました大規模な疫学調査が行われるということにつきましては私も非常に興味を持っておりますので、今後どのような結果が公表されるかということも多くの方にも興味を持っていただきたいというふうに思っております。まああの一般的に発達障がいにつきましてはその定義あるいは障がいの種別、あるいはその区分を明確にするということが非常に難しいところがあります。ご質問の保育園の発達障がい児の数であります。まあこの年齢層においては発達障がいの診断名を特定するということの難しさがまあ冒頭申し上げたような理由からありまして、ただあの園児のですね園内における対人関係あるいは社会的な行動、まあ具体的にば集団活動といえますか、それからコミュニケーションの困難さといったそれぞれの対応に応じて、その園児に合った個別支援を行っている状況であります。その数であります。今年度の保育園全体で59名対象園児がおりまして。でその個々の対応でありますけれども平成20年度より巡回相談を実施しております。この巡回相談につきましてはまあ今申し上げた個々の対応、ケースの問題を記録して巡回相談において現状をどういうふうに関わっているか、どういうふうに支援していくか、どの様に保育をしているかということの確認、あるいはまたその指導の方向性を全体的に検討し、また一方において保育士にその行動の持つ意味、あるいはその対応の解釈について学んでいただいたり、理解を深め、まあその対応についての適切性を高めているというふうにしておりまして、またその巡回相談の中には専門的な立場の方、まあ臨床心理士あるいは作業療法士、言語聴覚士、あるいは町の保

健師、それからあの教育相談員、家庭相談員の皆さんが関わって巡回相談のメンバーとな
って行っております。これはあの保育園では関係ありませんが私がずっと申し上げており
ますあの保育園、小学校の接続、一体、連携ということが大事ではないかなということを
考えておりまして、まあ小学校教師が夏の研修会に保育園に訪問をしましてそういう該当
児童の、まあ今年度で言えば59名ですけれども、その園児について行動観察をしたりで
すね、小学校段階でどういうふうに受け入れていったら良いかということを検討する機会
を設けておりますし、またあの今年度から実施したのですが、来年度から考えております
一部先行的に取り組んでおりますが、保育園から送り出した子どもが小学校へ行ってどの
様な生活、どの様な集団行動、あるいはどのような学習を行っているかということを今度
は保育園の側から見ていく、そういう連携をするように進めております。

2つ目のその保護者に対する個別相談でありますけれども、まあ保護者に対する個別
相談としましては、まああらかじめですね入園の折りに「保育園巡回相談のお知らせ」と
いったこういったリーフレットを入園時の時に配布をしております、巡回相談の意味や
内容を理解していただきながらまあこの巡回相談にはですね障がいあるなしにかかわらず、
多くの問題について相談をできるということ、それからあの個別の相談ができるというこ
とをお知らせしておりますが、今年度保護者の個別相談件数は2月末現在で22件ありま
した。それからあの交流会、勉強会などを行っているかということではありますが、このた
めだけの発達障がいの勉強会といえますか、まあ理解を深めるというような特別な交流会、
勉強会は園では設けておりませんけれども、こういう時代でありますので発達障がいに関
する学習の機会につきましては多くの関係団体あるいは機関で実施して取り組んでいただ
いておりますので、そこに参加していただいたりあるいは情報提供をしたりして啓発を進
めているそういうところを行っております。

保育士の方の障がい児に対する対応に関しては、

保育士も発達障がいについての理解を深めるためにですね、研修会に参加を促したり、
あるいは対外的な講習会に支援保育士というふうに位置付けて対応を図っております。

今の教育長の答弁にありましたように私もこども室に行きましていろいろとあのお話
を伺いましたが、やはりこども室の方としても総体的に10年間追った経過の中では、こ
の発達障がい、情緒障がいといわれる子ども達が増えてきているという実態を把握してい
るということでございまして、個別の指導のために先ほども言いましたような支援員の方
たちが保育園の立場とそれから学校教育の中と両方の中で支援しているということで、あ
のまあ保育園の園長先生にもお話を伺いましたが、非常に丁寧な指導と個別の指導ができ
ているということで安心いたしておりますし、もう1つはあの子ども同士の喧嘩、喧嘩っ
て言うとなんですけれども、そういうことになってしまった場合もある、例えばまああの
噛みついてしまったとそういう場合はどうするんですかっていうようなことを私が聞きま
したら、まあそれは率直にそのあの状況をそのまま両方の親御さんに話してみてください
と、そしてそれでまあ噛みつかれてしまった子の親御さんもそれを理解してもらうという
ことと、まあ噛み付いてしまった方の子どもの親御さんもまあそれを理解してもらうとい
うことで、そういうその子どもの実態っていうのを率直に親達が保育の現場の先生達から
話を聞くというそういうことをしておるということで、あのまあ一緒に参観日もあるみた
いですので、子ども達が交わるときと親達が交わるときにそれぞれがそういう障がい者、

町 長

障がい者というかまあこれからどういうふうな形に、その子達がうまく社会適用していけ
ればその障がいということがその中で解消されて社会に出ていかれるような状況になると
いうことなので、あの丁寧なことをやっているということは伺っております。まあそうい
うような形の中でやはりあの今後のことを考えても、先程あのまあこれが保育とか教育委
員会に関わることでもあるし福祉の分野でもあるんですけれども、旧というか保健センタ
ーをそういった形の中でまあ日中活動の場ということで改装して取り組んでもらいたいっ
ていうことは、今教育長に聞きましたようなそういう適用できない子ども達もこれから出
てくるという可能性の中で、この保健センターがこの子達の居場所になるということと、
またその中で個別の相談も受けるようなそういうような形になっていければと思って利活
用に対して提案しております。で、この居場所としての施設がほしいというのは先程も言
いましたように、ここ何年かにわたる障がい児者の親御さん達からの切実な要望でござい
まして、宮田にあります「親愛の里シンフォニー」さんというのは飯島町からも利用者さ
んとして行っておられますけれども、非常にそこは多目的な使い方をしておりまして1階
には喫茶店があります。で、隣の部屋はですね子どもを託児するような場があります。そ
して2階はエレベーターがありますので2階に上がりますとそこは障がい者の人達の作業
所みたいな形になっております。で、運営形態は法人です。施設そのものの改装とか改築
には宮田村がそれを作り直しまして、公設民営化ということでそちらに任せております。
経営の中身はですね非常にそういう専門的な職員の方達がおりますので、それぞれお話を
伺いましたら、その日の子ども達の状態に、子ども達っていうかもうほんとに30代に近
い方達もいらっしゃいまして、その人の状態に合わせた形の中で作業をしていただいたり
サポートしたりしているということで、皆さんそこで作業を、食事をしている段階ではで
すねみんな楽しく食事しているんですけれども、食事が終わっていざ作業ということにな
るとそれぞれの方達が自分の作業にですね熱中してやっていたらっしゃって、非常にいい形
の中で利用者の人達も楽しくやっていたらっしゃいますし、経営自体もいい経営の形の中で
やっております。ので是非あの町で全てをっていうことは私としてはもう難しいのではな
いかと思っております。ので、親御さん達が望むというかそういう形の中で、まあそれに
至るまでには経過がありまして、親御さんやそれから町、それから法人の方達、それから
まあ利用者さん利用できるっていうかそういう身体障がい者の方達も含めまして、会議を
何度も繰り返して、その中から使い勝手の良いそういう施設ができあがっておりますので、
是非そういう協議会というのをですね、それはあの事務的なことはできたら町がプライバ
シーの部分もありますので、町があの中心になっていただければ親御さん達はそこに出席
した中で意見を言って、いい形の中で立ち上げていきたいと思っております、是非もう一度
町長に、そのような形の公設民営化でうまくやっているところがありますので、そこをご
覧になってそういった形の中で運営をやっているっていただきたいと思いますが、その点に
関してはいかがでしょうか。

まあこの障がい者・障がい児の居場所づくりを検討を進めていく上で今宮田村の例の
「親愛の里」ですか、町からお世話になっておるわけでございますけれども、十分にまた
参考にしながら、そして何よりもあの町が丸抱えでこれをやるというようなわけにはとて
もいきません。一部まあ改修等のお手伝いをさせていただきながら実際の運営については
まあ意欲ある経営者というものを求めながら、そしてその実現に向けて検討してまいりた

	ということであります。それでまた利用形態につきましても障がい者や障がい児のみならずですね、今お話のありましたように、障がいを持つ保育園児あるいはまた大人の皆さんも一緒に加わってふれあう交流の場づくりの1つとしても考えていく必要もあるんだろうというふうに思っておりますが、いずれにいたしましてもいろんなことを参考にしながら、そして町の責任を持ってやる部分、そして経営のノウハウでもってやっていただく部分を十分検討しながらなんとか実現に向けて考えてまいりたいというふうに思っております。
坂本議員	現在、こまくさ園の利用者の高齢化とその親御さんたちの高齢化に伴いまして、当町にもグループホームが必要となってきました。1年前の会議でも先月22日の会議でも多くの方からそのグループホームも飯島町も必要だということを要望ができております。これからの前期5年の計画の中でこのことを町長としてはどのように考えておられますか、それについてお答え願いたいと思います。
町長	現在まああのこまくさ園を活用をいただいております利用者が、これがあの高齢化に伴ってどうしてもまた集団で生活していくグループホームというものが特にあの障がいを持つ方々には喫緊の課題であるというふうに思っております。現在、町っていいですか、知的障がいの方あるいは精神障がいの方それぞれお持ちの方か10人の方が町外の9つのグループホームでまあ共同生活を送っていただいておりますということになります。そこであの町が社協に経営を委託しておりますこまくさ園におきましても、家族会のまあ高齢化に伴う将来不安、これがいろいろとあのご家族、家族会の方もかねてからまあ心配をされておまして、なんとかグループホームを立ち上げたいというこの検討をいただいた経過があるようでございますけれども、今後はあのこまくさ園の利用者のみならず養護学校を卒業されたり、あるいは地域の社会での自立を目指そうというこの障がいをお持ちの若い世代の皆さんにも、この町内にグループホームがあればそこでの生活を希望されるというニーズも高まってくるというふうに思っております。町といたしましては町内での開設を計画をする事業者という意欲のある事業者が出てまいりました折りには、今までもそうでございましたけれども、ご家族は元より地域の皆さん方のご理解をいただきながら、できる限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。そのことがあの新しい第5次総合計画の1つの福祉の基本的な考え方にもなっておりますのでそんな対応をさせていただきたいというふうに思っております。であの、町外の今9つのグループホームを経営されておる方もそれぞれおられるわけありますので、そうした方がまた飯島にもその事業を立ち上げてというような意欲も持っていただければ大変ありがたいというふうにも思っておりますので、また情報交換をする中で進めてまいりたいというふうに思っております。
坂本議員	それではその次の質問にいたしたいと思います。先程の件はグループホームの件もやはりそれなりの法人とかに交流しながら新しい形の中でやっていければと思っております。 それでは2つ目の質問に入りたいと思います。学校教育の現状はどうなっているかという点についてお尋ねしたいと思います。平成18年12月に新しい教育基本法が施行されて4年が過ぎております。教育長はその影響はどのようなものだと思いますでしょうか。その点について簡単にお答えいただきたいと思います。
教育長	お答えしたいと思いますが、今お話のように18年に教育基本法が改正されましたけ

	れども、その時のですね文部科学大臣の談話としてこのように述べております。改正前の教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承し、日本人が持っている規範意識を大切に、それを育んできた日本の伝統や文化を尊重していくといった趣旨のことを述べております。教育基本法がですね他の法律と違うところは理念的ではありますがけれども人類普遍の目標を掲げているところが特徴であるというふうに私は認識しております。従いまして法改正によって大きく学校社会が変貌したりですね、子ども達の教育内容が著しく改変されるようなことがあってはならないというふうに思っております。それは大きな犠牲を払って戦後新しく教育基本法が成立しましたし、その理念を受けて改正基本法が成立したというふうに考えるからであります。まああの教育基本法の成立を受けて今年度から本格実施となります学習指導要領あるいはあの学校教育法他いわゆる教育三法というものが新しい教育基本法の下に成立したわけではありますが、まあその中では新たな内容が加わりましたけれども、それは教育委員の保護者規程といったような制度的な内容を整えたものであります。教育が不当な支配に服することなく行われるべきものであるといことは改正前も改正後も基本法にも掲げられておりますまあ教育行政が大事に進むべき方向と受け止めておりますし、このことこそ教育は国家100年の計にあるというふうに言われる由縁だというふうに私は受け止めております。そうした観点からもですね制度的に変わったところはありませんけれども、改正されるたびに子ども達が強く影響を受けたり、教育内容が著しく大きく変わるようなことがあってはならないというふうに私は考えております。
坂本議員	今の答弁の中から現在やはり変わるっていうか、大きく変わったら大変なことだと思いますけれども、そのような私が思ったような影響は出てきていないということがわかりますが、それでは新しい教科書のことですけれども、中学校は平成24年から新しい教科書になり、また小学校は今年4月から改訂されて新しく教科書がなります。そして少し厚くなりまして内容も増えてきております。外国語は総合学習の中での位置付けから教科としての学習になってきております。この変わってきてます内容として学校としてはどのように対応していこうとしているのかをお尋ねしたいと思います。
教育長	先ほど申し上げましたように新しい教育基本法が成立して初めて学習指導要領の内容が改訂され、それが4月から本格実施になるということでもあります。なんとなく大きく変わったというふうに認識されますが、ただ内容的には授業時数が増えたりあるいはあの指導すべき内容項目が従来のものより増えたということでもあります。まあ従いまして授業時間の増加等が滞りなく移行できるように今準備を進めておりますが、これまで校長会の折りに学校の授業の体制はどうなのかということをや々検討してまいりました。保護者に対しましても学校便りを通じて時間数が増えますということ、まあ基本的な方針は示しておりでありますし、学校全体の登校日数も今年度と1日増やす程度で指導要領の内容が到達できるのではないかなというふうに計算上学校の方で検討し年間計画を立てていただいております。またゆとりを持って丁寧に学習が進められるよう検討しておりますし、その中で1日増やし授業時数も増えていくそういう中にあって、やはりあの学校でこれまで続けてきた伝統的な行事につきましては地域や保護者からの強い要望もありますし、極力行うように指示をしているところであります。
議長	手短に。
坂本議員	最後に英語についてなんですけれども、英語を要するに5年6年と入るようなことに

教育長	なりまして、先ほど言っていましたような英語が嫌いにならないような教育の中で、是非、英語をまあ現在ここでは外国人の方達ポルトガル語を話しているんですけども、英語を学ぶことに力を入れていただいて今後あの世界に羽ばたいていかれるような子ども達になっていただけるよう、教育現場の中でも力を入れていっていただきたいと思います。以上。
	誤解のないように申し上げますが、教科として英語を扱うのではないということを、小学校ではですねいわゆる国語、算数、理科、社会、英語という教科ではないということ
	を誤解のないようにしていただきたいと思います。あくまでも最初の北沢議員のご質問にお答えしましたように外国語活動であります。コミュニケーション能力を英語を使って人と話をする能力を高めていくというそれが目的でありますので、英語科ではないということをご理解いただきたいというふうに思います。
坂本議員	それでは終わります。
議 長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 4時27分 散会

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 中村明美
堀内克美
宮下 寿
三浦寿美子
浜田 稔

○出席議員（12名）
1番 久保島 巖
3番 坂本紀子
5番 堀内克美
7番 三浦寿美子
9番 竹沢秀幸
11番 平沢 晃
2番 中村明美
4番 浜田 稔
6番 倉田晋司
8番 北沢正文
10番 宮下 寿
12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計管理者 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者
議会事務局長 米田章一郎
議会事務局書記 千村 弥 紀

本会議再開

開 儀
議 長

平成23年3月9日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。

議 長

日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
2番 中村明美 議員

2番
中村議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。1、収納対策について質問いたします。現在22年度の確定申告が行われており、この時期が来ますと今年の納税額が大変心配になるところでございます。昨日も収納対策の質問がありました。近年、納税者の利便性を考慮しコンビニ収納が行われている自治体が増えてきました。当町でも22年度から196,000 円の予算で実施されています。昨日の質問の中で収納率が上がっていること23年度も継続する方針とのことでした。担当課によると先進市町村ではコンビニ収納において税全体で1%ほど上がったところがあるようですが、当町においては費用対効果をみながら今後の継続を図る必要があると思いますがその点いかがでしょうかお聞きします。

町 長

それでは中村議員のご質問にお答えをいたしますが、先ず収納対策に関してこのコンビニ収納の内容についてでございます。コンビニ収納を実施しておりますまあ先進市町村もあるわけでございますけれども、おおむね全体でこの収納率でまいりますと1%ぐらいの効果が出ておるといふうに聞いておりまして、22年度から飯島町でも実施いたしましたその効果についてはまだ検証中でございます。年度途中でございますのではっきりした数字わかりませんけれども、収納率でまいりますと1%、やはり1%以上の効果が期待できるのではないかというふうに考えておるところでございます。昨日、竹沢議員の質問にもお答えいたしまして、これは収納件数でお話を申し上げたわけでございますけれども、収納率でまいりますとやはり1%以上になるのかなというふうに捉えておるところでございます。そこでまあこれに関わるコストにつきましては経費といたしましては、月間の基本の使用料金というのがございますがこれがあの5,000 円でございます。それから1件当たりの使用料を60 円といたしまして本年度は200,000 円程度の費用を見込んでおるといふことでございます。当町でコンビニ収納を導入したこの所期の目的につきましては納税者の利便性の向上に配慮と、身近なところで納めていただく道を開くという考え方、そしてそのことを通じて納税の機会を増やして、ひいてはこのことが収納率全体にまあ結び付けてまいりたいとこういう考え方でまあ導入をしたわけございまして、まだ1年経過をいたしておりませんので、この所期の目標というものを見据えて、1年たってもう一度まあ検証をしてみて、そしてその状況を見ながら今後ともまあ費用対効果も当然判断しながら、今のところまあそうしたあの目標にかなった方向にあるというふうに思っておりますので、新年度も継続をしてまあ取り組んでまいりたいとこのように考えております。

中村議員

1%以上で期待ができそうだという、今、町長の答弁でありました。町長も申されましたがそれでもコンビニ収納は手数料が60 円、銀行では10 円というその格差が50 円あり

住民福祉課長

中村議員

住民福祉課長

中村議員

町 長

中村議員

ます。コンビニ収納の方が手数料は高くその他に基本使用料が5,000 円かかります。まあこの金額は一般財源から払われているわけです。このことはですねコンビニ収納の方にはこう伝わっているのか、この「手数料がこれぐらいかかるのだ」ということはですね、そのコンビニ収納者は知っているのかということをお聞きします。

町の方の賦課ということでコンビニ収納についてはあくまであの納めていただく方の収納機会を増やすということで始めておりますので、その格差について特に納税者の皆様に周知、協力の方はしてございません。

実は私もコンビニ収納の方にお聞きしたところですね、このような手数料は一般財源から出ているということは知りませんでした。まあコンビニ収納は時代の流れといえましょうかもしれません。しかし23年度の一般会計予算の徴税予算額は前年により31,700,000 円減少し、財政はさらに厳しくなることが懸念されます。そんな中であって果たしてコンビニ頼りで収納率を上げていくことがベストなのか考える次第です。もし家庭において厳しい家計状況がある場合にはわずかな無駄も減らし家計のやり繰りをします。今後はコンビニ収納者に財源有効利用のためにも口座振替への協力を訴え続ける必要があると思います。口座振り替えをしている人からは何故同じ税金を払うのに自分たちが納めた税金からコンビニ収納手数料が支払われるのか、口座振替者にもメリットがなければ納得がいかないという声も出ていますが、その声に対しどう説明されますか伺います。

これまでのあの町長答弁にもございましたが、滞納の方が発生しますと人件費をかけて収納に出向くわけでございます。で、そのことのデメリットと口座振替、コンビニ収納によるメリットこれはもう計り知れないほど金額差が出てまいります。従いまして私どもは昨日もあの答弁させていただいておりますが、小口の方とにかく出向いて行ってご協力をいただくということの繰り返しをしておりますが、そのことそのものも人件費をかける仕事でございますので減らしていかなければなりません。従いまして今は当面の間、納税者の利便を先ず優先をして制度を構築しながらその費用対効果、議員ご指摘の通りこの後に検証しながら、場合によっては皆様にご協力を要請する場面もあろうかと思いますが、今のところは人件費を掛けずに収納の方へ結び付けていくというコンビニ収納、これに力を入れてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

確かに収納に人件費をかけるということはまたそこですね大きな費用が発生するわけです。では継続するのであればですけども、最近コンビニ収納によるサービス会社が大変増えております。例えばですがリコーリース株式会社では基本料金が利用月のみで口座振替サービスも行っているようです。詳しい内容は更に検証する必要がありますが、常により少ない使用料で収納できるようサービス会社情報に注意を払うことと、また口座振替への協力をお願いし税の無駄削減を図っていくことを求めますがいかがでしょうか。

まあ今こうしたあの非常にあの技術の進歩といいますかそうした情報の進歩によりまして、あのいろんな選択肢の中でこうした部分が広がっておことは事実だと思います。リコーリースですか、も、これはあのやはりそれを行っていく場合にはあの広域全体ですねシステムの変更をやったり系統的にやっていかなきゃならないという問題もありますので、検討課題とさせていただいてまた郡全体でそうした道が可能ならば考えていきたいというふうに思っております。

是非注意を払って検討を続けていっていただきたいと思います。それでは次の質問に

移ります。収納先進事例を取り入れる考えはあるかについて質問いたします。 2 1 年度に奈良県の王寺町へ社会文教常任委員会が収納研修に行き、その報告会を行政と行いました。少し王寺町の紹介をいたしますと、平成 1 6 年まで滞納に対する対策は一切されず収納率は全国でも下のレベルでした。平成 1 7 年このままでは国からの交付金にも影響が出ることで財政計画にある税の公平性や法のルールの中で徴収計画を立て、平成 2 1 年度には滞納をほとんどゼロにしました。また、先ず現年度分を払わすこととし、納税者としての義務を果たせることを重点に置いて取り組む中で、計画して 5 年のうちで収納率は全国上位となった自治体です。また他者に頼らず自分たちの地域のことは自分たちで解決すると決め実践したそうです。当時担当課は対応が混乱し警察ざたになりそうなこともあったようですが、住民との信頼関係が生まれ住民の方から行政へ相談が来るようになったそうです。昨日の質問で当町では収納対策員を置き、収納成果が出ているとあり評価いたしますが、王寺町が実施したような対策を当町の収納対策にも取り入れる考えはあるか伺います。

収納対策にまあ先進事例の導入を検討したらどうかということでございます。お話がございましたように一昨年でございますが議会の社会文教委員の皆さんが、収納率を 5 年計画で向上させた奈良県の王寺町に行かれまして視察をされてその報告も行政の方へいただいております。王寺町では現年課税分がほぼ 1 0 0 % に近いという大変素晴らしい成績を上げながら取り組みを進めているようであります。当町におきまして現実的にはなかなか厳しいわけでありまして、当然のことながらこの少しでも収納率を上げて究極の目標は 1 0 0 % でなければならないという心構えでまあやっておるわけでございますけれども、なかなか厳しい状況にあることはもうご承知のとおりでございます。で、まあ王寺町の例もあるわけでございますけれども、当町、具体的にも再三申し上げておりますように昨年からの収納専門員を配置をいたしまして、小口の滞納者ができるだけまあ増えないことそして実際に滞納されている方の少しずつでもいろんなお話し合いの中で納税に向けてひとつお願いしたいというこの心掛けをお願いしたいということの中で活動いただいております、大変あの月 3 0 0 件ぐらいの多くのまあ活動を精力的にまあやっていたということはご報告を申し上げたとおりでございます。同時にまたあの新年度においては事業開始をいたします長野県の滞納整理機構、これはまああの悪質的なごく規模の大きいものを中心になってくると思いますけれども、併せて講じてまいりますし、それから具体的な個々の滞納処分・強制執行というようなことも組み合わせながら、何とかして様々な手法でもって収納率を上げていくということでございます。従いましてまたあの現場、担当課の方でも十分研究しておりますけれども、そうした先進地の事例も参考にしながらまた今後ともそうしたことも含めてまた取り組んで収納率を上げてまいりたいというふうに考えております。

王寺町なんですけれども最近あのインターネットで見た情報なんですけれども、あのまた新たな対策を取りましてですね、この小口の滞納者を増やさないためにですね、あのインターネットオークションを行っているそうです。一例ですけれども原付のバイクがですね到底これは買ってくれる人なんていないだろうと思ってですね 10,000 円を出したそうです。結果ですね 32,000 円ぐらいで買われましてですね、その滞納者からですね大変喜ばれて滞納者自体にも返済するぐらいの金額が出たということで、行政もこういうことを取り組んでくれるのかってということで、あの大変喜ばれているそうです。また参考にこ

れは申し上げておきます。税の公平と納税義務を町民が理解し合う中でこそ協働のまちづくりもスムーズに進んでいくと思います。収納対応は相手との中で精神的苦痛は多々あるところであり、当町担当職員の日ごろの献身的な努力は大変評価いたします。であるからこそ実りある結果となるよう、王寺町の自分たちの地域のことは自分たちで解決するという勇気ある収納精神を当町にも是非反映させてほしいと思います。そして住民理解が生まれ職員の努力も報われるよう対策を望みますがこの点いかがでしょうか。

言われるまでもなくこの納税そして収納対策、これはあの町行政自らが責任を持って取り組んでいかなければならない。滞納整理機構ができるとかそれから収納員にこまめに下駄を預けるとかそういうことでなくて、やはり基本的には町長以下そうした姿勢でもって責任をもって対応していくのが最もこれはあの基本的な原則であります。ただそのいろんなまあ手法の中でそうしたことも併用して全体として収納率を上げてことが必要であるという考え方でございますのでお願いします。

是非あのそのような取り組みをお願いしたいところであります。次の質問にまいります。広報活用や地域の協力で住民に納税義務の理解を促し収納の向上を、という質問に移ります。基本構想にはみんなで進める健全で開かれた行政経営によるまちづくりと掲げられ、その前期基本計画には行政の情報化が盛り込まれています。であるならば行政を司る税に関する内容も毎月の広報に必要な情報として連載することを考えます。また地域活動のなかで広報を読んでもらうことや納税への呼びかけを行い、町民に対し税の公平性や納税義務の理解を促していくことも収納率向上につながると考えます。またこのことから広報や行政に関心が深まることにも繋がると思いますが所感を伺います。

納税をまあ収納率を上げるあるいはまた納税意識の高揚を図っていただくという啓発・啓蒙についてはもう当然のことながらこれまでもやってきておりますし、これからも当然やっていかなきゃならないということでございます。現状申し上げますと、町ではこの納税を含めて税に関するまあ啓発、これには最大限まああらゆる手法で手を尽くしてやっておるわけでございます。具体的には今お話にございましたように町の広報誌やホームページそれから有線テレビ等を使って、またこの税の納期や確定申告の相談の折りなどにお知らせを時期時期にまあ実施をして行っておるのが現状でございます。それからまた税に関する教育の一環としてできるだけまあ子どものころから納税に対する意識を持っていただくということの取り組みの一環としまして、上伊那あるいは町独自の租税教育推進協議会というのがございまして、ご承知かと思っておりますけれども、ここでは毎年まあ作文や書道、標語等のコンクールに応募いたしましてこれに参加をいただいて、ほとんど 3 校でもって小中学生、参加を多くの子ども達に参加をしてもらって審査を経てその表彰式等もやっておるわけでございますけれども、今までのいろんな子ども達の作文に書いていただいております思いからも、こうしたあの税に関する、大人になって、まあ大人というよりも消費税なんかはもう子どもの頃から振りかかっておる課題でございますので、かなりあの意識を持っておってくれているんだなあということを如実に感じておりますけれども、そんなことであの大変高いこの効果が出ておるのではないかというふうに思っております。それからまたこれもあの教育委員会のサイドの話でございますけれども、出前講座それから税務署主催の租税教室なども積極して開催をしていただいております。ただまあ大変最近のこの厳しい経済状況の中で収納率も思うような向上が望めないというようなことに結果が

	つながっておるわけでございますけれども、いろんな啓発も含めてですね納税意識の高揚を図り、それから滞納の皆さん方にもキメ細かくいろんなお話をしながらケースバイケースで収納率を上げていただくようなひとつの理解を持っていただくように精いっぱい努力をしてまいりたいというふうに考えております。
中村議員	是非ですね広報に載せることをですね要望しておきます。それで正直者が損をしないようですね行政も更なる取り組みを切望いたします。町民が納めた税が町民生活に潤うために有効に使われていくためにも勇気・挑戦と謳うだけで終わらせることのないよう、健全で効率的な財政経営に向けて地域協力の体制づくりを収納対策の一端に置くことを切望いたしまして次の質問に移ります。
	行政文書・事務用品に関する無駄削減について順次質問いたします。２００４年に環境分野でノーベル平和賞を受賞した世界的に有名な女性、ケニアの環境保護活動家のワンガリー・マータイ博士は「もったいない」の日本語を愛しているといひます。「もったいない」の心を世界に広めたいと訴えられ、改めて日本人に「もったいない」の心を目覚めさせたことで有名になりました。質問は少々細かい内容になりますが主婦目線で「もったいない」の観点から質問いたします。「もったいない」とは現在一般的に物の価値を十分に生かしきれておらず無駄になっている状態をいうとあります。そこで本題ですが当町では行政の中で町民サービス用封筒など、まあ私の知る限りですけれども、ほとんど新しいもので対応しています。一部の部所で聞いたところによると、まあ年に１枚ほぼ３円の普通封筒を３０、０００枚、１枚６円のＡ４の封筒を１０、０００枚購入しているとのことです。金額にすると 150,000 円になります。これは一部ですけれども、近隣の自治体では大小古封筒で対応しているところがあり、「もったいない」の心で物の価値を十分に生かしていると感じます。住民サービスのために新しいものを置いているのかもしれませんが、環境問題や資源の無駄削減が叫ばれている昨今、使い回しの封筒使用でも住民から理解が得られると思います。そこで行政からの封筒に、行政で使われる封筒にですね使用済み封筒も活用することを求めますがいかがでしょうか。
町 長	次のご質問は行政文書など事務用品に至るまでの無駄の削減についてということで、特にあの封筒を改造してまあ使い直してというような細かいところかというご質問でございます。町では使用済みの封筒につきましては現在も極力まあ再利用を行っているということでございます。この再利用につきましてはまた内容について総務課長の方から申し上げたいと思いますけれども、私からはこの今お話にございましたこの無駄の削減、そして環境に配慮した内容ということについてお答えをさせていただきたいと思います。まあ封筒に限らずこの無駄の削減、資源のまあ再利活用、それから環境配慮、これはまあ一層まあ職員にも特例をしてその意識を持って対応しておるのが職員も意識改革を持ってやっておるのが現実の姿でございます。精いっぱい心掛けておるつもりでございます。まああの職員に限らず町民皆さんがこの資源やリサイクルあるいは環境の問題に対する意識の持ち方、これは心一つの問題であろうというふうにも、頭では分かっておってもなかなかこの実践にいたるところがどうかというところが１つの課題ではあるかと思っておりますけれども、町民の全ての皆さんが物を大切にする「もったいない」という気持を持っておられるということはもうこれは当然でございます。従って行政はもちろんでありますけれども、家庭や各事業所等の職場、こうしたそれぞれの立場立場でまた場所でこのことを一層ひとつの、

	これは地球規模での環境の問題として捉えて、そして物を大切にしていこうという気持ちを養っていくことがどうしても大事でございますし、また行政の立場はそのことを率先して実施をしながらそして住民の皆さんにも理解を深めて訴えていこうという姿勢が大事かと思ひますので、町も精いっぱい努力をしてまいりますし、また町民のみなさんも是非ご協力をいただきたいというふうに思ひます。
総務課長	それでは具体的な例を少し挙げてご説明したいと思ひますけれども、先ずあの鉛筆１本を大切に使うということをまあ小さなことを徹底して教えこむ、教育することによってそれがいろんな大きな節減や経費の削減につながっていくというのを民間の手法でもやっておりますし、私がかつて財政係長をやっていたときにもできるだけ小さいことを指摘して経費の節減につなげていくと、それがだんだん町の大きな経費の節減につながってくるということを民間から学んで実践してきたこともあります。ただいまご質問のありました封筒に関しても現在、内部的なもののつまりあの内部というか役場庁舎の中だけではなくて、県庁の文書、上伊那の地方事務所、情報センター、各市町村、それから役場庁内、こういうところはできるだけ空封筒を利用する、あるいは民間ではＪＡとか商工会へ送るような文書もそういうものを使用したりしているところでございます。それからあの耕地総代さんへ送るチラシなどの帯も全部古封筒を利用したりとかそういうことを実際にはやっておりますし、町民の皆さんにいろいろお知らせをしたり耕地の役員の皆さんがいろいろ提出していただく書類もいひちゃんポストへ入っているのはみんなその古封筒にしてくれたり、あるいはこちらのいろんな調査をかけて回収するっていうのもみんなその古封筒を使っております。なのであのかなりあの数年前と比べまして自立の道を歩みだしてからは職員の意識もそういう面では高揚してきたのではないかというふうに認識をしております。ただあの今議員さんがおっしゃられたようにあの３円・６円というお話がございました。あの物を大切にするとか経費の節減という観点からは非常に大切なことだと思いますけれども、その額を節減するためにいくら経費を掛けてもいいかというところはやっぱりちょっと疑問が残るところでありまして、かなりの手間をかけてその再利用をしているところでございますので、またあの最近の役場の仕事っていうのは何時までにこの書類を出してくださいとかそういう姿勢が結構あるようになってきましたので、何時までに通知文書を出さなければならぬ、何時までに別の書類を県へ出さなければならぬという中で一日のサイクルの中で古封筒を使うためにかなりの手間をかけていると間に合わなかったりとかいうことがありますので、それはまあ職員がそれぞれいろんなバランスを見ながら判断をしているということでございますので、そういった事情もちょっと考慮しますとできる限り封筒を再利用、環境に優しいそういった行政もしていかなければならぬので、そういう意識と同時にそういうちょっとトータルのな経費の節減っていうのも意識しながら職員はそれで判断して仕事をしているということをご理解いただきたいと思います。
中村議員	私もですね職員の皆さんが鉛筆・ボールペンそれぞれ必要具に関するものをかなり節約していることは私も認識するところであります。であるならばこそですね、窓口にある住民、町民が使うですね封筒もそのように再利用できるものを置いてですね、決して町民から苦情が来たりするものではなく、逆にですね町民が目で見、町がこうやって無駄を削減しているのかというですねそういうことが目で見えてわかるということもありますし、そういうことはまあ環境、わずかかもしれませんがそういうことにつながっていく

と思いますので、是非ともそういう方向でも取り組んでいただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。通信文書を配布を簡素化し経費の削減をという質問がありますが、まあ関連がありますけれども、通信文書の配布状況を見てみまして議員の場合をとってですけれども、1枚の通知でも事が足りることやメール送信でも十分伝わることはそのつど該当者全員に配布されています。また個人情報以外でも丁寧に封筒に入れられて配布されることが多々あります。まあ多くあります。とても情報時代に即さないように感じる次第です。時代に合ったインターネットの活用でスムーズな処理を行い、時間の削減、環境配慮などを考慮し、今後議員は元より公民館などの配布文書の改善を求めますがこの点いかがでしょうか。

町 長 まあこの点につきましても極力そうしたあの無駄を省いたり経費を節減したりということで努めております。この内容の実態につきましても総務課長の方からお答え申し上げます。

総務課長 今議員がご質問されました、そのようにできるだけ今心掛けているところでございまして、特にあの会議の通知につきましてはあの定期的な会議等については、今日次回の日程を決めますと、どこで何時からやりますと、もう通知を出さなくてもいいですかっていうことを確認したり、することも実際にはやっております。それからあのメールでいいですって言っていた方にはメールを送ったりしておりますし、基本は通知はもう葉書にしましょうと、葉書の紙面に入らないものは封書にしましょうというような申し合わせで今職員の方には周知をしているところでございますので、ただあのある人はメールである人は文書でというとなかなかその仕分けをしたりするのに手間がかかります。手間のことを抜きにすればそういうことが成り立ちますので、できるだけ今文書で出す場合は葉書とかできるだけメールでいい方はメールにさせていただきたいということでございます。ただあの行政庁ですので行政処分行為の文書についてはきちっと決められた規定に基づき書式に則り様式に則り出さなければならない部分もありますので、その部分はちょっとご容赦をいただきたいなというふうに思います。以上でございます。

中村議員 是非ですね改善できる点は改善をお願いします。次、職員に改善提案を募り業務の簡素化と効果報酬を職員に行いですね職員の活力アップの一端や町の潤いにつなげてはという課題に入ります。職員の皆さんは住民サービスに徹する中、人員削減により1人に課せられる仕事量は増え、日々の努力は大変と察する次第です。また業務において常に効率性を考えていることと思います。そこで改善提案を募り業務の簡素化に努力した職員にはわずかでも報酬を与えていくことが、小さな喜びから大きな活力を生んでいくと確信いたします。私も会社時代、改善提案で最低は200円でしたが、この200円を貰ってもですねうれしく、ちょっとした仕事の活力になりました。またこの報酬方法なんですけれども、これも町の活性化につなげていくべきではないかと思って提案いたしますが、ポイントで行いですねある点数に達すると飯島の商品券が貰える仕組みとし、わずかでも町の中で消費され商店の活性化につながるような方策を提案いたしますが町長いかがでしょうか。

町 長 まああの常に私どもの行政事務というものは改善改善を考えながら、今もお話にございましたように、できるだけ無駄を省きしかもまたあの住民サービスにはそのことが支障のないような工夫をしながらやっていかなきゃならないということはもうこれは何よりも当然のことです。今までもこうした職員提案やってまいりました。いくつかまあ採

用をしたり、あの職員提案というよりも職員の知恵を出せというひとつの考え方の中で、そのことがまあ提案でありまた実践に結び付いていくということでございますけれども、まああの具体的には今あの飯島町の人材育成の基本方針のその2、いわゆるパートⅡが動き出しておるわけでございますので、この中であのそうした新提案についてをきちんと位置付けて職員のまあ創意工夫と能力を発揮してもらうというこの位置付けにしていきたいので、今後とも新年度からまた新しい取り組みの中で取り組んでまいりますけれども、内容についてはちょっと総務課長の方から申し上げますが、ご提案のありましたこの提案者に報奨金を出してというこの考え方については、少しこの行政内部では馴染まない問題ではないかなというふうに私自身は思います。これはあの職員がみんな身近なところをこうチェックをしながら、自らのこととしてそのことを行政全体にこの生かしていくということでございますので、何かに当選をして当たってそれに対する報酬というようなこととはちょっと趣旨が違うということでございますので、自らのこの意識の改革の気持の中でそれを意見として出してもらい、いいものは皆で考えて採用できるものはしていくということによろしいかと思いますので、今この提案に対する報奨制度というものを考えているということはございません。

総務課長 ちょっと今の質問にお答えする前にちょっと誤解があつてはいけないので、先程の質問に補足させていただきますが、職員の手間がかかるということは仕事をやりたくないとかそういうことではなくてですね、今あの6時以降にサービス残業で帰る人が20人から30人おります。とにかく段取りよく仕事をして夜電気をつけてコンピューターを動かしてコピー機を動かしてやるのではなくて、効率よくやりましょうというそのところへの経費の節減のところへ波及してはいけないので手間のことをちょっと述べさせていただきました。でただいまの職員提案につきましてですが、かつて平成11年頃にあの国の方からいろいろ指導がありまして、合理化計画を立てなきゃいけないというようなところで職員に一斉にですね提案をしてもらいまして、その中で採用できるものは提案をしてきたりというようなことをやってきましたし、今後の今度の行財政改革プランの中でも一斉にそういった改革案を募るようなことも計画に入れております。そういったその一斉にやること以外にですね常に職員はそういうことをやっております。特にあの金のないときは知恵を出せというようなことで、予算編成だとか実施計画の中では仕事のやり繰りをどうするとか手法を変えたりして経費の節減に結び付けたりとか、そういうことをやっておりますし、経費の節減っていう点きりにその注目するのではなくて、財源確保という面で同じような事業をやるにしても国のこういう補助制度があれば一般財源をこうやってやれば少なくなるというようなことを工夫したり、あるいはあの飯島で県下では先駆けてやりましたけれども、一時借入金民間金融機関から借りておりましたけれども、手持にある基金の繰替運用等というようなことで何千万というお金を生み出してきたという経過もあります。いろんな職場でいろんなその工夫をしながら財源確保をしたり経費の節減っていうのは常にやっておりますので、そういったものに対して経費の節減だけを捉えて報奨金を出すということは、先ほど町長が申し上げましたように今考えていないということでございますのでお願いいたします。

中村議員 ちょっと私の思いがうまく伝わらなかったと思うんですけども、まああの経費の削減もちろんしていかなければならないことですし、あのいろいろな取り組みをしているこ

とももちろん評価する次第であります。あのこれは心のケアとまでいくかどうかわかりませんが、まあ職員の皆さんどこの会社もそうですけれども、まあ本当に厳しい中でですね運営しているのが今の社会の現状だとは思いますが。ですけれども、あのその中で働いているのは動かしているのは人間です。人間にも限界があります。上からですねぎゅうぎゅうされてあのやらなければならないというそういう圧力の中で動かざるを得ない、そうやって自分に拍車をかけていることもあるかもしれません。でもそういう中にあってちょっとしたですね、このわずかなことかもしれませんけれどもちょっとした喜びというものも必要かなと思って、まあ他はしているしてないではなくして飯島独自でまたこんなこともですね考えていくことは、あの有効に使う、職員が気持ち良く動ける、楽しく動ける、というね、そういうことからちょっと提案をさせていただきました。

町 長 次、まああの町の取り組みはどのようになっていいかわかりませんが、こうやって小さな無駄が浮いたこの歳費ですねそういうものを商店の活性化とかまた教育などに役立ててはという次の質問に移ります。無駄削減によって浮いた歳費といってもわずかかもしれませんが。この「もったいない」の心が生んだ金額を有効に利用する方法として、例えば小学校に鉛筆を1本ずつでも寄付をしますねこの鉛筆につながった経過を教育の一端にしていってということも考えます。またそういうものを町内で調達し、常に1つのものから町内が活性化に伝わるような方向で考えていくことを考えますがいかがでしょうか。

町 長 できるだけ経費節減をして無駄なお金を使わないようにして、そしてやはりこの、それでなくても行政需要というものは増大していく一方でございます。そうした必要どころの財源にわずかではありますけれどもやっぱり充当していきなかならないということとはこれは当然のことでございますので、そうした努力をしておるわけでございます。決算を打ちますとまあそうした節減効果、努力も含めたものが繰越しのお金としてまあ出てくるわけでございますけれども、これはまた次のいろんなあの補正財源も含めての貴重な財源になるわけでございますので、今こうしたあの商店街の問題や教育やそうしたことも含めて当然必要どころへこの財源は充当していくということでございますので、これはあの1つの一般会計なら一般会計の中の全体の財政の問題として必要どころへ財源充当していくことでありますから、個々の経費の節減した分をどこへという特定できるものではございません。全体の財源として必要どころの施策に、学校なら学校の例え事務用品の需用費の一部にも当然充当していくことであります。それから商店街のことについても商工会を経由したり、あるいはまた直接その融資、あるいは補助として支援したりということで当然財源回ってまいりますので、あのお考えご質問の内容については私どもの今考えておるこの説明で一致をしておるわけでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

中村議員 私の経験からですが小さな改善を積み重ねる中でいろいろな発想が浮かび、作業性がアップしたという経験がございます。そんな小さなこと、そんなことと見逃しがちになりますけれども、小さなことに目を見張ることこそ堅実な未来を築いていくうえで重要だと感じます。小さなことにも心掛け納税者からの税金を1円たりとも無駄にしないという思いで、行政から更なる知恵を湧かせ、無駄削減に取り組むことを要望いたしまして最後の質問に移ります。

中村議員 現保健センター移動後の建物利用についてであります。現保健センター移動後の建物

利用については昨日同じ質問で、障がい者の昼間の活動場として公設民営の方向でいくとこのことで、町民の皆さんからの要望が受け入れられ喜ばしく思います。現在、糸車の方がボランティアの方による子ども図書館がセンター内にあります。現状は狭いため子ども達が自由に走り回れるようにスペースを広くしたいと望んでおり、その声は町長にも届いていると思いますが、今後保健センター移動後子ども図書館はどこに移動となるのか、是非関係者の皆様の要望にかなうスペースを確保した環境になるかを考えます。また健康センター後ですね新たな利用される建物の一角に、私はテナントというものを設けてですね、地元の商店の品々や、その場にあって地産の品などが販売できるようにしてほしいと思います。障がい者の活動場所に適しているかは定かではありませんが、障がい者家族の皆さんが地元の商店の人とふれあい、地元産への安心や商店の良さが伝わるようなコミュニケーションが図れたら嬉しいです。商店の魅力発信場所としてですね、あの町長が言うような中型スーパーも必要かもしれません。ですが今ある商店の魅力を伝えればその商店の魅力の発信場をですね人が集合する場所に提供することも商店の活気づくりに必要だと思います。これからは常に1つのことから極力町の相乗効果につながるよう努めるべきだと考えます。テナントを確保し希望する商店が交互に入れるよう検討を求めます。これには前向きな商店の方もおります。少しずつでも町内に潤いが出てくる取り組みを考えますが町長はいかがお考えでしょうか。

町 長 最後のご質問は現保健センター、この移動後の建物利用のことにに関して様々なこの整備を含めてまあ相乗効果が期待をするのがいいかということだと思いますが、昨日坂本議員のご質問にもお答えをしまいましたが、障がい者の皆さんの地域におけるこの自立を目的とした施設整備、これはあのこれからの福祉の1つのまた基本的な施策の考え方として取り組んでまいりたいということをお願いしてそのように検討してまいります。いろいろとまあこれにつきましてはあの今のあの建物をどういうふうにまあリニューアルをして、こう使っていくかということと、それからその横にあの今福祉施設と同じように「コスモス園」というのがあるわけございまして、ちょっとあの議長にお断りをいたしますが、子ども図書館というような今発言、ご質問でございましたが、これはあのおもちゃの図書館ということかと思いますがそれでよろしいのでしょうか。

中村議員 私の誤解でした。

町 長 あの糸車の皆さんが取り組んどっていただく、おもちゃの図書館というのが今あのコスモス園を使って非常にまあ手狭であると感じ勝手が悪いということの中で要望もいただいております。既に予算を盛っていただきました。昨年の補正予算で。であのまた必要に応じて課長の方からお答えしますが、あのほぼ改修が終わりまして使い勝手が良くなっておるということでございますので、そうしたことを考えますと今度のその整備につきましてもそうしたことを含め、更にまたあの障がい児、障がい者のみならずですね、小さいまあそうした同じような共通したあの保育園児であるとか大人はみなさんも交流の場として使っていただくような施設にしていくなさではないかというふうに私自身も思っておりますけれども、またこれについてはあの今後検討する過程でですね、特にあの運営形態をどうするのか、そしてその施設整備財源をどうするのかというようなこともこれからまあ検討に着手いたしますけれども、特にあのこの保護者の皆さんや家族の皆さん、それからいろんな構成する団体があるわけでございますのでそうした皆さんと十分相談をし

ながら、だいたい方向付けをする段階でまた議会の方にも協議をお願いいたしまして形としてまとめてまいりたいというふうに考えておるところでございますのでご理解をいただきたいと思います。そしてまあそのことがまたあのわずかな小さいひとつの施設であるかと思いますが、町の少しでも商店街といいますか買い物がお店でできるような形につながっていければというふうに思っております。

中村議員 是非ともですね町の活性化、商店の活性化を町民は特に望んでおりますので、そういうことにおきまして是非検討していただきたいと思います。今回の質問におきましては住民目線でかなり細かい小さなことを質問させていただきました。無駄を削減し住民に町長は言われます笑顔が広がる行政運営を願望いたしまして質問を終わります。

議 長 ここで資料配布のため暫時休憩とします。そのままお待ちください。
〔暫時休憩〕

議 長 再開します。
5番 堀内克美 議員

5番 堀内議員 それでは通告に基づきまして誘致企業と地域との良好な関係づくりについて一般質問を行います。町の企業誘致は雇用の確保、地域経済の振興、町の活性化、町財政の安定化、まあこれらのために工場団地を造成して取り組んできたものと思います。そこで先ず第1にお伺いしますが、誘致企業導入時の町と企業の協定あるいは約束事等についてをお伺いをいたします。飯島町さわやか環境保全条例これは平成8年制定ですが、その前は飯島町公害防止条例、まあこれらに基づきまして誘致企業と町とは環境保全協定あるいは公害防止協定これらを締結した上で町への企業進出を行ってきたことだと思います。そこで今まで町で造成した工業団地の数はいくつあるのか、その工業団地に現在までに誘致企業は何社入っておるのか、またその中で会社と町との環境保全協定これを結んでいるのは何社あるのか、この3点についてをお伺いをいたします。

町 長 それでは堀内議員から誘致企業と地域のまあ良好な関係づくりの中で、町が誘致をいたしました企業の導入時の約束あるいは協定の内容についてでございます。数値的なことにつきましてはまた課長の方からご報告をさせていただきますけれども、この工場用地の造成計画から造成工事段階に至る地元要望に対する対応とそれから企業誘致の調整にかかる部分、それからもう1つには環境それぞれ企業誘致の環境問題これについての2つのまあいろいろ企業を導入いたしますと関わる問題が生じてまいります。地元の方々との誘致そのものに対するまあ考え方と要望事項の処理、それからその及ぼすであろう環境問題、この2つのこの部分でそれぞれの担当、所管課がちょっと違いますけれども、それぞれの担当で対応をしながら地元との調整を図ってきておると、一部には協定や覚書を締結してという形になるかと思えます。それで当然あのこれは個々別々の問題ではございません。当然あの連携をして企業誘致をしたという町の施政の下に地元のご理解をいただくようなこの取り組みをしておるということをご承知をいただきたいというふうに思います。そして当然のことながら地域の皆さんとのコンセンサスが図られた上で企業導入をして営業活動に入ったとこういうことになるわけでございます。そこでまああの誘致企業が立地をして稼働した後においても継続をして対応していかなきゃならない問題がどうしても生じてま

います。現在もいろいろと地元にご迷惑やご心配をかけている部分もあるわけでございます。あの今の配られていただいた資料もその1つだろうというふうに思いますけれども、いずれにいたしましてもこれはあの今、堀内議員がお話にありましたように町の振興と地元の雇用というものにも少しでも結び付けていきたいと、地域の活性化に結び付けたいという大きな1つの考え方の中で地域のご協力をいただいてやってきておるわけでございますので、当然町はあの調整役、導入したという1つの責任があるわけでございますから、その辺のところを何とかまあ地域とともに円滑にいくようにというふうに願っておるところでございます。それから環境問題、いわゆるあの汚水の問題や空気の問題、騒音の問題もいろいろと実際に協定はしてあっても事業が開始をされますと個々の問題で生じてまいりますので、これはあの総まとめ的には飯島町の今お話にございましたような「さわやか環境条例」これに基づいて協定をして、仮にまあ数値が達成をされておってもそれ以上に企業努力もまたしていただかなければならないという問題もありますし、それから地域の1つの考えて捉えておられるこの心情というものもあるんじゃないかと思えますので、その辺のところはまた行政としても十分仲介を図りながらですね良好な関係を目指してまあやっていくように努力をしてみたいと、こんなことで総体的なことでございますけれども。

産業振興課長 それではあのご質問のございました誘致、まあ団地を立地いたしまして誘致した企業、まあ団地数と企業数でございますが、現在まで4団地、中田切グリーン工業団地、それから陣馬工業団地、針ヶ平工業団地、久根平工業団地、4団地でございますが、会社の数といたしましては14社ということになっております。これはあの現在での段階でございます。

住民福祉課長 次のご質問の何社と環境保全協定を締結しているかというご質問についてはちょっと資料を用意してきてございません。しかしながらこの「さわやか環境保全条例」平成8年以降についてはこれはもう罰則のある内容でございます、それ以降の誘致については締結されておりますし、それ以前につきましてもあの開発行為等では地元の同意がないとなかなか進まないというようなことの中で、一定のまあ要件の協議が整っているかと思えます。また、さわやか環境保全条例につきましては町長が必要と認めて求めたときには事業者はその協定に対応しなければならないということがございますので、多くの事業所と町とは協定を締結していると思われましますし、あの数は確認してきませんでしたが現実によく協定してございます。でまた必要に応じてその協定対象を取り込んでまいりたいというふうに考えております。また地元とは、企業と町とはそういう協定を締結するわけですが、地元とは覚書をできるだけ町が仲介の労をとりながら結んでいただく、細かい内容で結んでいただくというようなことで進めておりますのでよろしく願いいたします。

堀内議員 お答えいただきました。実はあの協定を結んだ内容については担当部所に行ってお伺いしてあります。3社と町は協定を結んでおるということでありまして、その内のひかり味噌は公害防止協定、旧ですね、進出が古かったということです。あとは飯島セラミック今のNTKセラミック、それから内堀とがさわやか環境条例による協定を結んでいると、それからその次の質問のことも今課長の方からお話がありましたので、地域の覚書についてはやはりあのその内容を担当から確認ところでは内堀醸造と田切区が結んでいるとそういうことでございます。そういうことですので、それぞれご確認をいただきながら次の質

	間に入っていきたいと思います。誘致した企業につきましてはそれぞれ町の良いところをお話してまあ優遇施策等も含めて進出を促してきたところだと思いますが、決定後はそれぞれ対等の立場で対応しておるものと思います。進出企業が地域の風土等を理解して早く地域に溶け込んでいただき、ある意味では町の広告塔として飯島町の知名度を上げる、このためにも活躍を期待しているところであります。地域との関係づくり、環境問題、公害防止、これらについて日常の中で企業とどのような連携をとって、あるいは指導を行っているのかをお伺いをしたいと思います。
町 長	まああの様々な要素、条件というようなものをクリアして、そして縁があつてまたこの地域に立地をしていただくことを決定いただいてこの町に企業導入したということで、それなりきの経済効果にもつながりまたは雇用にもつながっておるということで評価するところ大きいかというふうに思いますが、やはりあの来ていただいた以上これは企業としての経営責任も果たしていただかなきゃならないし、第1あの地域への環境に対する配慮というものは最大限協定等もまあ覚書等も取り交わしていただいてやっておることでございますけれども、その企業姿勢といいますか営業姿勢の中でやっぱりそれは持つとっていただかないと困ると、これは企業責任そのものだろうというふうに思います。また行政もそれを仲立ちした以上道義的な責任も持っていかなきゃならないというふうかと思ひます。従つてあの1つの会社の例でいきますと、下流域とのいろんなあの地域のコンセンサスというものも図っておる企業もございます。年に1度・2度実際に工場内を見学したりしてそれからまた今の経営状況の問題やら、それからあの一部に河川に排水をしておる部分があるもんですから、そうしたあの水質検査のデータを基に現場を見たりして最後にまあ懇談をしてというような、この地域とともにまあ歩んでいただくケースもございますので、他の企業も全てそういうふうではございませんけれども、やはりできればそうしたことを町も仲立ちをしてまでもですなやっぱりその信頼関係というものが一番大事なわけでございますから、そうしたことをやはりやっていただくことがいいんではないかと、その上でまあいろんな課題をざっくばらんに別け隔てなくまあ信頼関係の上に立ってやっていただくということを、あのまた地元にも企業にも働きかけたいというふうに思っております。
堀内議員	お答えをいただきましたが、特にあの地元になりますと環境には非常に敏感ですので、是非そこらも含めてお願いをしたいと思います。それでは次の質問に入りますが、地域からの苦情等トラブル発生時の町の対応についてをお伺いをいたします。担当課から資料をいただいておりますが、その資料によりますと平成17年度から現在までの工業団地に関する苦情件数、これにつきましては11件ということでございます。その内容につきましては排水が5件、臭気が4件、騒音が2件、そんなように報告をいただいております。先程も工業団地の数でお話がありましたが、町で造成した工業団地4団地の内、田切区に關係するのが中田切グリーン工場団地、久根平工業団地、それから陣馬工業団地の一部ということで、町で造成した4団地の内の3団地が田切区に立地をしていると、まあ非常に多くのものが田切区に立地をしているということになります。またこの6年間に田切区に出された工業団地に対する苦情は5件あります。区で扱っていないものもあるとすればそれ以上であらうかと思いますが、一応区で扱っているのは5件ございます。そこで最近問題になっているいくつかの事例についてを申し上げてみたいと思います。久根平の工業団地

	のある企業では確か平成19年だと思いますが8月に排水問題がありました。これは中田切への放流の時点で泡が発生して、結果的には窒素、燐、これによる富栄養化というものでございました。まあそれから半年以上かけて翌年の3月に企業との話で排水処理施設の整備とビオトープの設置、また今後このような問題が発生しないようなことを約束しながら、田切区と企業とは1件を落着ということになっております。しかし今年の1月、正確に言うと1月18日のなりますが、再度全く同じ排水問題、これも泡が発生したということで、これはあの中平の集会所のすぐ南のところであつたという事実が発生したということでございます。直ちに地元から役場に通報して対応していただいておりますが、企業からは地域へは未だに何の連絡もないということでございます。またこの1月18日に泡の発生をしたときに町へ通報したわけですが、まあその後の事後対応について町の対応についてどうもちょっと納得いかないなとまあそんな声もございます。私は今回の一般質問を行うにあたりまして、先週の土曜日5日の日ですが、久根平工業団地から中田切川の排水の放流先を確認をしてきました。ただいま配布をいただきました写真がその写真でございますが、ご覧いただくように未だに排水の中には泡が浮いた状況でございます。写真を見ていただくと写真の上の方が下流であります。上流から泡が流れてきてそこに堆積しておるわけですが、その下流の方にはちょっと堰あげたところがございますが、この泡は流速が遅くなるとどうも泡が大変出るような泡かなと、そんなように私は感じております。よくあの昔、河川へ洗濯水を放流すると落差溝のところで泡がよく発生していましたが、これとはちょっと違う状況だというふうに思いますが、いずれにしてもこういう状況で現在もあります。またこの久根平の工業団地のこの企業は工場団地の周辺に現在5基目の深井戸を掘削しております。町とこの企業の環境保全協定書には環境に配慮する中の項目にいくつかあるわけですが、その中に地盤沈下にも配慮するということが明記されております。地下水の汲み上げというのは地盤沈下に対する影響が懸念されます。しかし地域の住民の皆さんはそれのこともですが、地下水の水道ちの変化により古くからある地域の共同水道あるいは家庭の井戸の枯渇を懸念しております。一部の耕地へは企業が出向いて説明を行ったとも伺っております。これだけ多くの井戸を掘削しているからには町に多分事前に協議があつたと、まあそんなように思いますが、そこで質問をいたします。久根平のこの企業についての今回の排水問題に対する対応とその経過、また田切区に対する説明は行われているのか、またどうなっているのか、先ず1点はその件でございます。2点目につきましては井戸掘削に対して事前に協議があつたのかどうかその点、それから説明に行っている耕地についてはどちらに行つてどのような内容を話してきたのかをお伺いしておきたいと思ひます。もし把握ができていましたらお答えをいただきたいと思います。以上についてお伺いをいたします。
町 長	企業のまあ地元に対する理解それから協定の内容を守っていただくというようなこと、それから日常のあの営業について事業運営についての何かあつた場合の1つのその対応の姿勢というものにつきましては、常々企業の方にもそのことは申し上げたり、それからあの覚書・協定の中にも当然含まれておる事項でございますので、お互いにまあ遵守をしていかなきゃならないということだと思ひますが、たまたまあの田切の久根平工場団地の1企業についてはあの以前からそうしたことが度々起こるというようなことにつきましては、あの行政の立場としてもまあこれはあの大変まずいことであるというふうに思っております。

住民福祉課長

して、あの都度申し上げております。それで一部施設改善をいたしまして田切とも了解を
いただいておりますということでございますが、この1月にまたこうした状況が出ておるとい
うようなことでございます。あの今回のこの状況につきましては担当の方から即現場に飛
んで状況を判断をして報告を受けておりまして、このことは企業の方にも十分伝えてまた
次の対応をするというようなことでできておりますが、その後のまあ地元に対する対応とか、
それからこの井戸の問題等につきましてもちょっと担当の方から報告をさせていただきま
すけれども、まあこれはあの中平用水かと思いますが、やはりあの企業団地の造った時の
放水先が直接この用水に入るようなこの位置付けになっているということが、今改めてこ
の浮き彫りになっておる状況もございます。それであのほとんどのこの排水がその1社か
ら出るというような状況もございますので、企業ともお話をしてこれはあの河川管理の国
の直轄っていいいますかあの天竜上流の方にも協議をしていかなきゃならんということでご
ざいますので、ちょっとその排水先の問題とそれからどうしてもこうしたあの泡が出るこ
とに対応する、更にあの機能アップしたような改良施設を求めてきておりますので、まだ
ちょっとあのその具体的な、こういうことでという示しをいただいております。従って
あのその状況をまだ地元へ下ろすという段階にはなっていないと思いますけれども、ど
うしてもこれはあのこうしたことが度々起こるようなことでは地域との信頼関係というも
のもなくなってきては困るわけでございますので、行政としてもその仲立ちを十分しなが
らひとつ改善をしてもらうような1つの方向で努力をしてまいりたいということでござい
ます。今回のその対応等、それから井戸の問題については担当の方から申し上げたいと思
います。

それではあの今回の対応の仕方が町はちょっとまずかったんじゃないかというご指摘、
それから未だに地元に対して何らの説明もないというこの点、それから後にちょっとこの
写真のことでご説明をさせていただきたいと思いますが、議員ご指摘の通りそのこちら
もあのさわやか環境保全協定、事故があったときには先ず水質を確認をして対応していく
というような謳い込みになってございますので、地元から連絡のあった即その時間帯で内堀
には連絡をし、すぐ水質検査の要請をかけて、その結果を待って地元の方へ出向こうと、
原因の分析をしながら出向こうということで、内堀が数日後に町の方へ水質の検査の結果
とそれから内堀なりに分析をした泡の発生原因これを持ってきましたので、即、私の方は
区長の方へ連絡を入れまして、水質の結果が出ました、それからまだ原因と思われる内容
もわかりましたのでご説明に伺がわさせていただきたいという旨を申し上げたところ、こ
れはまあ区と町と内堀の間でもうどうこうしておる段階ではないから流域の住民を対象と
した説明会をしなければならないということで、待てというご指示がございました。で今
日に至っております。内堀の方からは再三にわたって所管課の方へは、地元へ説明に出向
きたいがということを言われておりますが、その経過がございましたので今日まで待つて
いただいております。で、どこかの時点では流域の皆さんにその経過と原因と対策につい
てご説明しなければと思います。後、その後ですが、つい先日も連絡をいただきました。
前回、即日対応がないじゃないかというご指摘をいただきましたので、その日の内に内堀
と連絡をとりながら原因分析をし、関係耕地総代さん、区長、ここへは即文書でその日の
内にお届けをいたしました。で、現在は問題があったときには則対応して結論を得られな
いまでもこのような取り組みをしておりますというご報告は即日するように所管の中では

堀内議員
住民福祉課長
堀内議員
住民福祉課長

産業振興課長

堀内議員

打ち合わせをしてございます。後、その文書の中では書き添えたことでございますので、
内堀もだいぶ反省、反省っていいいますかこの泡の除去について対応しなければならないと
いう思いが強くて、大きな設備投資になるわけなんです、1月の段階で今浄化をしてい
るものをもう1基発注を掛けたと、今8月の完成に向けて掛けておりますということもそ
のご報告の中へ書き添えさせていただきました。で、このことによりまして今2系列で排
水が出てまいります。洗浄したもの、それからいわゆる醸造したものの処理、この2系列
の量が極端に違いますのでそれが上手に処理できないと思われるというようなことがあり
ました。で、系列ごとのこれから処理をしていくということであります。最後にこの写真
でございますがこれは実はあの一定量、町が提案をして今内堀が取り組んでおりますが、
一定量溜めて下流に流さないように処分してくださいということの泡でございます。従い
ましてこれが常時行っているわけではなくて、もうこのすぐ下に取り入れがございます。
で、そこへ行かないようにもうその前段で処理してくださいということで町も協力しなが
ら町は毎日監視に行っています。内堀も朝夕に監視しております。で、極力ご迷惑をおか
けしないようにといった取り組みを継続しておりますのでよろしくお願いいたします。

今のその「その日」っていうのはいく日？日を？その日に文書でということ？
即日処理の日ですか？
18日？
ちょっと日を忘れましたが、田切から言っていた日です。ちょっと日の方は記
憶してございません。1週間ほど前だったかと思います。

それではあの井戸水の関係についてご報告させていただきますが、昨日からお話がご
ざいましたようにお話のありました企業については現在稼働しているのが4基でございます。
それはあの大田の沢地籍に2基、それから工業団地内に2基の4基でございます。それか
ら現在新しい井戸を1基掘削をされている最中でございますが、その関係につきましては
この井戸だけについてのお話ではなくて、まあ他のこととの一緒に懇談の際に新しい井戸
を掘られるっていうお話をお聞きした経過がございます。で、地元とのお話はどうか
かということでございますが、地元との追引耕地になります2月9日の日に追引耕地の
3役さんを中心といたしまして、内堀、このお話ありました企業から地元の方に出向いて、
出向いてではなく口頭で、出向かれて口頭で説明されたと懇談をされたということを聞いて
おります。以上でございます。

経過についてはわかりました。まあちょっといろいろ行き違い等もあった部分もあろ
うかと思いますが、実は私もあの2月6日の日に、むら夢楽塾がありまして工場長にも早
く地元の説明に来て住民の不安を解消してくれよっていう話をしたんですが、ちょっとま
だ事情があって行けないとまあそのときにはそんなふうに言ってましたので、もっと迅速
な対応が欲しいなというふうに思っておりましたのでお伺いしたところでございます。是
非あのそういうことであれば区とまた企業の間に入って町の方でもう一段のご努力をよろ
しくお願いしたいと思います。それでその排水問題ですが、ちょっと心配するのが今回2
回目に発見をしたということになります、ある人に言わせるともう3年前から同じ状況
があったんじゃないかなというような声もあります。まあ過去には針ヶ平の工業団地の企
業の排水問題で下流の水利権者の要求によって放流先をうなぎ沢から数キロ離れた子生沢、
全く反対側の方に変更したという例もあります。住民は生活水に対しては非常に敏感でご

	ざいます。先ほど町長の話では中平用水の取水よりも下流にできるだけ出したいということですが、実はまだ下流にも農業用水ございますのでそこらも配慮していただきながらご検討をいただきたいと思います。 それから次に地下水問題についてでございますが、地下水の汲み上げ状況についてをお伺いをいたしたいと思います。長野県の名水であります越百の水も地下から汲み上げております。地下水は貴重な飯島町の資源であり、また財産でもあります。専門家の話では飯島町の地下水は水量が非常に少なくて、１本の井戸で汲み上げる量はまあせいぜい１日５～６００立方メートルと言われています。まあ普通のところでは１，０００立方メートル以上、まあ平坦地へいきますと何千立方メートル何万というのが汲めますが、この駒ヶ根とかそこらへ行きますと１，０００立方メートル以上は確保できるようですが、そんな状況で非常に少ないということでございます。仮に５本の井戸を最大汲み上げたとしても１日約３，０００立方メートル汲み上げるということになって、非常に大きな量になります。これは飯島浄水場の１日当たりの計画配水量、先日の資料では３，６７１立方メートルということでございますので、これに迫る量であります。家庭用の浅井戸はともかく企業の汲み上げる大規模な井戸、まあこれは１００メートルから１５０メートルぐらいのところから汲み上げておると思いますが、それらの地下水については規制を行うべきだとまあそんなように私は思いますので町長のお考えをお伺いしたいと思います。 まああのこの件につきましては、この汲み上げることによって地域へのこの例えば個人の深井戸でありますとかその他の用水に影響があってはならないというふうに基本的には思っております。まあ一方であの今度のこの企業はその水を生命として成り立っておる事業でございますので、今までのあの電波探知をしたり試掘をしたりという結果の中で深井戸を上げてこの事業に取り組んだ経過があるわけでございます。その限りにおいてはそうした支障はまずないというこの検証の中で進めてきた事業でございますけれども、今あの現実問題としてそうしたあの個々の家庭の影響というものは直接には聞いておりませんが、まあ自分の土地から自分の敷地内で上げるということの直接の規制は今はないんですが、やはりあの地盤沈下につながるというようなことその他に影響があるというようなことはやっぱりこれは検証していかなきゃならない問題でございますので、少しこれはあの検討をさしていただきたいというふうに思っております。今ここですぐどういう規制をどうだっていることはこれはあのいろんな法律問題も絡んでくる部分があるかと思うますので、十分また内部で検討して、要はこのことにもって、かつてまあ中央道が通ったために下の横井戸が枯れてしまったというような影響も出たこともあるわけでございます。そういうことになっては困るということでございますから、十分慎重に対応しながら検討課題とさせていただきたいと思います。 堀内議員 規制については検討いただけるというお話でございます。私も過去に飯島の上水道の仕事に関わったことがあります。当初飯島上水道は地下水を汲み上げておりました。岩間に２本の井戸がありましてその２本で飯島町の各家庭の水は十分に賄えるということで当初始まったわけです。しかし井戸は汲み上げていくとだんだんだんだん水が枯れてくるんですよ、実際には。特にその井戸の例えば５００立方メートル汲み上げる井戸を３００くらいで汲んでやればまだいいんですが、それを５００、６００っていう能力以上に汲み上げたりするとだんだん枯れてくると、まあそんなような状況がありますので、これか
--	---

	らやっぱり規制かけていただかないと今掘っておる井戸の関係で何年後に回りの地下水道を通して皆さんの水が枯れるとかそういうことがあると思いますので、まあそれらも考えの中に入れていただきながら検討をお願いしたいと思います。 次にもう１つ事例をお話をさせていただきたいと思います。中田切のグリーン工業団地の企業でございますが、昨年１月、２月ごろ深夜の騒音に対する苦情が地域でありました。町の仲介をいただいて企業の説明会が北河原耕地でありました。まあその際に騒音については善処を約束されました。その際に住民からまたもう１つお話があったんですが、実は悪臭があるということでございます。企業の話では原料の大豆の残渣を利用してメタンガスの燃料化を進めているのでちょっとご迷惑をおかけしていると、もう少し我慢してほしいとまあそういうふうに言われておりました。しかし未だに悪臭は解決しておりません。まあこれはあの町の方へは通報が行っているかどうかはちょっと定かではありませんが、そんな状況に今なっております。２月３日の日報の記事によるとこの企業は廃棄物処理で発生するメタンガスの再利用で食品産業ＣＯ２削減対象、これの最高賞である農林水産大臣賞を受賞されたというふうに報道されております。なんか地元では現在も悪臭に我慢をさせられていてちょっと納得のいかない状況でございます。確か町長は昨年の７月２９日にこの企業の大型倉庫の竣工式に招かれておったと思いますが、その時にその悪臭に気が付かなかったかどうかちょっとお伺いします。また今後の対応についてもお答えをいただきたいと思います。 町長 あの前年の竣工式にお招きをいただきまして行ってまいりました。まあ稼働になっていない状況での竣工したという形でございますので、果たしてその原因がその新工場から出てるのかどうかっていうことはわかりませんが、この会社につきましても前々からそうしたことは地元から聞いておりまして、都度まあ改善がなされてきたというふうに思っております。であの今お話の７月の時には何らあの、この中にも行かれた方がおるかわかりませんが、あの一切そうした悪臭の気付いた点はございませんでした。 堀内議員 今後の対応は？今後の対応。 町長 まあこれもあの今日現在の状況がどういうふうかちょっとまあ承知しておりますが、特別あの役場の行政の方にも来ていないと思いますけれども、過日あの企業訪問をいたしまして当該企業にもお邪魔をいたしました。いろいろあの先程の表彰を受けたことの話題も出ましたし、それから今までのそうしたあの経過のこともこちらとしてもちょっと触れて、是非企業努力をお願いしたいということで十分向こうも分かって、しかもまた表彰をいただいたんでそれにふさわしい企業でなければならないというようなこと、これはあの取締役の１人の方も直接言っておられました。従ってあの現状がどういう形ということはまた把握をしながらですね、当然あの企業もその責任を負っておるかと思うますので、できるだけまたそうしたことが何回も繰り返すことのないようにまた行政指導をしてまいりたいというふうに思っております。 堀内議員 まあ幾つかの例をお話をしましたけれども、まあいろいろと問題が起きてもなかなか文書で確認するということは企業と地元はできていませんで、あの時にこう言ったああ言ったという問題が残ってくるかと思います。まあそれぞれ今後の対応についてよろしくお願ひしたいと思いますが、最後の質問に移りたいと思います。まあこのように誘致企業と地域の関係につきましては問題がでますとギクシャクとしてきます。しかし田切区と幾
--	--

	つかの企業とは良好の関係にあります。特に田切クリーンセンターこれにつきましては年に何回か協議の機会を設けてまた現地の確認もさせていただきながら進めておりますし、駒ヶ根市の福岡に立地をしております中田切川に排水をしております企業につきましても、1年に1回工場見学等をしてながら田切区とは良好な関係にあります。町長は平成23年度の施政方針の結びのところで、「町長として町民の先頭に立ち、安心・安全で住みよい町、暮らしやすい町、活力ある町、づくりに全力を傾注して参る覚悟であります。そのためにも町長以下職員が一丸となって厳しい現状を認識し、更なる意識改革を進め、常に町民の皆様との気持ちの融合を図るべく今後の行財政運営にあたってまいります。」というふうに言われております。そこで最後の質問でございますが、企業と地域の良い関係づくりについて町はどう関わるのか、地域はどうしたらよいのか、それについてをお伺いします。私は誘致企業が地域に積極的に出向いていただいて、あるいは地域の行事や事業にも積極的に参加していただいて、地域との距離を近くして、何かあったときでも地域にすぐ連絡がとれるという親密な関係づくりが必要じゃないかなとまあそんなふうに思っています。今まで申し上げた問題も排水問題ということで問題でありまして、公害とは私は言うつもりません。地域ではやっぱり公害というものはある数値を超えたものを私は公害と言うと思いますので、地域では心配になるとどうしても皆さん町の方へお願いするということになります。そういう問題解決するにはそういうことが必要だというふうに思います。この関係づくりには町に人肌脱いでいただいて企業と地域の接着剤の役割を私は期待しております。地域と企業の良好な関係づくりの方策をお伺いをいたしまして最後の質問といたします。
町長	まああの誘致をいたしました企業、まあ誘致をしたしないにかかわらずこの企業活動と地域の皆さんが良好なまあ信頼関係を持って、お互いに毎日を生活し事業を経営していくということはどういうことだろうというふうに思います。従ってあの先程の施政方針の中の最後の結びの、安心・安全な部分とそれから町に活力をという部分、これもやはりあの言葉ではそういうことになるわけでありまして、当然これはあの両立をした考え方で取り組んでいくべきものというふうに思います。それからまた町内からも従業員もそこに勤めておる従業員もかなりおるわけでありまして、一緒に1つのこの考え方の中で取り組んでいくことだろうと思います。こうした問題が若干あることによって企業誘致というものを全く排他的に考えることもこれはいけないことだというふうに思います。従ってあの今それぞれのこうしたあの公害、具体的な公害に至らなくても問題として提起がある以上ですね、やっぱりあのその辺のところのきちんとした対策を講じて、設備的な対策とそれからあのこの信頼度を増すような説明責任ということもやっぱり必要かと思っておりますので、実はあのそうした内容に触れてまあ企業訪問した折りに、町の方で是非その労を取ってほしいというようなことも依頼を受けておりますので、先ほどの課長の話にもありましたけれども、ちょっと地域とをまた具体的なひとつのお話合いの中でそのことを実現に向けて、できればまあ全体のひとつのこう企業訪問をしたり、工場を見たり、それからもうこれはあの眼を逸らしてというわけにはまいりません。現実の姿を皆で見て検証をして、それに対応をして解決をして、そこに信頼関係が生まれてくると、こういうことをしていかなきゃいけないと思いますので、精一杯の町としての努力をさせていただきたいなというふうに思ってお

堀内議員	りますのでご理解いただきたいと思います。 これからも努力を期待しまして質問を終わります。
議長	ここで休憩をとります。再開時刻を11時5分といたします。休憩。 午前10時46分 休憩 午前11時 5分 再開
議長	休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。 10番 宮下 寿 議員
10番 宮下議員	それでは通告に従い質問をしてまいります。昨日同僚議員お2人が買い物弱者への対応に関します質問をされました。しかし私に気を遣っていただいたのかあまり多くを語らず今日の私に託していただいたというそんな気がいたしておりますので、それだけにプレッシャーを感じておるところであります。そんな中で町長のご意見をお伺いしてまいりたいと思っておりますけれども、今回の質問の前にですねまあ私自身が思うこととして、買い物ってというのは一体何であろうかということであります。ただ生活の中で必要なものを買うというそういった行為だけが買い物ではないんじゃないかと、私も先代には申し訳ないのですが、まあ小さくしてしまった店ではありますけれども、青息吐息で今でも何とか続けておるわけでありまして。でもそこに何を求めて続けているかという自問自答をしたところ、やはりその商売が好きだということはもちろんありますけれども、一番はやはり来てくださったお客様と会話を通して物を売れるという、売るとこの楽しさ、これが私の今も続けている商売を続けている原点かなと思うわけでありまして。そうしたときに私もある時には一般消費者となるわけで、そうしたときに昔からよくウインドウショッピングとかいろいろありましたけれども、やはり買うだけでなく見る楽しさ、そしてこれはどういふものであるんですかというような、聞いて会話をするそういった楽しさっていうものがやはり買い物という中にいっぱい詰まっているんじゃないかなというふうに思います。近年は若者だけでなくある程度年配の方でも会話をしたくないのか、たまに家のような店に入ってきててもですね出るまで一言もしゃべらない方がいらっしやいます。こういったときに私は非常に困ってしましまして、この方が何を求めているんだろうか、まあジローっとお店の中を見てなんとなく自分の思うものがあればそこへ行きジローっと見て、で、何も言わず思うものがなければスーっと出ていくという、非常に私にとって苦痛な時間があるわけでありまして。そういったことか特に例えばコンビニですとか、コンビニよく「いらっしやいませ」とか言っているんですけども、私もよくよく見てますとコンビニの方には失礼ですが相手の顔を見て言っていないと思います。こう下を向いてバーコードをピッ「いらっしやいませ」「はいありがとうございます」全然見てないんですね。ということはやはりここに意思の疎通というものが全くない、商売の原点っていうのは先程も申し上げたようにやはり会話の中、お互いの顔を見てそしてそういった中でやっていくというのが本来のものじゃないのかなと思うと、非常に今はかけ離れていつてしまっている、昔の良さという非常に何か年をとってしまったようなものの言い方ですけども、やはり昔の

良さっていうのはこういったところひとつとってもあるんじゃないのかな、やはりもう少し原点に立ち返って自分自身も反省しながら、またそれを逆に今の時代にもう一度呼び戻してお互いの気持ちの中でやっていくという、これは家庭の中に1つとっても同じことだと思います。子どもとの会話そういったものがだんだん年が大きくなると少なくなっていくものですが、やはりそういった中でも少しでも会話をするということがやはり相手を知ることそして自分を知ってもらうということ、これはやはり日常生活という中で基本ではないかなと思うわけであります。そんなことを考えておりますと買い物弱者と呼ばれる方々は一体どうなんだろうと、盛んに最近この言葉が言われているわけであります。あるいは買い物難民などという言葉になっていっているわけですが、これは地方だけでなく都市部においても少なからず起きている現象であるといわれておりますけれども、特にこの田舎である村、町等々については都会よりもクルマ社会であると思っております。そういった中で高齢になって車の運転ができなくなってしまった人、あるいははなから免許を持っておられない人、身体が不自由になって運転ができなくなってしまった人、様々な理由で買い物したくてもできない人がこれからはどんどん増えていくのではなかろうかと言われておりますけれども、その人達に便利さだけでなくて買い物をする楽しさを含めて提供したいと、そういった時にこの前の一般質問の中でも話をしましたが、生き残っていくためにどうしていったらいいんだろう、何ができるのだろうということにもつながっていくんですが、私もこの今回この買い物弱者に関する質問をするにあたりまして、私はこのもうご承知だと思います。長野県の23年度予算案に盛り込まれている高齢買い物弱者支援モデル事業これを1つ下にいたしまして飯島町のこれからを行政とともに考えたいと思ひまして町長と意見を交わしてまいりたいと思います。

町長 先ずお伺いいたします。最初に高齢買い物弱者支援モデル事業ですが、聞くところによりますと3月以降モデル地区を公募するということだそうですが、町としてこの事業をどの程度把握し、またこの事業に対応するつもりがあるのかを最初にお伺いいたします。

それでは宮下議員の質問にお答えをしてみたいと思います。まあ商業、特に買い物に関して様々な課題があるということでございますが、冒頭あの今世の中がこの特に買物をされる買い物志向が移り変わっていく中で、非常にあの以前と比べてこの疎通、コミュニケーションというものが失いつつあるということの中で、宮下議員さん自身も頑張っていたということ正にまあまったく私もその同じ考え気持ちでございます。やはりそこにはあのいろんな豊富な物の選択はもちろん必要かとは思いますが、こうしたあの実際に顔を見ながらそしていろんな世間話もしながら、その顔を見ながらコミュニケーションを図って買物をするという、この言ってみればひとつの買物文化とでもいいですかそんなようなことにもつながっておるというようなことでございます。是非まあそうしたあのこの中心商店街も1つ欠け2つ欠けの厳しい状況にあるわけですが、宮下議員には奥様とともにひとつ頑張っていたいて、勇気を持ってひとつ続けていっていただきたいなというふうに私からもお願いを申し上げたいと思います。

そこで具体的に県の23年度予算の中にこうしたあの現在の全般的な買い物弱者といわれるこのことを非常にまあ重くそのことを捉えて、これを支援するモデル事業というものが組み込まれました。予算の中では県の予算 3,220,000 というふうになっておるわけが

ざいます。その考え方につきましては県の方では昨年9月にまあ実施をいたしました買い物環境等に関するアンケート調査というのがございました。これはあの県内の買い物高齢者を中心にした買い物弱者といわれる約52,000人から80,000人というふうに推計されてはいますが、この買い物弱者を対象としてモデル事業の実証を関係団体等との委託協力の中で実施をしていくということでございます。この買い物環境に関する調査の中では抽出的に近くでは県下2カ所あったと思ひますが、お隣の駒ケ根市がその1つの対象になりましてテレビでも放映をされたところでご承知のことと思ひますが、そこでまあ現在県から事業の詳細まだあの詳しくはほとんど示されておりませんが、このモデル事業を受託する事業団体といたしましては当然市町村、それから各市町村の商工会議所、商工会、その他のまあ商工団体というふうになっておるようでございます。それから住民の団体、NPOに至るまで様々なまあ持続的な運営が可能なこの団体が想定をされておるというふうに言われております。で、このモデル事業の実施地区については公募によりまして3つの地域の類型の中から各1カ所が選定をされるというふうにされております。内容につきましては後ほど課長の方からちょっと補足して申し上げたいと思いますが、そこでまああの私としてはこれはあの2月の25日だったと思ひますが新聞で報道されましてご承知だと思います。即刻まあこれにつきましてはあの飯島町といたしましてのいろんなこうした問題を抱えておるだけにですね、この応募を前提として取り組むようにと必要な対応をするようにということで担当課に指示をいたしまして現在いろいろとやっておるところでございます。ただあの事業費の支援には非常に魅力もあるということでありますが、町としてこのモデル事業をどういうふうにまあ公募するにあたっては対応していくのかどうかと、事業主体というものをどのように位置付けて持続的にこの活動が図っていけるのかどうかというようなことも課題でございますし、それからたぶんこれはあの狭き門になるんじゃないかなというふうに思っておりますが、この類型別のこの区分けがされておひまして、その中からまあ3つから1つの区域から1つずつという形になるわけでございますので、その中にひとつあの地元の買物の滞留率よく言われますこの要件設定があるようございまして、これが20から80%の市町村並びにその周辺地域というふうになっておる要綱がひとつございまして。そうしますとこれはあの飯島町の統計でまいりますと48町村の中からまあ選定されると1つが選定されるというようなことになろうかと思ひますので、その辺のまあ実証実験をどういうふうにメニューとして描いていけるかどうか、これは十分検証してかかる必要もあるというふうに思ひます。全くあの細部分かりませんのでまあそんなようなことをいま心配方々今準備をしておるところでございます。で、お話のようにこれはあの3月以降ということで4月に入るのか5月になるのかちょっとわかりませんが、一応募集の手続きが開始されるということでございます。詳細について十分その情報をまた取得しながら是非これは応募に参加して前向きに捉えていきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

産業振興課長 それではあの今このモデル事業ということで実証実験の対象となる市町村が3市町村ということで出ております。県の方の今の段階での資料は、その位置付けでございますが、その3つの市町村は地元滞留率によりまして地方中心地域これにつきましては地元滞留率が80%以上、25市町村が対象となっております。それから地方周辺地域48市町村これはあの地元滞留率が20から80%の地域、それからもう1つが中山間地域46市町村

でございます中山間地域につきましては20%未満の地元滞留率とそういう区分けになっておりますが、これはあの市町村数合計しますと119市町村でございます。買い物弱者っていうことになりますと要するに合併前の旧市町村単位の数字で見た方が、要するに大きくなった市の中にも地元滞留率部分的に見ると小さいともあったりするという事の中から、こういう数字になっておると思います。で、飯島の場合はその中の地方周辺地域48市町村地元滞留率20%から80%の市町村になります。というのは地元滞留率面に出てきておるのは4.4があの総合計画等にも出てきておる数字でございますが、この4.4というのはいろいろなあの買物の関係ですね、例えば衣料品、身の回り品、文化品、飲食料品、それから日用品、それらを含めて4.4となっておりますが、飯島がその20から80%の地元滞留率の中に含まれるというのは飲食料品、飲み物食料品これが飯島の場合24.6という地元滞留率でございます。約まああの100人に対して25人近くは地元で飲食料品は買われているという、ということでその市町村の区分けの中に入っております。で、その3つの区分けの中から1つずつ区分けから1市町村で3つの市町村が選ばれるということで、町長先ほど申し上げましたように、できればこの実証モデル事業の中に手を挙げていきたいということで町長申し上げましたけれど、県の方の要綱等見た中でまた前向きな形で検討するということに町長も言っておりますし、そういう方向で自分たちも対応していきたいというふうに思っております。

今お答えいただいたわけでありまして、今お話の中に2割から8割の地方周辺地域に該当するということで今お伺いしたわけでありまして。まあ飲食料品を中心に考えた場合には24.6%あるという、今聴きたくなかったんですね、前からは4.4、4.4っていうものがとんでもなく走ってまあ言われてきたわけですね。基本的に。ただあれも中学2年生のお子さんを持った親御さんがっていう括りがあって、ただあれの括りを知っている方は知っているけれども、知らない方は全く知らないので本当に4.4%しか飯島町で買物を町民の皆さんはしてないのかというふうにたぶん捉えられていたと思うんですね。それからするとああ24.6って言うっていただきましたかったなという思いが今更ながらにするわけでありまして、まあそれはさて置いて、まあそういうことになると今言う48の中からのまあ応募全部したとすれば48分の1ということになろうかと思えますけれども、まあ今あの、積極的に前向きに検討するということでございますけれども、まああのどういった形でこの応募の仕方ですとかね、そういうのがまだ見えてこないということでございますので何とも言えない部分はあると思うんですが、まああのその実証の事業の内容のまあ括りですかね、県としての、これまああの新聞の方でも載っておりますけれども、宅配システムの構築ですとか小規模店舗の開設、それから移動販売、送迎などをまあ想定しているというようなことで新聞にも載っておりますけれども、まあついでに書かれていたのは県はモデル事業支援委員会まあ仮称ですけども、こういったものを設置して各モデル地区の事業計画作成段階から助言・支援し、地区内にある中堅大型スーパーやコンビニとの連携も模索していくというようなことで新聞には報道をされておったわけでありまして。それ以外に新聞報道は今言っていた滞り率からのその地域の区分けですとか、まあ委託先ですね持続的運営が可能な事業主体ということで、まあここの辺の委託先というところがあくまで私たち個人的な部分でいくのか、あるいは市町村という自治体として手を挙げてくれるのかというところで、まあ私もどうなのかなあと思って

おったところ、一応町として積極的に考えていきたいというような今お答えをいただきましたので、是非あの前向きに検討というよりも是非何とかしてもらいたい、応募については何とかしてもらいたい、それが引っ掛かるかどうかはまた別問題ですけども、その点場合によってはですねあの行政のみならず商工会、あるいは商工会の中の商業部も、私も関わらせていただいておりますけれども、まあそういった中で一緒に何かできることがあれば一緒に考えていきたいなっていうふうに今思っておりますので、その辺そういうお気持ちがあるとすれば是非お声をかけていただきたいと、そしてまあ応募をするところまでは先ずとりあえずしたいなと思っているわけでありまして。ただし公募ということですので当然漏れてしまう場合も想定をしていかなければならないわけですね。で、漏れたということになるとやはり漏れたというだけで終わるのではなくやはり何とか今後のことを考えたときに策を講じていかなければならないということになるわけでありまして。そこで前回の質問の中でも申し上げましたけれども、やはりこの物資の調達という観点から考えますとこの飯島町というのは立地がまず中途半端なところにあると私は認識をするわけでありまして。もう皆さんもご存じの通り北は駒ヶ根のもうすぐ郊外店が軒を並べておりますし、南は高森、飯田、これへもまた郊外店が控えているということで、まあ足の確保というものができている人からしますとこの現在の飯島町の商店の衰退というのは、まあさほどそういった方には気にならないところがあるのかなと思うわけでありまして。しかし昨日の質問の中に高齢者の実態ということでお聞きした中で、足の確保ができない75歳以上の方が180人ほどですか、また高齢者のみの世帯が680世帯、そのうちの独り暮らしの方これが300世帯ということでお聞きしたつもりですけども、まあ現在65歳以上の高齢化率が30%ですか、こういったまあ飯島町でありますけれども、これからもこの少子高齢化ですねこれが当然続いていくということであるとこれは由々しき問題となっていくわけで、昨日もちょっと平沢議員の方からお話がありましたけれども、これ既に締め切られてしまっておるわけですけども、国のやはりこの弱者対策というところで上限が100,000,000円、で下限が1,000,000円ですか、というこれはもう既にまあ1回目といいますか、今回のものについてはもう締め切られてしまっているわけですけども、まあ予算は総額300,000,000円であったものがどうも見てみますと180社の要求がありまして総額1,900,000,000円というようになっている模様であります。特に九州地区ですねこれが20数件の応募があったということで、かなりのまあ競争率と、国の事業そのものもそういったわけで大変困っているところが多いんだということがまあこういうところでも浮き彫りになってきているわけでありまして。そういった中で公募に漏れた、あるいは漏れなくてもいいんですが、今後のことを考えた時にですねちょっと事例をいくつかご紹介したいと思えますけれども、先ずこれはあの私もずっと考えていることなんですけれども、昔「ひまわり号」と言われましたけれども、移動購買車ですねこれのやはり復活が出てきていると、もう何年も前から会社そのものでやってらっしゃるところもあるようですけれども、鳥取県あるいは高知県の普通の会社ですねこういったところ、あるいは福井県、山形県の生協こういったところがトラックやマイクロバス、軽トラというものを利用して各集落を巡回し販売を行っているということであります。で、福井県や高知県の例ですとここは県の補助金を活用して展開しているのであります。また福島県のNPO法人ではこれは国から40,000,000円の補助金を受けまして地元の食料品店や日用品など10店以上が

町長

参加してこのネットのスーパー、ネットスーパーを設立すると、これは現在進めているところのようです。まあこれによりますとこのタブレット型の情報端末機を300台これを高齢者に無料で配ると、その端末機に表示されます商品をタッチして注文をしますと即日配達されるというそういった仕組みだそうであります。まあこれにちょっと似かよっているのが、今ちょっと進んでいるかどうかはちょっと私も分からないんですが、つれてってカードの関係でやはりここのタッチして即日配達というところまでではないと思います。あれは確か注文というよりもそこのお店に連絡が行ってお店の方からまた連絡を取るというような形だったと思いますけれども、この話をしますとかなり進んだ状況になっている、そういった例もあるということでもあります。また珍しいこれは対策ですけれども、人口が2月末現在ですね15,563人という福岡県の芦屋町というんですか、これが平成23年度にスーパーの店舗を建設するということです町が。これは町がまあ建設して運営を民間に委託するという取り組みを始めるということだそうです。スーパーは町役場から約500メートル離れた町有地に建設をしまして、24年の3月のオープンを目指しているところだそうです。建設費は設計も含めて最大150,000,000円としてパート従業員約20人を町内から採用したいと、2月に既に運営を委託する県内の業者と15年間の契約を締結したということでもあります。まあこういったすごい対策をとっている町もあると、あるいはここに会社等々での動きというものもあるわけであります。これがたまたま私に入った情報の中の1つの事例でありますけれども、これを全部いろいろ見たんですけれどもどれをとってもやはり一番の課題っていうものがやはり長期にわたってこの買い物弱者この方たちを継続的にこう応援し続けるためには、やはりこのビジネスとして行っていないと継続して行かないのではないかと、いわゆるまあ打算的な言い方だけでも採算性が合わなければ続けたくても続けられないわけで、じゃあ採算が合わなくなってきたじゃあ行政何とかしろよっていう最悪のパターンになっていってしまうことが往々にしてあるわけなんで、この辺がやはり一番の課題なのかなというふうに思うわけです。で基本、やはり商店あるいは商工会、まあ例えばJAも含めてですけれども、各自で考えてそれでこういったことが想い描いた中で実行するとすれば各々で実行していけばいいわけですが、ここで行政が何かしらの形で加わっていくことができないかというところで、ここで町長に1つお伺いしたいんですが、ここで行政が関われるとするならば町長のお考えの中に何があるかということをお聞きしたいと思います。

この実証事業については町の立場としては当然これは行政サイドの部分で考えていくということにしたいと思っておりますが、当然これはあの県がこれから考えておるメニューいくつかあると思いますが仮のメニューが、あの決して町が直接宅配をやるわけでもないわけですし、それから新たな事業を展開、店を起こすわけでもないわけですので、その仕掛けをどういうふうに考えていくかっていうことはこれからあの、今考えて、県の方の実証の中で考えておるのは大きくは2つほどメニューが今のところ言われておるようであります。でこの1つはあの宅配システムの構築事業、どうしてもあの距離感があったり、それからお年寄りが移動の手段を持たないために、お店に出向けないということをひとつ捉えての宅配システムの構築を地域としてどう捉えていくかということが1つの実証の中に入っておるようでありますし、それから商店街、町のあれに当てはめて商店街その範囲をどう拾うかはまあ別にいたしましても、それとやはりあの大量にまあ展示をしておるス

宮下議員

議長
宮下議員
町長

宮下議員

ーパーですね、これはJAのスーパーも当然入ってくると思いますけれども、それらが共同歩調によって新たなビジネスとしてのこの小規模店舗の開業事業というところにも目を向けていくというふうにまあ言われておりますけれども、それでまあこれらを1つの構成をしていく要素としてどうしてもこれはあの行政、市町村と、それから商工会、商工団体ですね、それからNPOやいろんなこの団体に働きかけをして、全体として今言われようにあのビジネスの面も含めて、どういうふうにこれをまとめ上げていくかということも含めてあの応募に対応していきなかならんというふうには思っております。少しあの、ただ今のところまだこうしたあの何も流れてきておりませんので、しかもまたこうした情報を得て商工会さんの方もどういうふうにまあ捉えておるかはちょっと分かりませんが、早急にまあこの辺のところにつきましてはその関係団体と正式な要綱的なものがまた示されると思いますので、その辺を十分まあひとつ横の連携をとって、ただあの行政としては具体的なあの経営の部分に加わるということではないというふうに思っておりますので、実戦部隊はやはりそうした個々の商工会の参加である商業団体でありそれから事業者であるというふうに思っておりますから、そのまとめをまあ町のこれはあの県は行政がやることでございますので、その位置付けを行政がまとめ役を担うと、あるいはその制度設計に対して行政ができることを担うというぐらいのところで今まあ考えておりまして、細部につきましてまあこれからの煮詰める問題ということでございます。その後においてあの公募に入れるかどうかは別にいたしましても、そうした示されたノウハウというものをやはりあの仮にこれが実証の対象にならなくても、これからやっぱりそのことをきちんとまあ取り組んでいく必要があるというこの時代的な町の背景にもあるわけでございますから、そんなことをして、この飯島なりきの飯島バージョンというような形の中でやっていただくことが一番いいんじゃないかということで、全てはまあこれからということでございますから、あまり多く申し上げられませんが、そんな考え方でありますのでひとつご理解をいただきたいと思います。

ちょっと確認ですけれども、今まあこの公募に関しては商工会等とも連携をとりながらということで、最初からの部分で、まあ向こうの情報が来たら即できるだけ早い段階の中でも商工会等とも関わって行けるということで解釈してよろしいでしょうか？よろしいですか。はい何か2人だけの会話になっちゃってますけれども。

議長を通して発言をしてください。

そういうことでちょっとあの確認をさしていただきたいと。

あの正規な議会運営をしていきなかならない。あのそういうことで商工会もそれからJAさんあたりも含めてスタート時点でどういう組み合わせができるかということで考えてまいります。

あの今商工会あるいはJAということで、あのこの前のプレミアム商品券の時がいい機会だったかなと思うのは、商工会とJAさんっていうのは相容れなかったんですねやはり。それがプレミアム商品券を通したことによってその少しでも町中のいわゆるお客さんの利便性を考えたときに、これは当然商工会の会員のお店、それからJAさん、それからそのまた全然属してないけれども商工会等にも属してないけれどもこの間のその事業に参加したいというまあ個人っていいですかね、そういった方も含めて行ったのがあのプレミアム商品券だったわけであります。そういう意味であればあの1つ例えばJAさんとの関

係を今後結び付けながら考えるにはいい事業の1つだったんじゃないかなと、あのきっかけになるんじゃないかなと思います。そういった中で今も町長おっしゃったように商工会あるいはJ Aさんもそうですけれどもいろいろなことが考えられると思うので、それこそあの確実な情報が入り次第ですねできるだけ早い段階で応募しても要は採ってくれるか採ってくれないかは分かりませんが、やはりひとつそういったものを企画して立案していくということによって次にもつながっていくと思うんですね、もしそこで漏れたとしても、それをじゃあ県のモデル事業には当てはまらなかったけれども、じゃあ今度はじゃあ町あるいは商工会、J Aとも、それこそ三位一体ではありませんけれども、できることをやろうじゃないかということにもつながっていくと思うんですね、そこですね例えばあの昨日もやはりあのその循環バスを活用して買い物ツアーといいますかそういったお話もお聞きしたわけでありまして、これをやってつなげていただければ本当にうれしいわけですが、大前提になるのが買い物飯島でしていただくためには最低でも既存の商店が生き残らなければツアーも何もないわけでありまして、まあこの生き残りということがこのこと自体が何回も言いますが厳しくなっているというところが現状であります。また更にですねちょっとインターネットを見ておりましたら、来年からですか大手コンビニが過疎地域で宅配をスタートさせるということをどうも発表したようでありますけれども、まあお客さんからすれば非常に便利でありがたいことではありますけれども、既存商店からすればこれは大変な話でありまして、当然この対抗策を打ち出していかなければ競争に勝てるわけもないということでもあります。飯島町にいま3つコンビニがありますけれども、まあその中のどれかという話にもなる、あるいはここを飯島町を過疎地とみるかということもまあいろいろあると思いますけれども、まあこういうコンビニもいろんな手だてをしてくているという現状の中で、じゃあ既存の商店に何ができるかっていうことを本当に考えないと、これはあの買い物弱者を救うためになんとかっていう以前に自分たちが生き残れないということになってしまうわけでありまして。そうするともう応援もあるいは競争も成り立たないということになってしまいますので何とかしなければならぬ。そういった中で一番手っ取り早いわけですが、まあ出来る出来ないはちょっと置いておきまして、先程も申し上げましたが、移動購買車の運営ですとかこれはまあ組織を作ってもいいですね、例えば商店がいくつか集まってそういった組織をつくって、そしてこの移動購買車を購入して、何とかこう地域に巡回して回っていくこういった運営ですとか、あるいはまあ購買車でなくてもですね共同のこの県のモデル事業の中にも当てはまっていますけれども宅配、共同宅配事業こういったものを商店同士で組織をつくって考えたときに行政に手を貸してほしいと言ったら、町長今お考えになる中で何ができますでしょうか。商工会はもちろんですが行政にも例えば組織立ち上げの相談ですとか、県・国のこういったものに当てはまるような補助事業の情報提供、あるいは町の、言いづらいんですが、例えば補助金、あるいはこの融資に関する相談ですとか、まあいくつか考えられるわけでありまして、こういった部分で行政として手を貸してほしいと言ったときに、町長何ができるかっていうところを率直なところでお話いただけたらと思いますけれども。

町長

まあそれらのあの事業を展開していく上に、仮にまあ実証に入ればまたそれなりきのまたひとつのマニュアルが出てくるとは思いますけれども、そうでない場合にもそれらのあ

宮下議員

の示されたマニュアル的なことを沿ってまあ飯島バージョン的に組み立てていくということでもよろしいかと思いますが、その場合にあのかつて商品券、共同でJ Aさんも入ってということで非常にあの効果が上がったというふうに思っております。今ご指摘のとおりであります。そこにあの町の中にもいくつかのまあ身近な買い物としてのコンビニもまああるわけでありまして、これがあの今現在も既に一部宅配の要請に応じておる部分があります。私もあの実際にその例を見て体験をしておりますけれども、ただあの中身は生鮮食料品だとかそういうわけではいきませんので、その辺をどう調整していくかっていうことはこれからの組み立ての中でまあ考えていくべきものというふうに思っておりますが、要はあの買い物弱者といわれる方々のこの利便性を上げていくということにつながるが目的でありますので、このビジネスとして成り立ってそれから商工業の振興というのも一方ではあるわけでありまして、その辺を全体的にまあ既存商店街、経営者との商工会を中心に立ったお話し合いになるというふうに思っております。そこであのこの実証事業というものが県が成果として捉えてですね今後制度化をしていく、多分そういう動きになっていくんだろうというふうに思いますけれども、そうすると何らかのまた施策を打ってくるというふうに思っております。あの補助金対応も含めてですね。それはそれとしてまたあの実証したとこだけ補助していいというものではないわけですから、あの県下のいろんなあの市町村のそうした団体がその享受を受けられるように道は開けていくとはいうふうに思いますけれども、まあそれが有る無しにかかわらず町がもしそういう1つの意欲に燃えた1つの取り組みとして立ち上げていこうということになればですね、これはあの町も今起業、いわゆるあの起こす方の起業になりますけれども、起業支援、創業者支援ということについては補助制度もあるわけでありまして、それから何よりもこれは福祉として捉えていく部分もあるだろうというふうに思いますので、中身を十分またあの方向性を出しながら検討していきたいというふうに思っております。

あのただいま何ができるかという非常にちょっと大きな部分でありますのでお答えづらい部分があるかと思いますが、是非あのこの起業という、起こす起業というところにも確かに当てはまりますし、今、言っていた福祉といういろんな面で、まあこれはひとつビジネスというものになってまいりますけれども、いろんな関わりが出てまいりますので、是非あのそういった声が出てきたときにはですね何とか話に乗っていただいて、私もあの今自分、何でもこんなことを言うかっていうと、もう個々のお店だけでやっていくということがもう非常に難しくなっている、これがましてや、もうちょっと時間がありませんが、そのバイパスが出来るということは普通に住民の方から考えると非常に便利になると、でも町中で、ましてや小売店等々をやっている人間からすると脅威なんですね。これは紛れもない事実なんです。ですと何か手を打たなきゃいけない、そうしていったときに例えば今回のこういった買い物弱者っていうものに対して、じゃあ私たちも何が出来るか、そして自分たちも何とか生き残るために何ができるかっていうものにつなげていくということは全然あのまずいことではないと思いますし、そうあるべきだと私は思っていますので、何とか関連付けた中で生き残りを懸けていかなければならないので、何としても行政としてもですね密接に何とかこういったものが出てきた場合には関わりを持っていただきたい、そして一番最後になりますけれども、よく、先程もおっしゃってましたけれども、よく町長は個々の問題には立ち入らない。あるいは直接の経営指導ね、商

町 長

工会などがあるんだから直接経営の指導なんかとんでもないと、まあそれは分かるんです、分かるんですけれどももうあんまり言わないでください。あのですね萎えちゃうんですね気持ちが。というのはやはり行政のリーダーシップっていうものがいくら協働のまちづくりって言っても行政のトップの人達がですね、「おめ一達何やってんだ」というくらいのはですねぐいぐい引っ張っていくという、1つのそういった気持的なものも含めてないと、「私は行政だからまあそんなには立ち入れないよ、立ち入れないよ」とばかり言っておられると気持ち萎えちゃうんですね。ですので、なんでこんなことを言うかっていったら、あのコスモの問題にしましてもですね、私あの、町長やっぱりそういうことを口ではおっしゃりながら影では動いてくださったことを私も知っています。だからそうやって動いてくださるんですからね、あんまりもう動けん動けんちゅう言い方はねやめていただきたい。動いてくれるんですから。でまして動いていただきたいんです。そうしていくことが今後の飯島町の活性化にも当然つながっていくであろうし、私たちも生き残りをかけて意欲も湧くであろうし、そういったところで強烈なリーダーシップをやはり出してほしいし、私たちも頑張る、そのためには「行政はなかなか立ち入れないんだよ」ということだけはもう今後言わないでいただきたい。ということで最後に、こんなことは決して行政任せにしようというわけではありませんが、あの私の思うのはそういうところありますので最後に町長のお考え、今のお気持ちをお伺いして終了したいと思います。お願いします。

まああの私の気持ちといたしましては、むしろあの歯がゆい気持ちでそうしたことを申し上げておるということでございます。あの、立ち入らないとかこう外から見てこう何もそのことに触れなくて、静観しておるという意味ではないことだけはひとつ誤解のないようにお願いしたいと思います。ただその個々の経営のノウハウに行政、町なり担当がですね行ってああしろこうしろというところまではちょっとこれはおこがましい問題であろうと、本来これは企業者そのものでありますし、それからそこには経営指導員やコンサルタントも付いておられるということの部分を上げておるだけで、この商業活性化まあこれは工業もそうですけれども、これはまあひとつ町全体の問題として町長自らもそのことにこれはあの耳を貸しながらできるだけのことは対応していくというその気持ちでいっぱいでありまして、そのことがちょっと今、昨今のこうした状況を見ておりますとむしろちょっと歯がゆいかなあということの、まあひとつ発破をかけるというかそういう意味で商工会にも常に言うておりますけれども、それ以上じゃあ町がどうするんだ、ひとつの第三セクターのような店でも店舗でも開いてというようなところのことを言うておるわけじゃないということだけはひとつご理解をいただいて、何とかして、このバイパスの問題も今出ましたけれども、これはあのバイパス通過して出来てもその地域がただ通過交通だけではやっぱりこれは飯島町としてのこのバイパスの通過する意味は何もございません。じゃあ一方でこの中心商店街が今こういう状況下でありますけれども全部そっちへ商業集積が移動していいかっていうものでもありません。やはりここはちょうど今こうした時期で身近な買い物のできるその部分も非常にあの中心商店街はこの役目を持っておるですから、そこをうまくまあ調整しながら全体としてこの活力が出していけるような取り組みづくりをしていかなきゃならない、そういう意味でございますので是非ひとつ共々にまあ商工会、宮下議員も商工会のしかも役員、商業部の理事の一員であるかと思っておりますので、どしどし提案をいただいてそして一緒になってまあ作っていくようにご協力いただきたいとお

町 長

お願い申し上げたいと思います。

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

午前11時57分 休憩
午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 三浦寿美子 議員

7番 三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。生活困窮世帯の暮らしを守る方策についてということでお伺いをしていきたいと思います。最初に滞納問題についてを質問いたします。長野県地方税滞納整理機構の町村議会の議員選挙が行われているところであり、滞納問題は行政の立場からみれば納税が当たり前、滞納は困りものとの認識であろうと思います。しかし納税者の立場、滞納に追い込まれてしまった人の立場に立っての解決策が重要ではないでしょうか。今回の最初の質問は滞納者の思いと行政担当者の考え方とのギャップの解消についてということで質問をしたいと思います。最近の窓口の対応は改善をされていると感じていますが、それだけで改善されたといえない問題にぶつかりました。Aさんは数年前家庭の事情で水道料金、下水道料金などが納付できなくなり、役場を訪れ納付計画を提出いたしました。時には滞ったこともありましたがぎりぎりの生活費を更に切り詰め、指定の銀行口座に振り込みを続けてきました。少なくともこの1年はきちっと振り込みを続けていました。ところが2月の初め町から上下水道料金納付についてという文書が届きました。この方は大変なパニックを起こしました。内容は「納付計画が出ているが計画通りの納付がない、このまま未納が続くとを給水停止の対象となる、期限までに納付をしてください。一括納入できない場合は窓口に相談をしてください」というものでした。今聞いている皆さんは窓口に相談をすれば済むことと思ったに違いありません。しかしこの方は役場の窓口に行くこと、電話をかけることも恐ろしくてできないという精神状態にありました。Aさんは初めて相談に行ったときに言われた担当者の言葉が忘れられない、またあのようないい思いをしたくない、でも水道を止められたら生きていけない、どうしよう、どうしようと、そういう心境に陥りました。この気持ちは深刻で家庭の中でも職場でも別人のようだとと言われるような精神状態に陥っていました。私はAさんを心配した知人を通して関わりを持ちました。Aさんから窓口の方が親切に対応してくれて安心したとの報告をいただきました。まじめに暮らしていても滞納せざるを得ない人の心情はそれは行き場のない辛いものを抱えていると思います。この事例は氷山の一角ではないか、窓口に連絡してこない人は悪質な滞納者とされてしまわないか、そんな思いを強くいたしました。窓口に出向きやすい環境をつくる必要があるのではないのでしょうか。その点についての認識をお聞きしたいと思います。

町 長

それでは三浦議員の質問にお答えをいたしますが、全体としてはまあ生活困窮世帯の暮らしを守る方策ということで滞納問題でございます。いま1つの事例をお聞きして、お話があったわけでございますけれども、まあ滞納問題に取り組む考え方全般的なことにつ

三浦議員

町 長

きましてはもう既にこれはあの竹沢議員や中村議員の方にもご質問をいただきましてお答えをしまいいりましたけれども、それぞれお話にございましたように、最近のまあ直近2年の収納決算から滞納額も滞納件数、滞納者もまあだんだん増えておるということでございまして、こうしたあの厳しい経済情勢も必ずこの裏にあるというふうにまあ認識をいたしておるところでございます。であの滞納の整理、未納に対する対応についてはいろいろとあのこちらとしても意を注いでやっておるつもりでございます。収納専門員、現場に赴いていろんなお話し合いの中でやっております。あの私も常にこの住民の皆さん方の立場に立ってひとつ対応するようにということを心がけて、職員もそのように対応してくれておるものと思っておりますけれども、若干あの滞納、税金をいただくという部分で納税者の立場に立つとその意識の齟齬といいますか、見解の相違もある当然それはあることだというふうに思っております。できるだけそのことをお互いに理解し合いながらということで、そしてまたあのそれぞれの個々の相談について窓口へ見える方も多いかと思しますので、その対応についてもひとつ住民の立場に立って考えてやるようにというようなことでやってきておることはひとつまたご理解をいただきたいと思いますが、今の事例につきまして1つの相談をした上でのお約束で交わした経過の中でまたそのことが出たということについては、あの具体的にまあ私の方で聞いておりませんでしたけれども、これはやはりあの今までそうしたお約束の上に立って、その方も約束をされて予定をして計画をしてまあ納めていただいておりますということの中で、1つのありきたりな1つの対応の中でやったということについてはお詫びを申し上げたいと思いますけれども、ちょっとその事例等につきまして更にまたお話の中身があるようでしたらまた個々の問題としてこちらの方でお聞きをしまいたいと思いますけれども、この税の問題その他の問題全てそうでございますが、窓口対応の問題もそうでございますが、町民の皆さん方がひとつあのこう気軽にいいいますか快く対応ができるような窓口システムというものは今後とも努力をしまいたしますのでひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

ただいま町長から窓口の対応についてお話をいただきました。日ごろ職員の皆さんが接遇に努力しているということは承知をしております。しかしまあ、今例を挙げましたけれども、現実にはこの事例はごく最近あった事例でございます。是非、滞納をしている方にとって行きにくい役場の窓口であったり、不安な気持ちや切羽詰まった思いで窓口を訪れていること、自分を奮い立たせて窓口を訪ねていることをしっかりと受け止めていただいて接遇に努めていただきたいなあというふうに思います。こうしたあの役場の窓口に行きたくない行けないというこう躊躇してしまう方の心境を、こういう人にどう向き合うのかということが大変重要なところだと思います。この滞納問題でも相談に気軽にあの窓口に来ればその問題も軽くなったり、町としても少しでも滞納の整理にもつながるのではないかなというふうに思っているんですけども、なかなか窓口に行くことを躊躇してしまうという住民の皆さんがおいでになるとすれば、そここのところの改善が私はすごく重要なカギになってくるんだというふうに思っております。で、今窓口での対応の話を町長されましたけれども、もう少し何か具体的にできないかなというような気持ちもするんですけども、その辺の方策を考えているようなことがありましたらお聞きをしたいと思います。

まああの常に職員には気持ちの良いまあできるだけ笑顔で対応をして、そして親身になってその方の言われんとすることを聞いて差し上げると、そしてあの行政は行政のやっ

三浦議員

町 長

三浦議員

ぱり法律上の問題もありますし立場もでございます。あの、できないことをできるというようなことは決してあの本にのたけに行政のためにもこれはいけないことでありますし、よくないことでありますけれども、そこのひとつのあのコンセンサスっていいですか、そこところをやっぱり大事にしてお互いに傷ついてもいけませんし、ただ行政と町民のひとつのこの意識の乖離があつてはいけないと、あの見解の違いは当然あるとは思いますが、そこのところをできるだけまあひとつ住民の皆さんの立場になって聞いてあげて、そしてあのできる解決策というものを一緒になって考えて相談に乗っていくという、この温かい気持ちを持ってやっぱり接して欲しいということでこれまでもやってまいりましたし、今1・2の例もあるやに思うわけですが、今後ともまたひとつそのことを糧として改善に向けてやっていきたいというふうに思っております。

是非そうした窓口であることも今は安心して相談を受けていただけるような窓口になっているということも是非あの多くの方に伝えていただいたり、PRもしていただいて気軽に窓口に来られるような雰囲気を作っていただきたいなというふうに思います。ではあの滞納問題っていうのは今現代社会を反映しているというふうに私は見ております。それでこのことについての滞納が増えている原因というのをどのように見ているのかお聞きをしておきたいと思います。

滞納が各自治体とも大変まああのだんだん増えているというような状況でありまして、苦慮をいたしておるところでございます。まあこれは原因についてはあのいろんなことがあろうかと思いますが、特にあのこの最近のこう分析、情勢判断でいきますと、ご承知のように平成20年の、まあこれは実質的にはあの20年秋であります9月でありますけれども、あの例のアメ리카のサブプライムローンから発生してリーマンショックというようなことで続いてまいりました。そのことが非常にあの世界的な経済に打撃を被ったということでございまして、一気にまあ世界経済、当然あの日本の経済にも影響してまいりましてデフレが一層進んで経済は大変なまあ状況になったということが、そのことが企業活動にも影響をし、それから賃金の方にも影響し、それから契約従業員を中心とした解雇につながっていくというようなことの中から生活の方にも当然影響を及ぼし、こういう1つの流れがあるかと思しますのでそういう情勢分析をしております。従ってあの税をはじめとする公共料金についても、やはりあの生活をどうしても確保していくということになるとどうしても滞りがちということになるわけでございますので、今そうしたことを考えるとやはりこれはあの最近のこの一にも二にも経済状況が大きく影響をしておると、こういうふうに尽きるんではないかというふうに思っております。

私はあの特にあの低所得者に重くのしかかったのが、定率減税の廃止、それから高齢者控除の廃止など収入が増えたわけではないけれども所得が増えたというふうになってしまったことが、低所得者にとって大きな影響があるのではないかなというふうに捉えております。そのうえ国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険が年金からも徴収されるなどなど、いろいろと収入に対して現実には目減りをしているというような実態があるのではないかなというふうに受け止めております。年月が経つとなんとなくそれで当たり前のような生活になっております。しかし生活に必要な電気、ガス、ガソリン、灯油など値上げの渦の中にあります。収入に対して生活に回る費用が大きく膨らんでいるのです。生きるのに精いっぱいな状況です。派遣切りや工場閉鎖などで失業者も増加しハローワー

	クに長蛇の列ができたのも記憶に新しいところです。最近SOSネットワーク伊南の登録者が増えているという状況にあるとお聞きをしております。大変に現状は厳しいものとなっております。このことは日本中で起きている現象です。私は原因は弱者に重い税制にあると見ております。個人の生活のあり方の問題だけではないことが一番の問題ではないでしょうか。では滞納を解消するにはどうしたらよいのか。取り立てを厳しくすることが解決策とは到底思えません。原因と現実への生活実態で収納の対応をしていただいていることは十分承知をしておりますけれども、困ったときに役場の窓口へ行けば電話をすれば気軽に何でも話を聞いてくれて、その人の家庭に合った解決策が見つかるとしたら安心もし、できる努力をしようと思えるのではないのでしょうか。それなら何とかなりそう、相談してよかったとなると思います。そのためには人の目を気にせずにじっくりと相談のできる場所が必要ではないかと考えます。旧喫煙室の活用についてはどうなっているのかお聞きをしたいと思います。
町 長	まああの滞納解消についていろいろと取り組んでいかなきゃならないわけですが、ひとつ前段のあの定率減税そのものがこの生活困窮、滞納に即こう至ったというふうにはちょっと私どもはその分析が果たしてそうなかっていうふうに見解の分かれるところだと思います。あの住民税なり所得税を納めていただく方は一定水準から上の方でありますので、そうした以下の今までもこのその所得税・住民税を納める方に到達していないというところの部分はまあ影響ないわけでしたので、一概にまあそういうふうには言えないんじゃないかなというふうに思いますけれども、まあこれにも経済はじめいろいろとあの状況は原因はあると思いますけれども、そのようにひとつご理解をいただきたいと思います。 それからあの滞納の額、件数の解消、今全力でまあいろんな組み合わせの中でやっておるわけでございます。今あのこの税、整理っていいですか相談そのものもですけれども、やはりあの働く場所の確保、あのいろいろまあ国も今臨時雇用対策事業等も進めて、町もそれをできるだけ対応して予算化して取り組んでおりますけれども、あの今まで職を失っているいろんな場面場面でハローワークあたりのその訓練を経て他の職に就いていただくような指導や道も開いておるということで、今盛んに職業安定所の方もそうしたことに取り組んでいただいております。それを受けて行政の方もできるだけ対応をしながら、あの玄関の看板だけではこれはいけませんので、必要に応じて相談の窓口を設けて連携をとってやっております。これからも新年度予算についても約 30,000,000 に余るくらいの雇用対策の予算を計上しておりますけれども、そうしたことも含めながらできるだけあの情報を提供してその相談に乗って、一時的な部分もあろうかと思いますが町も町の雇用を少しでも増やして、そうしたことに向けて対応していきたいというふうに思っております。喫煙室廃止の後の問題については総務課長の方から申し上げます。
総務課長	現在あの役場庁舎の中には1階に1カ所、2階に1カ所リフレッシュコーナーというのがあります。そのリフレッシュコーナーで喫煙する者は喫煙をしてくださいというふうに2カ所を喫煙場所として今指定をしております。で、4月1日、23年の4月1日から役場庁舎とこの西の農村環境改善センター建物の内部全面禁煙とする予定で今準備を進めております。この場合に喫煙場所は役場庁舎と農村環境改善センターとの間に1カ所灰皿を設けて、そこで喫煙をしていただくということにしていきたいというふうに考えており

	ます。そうしますと4月1日以降リフレッシュコーナーは本来のリフレッシュコーナーにしたいということでございますけれども、2つの用途を持って利用していきたいというふうに考えております。1つはあのリフレッシュコーナーとして本来の役割、これはあの休憩時間それから5時15分以降の若干のその時間にリフレッシュするという場所のように使いたいと思います。で、勤務時間中につきましてはその場所が2カ所開くわけですので、一般の会議室と同じように会議をしたりあるいは打ち合わせをしたり、町民の皆さんとの相談をするスペースにしていきたいと思います。なおあの一般の会議室等については今コンピューターで予約制になっておりますけれども、その2カ所については予約なしで空いていれば常に職員が使えるような形で汎用性を持ったそういう利用方法にしていきたいと思いますので、まあそういった相談、たまたまそのリフレッシュコーナーは分煙のことがありまして扉をつけてありますので、まあしゃべっている声等が外には洩れないと思いますので、いろんなそういう多目的な活用の利用方法ができるそういう仕組みにして利用をしていきたいというふうに考えております。以上です。
三浦議員	喫煙室の活用についてただいまお聞きをしました。気軽な相談室としては是非活用をしていただきたいというふうに思います。さてあの相談によって納付が猶予されたとします、しかし滞納額は増え続けるということが多いのではないかというふうに思うわけです。全額を清算するにはまとまったお金が必要になります。苦しい生活が長引くほど雪だるまのように膨れ上がっていくというふうに思います。このことはずっと重くのしかかったままで将来への不安を募る一方ではないでしょうか。例えば国民健康保険税の場合は低所得の人にも所得のない人にも掛かってまいります。大変な問題を抱えた制度となっていると思います。状況に応じては減免制度を適用して滞納額が膨らまないようにすることも必要ではないかというふうに考えるところなんですけれども、この点について見解をお聞きしたいと思います。
住民福祉課長	減免の適用のことなんですが、あの先のご質問の中でもちょっとお答えさせていただいているんですが、その医療費の一部負担だとか税の減免、こういったことはあの簡単に申し上げますと、他の被保険者の皆様あるいは町の一般財源これの出動に関わることで、その滞納がこのままでいくと膨らんでいくと思われるから減免をするというような理由をもってはこれは適用できないし、するべきではないというふうに思われます。減免については一定のまあ要件がございましてその要件に基づいて適用していくということで、その要件は多くはこんなような認識であります、その部分を減免すれば生活保護に入らなくて済む、守ってあげられるといったようなところが1つのラインかなあという、減免というところではそんなようなラインになっているのかなあというふうに思います。で、軽減という制度がありまして税の方は軽減というもののの中で所得に応じてそれぞれの今2・5・7の軽減を導入して、その結果あの当町では軽減額というのはかなりの導入前よりも大きく経験をしている実績があるということでございます。以上です。
三浦議員	見解はお聞きしました。現状としては滞納をして猶予をされて納入する額は減らしていただいても、実際には滞納額というものは膨れ上がっていくというのが現状ですので、まあそうした精神的な負担とかそういうことを考えると改善策何か考えていくべきではないかというふうに思っておりますので、そのようなことを質問をいたしました。 次に国民健康保険の減免についてということでお聞きをしていきたいと思います。今の

	は滞納の問題についての国保の問題でした。昨日同僚議員の質問で減免についての答弁がありました。私は少し違う視点で質問をしていきたいというふうに思っております。国民健康保険制度が生まれた背景には権力やお金の有る無しなどで人の命が左右されてはならないという極めて当たり前のところから始まっているというふうに思っております。憲法第25条に定められました国民の権利と国の義務があります。全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持っております。ですから国は全ての生活面の向上と増進に努めなければならないということなのです。こうした背景とまた国の役割という点から今の現状をどのように見るかをお聞きしたいと思います。
町 長	国民健康保険についてのご質問でございます。三浦議員も町の国保運営協議会の委員としてしかも副会長さんと立場で、今のそれぞれ都度、議論・協議の場に加わっていただいております。お立場でございますが、ご尽力をいただいております。またあの歴史的にもいろいろあるこの制度でございます。この制度は遡ること昭和13年にまあ制定をされた、当時の言われておりますのはこの世界的な恐慌の影響を受けた農民・漁民、この窮乏生活を何とかまあ医療の面で救うために医療費負担が非常に過剰になっておる現状を直視をして、これを打開するために医療の普及と健康向上のためにこの生活を支えるということの中から、相互扶助という精神を受けて、そのことを受け入れやすい1つの単位として市町村を単位としてこの制度が定着をして今日に至っておるということでございます。このわが国が世界に誇る国民皆保険制度、昭和36年にまあ達成をされたということでされておりまして、そこの中にあつて国民健康保険制度はご承知のように農林水産業それから自営業の方を中心に据えた制度として創設、今日に至っておりますけれども、まあ運営の内容はなかなか厳しいわけでございます。いわゆる他の医療保険に属さない全ての国民の皆さんをこの被保険者としておるということのために、年々人口のまあ高齢化、それからが産業構造の変化に伴ってどうしてもこの国保保険の方に加入してくる高齢者が増えてくるという形になるわけでございます。当然のことながらその所得水準と加入の構造というものが少しずつあの乖離をしていくというような厳しい運営状況がそこに出てくるわけでございます。従つてあのこのことを制度として支えていくには、どうしてもやはり国の負担というものをもう少し手厚くということで、先日今度の質問にもありましたけれども、常に私どもも声を高くしてそのことを求めているわけでございます。そういうことで国保の運営についてはご承知のとおり年々厳しくなつてきておるということでもあります。いたずらにこの国保税というものは上げることができませんし、かといつて保険給付を支払わないわけにもまいりませんので、そのところをまあどう調整をしながら運営をしていくかということが最大の課題であるというふうに認識をいたしております。
三浦議員	ただいま町長からご答弁いただきました。昨日も只今も国への国庫負担の増額を求めているということで町長の強い意志を感じるものです。本来なら医療に格差を持ち込まない制度として発展をしてよいはずの国民健康保険制度であります。国が国民の命を守るために税金を使うことを渋つてきたということが国民の健康、生活に背を向けてきたという、そうした結果が今出ているのではないかというふうに映つてなりません。今は生活困窮者が日本中にいます。保険税を払ったら医者に行くお金に困る人が身近にいるようになりました。滞納する人も増えています。お金がない人は命が守れないそうした状況が生まれております。そこで一番身近な行政である町がこの状況にどう向き合い、医療難民となつてい

町 長	る住民を救うのかということが問題であります。お金がないからお医者さんに行かないで我慢する人を作らない方策が私は必要であるというふうに思います。昨日の同僚議員の質問に第44条の適用はないとの答弁がありました。では、相談や実際にお金がないけれども医療機関にかかったという人に対してどのような対応をしているのか。また表に出てこない潜在的なお医者さんにかかるのを我慢しているという人に対してどう救済をしているのかということが大変心配ですし、問題になっているというふうに思います。この点についてお答えをいただきたいと思います。
	今お話のこの国民健康保険法第44条、これはあの医療費の一部負担の減免制度が規定をされておるわけでございますけれども、全国的にはこれを行使いたしますと、どうしても保険基盤が脆弱になってしまうそのことにつながるというようなことで、まだこうした運用をしていない市町村もかなり全国的にはあるというふうにお聞きを承知しておりますけれども、当町ではこの44条の趣旨にのつとつてこれを尊重して平成17年度からこの要綱を制定をいたしまして運用をいたしておりますが、現実の姿としては今のところ1件もこの適用該当者はございません。国保につきましてはもうご承知の通り6割4割2割の軽減措置を講じながら、そしてまたあの負担についても生活困窮者等との保険証の発行の仕方の問題やら、それから納税相談やら、ということであの総合的に対応させていただいております。如何なることがあつてもその国保税を納めれないから医療が受けられないということはあつてはならないわけでありますので、そのところはあの窓口相談も含めても十分対応しておると思いますけれども、課長の方で少し何か実例がありましたらまたご報告をさしていただきたいと思います
住民福祉課長	あの議員ご質問は医療費が払えなくて医者へ行かなくて命に係わるといったようなご質問だかと思うんですが、現実にはたくさんございます。もっというとその医療費の問題ではなくて生活のありとあらゆることでお困りになつて立ちゆかなくて、さあどうしたらいいんだろうっていうようなご相談をたくさんお受けしてございます。税の窓口でも受けます。福祉の窓口でも受けます。それから包括支援センターその立場でも受けていきます。お互いに連絡を取り合つて、もうそこまで行くとその医療費の一部負担がどうこうではなくて、かなりあのいろんな支援を必要とされる状況の皆さんが多いわけでありまして、取り上げて医療費のことについてどういう対応をするかというふうには区分せずに対応しております。いろんな場面でご相談にのつていると、それからあとあの、医療費のことで命を云々ということについては先ず命を優先しておりますので、あとで融資のお世話をするにしても病院の方へかかつていただける、あるいは職員が直接お連れする、病院へ職員が迎えに行く、このことが良いかどうか問われると、誰もいないんだからということの中でもう命重視の中で職員に対応させております。そういったような個別対応を医療費の一部負担ということではなくて包括的にやっております。
三浦議員	ただいま課長の方から大変命を大切にということで配慮をした取り組みをしていただいているというふうにお聞きをしました。お金の心配をしないでちゃんとこうした守ってくれるという所があるという、ここに来れば安心だというそうしたことがほんとに大事だというふうに思います。今もお話をお聞きすれば様々な分野、お金の問題だけでない、また医療の問題だけでない、そういう様々な悩み相談、困つたことが持ち込まれているというふうにもお聞きをしました。これから是非そうした相談者の悩みに寄り添つた相談

	の窓口として気を配り、ずっとこれからも続けていってほしいなあと思いますし、その度、職員が代わる度に対応が変わるのではなくて全職員の皆さんが共有をしてそうした対応をしていただきたいなあというふうにも思いました。是非続けていただきたいというふうに思います。それからまあこうした気軽に相談できる窓口があるということを是非住民の皆さん町中の皆さんにそのことを知っていただきたいなあというふうにも思います。まああの第44条はまあ適用があれば排除するのではなくて適用もするという事で今お話もお聞きしましたし、本当に悩んでいれば窓口相談があれば親身になって相談も受けると、そしてそうした対応も職員一丸となってするというふうにも受け止めましたので是非住民の皆さんにそうした姿勢を知らしてほしいなあというふうにも思いますし、民生委員さんのご協力を得るなどきめ細かにそうした思いを町の対応を周知をしていただきたいということは私は大事だなと、知らないから来れない、先ほども言いましたけれども役場に来ることがとても躊躇されるというような方がいらっしやるとすれば、そういうことを抜いてここに来れば本当にちゃんと相談にのってくれるから、なにがなんでももう相談があるときは役場の窓口だと、住民の皆さんがそう思っていたような取り組みをしていただきたいというふうにつくづくと思いましたが、その点についてのこれからそうしたことを住民の皆さんに知らせるにあたって、方策というかこんなふうを考えているということがありましたらお聞かせ願いたいと思います。
町長	まああの申し上げておりますように、先ず町民の皆さんの健康と命を最優先にいたしまして、そのできる対応を今いろいろと組み合わせの中で精いっぱい努力を職員一丸となってやってまいりたいとこのように考えております。
三浦議員	では次に学校の保護者負担の軽減ということで教育長にお聞きをしたいというふうに思います。今、子どもの貧困が社会問題となっております。保護者負担の軽減をするなどの方策が必要ではないかというふうに思っております。例えばあの教育に必要な教材などとか、そうしたものが保護者の負担でまだまだ出費がされているのではないかなというふうにもお聞きをしておりますので、その辺のところの負担の軽減というような方策が必要ではないかというふうに考えているわけです。その点について検討があるかどうかお聞きをしたいと思います。
教育長	あの常々申し上げておりますように、あの経済、家庭のですね経済格差が教育格差になってはならないというのは私の常々申し上げているところでありまして、是非そのようなことがないようにというふうに思っておりますが、まあ保護者負担の軽減につきましては町としては法の定めるところによりまして、経済的理由によって就学困難とみられる子ども、児童・生徒に対してはまあ就学援助を行う要保護、準要保護制度を実施しております、この制度については何度もこの場でもお話をしましたように、年度当初保護者に具体的に説明をしております。でこの制度の活用とまあ周知しているところでありますが、またあの先月ころでしたかね、あの社会現象となりましたあのタイガーマスクのランドセルプレゼントですが、飯島町ではもう一早く昭和49年からですね小学校へ入学する児童にランドセルを贈ってきておりますし、そのランドセルもですね小学校6年間は修理無償というふうに実施しております。まあこれも保護者負担軽減策の1つではないかなとふうに思っております。あのまたあの他校と細かく比べたことはありませんけれども、私はこの任に就かせていただいて予算書を始めて目に触れた時にですね、総合的学習の時間の活

三浦議員

動費を盛り込んでありました。まああのその当時総合的学習が脚光を浴びていた頃でもありましたが、こういったところには手厚く飯島町は教材あるいは子どもの学年費、学級費に相当する部分もですね予算で計上しているのだなあということで、ちょっと思ったところがあります。また学校独自もですねそれぞれの学校の実情に応じてPTAの皆さんが、例えば音楽会の折、あるいはあの学年会、学級懇談会、あるいはそれぞれの集会の折などに交換会といいますか、学用品それから制服等を交換をしております。まあ具体的に申し上げますと小学校では運動着、それとかスキーウェア、まああのサンダルといったようなあの生活用品、また中学校では若干値段が高くなるということでまあ制服だとか体操着、体育着、運動靴、鞆、登山・キャンプ用品など主に保護者で交換会を実施しておるところでありまして、少しでも保護者の負担軽減のためになるよう各校の実情に応じて工夫し軽減策を図っているというところでもありますので、またそういった事業を教育委員会としても周知、いろんな機会に周知をしながら側面的に支援をしていきたいというふうに考えております。

ただいまの教育長のお話の中で私も大変ランドセルのプレゼントというのはどこにも誇れる飯島町の事業だなというふうに思っております。あの保護者負担の軽減というところであの教育に必要な教材費とか、そうしたものは本当は本来なら無償であるべきだというふうに考えるわけですがけれども、現状の中ではまあ軽減策を講じるしか手はないのだろうなというふうに思っているところです。それで只今教育長が保護者の皆さんの交換会というお話をお聞きしましたけれども、以前に私あの議員に成立てのところに小学校の机の引き出しということで提案をしたことがありました。小学校の机には形はあるんですけども中の引き出しはプラスチックの机の中に入る引き出しがありまして、それは小学校に入学するときに児童の皆さんが家庭からお金を出して買うんですね。で卒業するときにはみんな持って帰るんです。でわが家にはというわけで3人子どもがおりますけれども3つ卒業した後最後まで今も蔵の中に眠っておりますけれども、そうしたものが残る、お金を出して買ったけれども利用はされずに眠っていると、まあそれがうんと壊れてしまったとかいう、なかなかそうならない代物でして、ずっと残っております。ということでまあそれをそのたんび保護者負担で購入することが良いのか悪いのかという問題が私はあるのだというふうに思っております。また是非あのまあそれを卒業する方にご理解をいただいて置いていってもらうということを繰り返すと、必要なくなるのではないかなというふうにも思いますのでそんなこともあります。それからあのまあ教材に必要な、これは授業で取り入れられている例えば鍵盤ハーモニカ、ピアノですね、このようなものとか、先日も相談のあった方は子どもさんが裁縫箱が必要になったというあのお話でしたけれども、その都度授業で使われるものですがけれども家庭で用意をしなければならないというものが幾つもあるのではないかなというふうに思います。こうしたものがかなりお金が掛かるものだと保護者負担になるものだと思いますが、例えばピアノですね、あのさっきの机の引き出しと同じように我が家に3台ありまして、ほしいという人に譲ってやったこともありますけれどもまだ2台ありますね。それから裁縫箱ですがけれども3人の裁縫箱が使われずに残っております。いよいよ自分のが使えなくなったらそれを引っ張り出そうかななんて思うくらいな、もう十何年、もっと経っていますかしらね、そんなふうな状況でありますので、そうしたものが買わなくても済んで後の方がまた利用できたらいいんじゃないかなという

	ふうには私は思っているわけでして、例えばさっきのあの教育長の言われたような交換会などにもそういうものも出てきて、必要な人がそれを交換というかそれをもらっていけると、また使っていただけるというふうなことも必要ではないかなと、そのことが保護者の皆さんの負担の軽減にもつながるのではないかなというふうに考えております。まああの行政が言ってそうしなさいっていうわけにはいかないことかその辺は私には何とも言えないところですけども、そう点のあの今後の課題だと思いますので教育長の見解をお聞きしたいと思います。 あのリサイクル、リユースというあるいは環境保全ということでは非常に大事な考えだと思います。えーとですねこれは七久保小学校の初めての取り組み、昨年もやっていたかどうかちょっとそこところはアレですが、今年度平成22年度6月にですね父親母親委員会が中心になりまして、学用品のですね特に6年生の保護者の皆さんに学用品を交換会をしようという提案をしております。こういう取り組み非常に大事ですので、教育委員会からこういうことをやりなさいというよりも、むしろ保護者の皆さんがですね主体的に取り組んでいただいて、今お話のあったような引き出しがあるがどうだろうか、あるいは裁縫箱があるがどうだろうかということを主体的にやっていくことができますね、保護者を取り込んだ環境教育とまではいきませんが、そういうもったいないというまあ先程もご意見がありましたが、そういう取り組みにつながるのではないかなというふうに思っております。従いまして先ほど申し上げましたように教育委員会としてはですね、こういう大事な試みといいますか貴重なそのPTAの取り組みを評価しながらですね、例えばいろいろな広報を使って学校からの便りに加えてですねお知らせしていくということは考えてみたいというふうに思っております。 前向きな答弁をいただきました。ほんとにあの今、物があふれていますけれども、またあのずっと慣例的にそういうものがあの当たり前のように保護者負担として購入されなければならないというような感覚の中でそういうことが長く続けられているという部分もあるのではないかなというふうにも思います。是非あの今のようなこういう社会状況の中で保護者負担の軽減しながらも、子どもさんが悲しい思いをしないような方法でそうした取り組みを強めていってほしいというふうに感じるところです。今のは1例ですのであの是非全体の中で保護者の負担の軽減のできるような方策を検討していただきたいというふうに思いますが、それについての答弁をお聞きして質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。 議員の提言、非常に重要なこと大事なことだというふうに受け止めております。 質問を終わります。 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。 〔暫時休憩〕 一般質問を続けます。 4番 浜田 稔 議員
教育長	
三浦議員	
議 長	
議 長	
4番	

浜田議員	それでは通告に従いまして質問を行います。最初の質問は町の事務事業がそれぞれ妥当で適切であるかどうかということを評価する方法に関するものであります。この質問の意味するところをあらかじめ述べておきたいと思います。町の施策は福祉や土木、教育や商業振興などなど町民の全生活分野に関わるもので、それぞれの事業が本当に適切に設計されているかどうかを判断するのは必ずしも簡単なことではないというふうに思います。そこで各施策について財源の規模と性格、優先度あるいはその効果、受益者が公平であるかどうか、他の手段がないか、まあこういったことが一目で見渡せる形にしておくことができますね各市町村で行われ始めているというふうに私は認識しております。それによって公平でスピード感のある意思決定が可能になり、実施した結果を評価することで次の施策を磨き上げる、つまりPDCAを回して町政をより良いものにできると期待されているからだと考えます。私は先の12月定例会の一般質問で町の事務事業の評価方法についていくつかの提案をさせていただきました。それに対して総務課では既に町が実施する事業を評価する検討を始めており、およそ300の全事務事業のうち70事業に対してデータを集めているという答弁をいただきました。先ずこのような取り組みが積極的に行われていることを高く評価したいというふうに考えます。それと同時にそれが町政の推進に一刻も早く寄与することを願うものであります。従ってその最初の質問は事務事業評価システムを実現する道筋をお尋ねしたいと思います。目下試行段階にあるこの評価システムを正式実施するまでのスケジュールについてお聞かせいただきたいと思います。 それでは今議会の一般質問の最後の質問者であります浜田議員の質問にお答えをしたいと思います。先ず事務事業評価このシステムの問題、既に試行的に着手をしておるわけでありますけれども、今後のスケジュールということでございます。現在町で構築を進めております行政評価制度、これは大きく分けて事務事業評価というのとそれから政策評価いわゆる施策評価の2つでございます。先ずは第1段階としてこの事務事業評価について今構築を進めておるところでございます。事務事業評価については事務事業ごとに数値目標を設けて、その達成度を計る目標管理型の事務事業評価制度の確立を目指していきたいという考え方でございまして、平成21年度と22年度の2年度にわたりまして試行をいたしてまいりました。内部的でございます。平成21年度には39の事務事業について試行を行い、その試行結果を受けて各課の課長補佐により構成するその委員会でございまず行政評価制度の検討委員会、これにおきましてこの評価の内容を見直しを行うとともに、22年度の評価対象事務事業の絞り込み、それから目標指標の設定を行いまして、つごうまあ70の事務事業について評価を実施をしてまいりました。平成22年度末でございまずので3月中旬にこの委員会の中で開催をしまして、23年度に向けた検討を行うこととしておりますが、この2年間の試行を踏まえた見直しを行っただうえで23年度からの事務事業評価について本格実施に移行をしてまいりたいというふうに考えております。なお行政評価制度構築の第2段階といたしましては施策評価を検討しておりまして、この2番目の方になるわけでございますが、これは第5次総合計画の初年度でもあります平成23年度、この取り組みを評価する24年度から施策評価の試行を行いまして、もしくは実施をしてまいりたいというスケジュールの中で今担当の方で詰めておるところでございます。お話が冒頭ございましたように、この行政評価は住民の視点を導入することは不可欠と考えておりまして、この施策評価によりましてその検証というものはやはりまとめたものは
町 長	

浜田議員	民意の反映をということの中で、今考えておりますのは基本構想審議会これに評価を委ねてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。 基本構想審議会に評価を委ねるというお話でしたけれども、あのまだ私の認識ではこの中身はオープンにされていないというふうに理解しておりますけれども、具体的にオープンにされるのはどの時期なのでしょうかとということが第1点とですね、それからこのテーマは議会が採り上げるのは昨年の12月が初めてではなくて、実は一昨年の9月にですね同僚議員から予算・決算を小学生にも分かる形でまとめあげということで、ほぼ同じ内容の提案がなされているというふうに私は認識しております。つまり議会側からは既に1年半前にボールを投げているということでもありますのでですね、議会が参加する形でこの検討をもっと広く進めるべきではないかというふうに考えますが、その内容をオープンにする時期についてとそれから議会が望むらくは更には広く町民ですねこの参加を求めて進められるかどうかについてお考えをお聞きしたいと思います。
総務課長	この行政評価につきましてはあのふるさとづくり計画の方で平成16年の時にもう明記して取り組もうということでございましたが、なかなかあの手間がかかったり職員が慣れていないというようなまあいろんな問題がありまして、最初に書面でその始めたのが第4次の総合計画を内部評価をしようというところでやってみました。これはあのちょうどその時期がああ経済対策等で事務が1.2倍から1.5倍くらいの事務量に増えてしまったのでちょっとあの評価事務に時間がかかってしまいまして、係によっては2度3度督促してもなかなか評価シートを出してくれないというようなところもありまして、まあそういった点を踏まえて平成21年度に39事業を事務事業をやってみました。で、やっぱりその評価シートにたくさんの項目を入れた関係上かなり手間がかかったり、なかなかいい数字が出てこないということもありまして、今回それをもう少しスリムにしてあのできるような形で評価項目も整理して70で今試行しておりまして、今月の中旬にその委員会でその内容を検討して、まあできれば23年度は事務事業、23年度から基本構想が始まりまして基本構想は特に数値目標を出してありますのでその評価を24年に施策評価としてやっていきたいということで今計画しておりまして、その評価項目につきましてですけども、やはり住民評価というのは内部評価と外部評価がありまして住民側の評価というのは非常にあの大事になってまいりますので、まだあの事務事業の評価っていうのは、先程質問にありましたように、職員がPDCAサイクルあのマネージメントっていうかそういうことを意識してやるということにちょっと軸足を置いていますので、その部分は内部評価でやっていこうという今考えで、施策評価の方は住民の意見が反映できるように外部評価ということで基本構想審議会、別の組織を作るかいろいろ今検討を5次総の中でしてきましたけれども、今の段階では住民の皆さんの代表である基本構想審議会が計画も作りましたので、それを点検・検証していくという意味でその組織でいいんではないかという形で進めております。でその施策評価の項目の内容等については今あの係の方では下調べとか研究を今進めておりますけれども、まだそういう形での会議はまだ1回もっていませんので、これからその内容等具体的な研究に入っていくということになります。以上でございます。
浜田議員	このまちづくりに対してですね広く町民参加を求めるという割には今の進め方は私にはあまり納得できるやり方ではないと思います。内部帳簿と外の帳簿を作るんではなくて

総務課長	ですね、他の市町村の例を調べてみても非常にオープンな形で事業評価を進めているように感じておりますのでですね、是非再検討をお願いしたいというふうに思います。それから先回の質問の中でですね私なりに調べた他の自治体の例ですとか、あるいは事業費が町内にどう還流するかということを目指すべきではないかという提案をさせていただきましてけれども、これについての採用の可能性をどういうふうにお考えであるかお尋ねしておきます。 議員の方から資料もいただきまして内容を見ましたけれども、なかなかその何か合理的に短時間で分かりやすくその評価項目に入れて出来るという手法があればですけども、いろいろ今までの建設事業や事務事業を見てみましても、一時的に町が町内の業者とか例えばの話ですが、発注する、しかしその業者が仕入れとかそういうもので外部へ発注してしまうとか、または町内で調達できるとかまあいろいろ複雑でありまして、なにかそういうその画一的で合理的な数値として簡単に今の評価項目の中へ入れることが出来ればそれも一つ研究はしてみたいというふうに思っておりますけれども、なかなか複雑になって項目が多くなりますと、まあいずれにいたしましてもこの人口10,000人の規模、職員114名ですので保育士を除くと90名くらいの事務職員がその作業と目先の事務事業をこなしていかにやあいけないということもございますので、まあいろんな項目も検討しながらまたそういったあの時間的なこと、作業労力のことも総合的に考えながら、その飯島町に合ったシステムを構築していくように研究を進めてまいりたいと思います。
浜田議員	それでは私の方からもまたあの簡易な方法についての提案を私なりに勉強して今後も提案をしていきたいと思います。それでは2番目の項目に移りますけれども、町内の企業ですね経営状態等については例年あの聞き取り調査等なさっているというふうに認識しております。まあ例年お尋ねしておりますので大きな変化があれば、あるいは大変気になったということがあれば、まあその辺を中心に結構でございますので、あの直近の状況についての認識をお尋ねしたいと思います。それからあの併せて企業そのものだけではなくてですね、あの町内の雇用についての影響度といいますか、直近あるいは今後の見通しについてお聞かせ願えればというふうに考えます。
町長	2つ目のご質問でありますこの町内企業の経営実態、雇用実態についてでございます。調査等も行っておりますのでその状況を内容をご報告を申し上げたいと思いますが、事務的には本年度の町内の企業や事業所の実態を把握をいたしまして、これはあの概ね1年に4期ごと、年4回になるわけですけれども、80事業所等ぐらいをまあ対象としたアンケート調査を実施しております。継続的にまあやっておるわけですが、で、最近のものにつきましては昨年の12月の末という結果が最新のものです。同時にまああの私もこの1月から2月にかけて町内企業40社ほどいろいろまああの状況をお聞きしながら、担当課とともに現在の直接お話を聞きたいというようなことの中で、やってお聞きをしてまいりました。そこであの最初のアンケートによります12月末の状況でございます。まあ今3月でありますので少しタイムラグがあるかとは思いますが、回答数はが52事業所から65%の回答率でいただいております。特にあの景気状況の判断状況につきましては前年度の同期と比べて良いというふうにまあ答えていただいた方が30.8%、反面悪いが36.5%となっております、この良いの割合から悪いの割合を差し引きますとマイナスの5.7、よくあの巷では景況感というふうに呼ばれておりますが、

これがマイナスになっておるという状況でございます。少しここ3月までに聞けばそれがどうなっておるのかということもいろいろあろうかと思いますが、ほぼ同じような考え方が続いておるのではないかというふうに思っております。5. 7ポイントほど後退したと、で、中身は特に製造業におきましてはこの円高が非常にあの直撃をしておるというようなことと、それからそのことが大きいというようなことと、それからこれはまあいろいろあの訪問してもお聞きをしてきたことでありますが、やはりあの全般的には大変厳しいということの中で大変まあ頑張っていたいておるというのがどうも実感であります。むしろあの私どもの方が元気付けられたくらいのものでいっばいでございますけれども、で特にあの製造業については8割方、製造業の方が比較的回復が早く、輸出型との直結の部分が多いものですから、8割方ぐらいはまあいいとこで回復しておるというふうに言われておりますけれども、やはりあの円高実態は変わっておりませんので、この加工する工賃っていいですか加工のひとつの単価につきましても向の親会社取引先のもう言いなりの値段でやるしかないんだと、これは指値というふうに言われておりますけれども、これが非常に厳しいということでございます。あのその分まあその地元の企業の利ざやの部分が目減りをするという形になります。従業員も抱えてということになりますとそれがモロにしわ寄せが来るということですが、何としてもこの受注量だけは確保していかなきゃならんと、仕事を回していかなきゃならんというようなことで、そここのところが上からの押さえがきついわけでありまして何とか経営努力でこれを今乗り切っておるんだという大変まあ厳しい、また頑張っていたいておる姿が浮き彫りになっておろうかと思えます。それから雇用の問題につきましてもこれはまあいろいろあのつい最近まで、今日もあのお昼のニュースでも言っておりましたけれども、昨年と同期と比べて若干これはあの正規、非正規従業員の合計数で全業種でやってみますと、2. 6%ほどまあ増加をしておるという傾向がみられております。これは町内の場合でございますけれども。で、残念ながら部分的には業種間の差が非常に大きいわけでありまして、町内の建設業関係これについてはあの%でいきますと8. 3%ほどの雇用率が減少しておるということでありまして。それから来年の新卒者の採用につきましては製造業におきましてはこの春の採用計画も若干あるというふうに、大変あのありがたうれしくまあ思っただけで捉えてきたところもありますけれども、なかなかあの特に高校生、大卒も常にニュースで流れておりますけれども大変厳しい状況で、まだあの就職が決まっていないというような地元の高校生もおられるというふうに聞いておるわけでございますけれども、ただこれにつきましてもあの一昨年あたりのあのショックの後の大量にこの続出した雇用、特に契約社員の解雇というような状況はまあひとまず収まっておる状況にみえておりまして、そうしたことはまあ一応お聞き取りをした中ではほとんど、何とか現行の従業員を維持していきたいという強い決意の下に横並びで今日まで来ておるというような実感でございます。そんなことであの町内の中小企業対策につきましても窓口相談も含めて、それから融資、資金繰りのことも含めて所管課で精いっぱい対応しておりますので、雇用の問題も含め是非ご理解をいただきたいと思えます。

町内の企業の状況をお聞きました。厳しい中でまあがんばっておられる企業が多いということですので、あの特に受注価格がそれこそ一方的に叩かれているという問題本当に憂慮しております。前回もこの席で下請け3法違反についてですね町が直接関わること

は困難かもしれませんが、そういう情報はできるだけ県等の担当部局に挙げていただいて適切な指導ができるように是非お願いしたいと思います。同じような問題になりますけれどもですね町内の経営や雇用に関しては町の執行する事業や雇用も深く関わっているというふうに思います。で、いわゆるデフレスパイラルの中で公共事業の下請け労働者や委託事業の労働者の賃金がですね最低賃金すれすれのことも多くて、公契約いわゆる公の機関との契約の賃金の低賃金構造が全国的には問題になっているというふうに伝えられています。で、行政の効率化あるいは民間活力の導入というまあ名前の下にですね、政府や自治体業務の外部委託や臨時パート労働への置き換えなどが加速されて、公契約、公の契約による低賃金構造が拡大しているのではないかというお話であります。まあいくつかのデータも示されておりますけれども、あのまあそういった中でですね、しかしながら国や自治体は国民や住民の生活と権利を守ることが仕事であります。その発注業務が生活も困難な低賃金を温存してはですね、行政が自ら国民の生活悪化に手を貸すことになり、行政の責務に逆行することになりかねません。もう既に5年前になりますけれども、ふじみ野市のプール事故というのがございました。あの子どもさんがプールの排水口に吸い込まれて亡くなるということで、まあこの原因を作ったのは市の委託管理者がですね更にその下の業者に丸投げをしてまともな安全指導をしなかったという、安上がりな委託の末に起こった事故だったというふうに私は認識しております。で、公共事業でも委託業務でも安心して生活できる賃金、労働条件の保証があつてこそこう仕事に打ち込むことができるのではないかと思います。こうした問題については既に国際的な規範が存在しておりまして、ILOの95号条約というのがそれに当たります。まあILO国際労働機関については既によくご存じだろうと思っておりますけれども、国連の専門機関でありまして国連よりも古い歴史を90年に近い歴史を持っていて、ノーベル平和賞も受賞していて、日本政府は常任理事国も務めている、政府、労働、使用者側、3理事を出しています。で日本はですね人員や拠出金に対しては大変積極的であつてこのILOから評価されているのですけれども、その一方で派遣労働や労働時間、雇用形態に関する条約についてはILOの条約の批准の程度っていうのは非常に低くてですね、お金や人は出すけれどもその精神については非常に消極的だということで度々指摘を受けている国でもあるというふうに感じております。先般の議会でも看護師の労働条件についてILOに関する意見書がこの議会で採択されたと認識しておりますが、この公務員についての95号条約も日本は批准しておりません。ところでこの95号条約というのは何かと言いますと、人件費が公の契約に入札する企業間での競争の材料にさらされている現状を一掃するために、全ての入札者に最低限現地で定められている特定の基準を守ることを義務付ける、つまり自治体等がですね業務を委託したり、あるいは一定の契約を行う場合にはそのに下請け等々に至るまで最低賃金を守らせると、それから公の契約によって賃金や労働条件に下方に下方向に圧力が掛かることのないように、公の契約においては基準条項を確実に盛り込ませると、まあこういったことを条例として作り上げていくっていうことが必要ではないかということでもあります。本来は国が行うべきことでありますけれども、一昨年9月の千葉県の野田市を皮切りにですね、確か最近では神奈川県政令指定都市である川崎市もこの条例を制定したのではないかというふうに私は認識しております。まあそういった意味でですね飯島町においてもこのような制度を、つまり町自身が率先して自ら契約する事業あるいは業務に対してです

浜田議員

町長

ね先導するというふうな、そういうことを進めるお考えがあるかどうかについてお尋ねいたします。

ご質問はまあ公の事業を委託発注をしていくような場合の特にあの最低賃金とのこの維持の問題だろうというふうに思います。そこであの現在町では今ご質問にありましたこの公契約条例は制定しておりませんし、制定に向けての本格的な検討は今行っていない状況でございます。で、町が発注をいたします工事や製造請負等の事業につきまして、その請負労働者、請負企業に勤める労働者の著しいまあ低賃金これが強いられているというようなことになると、当然これはあの適正な労働条件が確保されていないという形になるわけでございます、大変これはあの由々しい問題であるというふうに認識をいたします。で、現状あの町が今年度といいますかここ最近の数値を調査いたしますと、直接まあ町が発注等をいたしました工事の落札率というのはだいたい平均96％ぐらいでまあ推移をしておるわけでございます。まあこの発注段階ではその数値を見る限りではこの下請け業者あるいは業務に対してこの労働者の賃金の部分へ相当しわ寄せが行って最低賃金を割り込んでおるというようなことはあまりないだろうというふうにまあ判断をいたしておりますけれども、実態の方ははっきり掴んでおる数字は持っておるわけではございませんけれども、そんな認識を持っておるところでございます。で、仮にもしこれがそうしたことが下請けに至るまで最低賃金を割っておるような公の事業発注というものがこれが判明した場合には、当然町はこの資格審査の段階であるいはまた指名業者選定委員会というのが副町長を中心にして構成しておりますけれども、この段階で厳しくチェックをいたしまして、それが判明した場合には厳しくこれは対応をして入札資格等の問題に触れながら、厳格な処分等も念頭に入れて対応していくというような確認をいたしておりますので、そんなことでひとつご理解をいただきたいと思います。まああの公契約の条例、あの1つの考え方ではあるかと思いますが、なかなかこれは手続きがいろいろ難しい面があるやに聞いておりますので、ひとつ今の段階では検討課題の段階であるというふうにさせていただきますというふうに思っております。

浜田議員

まあ実際の運用においては注意深く取り組んでおられるということでもありますけれども、やはりそうであればなおさらのことですねこれを1つの条例として、正しく適用される仕組みをつくるべきではないかというふうに思います。もちろんあの公契約条例自身、各自治体で現在試行しながら改善している段階でありますので、時期を追っていけばですね、より良いものが出来るんじゃないかと思いますけれども、是非前向きに検討していただきたいと思います。まあ自治体が少なくとも率先して格差社会を作り出すようなことがあってはならないわけですし、それから自治体は委託する業務や公共事業の質も適正に守らなければなりませんし、それがひいてはですね適正な賃金の支払いによって地域の経済が循環するということにもつながると思いますので、前向きの検討をお願いして次の質問に移りたいと思います。

3番目の質問は町の人口減少とその対応についてであります。既に同僚議員から同様の趣旨のもっと包括的な質問がなされておりますので、私は特に地域間の格差に着目したですね人口の増減について、先ず幾つかのデータをお示ししてですね、それについてのお考えをお尋ねしたいと思います。後出しジャンケンではなくて最初に全部、私がちょっと気にしていたことをご紹介しますとおきたいというふうに思っております。先ず最初のデータで

ありますけれども、これはあの平成2年、1990年バブルが崩壊してからの飯島町の4区のですね人口の推移を示したものです。ただあらかじめお断りしておきますけれども、このデータからはですね外国籍の方は除いています。で外国籍の方も飯島町の住民として等しく処遇されるということは言うまでもありません。私自身、雇用問題等についてですね深く関わっておりますので、外国籍の方を差別するとかまあそういう意味ではなくて、あの外国籍の方のデータが非常に変動が激しくて長期的な傾向が読み取れないという技術的な理由にすぎないということを先ずあらかじめお断りしておきたいと思います。で、このグラフを見ますとあの1990年を1としておりますけれども、一番下、本郷区ですね、本郷区は当初から急速な減少を示しています。で、その次が田切になります。田切はですねその後5・6年は実は横ばいなんです。それからここを変化点として急速に減り始めています。この理由は私はよくわかりませんがもしかするとまあグリーンヒルあたりの居住が進んだのかなと、ちょっと私歴史は抑えておりませんが、それから3番目が七久保区です。比較的減少傾向は緩やかだけではなくてですね、あの去年の決算の時に報告されていましたように、この2年間は若干の増加に転じています。それから飯島区はご覧のように比較的横ばいでしたけれどもここ数年間ある変化点から急速に変化を始める、と、まあこんなのが飯島の中の4区の人口推移であります。これが先ず第1点ですね。で、ちょっと興味を持ちましたのは七久保が増えたのであればそこに人口増加を考える具体的なヒントがあるのではないかと、まあそんな事をちょっと興味を持ちました。それでデータをいただいてですね、今度は耕地ごとに人口増減を調べました。ただ残念ながら耕地ごとの人口増減っていうのはデータが入手できなくて過去2年分しかなかったものですから半年ごとのデータになっております。それであの増加率の高い順番からずっと耕地を並べています。一番トップがなんと針ヶ平でこのグラフからははみ出しています。ただ元々戸数が5・60人と非常に少ないもんですから変化率が大きく捉えられたということもありますけれども、まあそうは言っても10数人の増加があってですね、その後今年の春になって5人程度減少していると、それから2番目が新屋敷、それで3番目が新田、で、以下、柏木、北村、南街道、とずっと減少傾向であります。で、私、意外だったんですけれども荒田が一番減少していると、私はあの新しい家がいくつか建ったのですね増加傾向にあるかと思ったんですけれども、実はそういった推測を裏付けるものではなかったというのがこの七久保についての検討データです。他の区はとても体力がなくてできませんでした。

それではあの飯島町を取り巻く上伊那及び中部伊那全体はどうなのかということなんですけれども、これは結果ではなくてですね、実はこの第5次総合基本構想を作成するに当たって用いた、何でしたっけ、将来人口推計、これをですね2005年を1として各市町村の増減をこの予想に従ってプロットしたものであります。驚いたことに3つのグループに分かれます。で、トップのグループこれはあの2010年からは減少に転じているわけですがそれでも比較的安定に推移しているグループで、名前を挙げますとですね、あ、範囲として挙げたのは上伊那の全市町村とそれからあの後、高森、松川を含めています。これはつまり商業圏あるいは通勤可能圏ということでまあここまで含めるべきだろうと考えたからであります。で結論から言いますとですね、比較的安定に推移しているのは宮田村、箕輪町、南箕輪村、高森町、それから中位のグループこれがですね伊那市、駒ヶ根市、松川町、それで一番下のグループ飯島町、辰野町、中川村、とこんなにはっきり分かれると

は思わなかったんですけれども、これがあの今後10年間、これ総務省でしたか、予想したですね人口推移だということであります。ちなみにこの減少全体はどのくらいになるかと言いますと約200,000人の人口の領域なんですけれども、10年後に上と中部伊那全体で約6%の減少、13,000人の人口減少が生じると、つまり飯島町を超える人間がですねこの地域から無くなるということをこのデータは示しているわけです。で、以上の背景の中で私たちが基本構想として進めていく行こうとしている人口出動施策というのはですね本当に妥当なのかどうなのかということをまあ今考えているわけですが、先ずこのグラフ等をご覧になった上で現在の施策がですね芯を食っているといいますか、ミートしているかどうかということについて、先ず外郭的なお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

最後のご質問は町の人口減少とまあそれに対応する問題でございます。特に町内での区あるいは耕地間の減少格差、増減がある実態がまあうかがわれるわけでございます。そうしたことに關しましてすこしあの時間をいただいて考え方を、また取り組んでおる状況を述べさせていただきたいと思います。今お話にございましたように、国勢調査におきましては当町の人口が初めてまあ10,000人を割り込んだ、このことについては再三申し上げましたように大変重く残念な結果としてまあ受けとめておるということでございます。で、であるからこそまあ今度の新しいスタートする第5次総合計画の中では48の基本施策を確実に実行していくことはもちろんでありますけれども、それに対応する特にまあ定住構想のプロジェクトをはじめとした4つのプロジェクトを総合的重点的に実行をしていくことでこの町の魅力を高め、少しでもまあ人口減少に歯止めをかけて、人口が上昇にまあ転じるようなこれまで以上のまあ戦略的なあるいは効果的な施策を展開をしていく必要があるというふうに思っておるわけでございます。なかなかこれはあの目標としては何とか町の体制維持ということで10,500人を目標では定めましたけれども、大変厳しい今のグラフを拝見しても予想からいきますと厳しいことでありますが、何としてもこれは取り組んでいかなきゃなんというふうに思っております。そこであの身近な問題としてご質問のありましたように、この地域ごと、区や耕地ごとに人口の増減の姿が進んでおるということで、大変まああの時間をかけてこうしたあのグラフの資料をご提示をいただいて敬意を申し上げるところでありますけれども、われわれも当然のことながらそうした今、示されたと同じような認識を持って今おるところでございます。そこでまあ1つには第5総合計画に掲げる定住促進はどの地域にまあどういった施策を展開するという具体的な計画ではございません。仮にあの今後地域を特定して施策を展開する場合にはこの実施計画の中で肉付けをしていくひとつのスパンの問題であるというふうに考えております。で、そうしたことによってあのその施策を講じることによってそこだけの人口の増減を論ずるんでなくてですね、目指すんじゃなくて、やはりその1つの施策を、これはあのソフト、ハードいろいろあると思います。けれどもそのことによってあの町内全体がこの施策が恩恵が受けられるといいますか、適地的確な考え方をしていくことによって全体が、これが人口に結び付いたりまた活性化につながっていったりというふうに考えておるところでございます。であの、一方でこの町の今度定めて同じように定めました国土利用計画、土地利用計画であります、農用地や住宅地それから工業用地、商業地に適したこの場所をいろいろとまあ検討した結果、ゾーンとしてゾーンニング作業として定めて、そしてそ

の土地利用の姿というものを将来の構想として文章と図面、公図等でエリア分けをしてお示しをしたのがこの土地利用計画でございまして、10年先を見越したこの町の土地利用の先を見据えた、できればこうあってほしいという理想を描いたのがその内容でございます。当然のことながらこれは強制力が持てるものではございませんけれども、ただあの適地という考え方ではやはりこの土地のまあ乱開発っていいですか無秩序な土地利用は許されませんので、そうした整合性を保ちながらこの土地利用の構想を示しておるというふうにもまあご認識をいただきたいというように思います。で当然のことながらこの住宅地や商業地域は利用計画の中では住民の皆さんにとって利便性の高いところにまあ集中をしておるということに結果的にはなるわけでございますが、それで実際のこの土地利用にあたってはいろんなあの各種の規制もございます。だからあの個人の方が思って景色・環境がよいからそこだけでっていうわけにはなかなかまいらない部分もあるわけでありますけれども、こうした地権者の意向にも沿いながらできるだけ今後は許認可の問題におきまして、土地利用の計画に沿った方向で土地利用が進めれるように行政としてはその誘導をしていくということがひとつの考え方でございます。そこであの町の住宅地の造成、これはあの行政と民間ととまあいろいろな取り組みの考え方があるわけでございますけれども、2つの基本的な考え方を町では持っておるわけでございます。1つはあの官と民におけるこの役割分担についてでありますけれども、公共事業におけるこの住宅地の造成については、やはりあのその分身である公社の事業、資金繰りをしてでのまあ事業ということも今までやってまいりましたけれども、やはりこの財政面の問題もありますし、それから行政がこの販売促進をするというようなことについてもいろいろとまあ知恵は出しておるわけでございますけれども、この面でもまあ民間に比べれば限界もあるというような考え方もしておりまして、こうしたことについてはできる限りまあ民間の活力によって進めていただくという考え方が1つでございます。当然のことながらこれはあの関係者と十分な連携をとっていろんな規制問題も調整していく必要があることは当然であります。それからもう1つは土地利用のあり方に関してでありますけれども、土地にこの適した土地について、農地に適した土地については可能な限り農地として残していくまあいわゆる優良農地という称する部分だと思っておりますけれども、それで住宅地は既存の宅地や住居系の用途地域などにあるこの利用されていない住宅適地への誘導というものをまあ考えていく必要もある、そして更には土地利用構想の図に描いておりますような住宅の居住ゾーンへの誘導といったようなことを合わせて秩序あるこの誘導を導くと、こういうふうな考え方をしておるところでございます。でどうしてもやっぱりあの一般的にここを求めて住んでいただくというような場所につきましては、保育園や学校やそれから公共施設やそれから上下水道などのインフラ環境というものが最優先をされると思います。それから生活に直結をする買い物まあ利便性といったようなことも、これは諸に毎日のことで判断材料になるというふうに思うわけでございますので、そうしたあの町の方の考えておる居住適地とそれから町民の皆さん方の求めておる居住適地と、当然あのかなりの部分で共通しておる部分もあるわけでございますけれども、景色・景観・住環境というような形になりますと少しその辺もずれも出てきておるのかなというような考え方もしております。まあそんなことであの今後の定住促進については非常にあのどう努力してもなかなかこの方向付けとしては厳しい状況があることはもう事実でございますけれども、何とか新しい総合計画の施策を組み

浜田議員

合わせてですね少しでも人口減に歯止めをかけて、そして活力のあるまちづくりを進めていかなければならないという考え方でございますので是非ともご理解をいただきたいと思
います。以上です。

ほとんど質問の時間がなくなってしまったわけですがけれども、私はあのこのグラフを自分で見ていてですね感じたのは実はかなり違った問題であります。と言いますのはです
ね、先ず1つはこの地域から13,000人が消え去ったときに、じゃあ飯島町に増える人口
っていうのはいったいどこから移ってこられるのであろうか、それ以前の状態がもう既に
この伊那谷全体に存在してしまっているのではないかということですね。飯島だけに人が
来るとはとても考えられない。しかもこのグラフが示しているのはですね、実はちょ
うど伊那谷のボトルネックである飯島、中川が一番人口増が激しくて、また辰野も同じよ
うな状況になっているというその地域の特性をストレートに示しているクラブではないか
というふうに感じたのが1つであります。それからもう1つはですね人口増というふうに
それを目的にしますけれども、このグラフが示しているのはそうではなくて、たとえど
かの人口が増えたとしてもそれ以上に各耕地の中ですさまじい勢いで人間が減っていつ
ているんだということですね。つまり問題は一定の地域に大きな目玉政策で人口を増やせば
何かなるとか、あるいはトータルに飯島町が10,000人になれば良いとか悪いとかそ
ういう問題ではなくて、飯島町の非常に多くの地域で過疎、下手をすれば限界集落にな
りかねないというもっと大きなマイナス面が進行しているのではないかと、ですので人口
問題というのは10,000人を超えたか超えないかということを中心にするのではなくて
ですね、むしろ進行しつつあるこの過疎対策を食い止めるところに重点を置くべきじゃ
ないかということ、私はこのグラフを見ていてつくづくと感じた次第です。で、もし町
のどこかに賑やかな1角ができたとしてもですね、その一方でそれを上回る過疎地域へ限
界集落が生まれ、買い物難民や独り暮らしの高齢者がですね十分な支援を受けられな
いとしたら、これは本当に豊かなまちづくりと言えるのかどうか。で、住民の生活に対
して選択や集中を適用してはいけないというふうに思います。むしろ誰にとっても安
心できる生活環境を整えて豊かな景観と相まって各地からその生活の安定さに引き
付けられて人が自然に移り住んでくる、そういったことをむしろ人口増の中心に据
えるべきではないかと、そういった意味ではですね1点突破の人口増対策よりも、こ
の過疎対策をですねもっと予算を付けて前面に打ち出して進めるべきではないかとい
うことを改めて感じました。今回は個人的に非常にささやかな分析を試みただけであ
りますけれども、あのこの町の施策がですね本当の的を外さないように徹底した見
直しを求めたい。このデータの分析についても個人的なレベルではなくてもっと本
格的に分析をしていただいて、方向を定めていただきたい。1回宣言したからとい
ってですねそれを改めることは決して間違ったことではないというふうに私は思っ
ております。そのことを求めてご見解をお聞きして質問を終わりたいと思いま
す。

町長

まああのこうした将来統計が推計が示されておるわけでありまして、大変これは
あの難しい厳しい問題だというふうに思います。かといってあの後ろ向きな考
え方でこの地域の町の活力が出るわけでもございせん。何とかして様々な施策
を講じてですねこのことをまあ進めていきたいというふうに思いますし、で、
移住促進の専門担当も設置をしております。今言ったあの更なる分析もその
中で加えて、今の人口減少に少しでも歯止めを

議長

かけることが、浜田議員のおっしゃるこの過疎対策の未然防止の歯止めにも
なるということとは当然あの共通した部分でございますので、またいろいろ
とお知恵を拝借をしながら精いっぱい努めてまいりたいというふうに考
えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦
労様でした。

午後 3時12分 散会

平成23年3月飯島町議会定例会議事日程（第5号）		
平成23年3月16日 午前9時10分開議		
1 開議宣告		
1 議事日程の報告		
日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	第 2号議案	飯島町生涯学習センター条例
日程第 3	第 4号議案	飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例
日程第 4	第 5号議案	飯島町文化館条例の一部を改正する条例
日程第 5	第 6号議案	飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第 6	第12号議案	平成23年度飯島町一般会計予算
日程第 7	第13号議案	平成23年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第 8	第14号議案	平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9	第15号議案	平成23年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第10	第16号議案	平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
日程第11	第17号議案	平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計長
日程第12	第18号議案	平成23年度飯島町水道事業会計予算
日程第13	請願・陳情等の処理について	
日程第14	議会閉会中の委員会継続審査について	

平成23年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）		
平成23年3月16日		
追加日程第1	発議第1号	機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書の提出について
追加日程第2	発議第2号	脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書の提出について
追加日程第3	発議第3号	保育制度改革に関する意見書の提出について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（12名）		
1番	久保島 巖	2番 中村明美
3番	坂本紀子	4番 浜田 稔
5番	堀内克美	6番 倉田晋司
7番	三浦寿美子	8番 北沢正文
9番	竹沢秀幸	10番 宮下 寿
11番	平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計管理者（会計課長兼） 豊口敏弘 総務課財政係長 久保田浩克
飯 島 町 農 業 委 員 会 会 長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 （産業振興課長兼）
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 市村幸一	教 育 長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長兼）

○本会議に職務のため出席した者	議会事務局長	米田章一郎
	議会事務局書記	千村 弥 紀

本会議再開

開 儀
議 長

平成23年3月16日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
町当局並びに議員各位には連日大変ご苦勞様でございました。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ委員会において付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。去る4日・7日の本会議において付託した条例案件4件、新年度予算案件7件、請願・陳情案件について各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願陳情審査報告書が提出されております。
本日はこれらの審議並びに委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。

議 長

日程第1 諸般の報告はありません。

議 長

日程第2 第2号議案飯島町生涯学習センター条例を議題といたします。
本案については社会文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。
宮下社会文教委員長。

社会文教
委員長

それでは社会文教委員会の審査報告を申し上げます。3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました第2号議案飯島町生涯学習センター条例につきまして報告を申し上げます。この第2号議案では新設条例であるが職員体制や図書館館長など人員なしで事業の推進ができるかといった問いに対しまして、図書館長は新たに選任するがほぼ決定している。移行については地区の公民館にそのまま当てはめるのではなく、地区なりに咀嚼し、受け入れることがあれば取り入れてもらう。すべて移行するものではない。センターの位置は文化館だが場所のみなのかとの問いには、番地は文化館、組織的なものである。農村改善センターへ教育委員会が移れば条例改正もある。このまま文化館に置くとしても管理体制がまだ決まっていない。という審査の過程に出された内容でございます。お手元の配布のとおり可決すべきものという結果となりました。以上です。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
宮下委員長自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第2号議案飯島町生涯学習センター条例を採決します。この採決は起立によっ

議 長

で行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
[賛成者起立]
お座りください。起立全員です。よって第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第3 第4号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については社会文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。
宮下社会文教委員長。

社会文教
委員長

それでは審査報告を申し上げます。3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました第4号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例につきましては、お手元に配布のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお審査の過程に出された内容につきましては、今後給付対象者が増える、廃止の理由と今後は？との問いに、ふるさとづくり計画では国・県の補助のないもの、あるいは廃止されたものは廃止するとしていた。また他市町村では廃止をしていたが町長の政策で継続してきた。本来の役割は終えたと思う。68歳、69歳だけが困っているわけではない。今後の福祉は全体の福祉政策を行っていく必要がある。との意見が出されました。以上報告を終わります。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
宮下委員長自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。

7番
三浦議員

それでは飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論をいたします。条例案を見たときには68歳、69歳分の福祉医療費の給付を廃止するとの内容に賛成できるものではないとの見解を持ちましたが、その後の本会議、委員会審査の中で町長、住民福祉課長が特定の二年齢のみの給付事業では不十分である。低所得者対策は必要との認識で個々の支援を充実させるとし、現在増え続けている幅広い年齢の困難を抱える住民の目線で福祉の維持を進めるとの答弁がありました。今回の提案理由には給付額の増加が見込まれることだけをその理由としており、廃止したことによる今後対象となる68歳、69歳の対象者への対応について触れていないことは残念ですが、廃止するリスクを今後困窮者の救済をすることで対処するよう求めるものです。68歳、69歳の今後の増加は社会状況からみて支援が必要な人も増えるとみるべきで、この制度の老人分を廃止することで住民に不利益のならないよう求めるものです。現在、福祉係などの担当者が住民の様々な相談に向き合っている姿に変わらぬ相談窓口であってほしいと強く思います。今後将来にわたって生活困窮者、社会的弱者に対応する窓口として職員体制によって接遇が後退することのないよう求めます。住民が不安なく困ったときに気軽に相談できる窓口となるよう接遇など職員教育に力を尽くすよう求め賛成といたします。以上で

	す。
議 長	他にありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第４号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
	[賛成者起立]
議 長	お座りください。起立全員です。よって第４号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第４ 第５号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については社会文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査を報告を求めます。
	宮下社会文教委員長。
社会文教 委員長	それでは審査報告を申し上げます。３月４日の本会議において本委員会に付託されました第５号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例につきましては、お手元に配布のとおり可決すべきものと決定いたしました。審査の中で出された意見の中では、使用料は他と比べて適正か？との問いに、使用区分など駒ヶ根また中川と同じ、料金はどちらかと言えば安い方である。また登録団体は半額にし、囲碁クラブなどには影響はありますけれども納得をしていただいたということでございます。以上です。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	宮下委員長自席へお戻り下さい。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	第５号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
	[賛成者起立]
議 長	お座りください。起立全員です。よって第５号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第５ 第６号議案飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については社会文教委員会に審査を付託してありますので委員長から委員会審査報告を求めます。 宮下社会文教委員長。
社会文教	

委員長	それでは審査報告を申し上げます。３月４日の本会議におきまして本委員会に付託されました第６号議案飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、お手元の配布のとおり可決すべきものと決定をいたしました。なお審査の中で出された意見の中では、町内の登録団体チームが町外のチームと試合などで利用した場合には？との問いに対しまして、町内チームの主催であれば免除となっている。あるいは場合によっては割引で対応をするということとございました。以上であります。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 宮下委員長自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第６号議案飯島町社会体育施設等使用料徴収条例の一部を改正する条を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。 [賛成者起立] お座りください。起立全員です。よって第６号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第６ 第１２号議案平成２３年度飯島町一般会計予算。 日程第７ 第１３号議案平成２３年度飯島町国民健康保険特別会計予算。 日程第８ 第１４号議案平成２３年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。 日程第９ 第１５号議案平成２３年度飯島町介護保険特別会計予算。 日程第１０ 第１６号議案平成２３年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。 日程第１１ 第１７号議案平成２３年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。 日程第１２ 第１８号議案平成２３年度飯島町水道事業会計予算。 以上平成２３年度予算関係７議案を一括議題とします。 本７議案については各委員長から委員会審査報告を求めます。 竹沢総務産業委員長。 (異議なしの声)
総務産業 委員長	それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る３月７日の本会議において本委員会に付託されました第１２号議案平成２３年度飯島町一般会計予算分割付託分、第１６号議案平成２３年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、第１７号議案平成２３年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、第１８号議案平成２３年度飯島町水道事業会計予算について、３月９日、１０日、１１日、１４日の延べ４日間、町長、副町長、担当課長、補佐、室長、係長の出席を要請し、説明を求め、現地調査も行い、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおりそれぞれ４議案について全委員賛成により原案通り可決すべきものと決定をしましたので報告いたします。

なお審査の過程で出された主な意見につきましては、社会文教委員会の同僚議員の皆さんにも理解を深めていただくため少し詳細にわたりまして報告をいたします。まず第12号議案平成23年度飯島町一般会計予算分割付託分についてであります。

総務課関係です。地域づくり支援員のパソコン配備は？ についての問いについて、飯島・七久保は高齢者支えあい事業の備品で調達、本郷・田切は別途配備ということです。役場、スクールバス、保育園バスなど民間委託から直営に今回したわけですがその理由は何か？ 委託業務の段取り、消費税、諸経費のコスト比較などで直営の方が安いから選択をした。産業医配置をし何を行うのか？ 職員のメンタルいわゆるその指導で講演会を2回開催する予定である。まちづくり交付金評価委員の委嘱と事業内容は？ 委員は町内で4名、外部有識者1名の5人を委嘱する予定。この間に国から受けたまちづくり交付金による堂前線など複数の事業のプロセス評価を行い報告書を作成する。平成25年度起債がピークとなる、実質公債費比率18%以内を維持できるか？ 18%以内を維持できる。町勢要覧印刷をするがその用途は？ 5年前は町内全世帯へ配布したがこれを改め、情報発信や定住促進のため外へ向かって活用する。この3月で15人ほど職員が退職するが新規採用は何名か？ 11名。国際協力会の活動を含め今後の国際事業については？ 多文化共生計画を今後策定する。消防第2分団詰所へ防犯灯を付けるか？ 防犯灯を付ける。また必要最小限の舗装工事を行う。消防団員の確保また女性団員はどうか？ 300名定員で確保、内女性団員は5名から7名を確保し本部付とする。耕地女性部長方針について見直しを？ 活動状況を踏まえ見直しを検討する。交通安全対策会議は年1回であり積極的に取り組むべきではないか？ 交通安全協会の四季折々の啓発など取り組みがあるが今後交通安全対策に真剣に取り組んでいきたい。IT関係予算で情報センター負担が46,000,000円あり適正か検証する必要がある？ 外部監査が必要であり広域連合内の副市町村長会で検討をしている。

続いて産業振興課関係です。今回の東北地方太平洋沖地震の教訓からも町としての災害時の空からの救援、マウンテンバイクなどの活用、井戸水の活用、避難場所の寒さ対策などの検討が必要では？ 町として防災計画の見直しを今後行う。有害鳥獣駆除施設の施工カ所と対応鳥獣は？ 日曽利の駒ヶ根境から中川境まで5キロと七久保、高遠原、前沢川から宮の沢まで1キロほど。対策はシカとイノシシ対応の柵である。この施設以外の中間地域の有害鳥獣対策はどうするのか？ 猟友会で個体調整処理する。防護策設置後の地元管理は堂なのか？ 地元で草刈りなどお願いするように依頼してある。マツクイムシの空中防除中止の理由は？ ミツバチ、梅の栽培に影響、またブッポウソウ問題等もある。今後は補助事業を活用して樹種転換を図っていきたい。横根山林道、登山道、シオジ平整備はいつか使えるか？ 5年間かけて今後整備する。整備が進めば部分的にも利用を検討していきたい。千人塚勤労者福祉センターは今後防犯上も問題があるがどうするのか？ 撤去が基本である。本郷道の駅を今後どうするか？ 前期5カ年基本計画の中で検討していきたい。JR飯島駅のシオジ平の看板は通行不可の表示が必要ではないか？ 検討する。商工会館耐震工事の全体費用は如何ほどか？ 19,600,000円かかり、うち15%3,000,000円町が補助する。道の駅花の里のマネジャー契約が最終年度だが今後の対応はどうするのか？ 契約は23年度まで、以降は現当事者を前提にしながら大幅な身分保障並びに賃金を含めた引き下げを行って対応していきたい。また5,400,000円町への繰り入れがあるが金

額を含め今後検討する。里山間伐のこれからはどうなるのか？ 現状は切捨間伐であるが国の方針により作業道開設とセットで搬出間伐と今後はなっていく。グリーンツーリズムの展開でクライנגルテンも含め検討する必要があるのでは？ アグリネーチャーとの連携を含め今後検討する。労働金庫預託による勤労者住宅融資事業の利用者が少ないので労金の主体的な取り組みを要請しては？ これについては労金に働きかけをする。西山地区の有害鳥獣対策は？ 今年度調査費を予算化した。今年度施設する防護策の効果を検証しながら施設対策を検討する。定住促進プロジェクトに関連し出生が今年50名ほど、今後少子化により七久保小学校統合も懸念される、結婚問題も対策をする必要があるのでは？ 結婚問題を含め町以外の団体の協力も得て取り組んでいきたい。定住促進費で5,600,000ほど予算化されたが事業進捗に合わせ予算補正する予定はあるか？ 必要な利子補給など予算は確保していきたい。企業による深井戸の利用増などにより源泉の地下水の枯渇につながるので何らかの措置が必要だ？ 今後の研究課題としたい。

次に建設水道課関係です。合併浄化槽補助金は1世帯10,000円である。定期検査の費用など増え増額要望があるがどうするか？ 平成24年度から実施すべく上下水道審議会また総務産業委員会に公共下水、農集排の使用料と合併浄化槽補助金を含め、使用料の引き上げを含めて検討する予定がある。地籍調査は平成38年度を目標に取り組んでいるが進捗状況はどうか？ 平成6年着手で現在42.6%、補助金が8,000,000円ほどであって1年に0.5ヘクタールくらいの事業進捗であり、計画の平成38年度までには完了しない。上通り住宅などの整備内容は？ 上通り住宅の下水道整備、屋根、壁、補修、電気のアンペア引上げ、またグリーンハートの植栽、フェンス設置など長野県住宅供給公社との15年契約による割賦方式による事業を行う。現状の町営住宅の入居状況あるいは使用料はどうか？ や現在125戸入居可能で113戸入居、89%、使用料は例えば水洗化などのリニューアルをすれば月300円から600円ぐらい使用料が引き上げとなる。次に追引南田切幹1号線の補償費70,000,000ほど係るがルート変更はできなかったのか？ 河川と南側の住宅の補償もあり総額で現ルートの方が安いからである。36災害の50周年イベントは6月19日飯田市やるのは理解するが飯島町も甚大な被害を被ったので町としての事業を行うべきではないか？ 町としての実施を検討する。住宅の耐震補強工事の実態は？ 平成22年度1件だけであり費用が多額のためなかなか普及しない。町道の維持管理補修について地元からどのくらいの要望があるのか？ 改修140カ所、舗装80カ所、改良80カ所あり予算が5,000,000円のため優先順位により事業着手することになっている。

次に住民福祉課関係です。税滞納整理で長野県地方税滞納整理機構で処理を依頼する件数は何件を想定しているか？ 6件を予定している。法人税の予算額が平成20年度ベースであるのか？ これについては過去の平成17年度、20年度の実績が堅実であり、ここをベースに予算額を見積った。国土調査による固定資産税の増収効果はあるのか？ 5%くらいの増収効果があると試算している。

次に議会事務局関係ですが、議会費に共済費25,668,000の内、過去の議員の共済年金にかかる金額が20,736,000円ある、現議員の費用と誤解されるので個々別々に予算書に掲載すべきではないか？ 現時点では対応できない今後検討する。なお来年度以降も先輩議員の年金費用として20,000,000円ほどの予算が必要となる。

次に特別会計でございます。公共及び農集排水特別会計予算についてであります、

つなぎ込み率の現状はどうか？ 公共下水道飯島6 6． 8、公共七久保5 8． 9、農集七久保北部8 4． 6、農集田切南部8 3． 2、農集本郷南部8 1． 4、合併浄化槽処理地区7 5％。次につなぎ込み融資制度はあるのか？ 排水設備資金利子補給制度があり1％3年利子補給制度である。先に協議会にも陳情があったが住宅リフォーム補助制度を創設し、つなぎ込みを推進してはどうか？ 町として今後検討する。つなぎ込みの財政効果は率を1％上げるのに1 2戸加入が必要であり4人家族で 66,000 円の使用料であり合計 800,000 円くらいの収入が増える。特別会計に占める人件費はウエイトが大きい適切な人事配置が必要では？ 提案として受け止める。

次に水道事業会計予算であります。水道料金の改定は当面あるのか？ 当面毎年50,000,000 円くらいの石綿管布設替工事を継続していくが料金改定しなくていける見通しである。石綿管布設替工事の進ちょく状況はどうか？ 平成2 3年度事業実施で残りが1 2． 2キロメートルあり、あと8年間で完了する予定である。有収水量の実態は？ 平成2 2年度実績で6 8． 7 1％である。今後の大規模改修見通しは？ 石綿管布設替工事を8年間継続し終了後の3 2年度から浄水場の耐震工事も合わせた改修が必要であり、500,000,000 円以上の投資が必要と想定している。配水量のピークの水量はいくらか？ 1 日5， 7 0 0立方メートルであり3 6 5日で年間配水量は総量で2， 0 8 0， 5 0 0立方メートルである。樽ヶ沢浄水場の耐震化を行うべきであるが？ 本建物は昭和4 8年建築物であり耐震化は必要であり今後検討したい。

以上4議案に対する委員会審査で出された意見並びに町の答弁・見解でございます。最終的に全議員一致で本委員会の委員長報告のとおり適切な結論を導いていただきますことをお願い申し上げまして委員長報告といたします。総務産業委員長。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。竹沢委員長自席へお戻り下さい。
 次に宮下社会文教委員長。

社会文教
委員長 それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。3月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました第1 2号議案平成2 3年度飯島町一般会計分割付託分、第1 3号議案平成2 3年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第1 4号議案平成2 3年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、第1 5号議案平成2 3年度飯島町介護保険特別会計予算の計4議案につきまして3月1 0日、1 1日、1 4日の3日間委員会を開き、各課から説明を求め内容を慎重審議した結果、お手元に配布のとおりいずれも全員一致で可決すべきものと決定いたしましたのでご報告いたします。

なお審査の中で出された主な意見をここで申し上げます。

まず一般会計予算付託分の住民福祉課福祉係では成年後見センターの新規事業の内容は？ との問いに、いままで相談の受け皿がなかった。県の補助事業でできないかという中で2 3年度よりセンター設置、制度の普及や相談を受ける。伊那市社協内に設置をする10,000,000 円で。負担金の率は広域連合の負担率で行う。各市町村で協定を結んで伊那市社協へ委託する。このセンターの設置は長野、松本、上伊那だけである。地域介護福祉空間整備事業の項目が無くなったが今後は？ との問いに、2 3年度上ノ原の申請あるが内

示は6月ころか、今後も要望あれば国に上げる。新規も申請はしていきたい。出れば補正対応で行っていく。また新田も申請の要望がある。これに対し補正対応ではなく新予算に盛るべきでは？ との問いに、不透明なので盛ることはできないとのこと。在宅障がい者福祉事業の内容は福祉タクシー障がい者用の 84,000 円だけか？ との問いに、在宅老人福祉事業の外出支援事業で2,880,000 円とともに行的っていく。介護慰労金の内容は？ との問いに、年2回6月、1 2月の支払、基準日前9 0日以上自宅で要介護3～5の方を介護している家族に支給する。要介護3は 24,000 円、要介護4は 30,000 円、要介護5は 36,000 円で2回支給する。2 2年度は要介護3が3 5人、要介護4が4 0人、要介護5が2 0人であった。介護度が上がることや施設に入れないことなどにより予算を増やした。

次に保健医療係では、ヒブワクチンの死亡事故に対する町の対応は？ との問いに、国の指示で見合わせている。調査必要なため今月中にもう1度検討会を開くようだがその様子で再開後は今まで通り行っていく。不妊治療の2 2年度の実績と2 3年度の見込みは？ との問いに、2 2年度は用紙を持っていた方が2人いらっしやった、2 3年度は治療3回を2人分計上している。七久保診療所の利用状況は？ との問いに、運営委託しており先生に任しているのかわからない。またデータも求めている。

住民係では年金ネットの利用方法は？ との問いに、窓口で申し込み用紙に記入し本人確認を情報を提供する。無料である。この開設趣旨と効果は？ との問いに、効果は自分の納付額や記録、受給額の算出もできる。自分自身で確認ができるサービスである。子ども手当が前年度より 66,300,000 円増の内容は？ との問いに、3歳未満の上乗せ分1人当たり 7,000 円と2 3年度はフルに1年分になるためである。住基カードの状況、業務の簡素化につながっているのか？ との問いに、1月末現在2 9． 6％、使用率5 3％、特に高齢者の方には扱い方の指導をしている。屋間に来れない人の利便性もあり利用増えれば窓口業務も減少すると思う。発行率2 9． 6％をどう見るか？ との問いに、3月3 1日で無料提供期間が終了4月から 400 円の有料となる。そのためカード作成減る心配がある。しかしカードの写真は本人確認となり身分証明になるのでこの点をアピールしていきたい。コンビニ交付が増加し費用対効果から現在の使用している機械がダメになればコンビニの方へ変更をしていきたい。

生活環境係では、企業と地域住民の協定の推進などのための連絡協議会だが、田切地区は工業団地が多い。福岡の会社からの工場排水の中田切川への流入がある。また井戸対策として何年か先に井戸が枯れることが心配であり、また中田切川上流の産廃処理場の監視なども忘れずに？ との問いに、協議会は定期的に開催している。田切グリーン団地関係の協議会は年2回開催、町が事務局となっている。内堀醸造とは問題が発生したときに出ている。井戸については、さわやか環境条例に規制がない。県下の情報入れて検討していきたい。パイプの口径による規制や区域の規制などを参考にしていきたい。産廃処理場は昨年夏、立ち木の整備を行ったが中身のすべてはわからない。試掘では重金属は入っていなかった。材木などが多く入っていたとのこと。工業団地だけの苦情ではない。飯島区の中にも苦情が出ている。企業と区のやりとりだけでは解決方法が見つからない？ との問いに、町、地元、企業の3者で懇談の場を持った。問題は排水して川に流れ、それがまた再び取り入れ口で入る、この水の方が問題となっている。行政が間に入って解決策を見いだしたいが。太陽光発電補助は上限 120,000 円での計算か、実績からすると少ないよう

		に感じるがその原因は？ との問いに、120,000 円の 1 5 基分、以降は補正対応で行いたい。ちなみに 2 2 年度は 2 9 基、3 月 3 1 日までに申し込まれたものは国では 70,000 円まで補助をする。不法投棄他パトロールの詳細は？ との問いに、1 日 7 時間で週 5 日勤務を二人で行っている。現在は過去のゴミを処分しており新たなものは出てきていない。 教育委員会生涯学習係では、B & G 体育館、艇庫の改修工事の財団補助率は？ との問いに、設計額の 9 0 % に対して 5 0 % の補助、差金が出たら使ってよいとのことである。工事設計監理 1,055,000 円は町が負担、竣工式典を行うように言われているので 50,000 円計上している。各地区で高齢者クラブの立ち上げが行われているので掘り起こしや予算など検討してほしいが？ との問いに、特に予算は盛っていないが地域づくり支援員にもお手伝いをお願いしている。またいいじま文化サロンの 2 2 年度の状況と 2 3 年度は？ との問いに、2 1 年度は集客が悪かった、その反省から 2 2 年度は大きな赤字はない。2 3 年度の事業は固まりつつある。<u>トークショー工藤夕貴</u>、落語家、橋幸夫などの大きな事業を現在予定している。学校支援員の報酬は予算がついていないが夜にボランティア講習会を開いたり、学校やイベントなどにも出ており材料費もバカにならない、補助があつてしかるべき？ との問いに、材料費は消耗品で対応できるところがある、コーディネーターと連絡をとってもらえればとのこと。 こども室では、奨学金の利用人数と内容は？ との問いに、2 2 年度は 4 人その内新規 1 人が利用、現在 1 8 人が償還をしている。基金の残高は 3,900,000 円、利用は高校生以上大学・短大の進学のときの利用。母子家庭で中学から貸付はできないか？ との問いに、母子家庭への手当は出ているが準要保護で支援できることがある。クラブ活動、生徒会、PTA も対象となった。この制度の説明は家庭訪問の時に行っている。学校経由で本人が申請し家庭の状況を調査、更に指数を計算し教育委員会に図っていく。ただ中・高・大と貸付を例えば受けても返済できるかが問題となってくる。発達障がい児保育支援事業の内容は？ との問いに、発達障がい診断される児童は少ない、また難しい。巡回相談と個別保育で対応をしている。現在 3 園合わせて 2 0 年度が 5 5 人、2 1 年度は 4 3 人、2 2 年度は 5 9 人、また 2 3 年度はつくし園より 2 人年中ということでこちらに帰ってくる。1 対 1 の保育をするために実践経験のある臨時 2 人を雇用する。 以上が一般会計の付託分の主な内容であります。 また特別会計の中の後期高齢者医療特別会計では、普通徴収保険料の滞納状況は？ との問いに、年度末にはゼロとなる。滞納が累積していく心配はないのか？ との問いに、2 0 年度に 1 件発生したが 2 1 年、2 2 年度はゼロなので心配はしていない。 次に介護保険特別会計では高齢者実態調査は？ との問いに、これは全国統一の調査、アンケートを取り県に送る。6 5 歳以上で介護認定を受けていない 4 0 人と認定を受けている全員を対象に行った。緊急時の対応策は？ との問いに、緊急時は暫定でサービス利用を認める、退院後でないと介護度の認定はできない。 以上質疑のごく一部の内容を申し上げました。社会文教委員会の報告を終わります。 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 宮下委員長自席へお戻り下さい。
議	長	
議	長	

		以上で平成 2 3 年度予算関係 7 議案に関わる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これより議案ごとに討論採決を行います。 初めに第 1 2 号議案平成 2 3 年度飯島町一般会計予算に対する討論を行います。先ず原案に対する反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 この予算案に賛成する立場から討論を行います。まず第 1 に平成 2 3 年度予算編成方針には負担金・補助金は前年度実績を精査した上、ゼロベースから積み上げること。全ての事務事業について従来の慣行や惰性的な手法に流されることなく徹底した見直しを行うことと支持されております。それが徹底されたかどうかについては疑問な事業もいくつか目に留まりました。本年度事業の推進を通して <u>P D C A</u> のサイクルを回す中でこれが検証、改良されることが期待するものであります。第 2 にそうした瑕疵はあるものの箱物から生活へ、私も 1 0 年間の歳出の大きな流れを眺めたことがありますけれども、そういった傾向が顕著に認められます。医療福祉や雇用創出などに町民の生活と福祉を重点とした配慮がなされている。この点については高く評価するものであります。3 番目に定住促進や地域づくり支援員の配置などの新施策は具体的な姿をまだ十分に掴みきれない状態にあるというふうに認識しております。こうした事業が実効性のある事業となることを期待し、新事業である以上見込み違いも生じるかもしれませんが、失敗を恐れるよりも前向きに取り組んでいただきたいというふうに願うものであります。そしてそのためにこそ事業の検証や評価の仕組みが重要だと思います。検証は失敗の責任を追及することよりも問題点を共有して前進するために事実や経過から学ぶ作業でありますので、公開してこういった作業が進められることを同時に求めるものであります。5 番目に定住促進は買い物弱者や一人暮らしへの目配りなど過疎化への対応とセットで推進されてこそ意味があることを重ねて指摘しておきたいと思います。以上 5 点をもって賛成討論といたします。 他にありませんか。 それでは認定の立場で討論をしたいと思います。平成 2 3 年度一般会計予算は新規事業では子宮頸がんワクチン接種への全額補助、7 5 歳以上の人間ドックへの助成、母子保健事業や子どもへの支援体制の充実など、全般的に住民生活に重きを置いた内容になっており、今までに提案してきた内容が盛り込まれていることを評価するものです。同時にいくつかの要望・意見を付したいと思います。6 8 歳、6 9 歳の福祉医療費給付金給付の廃止については今後対象者の増加が見込まれることが根底にあります。つまり支援が必要な人が増えるということが前提にあります。本会議の審査の中で町長、住民福祉課長から年齢を超えてもっと厚く広く支援する全体をカバーする部所の充実をしなければならないとの答弁もあります。生活困窮者、社会的弱者の相談などが増加しており幅広い支援が必要になっている現状もあります。担当職員の仕事量が過重になっていることへの配慮と、将来にわたって職員体制が変わるなどしても福祉の窓口の対応が後退することのないよう、職員体制、研修なども充実するよう求めます。当初の問題のある制度改正と捉えておりましたが、他施策でカバーするとの答弁を信頼し、可能な努力と将来後退することのない福祉充実を前提に認めることといたしました。対応について可能な検証をし弱者の立場に立つ
4 番	浜田議員	
議	長	
7 番	三浦議員	

	た行政運営を進めるよう求めます。それから県の滞納整理機構の発足を前に懸念される対象者への対応であります。一層の心配り配慮をするよう求めるものです。また実施後の検証が重要なのでそのための努力をよろしくお願ひしたいと思います。また町営住宅の改修が盛られておりますが下水道が整備されることは大変良いことですけれども、低所得者には負担増につながる整備でもあります。十分配慮した救済策を整備する必要があると考えます。関係部所と連携で問題の起こらないよう対応するよう求めます。１２月議会で提案いたしました住宅リフォーム助成制度の早期の実施を求め、以上を要望意見といたしまして認定賛成の討論といたします。以上です。
議 長 1 番 久保島議員	他にありませんか。 私も賛成の立場で討論させていただきます。第５次総合計画初年度平成２３年度予算が前向きな取り組みで実施されるということに対しましては、非常に敬意を表するものでございます。代表するもので一例を申し上げますと、鳥獣被害対策に対しまして私も何度か質問させていただきましたが、３年を前倒しで実施するという取り組みに対しまして非常に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また定住促進に対しましてプロジェクトを立ち上げるとともに、定住促進室という新たな組織を立ち上げまして取り組むという姿勢に対して非常に期待をするものでございます。更に予算不足してくるところがあるかと思ひますけれども、その辺のところも補正をしていただいて活発な活動をしていていただくことを希望いたしまして賛成といたします。
議 長 8 番 北沢議員	他に。 賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思ひます。今回の予算につきましては町民また議会も承認した第５次総合計画の初年度の予算でありまして、その予算の内容を見ますと随所にこの５カ年計画で合意をされた事項の推進、こういったものが盛り込まれております。こういった新しい町民との合意のもとにできた計画に基づいて事業が実施される、そのことについてはまた未知の世界もあるわけでありまして、その実行については十分配慮をいただきながら効果の上がることを期待いたすものであります。またそういった事業の中でまあ人件費総額につきましては非常に抑えて予算を編成してあります。職員数におきましても少数精鋭の予算の編成となっておりまして、職員の皆さんには負担が大きくなると思ひますけれども住民サービスを低下させない、こういったことを前提に是非お取り組みをお願いしたいと思ひます。また一番関心事であります財政の問題でございますけれども、例えば起債残高におきましては当該年度末の予算の見込み額におきましては、今年の当初を下回る現在額つまり償還額が多く計上をされておりまして、将来にわたる健全財政に配慮されているというふうに感じるところであります。また確認をさせていただきましたが今後の財政運営の中において少しでも基金残高を増やして、将来の財政に備えたいとこういった答弁をいただいております。そういったことに十分ご配慮の上飯島町の将来にわたって繁栄できるような事業執行を期待し賛成といたします。
議 長 3 番 坂本議員	他にありませんか。 本年度の予算におきましては新規事業におきまして、まあソフト事業にシフトした形の

	中で事業を行っていただけることに対して大きく評価するものです。特に障がい児者に対してはこの１０年間に当町でも増加傾向にある中で、保育園や小中学校に支援員の配置が適切に行われることや、それにおける職員や先生方の勉強会、交流会に取り組んでいただけることを高く評価するものであります。また保健センター引越し後の建物を障がい児者や引き籠もり児童のための利活用の場として今後積極的に取り組んでいただけると町長答弁をいただきました。新年度においては早急に協議会を立ち上げるのにご協力をいただきたいと意見を付け加えまして賛成といたします。
議 長 2 番 中村議員	他にありませんか。 私も賛成の立場で討論いたします。２３年度、公民館活動及び地域づくり活動を支援する地域づくり支援員が設置されます。その中で各地区が個性を生かし地域の活性化につながるよう住民への生涯学習センターに対する理解と今後の位置においても住民の利便性を最優先で検討することを求めます。また福祉におきましては新たに盛り込まれました子宮頸がん予防ワクチン接種助成は住民が待ち望んでいたことでもあります。また７５歳以上の人間ドック助成は高齢の方も正しく健康管理をするようで大事であり評価いたします。検診全般にわたり検診受診率が向上するために努力することを求めます。さらに環境におきまして７月から地デジ化が完了することにより不法投棄のパトロール強化が盛り込まれておりますが、この強化を徹底していただくことを望みます。またゴミ削減対策事業については<u>住民や区への</u>アピールを強化すること、また前期基本計画である恵み豊かな自然環境の保全のため企業と地元地域との信頼関係をつくり、安全安心な環境維持に向けた努力を要望し賛成といたします。
議 長 1 1 番 平沢議員	他にありませんか。 私は議案第１２号平成２３年度飯島町一般会計予算案に対し賛成の立場で討論を行います。現在の当町に置かれている厳しい財政状況下にあつては、住民の全てが満足する予算を編成することは不可能であることはどなたもご理解するところでございます。財源が乏しいだけに行政サービスの大幅な拡大はありませんが、その中にあつて町を担う人づくり、また定住促進、そして子育て支援、医療・福祉の充実は新規事業を始め従来事業も拡大を図りきめ細かな配慮が随所にうかがえます。特に新たな生涯学習センターにつきましては町民の生涯にわたる学習活動の総合的な推進、及び支援を図る趣旨についてはその基本とするところは私も同感であります。しかし一方においては公民活動の支援及び連携調整、また住民の地域づくりへの参画に対する支援等々多岐にわたる業務となっております。運営については今後の検討課題になっておりますので、町民の福祉を増進することはこれは町に課せられた重大な使命であります。飯島町の生涯学習社会の実現に向け鋭意検討され、仏を作つて魂を入れないことにならないように、近い将来に期待を込めておきます。また第５次総合計画の初年度に当たり町の将来像である「人と緑輝くふれあいのまち」を目指して前期基本計画の重点プロジェクトに沿った予算と認識をいたします。特に当町にとっては社会基盤として重要な１５３伊南バイパス、竜東線、併せて幹線道路整備等ハードな事業が集中しております。有利な交付金また補助金等の活用で債務負担行為を極力抑えて自立のまちづくりの基本となる住民協働の更なる推進に心掛けて、目に見える形で財政効

議 長	果が表れる施策を願望いたしまして、私は本予算に賛成するものであります。
	他にございませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第 1 2 号議案平成 2 3 年度飯島町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長長の報告はそれぞれ可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。
	[賛成者起立]
議 長	お座りください。起立全員です。よって第 12 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第 1 3 号議案平成 2 3 年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に対する反対討論はありますか。
	賛成討論はありませんか。
7 番 三浦議員	それでは飯島町国民健康保険特別会計予算に対して賛成の立場で討論をいたします。国保税、医療費負担、など困難者の救済に心を配り、住民が安心して医療にかかれるよう一層の努力と健康づくりは医療費削減と住民の健康維持に大きな力となっており、引き続き健康づくりの推進に努めるよう求めて賛成といたします。以上です。
議 長	他にありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第 1 3 号議案平成 2 3 年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第 1 3 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第 1 4 号議案平成 2 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。原案に対する反対討論はありますか。
	賛成討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第 1 4 号議案平成 2 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	よって第 1 4 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第 1 5 号議案平成 2 3 年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

	先ず原案に対する反対討論はありませんか。
	賛成討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第 1 5 号議案平成 2 3 年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	よって第 1 5 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第 1 6 号議案平成 2 3 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。原案に対する反対討論はありますか。
	賛成討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第 1 6 号議案平成 2 3 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	よって第 1 6 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第 1 7 号議案平成 2 3 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。 <u>原案に対する反対討論はありませんか。</u>
	<u>賛成討論はありませんか。</u>
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第 1 7 号議案平成 2 3 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	よって第 1 7 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第 1 8 号議案平成 2 3 年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。原案に対する反対討論はありますか。
	賛成討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。

	これより第１８号議案平成２３年度飯島町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって第１８号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻を１０時４５分といたします。休憩。 午前１０時２３分 休憩 午前１０時４５分 再開
議 長	休憩を解き会議を再開します。
議 長	日程第１５ 請願・陳情等の処理についてを議題とします。 去る３月４日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した請願・陳情等について、お手元に配布のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。 ここで議事進行についてお諮りします。 各請願・陳情等の審議についてはこれから委員長より一括して委員会報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決したいと思います。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。 初めに総務産業委員長の報告を求めます。 竹沢総務産業委員長。
総務産業 委員長	それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託されました案件を審議するため３月７日当委員会を開催しました。３月７日の本会議において本委員会に付託されました２３陳情第１号国土交通省告示第１５号の履行に関する陳情書について内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり継続審査すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、公共建築物の設計、工事監理業務にあたり新しい業務報酬基準によるようにとの陳情であるが、諸物価の高騰や一方で賃金の下落がある中、大臣告示は配慮すべきであるが飯島町など地方の小規模市町村では現実基準より低い水準で発注されている現実がある。よって陳情の新基準を一律全国適用は適切か疑問であり経過をみる必要がある。よって継続審査とすべきである、であります。 次に２３陳情第３号住宅リフォーム助成制度創設を求める陳情書について、参考人として提出者である上伊那民主商工会会長の滝沢孝夫氏の出席を求め説明をいただきました。そのうえで内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書とおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見について詳細に申し上げます。

す。この課題は過去に同僚議員が一般質問をしており、町に対する制度創設要望でありますので詳細に申し上げます。出された意見として緊急経済対策として小規模建築業者の厳しい経営状況にある中で、住宅リフォーム制度を取り入れるべきだ。またこの制度にブロック塀なども対象にすべきで、具体的には強度不足のブロック塀の更新時に通学路周辺のブロック塀を対象としたらどうか。また下水道の加入率推進のためのつなぎ込みも対象とすべきである。本制度創設は賛成であるが例えば福祉関係の補助や耐震構造の補助やエコ対応補助と重複してもよいという緩やかな補助条件を付してみたらどうか。緊急経済対策は２つの側面がある、先ず小規模事業者へのこの制度の創設により事業参加の機会を拡大すること。一方で発注者である町民の皆様が住宅リフォームの要求はあるがきっかけや経済的な投資を我慢している現状から制度創設による実効性の効果が期待できる。例えば町民の皆さんが設備投資準備で５００,０００円投資すると１００,０００円補助があるといった概要を含め制度の普及を含め２年間とか期間を限定し創設したらどうか。また本制度は町内で還流する循環型経済効果が期待できる制度である。加えて参考人からも説明がありましたが、本制度は宮田村が２２年度より実施、伊那市、箕輪町、南箕輪村が２３年度から予算化を実施もしくは検討中であるということを示し添えます。更に加えてさる３月１４日総務産業委員会の折、町長からあいさつで表明されたとおり、詳細の内容はともかくこの住宅リフォーム助成制度を創設する意思表示があり、本日後刻開催される議会全員協議会で報告がある予定であります。

本２件の当常任委員会審査を踏まえ適切な結論を見いだしていただきますようお願い申し上げます。これから委員長報告といたします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

竹沢委員長自席へお戻り下さい。

次に社会文教委員長の報告を求めます。

宮下社会文教委員長。

社会文教
委員長

それでは社会文教委員会の審査報告を申し上げます。３月４日の本会議におきまして本委員会に付託されました、２３請願第１号機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願書、２３陳情第２号脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書の採択を求める陳情書、２３陳情第４号保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書の３件について、３月７日午後２時より委員会を開き参考人に出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元に配布のとおりいずれも採択すべきものと決定いたしましたのでご報告いたします。なお審査の過程に出された内容につきまして以下申し上げます。請願第１号ではこの地域で診療しているところがない、学術的、医学的な根拠や因果関係が分からないが？との質問に、アメリカでは２０,０００,０００人以上の患者がいるのでデータは多いが日本ではまだデータがない。それは一般の糖尿病診断のための２時間の耐糖能精密検査で診断することが難しく、５時間の耐糖能精密検査が必要であるにもかかわらず保険が適用されないため高額な自己負担、また実施している医療機関が少ないからである。現在少しでも多くの人に認識を高めてもらうための活動が活発になってきている。討論では継続審査の動議が

		出されましたが否決され、実際に多くの患者がいると聞く、医療・診療の中に取り入れるべきだ、などの賛成意見が出されました。
		陳情第２号では、実態はどうか？との質問に、以前に飯島町で該当する方がいらっしやったときにサービスの法律がなかったので町独自でヘルパーを入れたりしたことがある。制度に当てはまらないとの相談があればサービスを組み込んで行うといった現状がある。討論では法の制度の間で苦しんでいる人達が多い、速やかに法を制定すべきとの賛成意見が出されました。
		陳情第４号では、以前にも認定子ども園の制度は普及しなかった、今回との違いは？との質問に、以前のものは保育園でも幼稚園でもないようなモデルケースを作ろうという意味合いが強かったと思うが、今回の場合は幼稚園も保育園も全て含めて子ども園という一体化したものにしようという意味合いが強く出ていたが、幼稚園関係団体から反発が出て例外が多く分裂してしまうのではないか。討論では継続審査の動議が出されましたが否決されました。その後の討論では幼保一元化法案とは双方の良い所を取り入れるシステムとして４年ほど前から検討が行われてきた。ただ単に急いで行うということではない。待機児童の解消を考えるとこの陳情には反対であるとの意見も出されました。
議	長	以上主な内容を申し上げまして報告を終わります。 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 宮下委員長自席へお戻り下さい。
議	長	以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから案件ごとに討論・採決を行います。
議	長	初めに、２３請願第１号機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 ２３請願第１号機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願書について採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。よって２３請願第１号は採択することに決定しました。
議	長	次に、２３陳情第１号国土交通省告示第１５号の履行に関する陳情書について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 ２３陳情第１号国土交通省告示第１５号の履行に関する陳情書を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は継続審査です。本陳情を委員長報告のとおり継続審

		査とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。よって２３陳情第１号は継続審査とすることに決定しました。
議	長	
議	長	次に、２３陳情第２号脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書の採択を求める陳情書について討論を行います。 討論はありませんか。ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 ２３陳情第２号脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書の採択を求める陳情書を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。よって２３請願第２号は採択することに決定しました。
議	長	次に、２３陳情第３号住宅リフォーム助成制度創設を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 ２３珍情第３号住宅リフォーム助成制度創設を求める陳情書を採決します。 お諮りします。本陳情書に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。よって２３請願第３号は採択することに決定しました。
議	長	次に、２３陳情第四号保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。
1番	久保島議員	幼保一体化に対する拙速なシステム改革はすべきではないというのは、それはわかるんですが、陳情書の項目、陳情項目の第２項にですね、子育て支援関連予算を大幅に増やせというところがございます、ここのところには到底賛成できるものではありませんので、これは不採択というふうに私は意見を申し上げたいと思います。以上です。
議	長	他にありませんか。
2番	中村議員	私もこの保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書に反対の討論をいたします。幼保一体化においてでありますけれども、幼児教育は平等であるべきで、働く家庭も専業主婦家庭も含めたすべての子育て家庭を対象とした包括的一元的な制度の構築が求められていると思います。このような流れの中で課題は新たな次世代育成支援のため制度の構築が必要と考えます。また日本育英推進連盟からは新システム導入への懸念など届けられておりますが、いろいろな面で課題が大きいと認識し、すでに慎重に検討する考えで進めて

議 長 4 番 浜田議員	おり、幼保一体化の考えは双方の良い所を取り入れ地域に即した育児支援をするものであり、よってこの陳情に反対いたします。
	賛成討論はありませんか。
	この新保育制度の流れというのはかなり時期的には古くから始まっているものでありまして、既に小泉政権の時に待機児童のゼロ作戦というのが発令されたことがありました。しかしながらその時の実際の政策内容は保育条件の切り下げであつたり、あるいは <u>公立保育所のはずし</u> であつたりですね、あるいはそうした建設の抑制だとかですね、全体として予算をつけることなく合理化を進める、それから規制緩和と称してですね保育条件を低下を図る、まあこんなようなことが当時の内容だったと思います。で、その流れは現在の政権にも引き継がれていまして、本当の意味での保育条件の改良ではなく合理化の中で民間の丸投げなどなどを含めてですね条件を切り下げるという流れが底流にあると思います。私たちがひとつの政策を考える前提条件というのはその目指すところの理念が具体的な政策の中で現実に遂行されているかどうか、この中に <u>削ごう</u> が無いかどうかということをきっちり検証することだろうというふうに思います。そういう意味で理念一般ではなくてですね、実際に提案されている中身を精査することで、本当に必要としている人達に必要な条件が与えられるということが実現されなければいけないと思います。そういう意味でここで陳情されている事項はその中身を網羅しておりますので是非採択すべきだということと、同時に子育てに対してはですね国を挙げて手厚い予算措置をすべきであることは国民的な合意であるというふうに思います。そういう意味でこれを是非採択するよう求めて賛成意見とするものであります。以上です。
議 長	他に討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	2 3 陳情第 4 号保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方はご起立を願います。
	〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立多数です。よって 2 3 陳情第 4 号は採択することに決定しました。
議 長	日程第 1 4 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。
	会議規則第 7 2 条の規定により、お手元に配布のとおり総務産業委員会、社会文教委員会、議会運営委員会、議会報編集特別委員会、議会ホームページ運営特別委員会における所管事務調査等の処理について、議会閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって本件について各委員長から申し出のとおり継続審査としたいと思います。
	ここで休憩をとります。再開時刻を 1 1 時 1 5 分といたします。
	午前 1 1 時 1 0 分 休憩。

	〔追加日程・追加議案配布〕
	午前 1 1 時 1 5 分 再開。
議 長	会議を再開いたします。
	ただいまお手元へお配りしましたとおり、中村議員、倉田議員、三浦議員から議案が提出されております。お諮りします。本案 3 件を日程に追加し議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって議案 3 件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議 長	追加日程第 1 発議第 1 号機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
	2 番 中村明美 議員。
2 番	
中村議員	では機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書の提案理由を申し上げます。機能性低血糖症は 1 9 2 4 年アメリカのシェルハリスによって指摘された疾患です。血糖値の低下に伴い精神的身体的症状をきたす疾患とされています。機能性低血糖症では繰り返される血糖値の <u>乱降下</u> 、急激に高くなったり下がったりという精神状態がコントロールできなくなります。これはこれまで低血糖症といえば糖尿病治療薬や胃の手術などに伴う外因性のものが多かったのですが、最近は機能性低血糖症といわれる内因性のものが多くなっています。特徴は非常に疲れやすい、うつ傾向や精神疾患を起こしやすいこと、また切れやすい子どもや不登校、家庭内暴力などの関連が指摘されています。これは生活習慣など様々な要因でありまして、最も大きな要因として長期的な精白砂糖の取り過ぎがあるといわれ、これにストレスや睡眠リズムの乱れが重なることで発症していると考えられます。人の体では血糖値はインスリンの働きにより正常値を保っています。しかし低血糖時には低血糖症による障害を是正しようと 6 から 7 種類のホルモンが分泌されます。これらのホルモンが過剰に分泌されますと大脳への血糖供給が減り、理性的判断が困難な状況を生み、更にアドレナリンやノルアドレナリンが感情をつかさどる脳を刺激し、脳全体の機能バランスを崩し感情のコントロールを妨げる要因の 1 つともなっています。機能性低血糖症には 1 9 8 7 年に千葉県のマリアクリニックで日本で初めて治療が開始され、当時は未知の病気でした。平成 1 6 年から平成 2 0 年までの 5 年間、5 時間の O G T T 耐糖能精密検査を行った人の中で、他の医療機関でつけられていた病名には <u>総失調</u> 、うつ症、幻覚、幻聴、アトピーなどがありました。このように医療機関において認知度が低いため誤った診断治療で苦しんでいる患者も少なくありません。また 2 0 0 9 年の国会勉強会において日本で最も規模の大きな神経内科のひとつでありこの分野の権威である元鹿児島大学医学部病院、病院長の納光弘（おさめみつひろ）医師は 5 0 名の健康と自覚している有志をつのり、5 時間の O G T T データを集める中、低血糖症である人が多く見られた。実際に機能性低血糖症があることを医学会に示さなければならないと力説しています。O G T T 耐糖能精密

	検査では5時間の75gブドウ糖負荷試験を行います。検査は空腹時とブドウ糖を服用後の8回の血糖とインスリン濃度を調べ、尿検査、検温を行います。全部で9回の採血と尿を取り体温を測ります。これには保険適用外により患者や家族の負担が高額であります。よって国は安心した医療体制を整備すべきであり、この機能性低血糖症に係る取り組みを求めることを提案いたします。議員の皆様のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	本案に対する賛成者の意見を求めます。 5番 堀内克美 議員
5番 堀内議員	それでは機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書の提出につきまして賛成意見を申し上げます。今提案者が詳しく申し上げましたのでまったくその通りでございますが、若干の意見をお願いしたいと思います。お話にありましたように一般の糖尿病は血糖値が高いのに対しまして機能性低血糖症は逆に血糖が低い状況の患者を指しております。今まではあまり知られておらない病気でございます。まあ原因は食生活の不摂生が一番多いというふうに言われております。しかしこの機能性低血糖症につきましては現在保険適用外でございまして、検査には4～5万、それから長い時間がかかるとまあそんなふうになっております。また現在は他の病名を付けられておりまして、なかなか改善しないということで治療に苦しんでいる人が大勢おるとも言われております。そこで国としまして早急に研究を進め病名を認知して耐糖能精密検査の保険適用を行うなど、潜在的患者も含めてこの症状で苦しむ患者の救済が求められております。従ってこの意見書を提出につきまして賛成の意見といたします。以上です。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 発議第1号機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書についてを採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第2 発議第2号脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 6番 倉田晋司 議員
6番 倉田議員	それでは脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制定を求めることにつきまして提案をいたします。若年脳損傷者とは18歳以上で介護保険法の適用がない時期に交通じこや心肺停

	止など後天的事由で脳を損傷し、何らかの障がいの有している人を指します。18歳未満での脳損傷は児童福祉法が、65歳以上では介護保険法が適用されます。しかし18歳以上65歳未満の場合これらの制度は適用されません。障がいの区分についても身体障がい者福祉法は症状固定後の障がい状態を援護の対象とし、精神保健福祉法は脳機能の障がい状態のみを援護の対象としています。このように若年脳損傷者は障がい者制度はあるものの利用できるサービスすなわち機能維持のための適切なリハビリテーションの機会が保障されておりません。このような中、平成18年に長野県は国に先駆け脳損傷による後遺障がい実態調査を実施し問題提起を行いました。この調査によりますと長野県内700人、上伊那で70人こういう状況にあります。若年脳損傷者は長期のリハビリテーションで改善が期待されるにもかかわらず、現在の医療制度や障がい者自立支援制度ではこの機会が奪われており、これを保障する医療から福祉に至る新しい制度の必要性を報告しております。よって制度の狭間で苦しんでいる状況を解消するため若年脳損傷者の実態の把握と支援に係る有効な制度として脳損傷者支援法（仮称）の速やかな制定を求める意見書を提出することを提案いたします。全員の皆さんのご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。
議 長	次に本案に賛成者の意見を求めます。 2番 中村明美 議員
2番 中村議員	脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制度を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。若年脳損傷者は現在救済法がないこと、また回復に長期係る身体機能障がいと脳機能障がい重複した障がいについて確たる法的な援護がありません。機能維持のための<u>リハビリテーション機会</u>も保障がなく、脳機能の回復が阻害されています。従って将来ある若年脳損傷者への障がい者制度は急務であります。脳損傷は現代社会では交通事故や心肺停止などが元で脳障がいとなり、だれでも起こりうる可能性があります。よって脳損傷後の回復支援を含んだ法を制定すべきであると考え、この意見書に賛成いたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長 10番 宮下議員	討論なしと認めます。 議長ちょっとよろしいでしょうか。 宮下議員。
議 長 10番 宮下議員	はい。申し訳ございません。討論ではございませんがここで担当の委員長としてお詫びを申し上げたいところがございます。あの今の意見書、これをもし皆様にお認めいただいて提出をさせていただくような状況になった場合にですね、ご覧いただくと障がいの「がい」というところがですね、これが全てこの漢字の「害」が適正なものかどうかというのはちょっと私にも判断がつかない部分がございます、これをしっかり照らし合わせま

	して適正なものにさせていただきたいということで、お認めいただいた場合にはそのような配慮をさせていただきたいということで、個々でお詫びを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。
議 長	それでは再度申し上げます。討論はありませんか。 (なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 発議第2号脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。
議 長	<u>追加日程第3</u> 発議第3号保育制度改革に関する意見書提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
7番 三浦議員	7番 三浦寿美子 議員 それでは保育制度改革に関する意見書の提出について提案説明をいたします。現在、国が検討している新たな保育制度の子ども子育て新システムは保育をサービス産業に組み込むもので、到底認められるものではありません。幼保一体化や最低基準の地方条例化などの十分な議論もされておられません。にもかかわらず国は2011年に法改正を行い、2013年度には新制度の施行を目指すとしております。現行の保育制度は国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱としており、全ての子どもの保育を受ける権利を保障しています。新システムは国の責任を市町村に委ねるもので、児童福祉法24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させる内容です。これは保育に地域格差が広がることや、応益負担が導入され家庭の経済力で保育のレベルにも格差が生じることが危惧されるものです。また成り立ちも性格、運営形態の違う幼稚園と保育園を一体化するにはあまりにも拙速な進め方で、大変な混乱を招くものです。いま直面している都会の待機児童問題、過疎での保育の場の確保の困難な状況の解消の政策など、国と地方自治体の責任で保育・子育て支援を拡充をし、十分な財源確保に力を入れることが最優先されるべきだと考えております。そこで提案をいたしました記載事項の1つ、憲法25条、児童福祉法2条の理念に基づき、全ての子どもの健やかな育ちを保障するために現行保育制度を堅持拡充してください。2つ、保育所、幼稚園、学童保育および子育て支援関連予算を大幅に増やし、子育てに関わる家庭の経済的負担の軽減を図るようにしてください。3つ、児童福祉施設最低基準の廃止、引き下げは行わず抜本的に改善するようにしてください。4つ、幼保一体化を含む子ども子育て支援新システムについては拙速な結論は避け、自治体、保育関係者など当事者の意見を考慮して珍重に検討するようにしてください。以上の事項を強く要望するため関係機関に意見書を提出することを提案いたします。以上です。
議 長	次に本案に賛成者の意見を求めます。

11番 平沢議員	11番 平沢晃 議員 23陳情第4号保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書について、ただいま提出者の意見を全面的に賛成の立場から所信を申し上げます。子ども子育て新システムとは幼稚園と保育園を一本化するなど、主に幼稚園の子ども関連の国の施策や補助金を一元化するためとして政府が提起した制度改革案です。2011年の通常国会に法案を提出して2013年から新制度を本格施行すると一応謳っております。しかしこの新制度に関わる政府提案は2転3転しており、その改革に必要な財源のあてもないことから保護者や保育園、幼稚園関係者に大きな不安が広がっております。子どもの成長・発達は社会に大きな利益をもたらします。どんな地域、どんな家庭に生まれても子ども達が健やかに育つ権利が等しく保証されるためには、国や自治体が責任をもって保育園、幼稚園、学童保育の条件整備や保育内容の充実を図ることが必要です。従っていま必要なことは国と自治体の責任で保育・子育て支援を充実して、十分な財源を確保すること等を含めた全ての子どもに質の高い保育と支援を保障するための保育制度の拡充です。私たち議会としても子供子育て新システムについて拙速な結論は避け、国民の願いに応える保育制度実現に向けて強く要請しなければなりません。議員各位のご賛同を重ねてお願い申し上げます。以上です。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 <u>発議第3号保育制度改革に関する意見書の提出についてを採決します。</u> お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。
議 長	以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
議 長	ここで今限りで退任されます杉原農業委員長さんへ議会より花束の贈呈を行いたいと思います。 杉原会長さん演台の前へお進みください。 〔議長から花束贈呈〕 一言お礼を申し上げたいと思います。ただいまは議会の皆さん方より見に余る花束をいただきまして大変ありがとうございます。私、3年間農業委員長として勤めてきたわけでありすけれども、この3年間勤められたのも町長さんはじめ行政の方々、また議長さんはじめ議員の皆様方のご指導後協力によって勤めることが出来ました。大変ありがとうございます。飯島町、飯島町議会のご発展ご活躍をご祈念いたしまして退任のあいさつに代えさせていただきます。大変かありがとうございます。
杉原会長	

議 長

ありがとうございました。

町 長

それでは町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

それでは3月議会定例会の閉会にあたりましてごあいさつを申し上げます。去る3月4日から開会をいたしました3月議会定例会におきましては平成23年度の各会計予算をはじめ、諸施策の基本となる条例の改正等いずれも平成23年度をスタートをするために重要な案件42議案を提案をさせていただきました。議員各位には本会議並びに常任委員会を通じて慎重審議をいただき、連日にわたるご苦勞に対し心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。おかげをもちまして平成23年度予算並びに提出案件をいずれも原案通り全会一致で可決・決定を賜りましたことに対し重ねてお礼を申し上げます。今後の町政運営にあたりましては本会議や常任委員会の審議を通じて、また一般質問において広範な行政課題に対して賜りました各位の貴重なご意見等を重く受け止め、多くの課題に対して町長以下職員一丸となって厳しい中にも希望の持てる元気で活力あるまちづくりのために専心努力をしまいる所存でございます。当面平成22年度の経済対策関連事業をはじめ、地域介護福祉空間整備事業など現在鋭意取り組みを行っているところでありますが、その一部について平成23年度への繰越事業となる見込みでございます。できる限り早期に執行を完了をさせるとともに、平成23年度予算とも連携をする中でその効果を上げてまいりたいと考えております。

さて、今定例会開会時には夢にも思っておりませんでしたが、この3月11日、東北・関東地方において世界的にもまれにみるマグニチュード9.0という巨大地震が発生をいたしました。また12日には長野県北部の栄村を中心とした大地震も発生をし、自然のなせることとはいえテレビの画面などを通じて映し出されるその悲惨な姿はまさに悪夢を見ているような衝撃で言語に絶するものでありまして、また原子力発電所からの放射性物質の拡散による懸念も深刻な状態にあり遠距離非難も続いております。災害に遭われた地域の皆様、その犠牲となられた多くの皆様に心からのお見舞いとお悔やみを申し上げます。町といたしましてもこれも100年に1度あるかないかの大災害に対する被災地支援に、議会、社協、商工会等とも回り、町民の皆様のご理解とご協力を得て万全の態勢をもって対応をしまいたいと考えております。過日全員協議会で取り組み等にご協議をいただきましたけれども、その後現在までの取り組みの状況等につきまして午後の開催の全員協議会で現状の状況をご報告を申し上げたいというふうに思っております。国をはじめ様々な支援の手によりまして一刻も早い復旧を心から願ってやみません。是非とも町民の皆様のご協力を切にお願いを申し上げます。同時に昨晚、静岡東部で震度6の地震が発生をし、当町でも震度3が記録をされました。今のところ東海地震との関係は薄いというふうに見られておりますが予断は許されません。町といたしましても警戒態勢をとってまいりますが町民の皆さんが有事に備えて心構えだけはしておいていただきたいというふうに思っております。

さて、議員はじめ住民各位には平成22年度の町政運営にご協力を賜りましたことに対して重ねて感謝を申し上げますとともに、4月1日からはいよいよ第5次総合計画によるまちづくりがスタートをいたします。住民参加で作りましたこの飯島町の向こう10年間の将来像、「人と緑輝くふれあいのまち」を目指して、町も勇気・挑戦・感動を行動の指針として、受け身でなく積極的な取り組みによってまちづくりを進めて、定住促進、

議 長

活性化へとつなげてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご協力とそれぞれの立場でできることに取り組んでいただきたいと切にお願いを申し上げます。次第であります。

さて、このところの寒さで少し春も足踏み状態の感がございますが、桜の便りも一気に今後は北上をしまいます。明日からは卒業式、卒園式も始まります。それぞれ新たな希望を持って巣立っていったほしいと心から念願をしているところでございます。

最後になりましたが、本定例会にご出席を賜りました林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、杉原農業委員長さんには大変お忙しいところを誠にありがとうございました。議会ははじめ皆様方にはいよいよご健勝でご活躍あらんことを心からお祈りを申し上げます。3月議会定例会の閉会のごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

以上をもって平成23年3月飯島町議会定例会を閉会します。

午前11時59分 閉会

上記の議事録は、事務局長 米田章一郎の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員